

## 目次

I -CV-1st-1★訴状20180813.....	2
I -CV-1st-2★補足説明書20181121.....	7
I -CV-1st-3★準備書面①20200212.....	39
I -CV-1st-4★証拠20181121.....	47
I -CV-1st-5★甲2号証-反証書.....	49
I -CV-1st-6★甲3号証-反証書.....	56
I -CV-1st-7★甲4号証-反証書.....	81
I -CV-1st-8★甲5号証-反証書.....	86
I -CV-1st-9★甲6号証-反証書.....	112
I -CV-1st-10★甲8号証-反証書.....	161

平成 30 年 8 月 13 日

前橋地方裁判所 御中

## 訴状 I

### 原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577

### fax0278-72-5353 被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号  
国 同代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

### 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

### 第 2 請求の原因

前橋地方法務局(人権相談所) フクダ沼田支局長、ハラダ係長、イシマキ、トミオカラは、後述のように、人権相談所として、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、また露骨な申出の妨害を行って私の権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。

また脅迫者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
  - ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
  - ③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

### 違法性

違反の性質や法的説明や包囲網の概要については被害届 2018 に記載の通りです。

救済の申出により、規定に明記された(刑事訴訟法第 239 条の)告発を求めたのに妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当ります。

彼らが包囲網として行動したということです。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、そうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

つまりその無言の脅迫の意図は「発覚する前に我々の誰かが必ずお前を殺すから、人間扱いする必要など無い」ということです。

以下の I ~ V により、行為の不当性を演出して包囲網の威力を示すことにより私の生命を脅迫したこと

### I 私の 20170131 救済の申出を私が抗議しても無視し続けたこと(時系列①~⑨全て)

「人権相談所は捜査機関ではないから調査に強制力が無い」と彼らは繰り返し発言しています。

でもそれは、人権侵犯事件調査処理規程第 2 条「人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」という作為義務を放棄する正当な根拠にはなりません。

### ★20170131 の救済の申出(証拠 54)の内容が無効との主張について

おそらくは記載事実毎に対応する形で具体的な権利名を記述していないことを指しての主張と思われます。

しかし、細則第 8 条の職権探知の要請に照らしてみれば、記載された事実経過から彼らの職権で人権侵害内容の想像がつくはずですから、侵犯事実が無いと断じることなどできないと思います。

それよりも、この主張の類型が告訴状 L で警視庁が訴訟において行った対応に倣う悪質な手法だということであり、包囲網としての威力を示しています。

### I -2 人権擁護委員との連絡を妨害し続けたこと

ハラダは何度訊ねても人権擁護委員イシザカの連絡先を教えず、また伝言の取次ぎも拒否しました。

「貴方は単なる事務局である。何故妨害するのか?」と何度も抗議しましたが聞き入れませんでした。

しかたなく、私はみなみ町に尋ねましたが、「町の機関ではないから関知しない」(福祉課・ウチダ)と断られ、なす術が無く 201703 以来今日まで音信不通です。

### II 二度までも虚偽の理由を用いて私の救済の申出を受付拒否したこと(時系列②、⑥)

これらは信義則違反による適正な手続を受ける権利の妨害であり単独で不法行為です。

### ・発生場所による管轄外

規定 第 2 章第 1 節管轄 第 5 条には、発生地または居住地と明記されています。

事件毎に必ず直面する前提条件であり、実務上も問題となるケースは稀だとトミオカも言いました。

### ・精神的被害についての損害額

申出の段階でそれを求めるは非常識です、と私が何度も指摘したのに聞き入れませんでした。

そのような規定は無いとイシマキも言いました。

### III私の説明を途中で不适当に打ち切り、再開の要請にも応じなかつたこと(時系列⑤、⑧)

残りの未説明部分への対処方法は A 私の提出書類を一旦預かって後で侵犯事実の有無を検証するか、B 説明の続きの予定を組むか、のいずれかしかありません。

それなのに、いずれの方法も取らずに露骨に不适当に打ち切りました。

### IV 脅迫と隠蔽を同時に示唆する露骨な発言の数々(時系列④、⑦)

証拠説明書の通り、彼らは以下の他にもたくさんの問題発言をしています。

- ・ ハラダ「ここは捜査機関ではない」(証拠 80) これを通算で 10 回は言っています。

そんなことは誰でも知っていますが、何の脈絡でしょうか?

- ・ ハラダ「裁判にする予定があるならうちでは受け付けられません」(証拠 80)

- ・ フクダ「郵便局員がそんなことをするとは 100%信じられません」(証拠 80)

「人はすべからく犯罪をしない」と言っているのと同じで詭弁であり、職責の自己否定です。

- ・ フクダがハラダに「私達が(申出内容を)信じないと調査には入れない。そうだよね?」(証拠 80)

刑訴法 239 条の英訳を意識しての言葉と思われますが、これはいわゆる教唆に当たります。

- ・ フクダ「黙って聞けとは?貴方は私達に調査してもらう立場ではないのか?」(証拠 83)

### V 全ての告訴状の事件性を根拠無く否定したこと(時系列①、③、⑨)

要するに、警察による隠蔽を主張しているのに、また私の説明に何一つ反論していないのに、最後には「事件性が無い」、根拠を問うと「警察がそう判断したから」というような白痴化対応なのです。また、「事件や裁判になるのであれば、ここでは扱えません」とも繰り返しています。

「刑事と民事を並行で進めてはいけないという規定でもあるのか?」と訊ねても返事をしません。

極めつけは、沼田支局の告訴状を突きつけても、「事件性が無い」とのこと。呆れます。

彼らは一貫して何一つ判断根拠を示しておりません。

## 違法性のまとめ

### 要件① 権利または法律上保護される利益の存在

救済の申出により、規定に明記された(刑事訴訟法第 239 条の)告発を求めたのに妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告訴人らの加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

### 要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)は見当たりません。

精神的被害(法益侵害)については甚大です。

真っ先に被害者救済に取り組むべき最右翼の機関が見殺しにしたことにより告訴人の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

## 要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない行為により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

## 時系列的事実

①20170222 午後、前橋地方法務局沼田支局での会見においてハラダは、私が 20170131 に行った救済の申出(甲 1)について「なぜ侵犯事実の調査を行わないのか?」と尋ねたのに対し、「人権相談所は検査機関ではないから調査に強制力が無い」と見当違いな詭弁を最後まで執拗に繰り返しました。

ハラダは更に私を「人権相談所の紹介のだから受付実績があるのだろう」と誤信させ見当違いな群馬県総務部広報課へ誘導しました。

このあと私は、実際に連絡を取りましたがやはり取り合ってはもらえませんでした。

②20170501 16:00 私の自宅から前橋地方法務局沼田支局への通話において同支局・フクダ支局長は、警視庁の件は発生場所が東京都だから当支局の管轄外である、と虚偽の理由で受付拒否(甲 2)しました。

③2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局での私からの二度目の救済の申出に際しフクダは、サイトによる受取サインの偽造について、私本人が自分の筆跡ではないと主張しているのに、「郵便局員が絶対にそんなことをするわけがない、100%信じられません」と根拠無く言いしました(甲 4)。

④2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局での私の二度目の救済の申出に際しフクダは、「私達が(申出内容を)信じないと調査には入れない。そうだよね?」と私の前でハラダに同意を求めました(甲 4)。

⑤2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局での私からの二度目の救済の申出に際しフクダとハラダは、所定の時間の経過を口実に、説明の続きの予定を組むことなく、不當に途中で打ち切りました(甲 4)。

⑥2018.01.19 16:53 私の自宅から同支局への通話においてフクダは、私の 2018.01.18 の救済の申出について「精神的被害の場合でも損害額が必要」と虚偽の理由を用いて受付拒否しました(甲 7)。

⑦2018.01.19 16:53 私との通話において沼田支所・福田は、「黙って聞けとは?貴方は私達に調査してもらう立場ではないのか?」と発言しました(甲 7)。

⑧2018.01.23 13:03 前橋地方法務局での私からの救済の申出に際し人権相談課・イシマキは、所定の相談時間が経過したことを口実に、説明の続きの予定を組むことなく、不當に途中で打ち切りました(甲 8)。

⑨2018.02.19 13:26 前橋地方法務局において私は人権擁護課係員・トミオカに、告訴状 9 通を説明し、更に一般的違法性を再度説明しました。

しかしこの後トミオカは、それまでの私の説明に全く反論していないにもかかわらず、「警察が事件性無しと判断したのだから違法性は無い」と全告訴状の違法性を根拠無く否定し続けました(甲 13)。

## 日本の適用法令

### 人権侵犯事件調査処理規程 (平成 16 年法務省訓令第 2 号) より抜粋

第 2 条事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる。

第 5 条事件は、この規程に別段の定めがある場合を除き、人権侵犯の疑いのある事実の発生地又は人権を侵犯されたとされる者(以下「被害者」という。)若しくは人権を侵犯したとされる者(以下「相手方」という。)の居住地を管轄する法務局又は地方法務局において取り扱う。

第 14 条(5) 刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定により、文書で、告発すること(告発)。

**人権侵犯事件調査処理細則** (平成16年3月26日付け法務省権調第200号人権擁護局長通達)

第8条法務局長又は地方法務局長は、人権擁護委員若しくは関係行政機関からの通報又は新聞、雑誌等の出版物の記事、放送、インターネットその他のものからの情報により、事件の端緒を得るように努めなければならない。

第35条事件に関して作成する調査書類は、次のとおりとし、その様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(8) 文書その他の物件（以下「証拠資料」という。）の提出を受け、これを保管したときは、保管物目録別記様式第21号

(9) 前号の場合において、証拠資料の提出を受け、これを保管した結果を記載した証拠資料保管報告書別記様式第22号

**証拠方法** 証拠説明書Iに記載の全て

**附属書類** 証拠説明書Iのうち、甲1号証、

本書と被害届2018と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Iを含め、これらの副本一式  
以上

平成 30 年 11 月 19 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

## 訴状 I 補足説明書

提出済の訴状の論点と不法行為を明確化すべく本書を提出します。

### 人権相談所の不当性の概要

要するに、私の主張を否定する合理的根拠を一度も示しておりません。

私が人権相談所に訴えた内容は、提出文書や録音から明らかなように、警察による組織的隠蔽であること、その判断は全て、訴えた内容から見て著しく不合理であり、更にその抗議を無視していることから形式不備であり、手続として無効である、というものでしたが、それを完全に無視して、最初に警察の判断が有ったという外形だけに固執して根拠無く警察の正当行為だと言い張りました。これに対して私は更に、人権相談所の作為義務に例外規定が無いことを理由に調査の履行を求めるが、捜査機関の裁量には介入できない、あるいは、捜査機関がそう判断したのだから事件性は無い、などの職責放棄に当る無根の答弁を繰り返し、いずれの申出も侵犯性が無いとして、根拠無く極めて不合理に却下し、不可欠のはずの事実確認の調査をひたすら回避しました。

詳しくは後述のように、この間の人権相談所の対応は、虚偽の理由を用いた数度の受付拒否や説明の途中での二度の打切りを始め、著しい信義則違反と事実を否定する著しく不合理な判断を重ねており、私の適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使を妨害しました。

これらは不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽(公務員の犯罪告発義務: 刑事訴訟法 239 条 2)であり私の生命への害意の無言の脅迫です。

また、これらは私を非人間扱いする対応の典型であり、あるまじき究極の虐待だと思います。

その隠蔽の仕方に度を超えた露骨な非人間扱いが目立つので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

つまり、こうした対応の違法性はあまりに自明であり、訴えられた場合に勝ち目は無いので、通常は実行の余地はありません。それらが敢えて選択され実行されている点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決等、何らかの特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。これらの歴史的虐待のさまを、できるだけ克明に判例に刻んでくださるよう希望します。

**★著しく不合理な判断は、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です**

通報や申出も一種の手続と捉えられますし、その要件を決めたのは、つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効です。

あるいは、手続としての外形は有るもの、実質的には無視による受付拒否ですから、手続が無かったと見ることもできます。

なお、自治の権利(自由権規約 1 条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

## 不当な対応(威力)の類型

### 無視

返事無や飛躍などの形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

**無根** 合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

**抗議を無視** 100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

**職責放棄** 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

**ゾンビ化**(無視 無根 抗議の無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、その不合理に抗議してもなお無視して、同様の発言を延々と繰り返します。これらは信義則違反の重複であり連鎖です。

①既に私が行った主張を無視していること、全人格否定であり自治権の侵害であること

②無根であること(つまり詭弁、人間というものは犯罪をしないと言っているのと同じです)

訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠になりません。また、否定する合理的根拠を全く示しておりません。

③飛躍 無視の一種ですが、脈絡というか論理的整合性が無いことです。

④抗議しても、なお延々と繰り返すこと つまり実質的な会話の放棄です。

このようにゾンビ化とは本質的には無視であり、要するに非人間扱いです。

被害届 2018(共通事項説明書)に記述している白痴化対応の一類型です。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

## ★不当な発言や論理の類型

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたこと、つまり彼らの犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)に訴求していたことは提出書類や発言から明らかです。

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

**発言類型 1 「検査機関の判断には介入できない」 職責放棄 無視 無根 威力**

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、侵犯事実の調査などに検査機関を例外扱いする規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の有無を確認できず、犯罪告発義務を果たせません。

人権侵犯事件調査処理規程 2 条「人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」

**発言類型 2 「警察が判断したのだから違法性は無い」 職責放棄 無視 無根 威力**

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、侵犯事実の調査などに検査機関を例外扱いする規定は無いので無根です。

ですから、何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも否定する合理的根拠を示していないので無根であり、刑訴法 239 条 2 違反です。

**発言類型 3 「ここは捜査機関ではない」「我々には捜査権限が無い」**

**職責放棄 無視 無根 飛躍 威力**

発言類型 1 と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることなので意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの判断基準が必要ですから、免責の抗弁にはなりません。

なおこれは 2017 年 2 月にハラダが繰り返したものですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが発言しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われます。

**発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」 職責放棄 無視 無根 威力**

それはお互い様なので、敢えて言う意味がありません。沼田署のタカダ、マキシマやハラダ、フクダ、トミオカなど多数が言っており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。

**発言類型 5 「それは(加害者)に言え」 職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力**

襲ってきた強盗と相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。

**発言類型 6 「それはうちではない」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力**

発言類型 3 と同趣旨と思われますが、手続目的を無視しています。

**発言類型 7 「侵犯性(違法性)が無い」 職責放棄 無視 無根 威力**

それまでの個別事件の事件性の主張を否定する合理的根拠を全く示していないのに、最後には必ず、このような結論に至ります。 ここで私は、やむなく説明を繰り返します。

これは、私に義務のない事をさせている点からも、職権濫用罪の構成要件に当たります。

**発言類型 8 「だから、何をもって?」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力**

既に充分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

**犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)**

群馬県警の対応の前提には警視庁・埼玉県警による脅迫殺人への関与の隠蔽という巨大な動機(高度の恣意性)が初めから存在します。

**故意の証明方法(恣意性一覧表の活用)**

彼らの対応は、恣意の全体として隠蔽であり、それを証明するには簡単です。

恣意性一覧表に沿って、事件性の各焦点について、それを否定した判断根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

**故意の証明の必要性**

特に抗議されてもなお無視している(反論または見直し無)点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽の場合は、性質上、その意思の表明を秘匿するものですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることがあります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図と見てよいと思います。

脅迫の場合は、警察は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当ると思います。

警察以外の場合には、脅迫罪については基本的に故意の立証が必要だと思いますが、もし、脅迫とまで言えないとしても、私の場合は少なくとも何らかの威力であり、これらの威力を処罰するには、現実問題として、脅迫罪もしくは強要罪の未遂くらいしか無いと思います。

### ★包囲網の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の捕捉にあったと思われます。それが次第に威力による強要に変わり、被害届 2009 の頃には、威力による報復が常態化しました。それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできにくいですが、少なくとも何らかの威力を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり少なくとも「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図であることは間違ひありません。

そしてその威力の全てが、2009 年の脅迫殺人と 2015 年の獵銃脅迫事件を起源として、常にそれらを念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

その威力が、例えば裁判の妨害や不当な判決の形だとしても、包囲網が摘発されない限りは、告訴状 H(出荷)の価格操作のような営業妨害が続くので、早晚、経済的生活難に陥るのは避けられませんから、結果的に全てが生命に対する害意と言えます。

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無い」という意図だと考えています。

これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。

### ★対応の異常性こそ威力の証左です

不当な対応については既述の通りであり、従来から主張しているように、ありえないような対応を敢えて行ってみせることによる脅迫効果の演出です。

当然ながら不当性(異常性)が高いほど威力である恣意性も高いと思います。

### 職責に基く適用法理

基本的には、事件性の認識の異常であり隠蔽であり、刑事訴訟法第 239 条 2(公務員の犯罪告発義務)への違反と考えます。警察の場合は、警察法や犯罪捜査規範への違反にも当り、また捜査機関の受理(受付)拒否に当る場合には更に、犯罪捜査規範や刑事訴訟法の該当条文にも違反すると考えます。

### ★私の申出の要旨(三つの主な事件の概要)

#### A 沼田支局の対応

ハラダ沼田支局係長

I 2017 年 2 月 22 日 午後 の会見において、記述のように、職責放棄の詭弁と他機関への誘導によって私の申出を妨害したこと

①「ここは捜査機関ではない」という詭弁を終止繰り返したこと

②群馬県広報課に根拠無く誘導し、義務の無い事をさせたこと

II 2018.01.18 09:56(甲 3)の会見において、記述のように、多数の虚偽や詭弁を用い、また著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと  
まず、最初に読み上げた沼田支局の告訴状には、何ら反論しておりません。

次に、郵便局事件の告訴状を読み上げ直後には、開口一番からゾンビ化(白痴化)しております。

最も重要なのは、その対応の仕方や論点が、沼田署マキシマ(B-甲 5、B-甲 8)と酷似している点です。これは沼田署の隠蔽の模倣であり、不当性の演出による包囲網の威力の誇示です。

III 2018.01.18 09:56(甲 3)の会見において、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと

フクダ沼田支局長

I 2017.05.01 16:00 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から沼田支局(沼田市西倉内町 701)への通話(甲 2)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を妨害したこと

II 2018.01.18 09:56 の会見(甲 3)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

III 2018.01.18 09:56 の会見(甲 3)において、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと

IV 2018.01.19 16:53 私の自宅から沼田支局への通話(甲 4)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を受付拒否したこと

彼らは皆、最後には侵犯性無と結論することを初めから決めていたことは結果的に明らかですから、フクダが受付拒否の根拠とした三つの理由(①～③)にはそもそも必要性が有りません。また、三つとも規定を調べればすぐにはばれるような嘘ですから、普通はつきません。つまり 100%職権濫用の恣意性を示しております。更には二つの問題発言(④～⑤)を加味して総合すれば、私の特殊事情(社会的な孤立状態)を見越した「お前の訴えなんぞ威力で握り潰してみせるぞ」という意図を示しており、不当性を演出して威力を示そうとする意図としか考えられません。

①発生場所による管轄外(甲 2) 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは 100%故意です。実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています。

②「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という重要な条件の説明を洩らしたこと(甲 2) 内容的に極めて重要な条件であり過失が考えにくいことや、甲 2 の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。

③精神的法益侵害についての損害額(甲 4) 規定に無く(トドコロの証言)、抗議しても言い張っていることから明らかに故意です。

④有力な経験則の否定と無根拠の盲信 本人の私の筆跡相違の主張を全く信じなかったことと、「郵便局員がそんなことするなんて 100%信じられません」は、あまりにも対照的であり差別的です。  
この二つの組合せはそれだけで著しい信義則違反であり、職権濫用の恣意性 100%です。

⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」 更に④の直後にフクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で口にする言葉ではなく、更に甲 3 反訳書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図

を示唆しています。

なお、2018.01.23 (甲5)前橋本局も救済の申出を、説明の途中で不当に打ち切っています。

### B 郵便局事件

20170405 20 時頃、沼田郵便局サイトウは、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしていた私の睡眠中に住居侵入し、ゆうパックを顔の横に置き去りました。私は目が覚めるとすぐにこの不審に気がつきました。配達を受けた記憶が全くありませんし、不在時連絡票もそのまま残っていました。今にも転げ落ちそうな場所に置いて寝転ぶはずもありません。翌日 0406 の日中にサイトウに電話したところ、私が配達票を受け取って、コタツの上のボールペンでサインしたと言いました。しかし、この電話の直後に確認すると、その三色ボールペンは壊になっていました。コタツの上にはシャープペンとこのボールペンしかなく、このボールペンは滅多に使いません。ここでサイトウの犯行をほぼ確信した私は、さっそく通報し、みなかみ交番から現場検証に来てもらう手はずになりました。一方で、沼田郵便局オオフジに電話し、現場検証に必要なので配達証の現物を今すぐ持参してほしいと要請したところ、「一旦回収したものは絶対に外に持ち出せない」と断られました。なお、これが虚偽であったことは約半年後に判明しました。翌朝 0407、沼田郵便局に出向き、配達証の現物を確認したところ、黒インクであり、私の筆跡ではありませんでした。さっそく通報し沼田署のマキシマラに現場検証を要請しましたが不当にも却下されました(B-甲 5)。

この住居侵入は、私の叔母の太田まり子の殺害(の疑い)に東村山郵便局が関与している疑いが強く、その一連の真相の隠蔽の為の脅迫と推定されますが、マキシマラは根拠無く信じようとしました。やむなく、私は翌日 0408 に沼田署に出向いて刑事課に告訴状を出しました。

ということで、筆跡に加えて色が違うため、私としては私文書偽造と住居侵入は確信しております。ですから、配達証から私の指紋は出てこないからそれも証拠ですと最初から主張しております。おまけにオオフジは嘘をついて現場検証を妨害しております。筆跡鑑定や指紋鑑定も要請済です。脅迫目的が肯定できないにせよ、何らかの故意に疑いの余地は無く、これで捜査令状が取れぬはずはありません。

### C 猟銃脅迫事件

20150111 午後、狙撃 私の畠の中深くまで踏み込んで、視界が良く 30m の至近距離から相対での発砲でした。これは脅迫であることを明示したものと思われます。しかしヤナオカは告知が無かったことを口実に、この巨大な恣意性を根拠無く否定しました。

2015.1.26(月)朝 猟撃現場の二百 m 手前の通り道上に夥しい血痕が散乱していました。死骸の元の場所から通り道までの間(約 20m)にほとんど血痕が無かったこと、撒かれた血の量が異常に大量と推定されること、何らかの注意なり行政処分を受けたはずの狙撃グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であるのに、この処分の有無を沼田署が秘匿しており未回答であること、など極めて不審です。これについて、ヤナオカは人為性を全く否定、クロイワはハンターの正当行為だと言い張りました。それはおかしい、狙撃者への例の処分はしたのか、処分を受けてなお、こういうマネをするのは不審過ぎるが? と質すと、知らないのでヤナオカに聞いてくれと言いました。知らないでは判断できないはずです。2015.1.26(月)17:00 頃、血痕現場付近の私の帰途上に小猪の死骸が二つ置いてありました(発見場所が不審)また、クロイワが現場検証を終えてからわずか二時間弱後です(タイミングが不審)。

これについて、二人とも人為性を全く否定し、ヤナオカは鳥、クロイワは獣の仕業と言い張りました。しかし、この状況(段階)で人為性を排除することは、著しい不合理を超えて、不可能です。

2015.3.27(火)18:16 大猪の死骸が解体され、その毛皮だけが私の通り道上に置かれていました。二ヶ月以上経ってから死骸を捌くことに意味が無いので、脅迫の意図が鮮明です。

このような、絵に描いたような脅迫劇を露骨に隠蔽している群馬県警の茶番劇ぶりには、不当性を演出して威力を示そうという意図があまりにも明白です。つまり、警視庁による 20090220 太田まり子脅迫殺人事件の隠蔽への組織的加担という単純明快な極めて強い動機が推定されますが、ここでも脅迫の意図があるということです。

その後も関連と思われる出来事(禁猟期間中の銃声、深夜の合図の声、不審な発砲音など)が続いており、何度も通報しましたが、全て不当に無視(聞き流し)されております。

## 不法行為(実行行為)の特定

要するに、事件性の認識の異常であり、事実を否定する判断による隠蔽であり手続の妨害です。

これらは全て不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽であり脅迫です。

不法行為の識別基準には様々な観点が考えられますが、一応、個人別・時点別にしてみました。

私が違法性が高いと思っている部分には★(多いほど高い)をつけてあります。

不法行為の詳細については、主に「私の申出の要旨(三つの主な事件の概要)」と、以下の個人別欄に記述の通りです。

特に犯意の判定については、全主張をご斟酌のうえ、全体の態様として総合的にご判断ください。

### ハラダ係長の不法行為(甲 3 反約書ほか)

I 2017 年 2 月 22 日 午後の会見において、記述のように、職責放棄の詭弁と他機関への誘導によって私の申出を妨害したこと

II 2018.01.18 09:56(甲 3)の会見において、記述のように、多数の虚偽や詭弁を用い、また著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

III 2018.01.18 09:56(甲 3)の会見において、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと

(説明)ハラダの不当性の概要については「私の申出の要旨」に既述の通りです。

なお、Iについては甲 3 の冒頭で朗読した支局の告訴状に全く反論しておりません。

II で重要なのは、特に郵便局事件について、その対応の仕方や論点が、沼田署マキシマ(B-甲 5、B-甲 8)と酷似している点です。

これは沼田署の隠蔽の再現であり、模倣による包囲網の威力の誇示です。

### ハラダの不法行為 II、IIIについて、甲 3 反約書より抜粋

反 P2 上(私)昨年 2 月 22 日午後、原田さんはここで、告訴人との会見において、なぜ人権侵犯事実の調査を行おうとしないのか?と再三訊ねられたのに、ここは捜査機関ではない、という見当違いの詭弁を最後まで執拗に繰り返し、あげく、県の広報課に誘導しました。2017 年 5 月 1 日 16 時、フクダ支局長は告訴人との通話において、人権侵犯調査、処理規定第八条に侵犯から一年以内と明記されていることと、警視庁に関することであれば東京法務局の管轄であり、沼田支局の管轄外になることの二点を理由に告訴人の被害届出は救済対象外であると回答しました。これら二つの事実を総合しますと、ハラダおよびフクダは、告訴人届出の人権侵犯事実の調査を故意にしないことにより被害を隠蔽し、殺人を示唆

する複数の脅迫被害を放置し継続させることにより、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫を行いました。その脅迫の意図は「包囲網の犯行を暴こうとすれば、包囲網の誰かがお前の叔母や猪の上うにお前を殺すよ」ということだと思います。

反 P3 上(ハラダ) 思うんですね?、思うんですね?(説明) ★開口一番 無視 発言類型4 無根 無意味 威力 (私) ハラダさんは人権相談所とみなかみ町人権擁護委員会の事務局を兼ねています。私が 1 月 31 日に、反 P3 上(ハラダ)擁護委員の事務局は兼ねてないですよ(説明) ハラダはイシザカへの取次ぎを拒否し、かといって連絡先も教えず、連絡不能にしておりますが、人権相談所とは別機関のはずですから越権行為だと思います (私) 人権擁護委員イシザカに提出した人権被害の届出の内容を把握しております

反 P3 下(私) それにそもそもフクダさんは、ただ一年と言っているだけで、「継続する行為にあっては、その終了した日から1年」という重要な条件の説明をおこな、怠っております。「被害はいつ終了したですか?」と聞かれたならば、「ああ、そういうことならいざれも今、現在進行形であり継続中です。」と答えられたとこです。それから、発生場所による管轄違いについては、ええ、「人権侵犯事件調査処理規定」第 2 章救済手続 第 1 節管轄、に書いてある通り、もともと発生地でも居住地でもどちらでも構わないのであり、回答は明らかに誤りです。このように、ええ、ハラダさん、フクダさんとも判断ミスや憶え違いの範囲を超えた故意による隠蔽であり告訴の妨害であるのは明らかです。すなわち人権侵犯事実を調査しようとせず、嘘をついて不~~當~~に隠蔽したことが実行行為です

反 P4 上(私) ええ、損害状況について、告訴人の、ええ、精神的法益侵害は極めて多大です。真っ先に人権被害者救済に取り組むべき最右翼の機関が見殺しにしたことで、告訴人の絶望感や孤立感は当然、深まりました。またいつ何時叔母の殺害の真犯人やハンターに殺されるかもしれないという絶べ、絶望感は続きました

反 P4 下(私) 人権侵犯事件調査処理規程より抜粋 第14条 (5) 刑事訴訟法の規定により、文書で、告発すること、という方法が明記されております。これを求めて私は、ええ、届出をしたわけです

反 P4 下(ハラダ) 告訴はうちのほうにはできないので、告訴できるところに出していただいたほうがいいと思います(説明) 朗読した内容を無視 無根 職責放棄 これで三回目の同趣旨の発言です。何か口実をつけて、見まいとする意図が鮮明です

反 P5 中(私) そんなものに書きされるようなものじゃないでしょ? 反 P5 中(ハラダ) いや、これだけが必要なんです。そんな(説明)抗議を無視 無根 職責放棄 持参資料を見ればわかります、と既に何度も言っていますがあくまで口頭での説明を要求しています。これは申告シートの形式を口実にした受付拒否です。そもそも明細別紙とすれば済むことです。

反 P5 下(私) いや、経緯を見ればわかります。最新状態、昨年10月時点で全部、継続事件が発生してます 反 P5 下(ハラダ) だ、私は何回も同じことを申し上げてるんすけど、それを、それじゃない、それじゃない、それじゃない、っていうふうに、イマイさんのほうで言ってると、それが全部継続になってしまったら、もう果てしなく続いてしまうの、おかしいですよね?(説明)継続案件であることを無視 無根 職責放棄 無意味 何もおかしくありませんし、どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません

反 P6 中(私) わからうとしてますか?、これだけの量をこんな一枚に纏め切れるはずがないでしょ?

反 P6 中(ハラダ) だ、それは、うちのほうでは、処理できないです。うちのほうでできることの範囲を超

えています。だ、捜査機関なり、その、裁判所なりで判断していただく案件になると思います(説明)発言  
類型 6 職責放棄 無視 超えている場合の例外規定が無く、また調査の例外規定も無いので二重  
に無根 どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません。この後も更に同じ趣旨の発言をして  
います。

反 P7 中(ハラダ)じゃ、これは誰なんですか?、具体的に (私)誰って?、沼田署って書いてある 反  
P7 中(ハラダ)これじゃ、調べに行けないんです(説明)無根(虚偽) 職責放棄 無視 告訴・告発自体  
は被疑者不詳でも可能であることから推測して、告発という手段が彼らの規定に有る以上は、調査でき  
ないことはないと思います。

反 P7 下(私)対応が悪いとかじやなくて、意図的な、故意による隠蔽です。警察は職責上、名前を明かさ  
ないことも可能ですから 反 P7 下(ハラダ)だ、そういうことは、うちではわからないです(説明)直  
前を無視 無根(虚偽) 職責放棄 常識です 反 P8 上(私)いやいや、調べようとして下さい。作為  
義務が明記されてますでしょ? さっき、読み上げたように 反 P8 上(ハラダ)これは、うちのほうで  
調べる案件ではないです(説明)朗読を無視 無根 職責放棄

反 P8 下(私)だから、これ、これを、これに書けるような簡単な案件じやないでしょ? 貴方は詭弁でご  
まかそうとします 反 P8 下(ハラダ)じゃ、うちじやもう、む、できないです(説明)抗議を無視 無  
根 職責放棄 どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません (私)なぜ、何を根拠にでき  
ないって言ってるん? 反 P8 下(ハラダ)だ、この、この範囲です(説明)抗議を無視 無根 職  
責放棄 職権濫用 これというのは申告シートのことであり、全てをその様式に収めなければならぬ  
という規定はありません

反 P9 中(私)だから、さっき読み上げたように(5)の告発です、それは、告発 反 P9 中(ハラダ)どこ  
にですか?(説明)自痴化 無視 無根 職責放棄 (私)刑事訴訟法の規定に基く告発 反 P9 中(ハ  
ラダ)犯罪になってるってゆうのを告発するんですか?(説明)★職責放棄 無視 無根 白痴化  
(私)当然、将来的にはね、慶謝料請求とか、そういう問題に発展するわけですよ。その可能性としてこ  
こに届けてるんです。わかりますか? 反 P9 下(ハラダ)いや、裁判になるんだったら、うちのほうで  
は全然、あの、こういう手続きできないです(説明)★無視 無根 職責放棄 係属未発生です

反 P9 下(ハラダ)だから、裁判関係になるんであれば、うちは全然、そちらのほうに任せるので、でき  
ないです(説明)★無視 無根 職責放棄 係属未発生です (私)開始してなきや、そう言えないでしょ、  
いつ開始するかなんて保証は無いんですよ (ハラダ)そちらの手続きをやるんであれば、そちらの手  
続きをやっていただければいいわけですよね?(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄 係属未発生です  
反 P10 上(ハラダ)でもそういうふうな予定が有るんですよね?(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄  
これは係属発生を理由にしようとしたと思われますが未発生です (私)予定、予定は無いです、じゃ、  
無いです。そんな、決めてるわけじゃないんで、なぜ、それを根拠にするんですか? まだ全然、確定し  
てないことなんですよ? 反 P10 中(ハラダ)だ、裁判所に、告訴とかっていう形の物を作っているって  
いうことは、それを予定しているってゆうふうに思われても、うちのほうでは判断しますよね、そうい  
うふうに言えば(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄 係属未発生です

反 P10 下(私)わからないじやなくて、これ読めばわかりますから受理してくださいつってるんです。こ  
んなもの一枚に纏めきれる話じやないでしょ。見ればわかるでしょ? 反 P10 下(ハラダ)そこまです  
るのであれば、裁判所とか警察の話で、うちのほうでできる話ではないです(説明)★ゾンビ化 抗議を

無視\_無根\_職責放棄 どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません

反 P12 中(ハラダ)で、不作為は、不作為が起ったことによって直ちに違法性が有るとか無いとかって判断は、うちではできないです(説明)発言類型 6\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)どこが、うちではできないって言うけども、人権侵犯事実の調査をして事実を確認してくださいと言ってるんです、それおかしいですか? それおかしいですか? 最初に戻りますけども 反 P12 中(ハラダ)その判断は、警察のほうにも判断できる規定とか法律があるはずなんです。で、行政処分をした、その根拠がその、警察は警察にあると思うんですよね。その処分に対して、うちのほうが人権侵犯事件だとかっていう判断はできないんで(説明)ゾンビ化\_発言類型 1\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)しなくていいという規定がどこにあるんですか? だから、警察の組織的隠蔽だと言ってる、警察だけじゃない、読んでもらえればわかるように 反 P12 中(ハラダ)組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですね(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 1\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_犯罪告発義務違反です 反 P12 下(私)何の? だから犯罪事実の隠蔽ですよね 反 P12 下(ハラダ)だ、犯罪事実かどうかを判断するのは、うちではないです(説明)ゾンビ化\_発言類型 1\_抗議を無視\_無根\_職責放棄

反 P14 中(私)届出事実の調査をしてください、事実を確認してくださいと、こちらに対して言っているのと同じ事を言っているだけですけども? 反 P14 中(ハラダ)それは、イマイさんのはうから言える話ではないんです(説明)ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_取次が\_連絡先も教えず\_人権擁護委員との連絡を完全に遮断しました。これでは機関としての人権擁護委員の存在意義が有りません

**【反 P16 郵便局事件の告訴状の朗読】**(私)去年の 4 月 沼田郵便局のサイトウ郵便配達員が 4 月 5 日 8 時頃 私が玄関先の縁端で居眠りをしていたところに職務上の通常の声掛けを故意にせず 寝ている告訴人の枕元に ゆうパックを置き去りました これは、配達証の受取サインが偽造されていることから見て、故意に職務上の声掛けをせずに無断で入ったものであり、正当な理由の無い住居侵入です 私文書偽造 脅迫の罪 告訴状 I に記載した通り、2009. 2. 20 のさいたま市での告訴人の叔母、太田まり子の変死の真相が殺害であり、当時の東村山郵便局配達員が年賀状の内容を漏洩させたことにより引き起こされた疑いが強く、サイトウ配達員のこれら一連の行動は、叔母の件の組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます 沼田郵便局 オオフジ副部長に対し犯人匿匿等の罪 翌 4 月 6 日 18 時頃の電話において、オオフジは私が「これから行われる現場検証に必要なので配達証の現物を今すぐ持参してほしい」と要求されたのに「一旦回収されたものは本局から絶対に外には持ち出せない決まりになっている」ということでこれを拒否しました しかし後で調べたところ、法的根拠が答えられないと言いました 録音 サイトウ配達員の蔵匿と受取サインの偽造の為の時間稼ぎと思われます で、沼田署も、告訴状としてこれを出しているのに、を無視しておりますから、ええ、お決まりの三罪が成立しております 明確な犯罪行為 生存権の侵害でしょうね

反 P16 上(ハラダ)被害は何ですか? ゆうパックが偽造されたってことによって、何が被害が出たんですか?(説明)★★開口一番\_朗読を無視\_否定する理由が無根\_職責放棄\_自痴化 (私)いや、精神的被害ですよね、脅迫だって言ってますよね?、脅迫ってのはすべからく、あの、精神的被害なんですよ、おわかりになりますか? 反 P16 上(ハラダ)いえ、ゆうパックが、と、イマイさん宛のものが届いてるんですね? それで(説明)ゾンビ化\_朗読や抗議を無視\_否定する理由が無根\_職責放棄 (私)勝手に届いてるんですよ? いつの、いつの間にか知らぬ間に 反 P16 上(ハラダ)でも、イマイさん宛のものがイマイさんの所に届いて、何か被害の事実が何か出たんですか?(説明)★★ゾンビ化\_朗読や抗議

を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)だから精神的な被害、気味悪いでしょう? そんなことされれば。何か特別な意図があってやってることは間違いないですよね? 反 P16 上(ハラダ)いや、それはわからないです(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 白痴化 著しく不合理を超えて、異常です (私)何の為に声掛けせずに忍び込むんですか? 配達員が。おっしゃってください。何の為にそんなことするんですか? 反 P16 下(ハラダ)声掛けをしないといけないというふうになってるんですか? 当たり前で(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 夜の屋内立入に声掛けが必要なのは、信義則ではなく保安上、当然です。極めて異常な反応です (私)当たり前でしょ? 受取サインが必要なんですよ、声掛けせずにどうやって貰えるんですか? (ハラダ)だから、それで、でも (私)起こさずにどうやって受取サインが取れるんですか? 言ってください 反 P16 下(ハラダ)でも、届いたんですよね?(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)貰ってないです、私は。受け取ってないです、受け取ってないのに有るんです。だから犯罪だと言ってるんです。わからうとしてますか? 反 P16 下(ハラダ)だ、イマイさん宛ではないんですか? イマイさん宛ではないものが届いたってことなんですか?(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)だからどうしたの? 知らない間に届いたんですよ? 知らない間に届いたんですよ、だから犯罪だと言ってるんです。違いますか? 反 P17 上(ハラダ)全くわからないです(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 反 P17 上(私)発言は必要ないですよね? 脅迫というのは、判例として幅広い範囲、あの、あ、範囲を持ってまして、別に言葉は必要ありません。事実経過全体の態様で判断されます 反 P17 中(ハラダ)それは、うちは判断できないですね(説明)★ゾンビ化 発言類型 5 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)判断できないじゃなくて、普通にそうなんですよ、判例として固まっているものを判断できないじゃなくて (ハラダ)じゃ、判例として固まっているものは (私)常識として受け止めてください 反 P17 中(ハラダ)それは裁判所のほうでやっていただくことだと思うんですよね。判例で積み重なっているものを(説明)ゾンビ化 発言類型 5 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)何度も言いますように、はん、裁判所がやる前に、人権侵犯でしょ? 人権侵犯だから、こちらにお願いしてるんですが。人権侵犯ですよね? 反 P17 中(ハラダ)や、人権侵犯だよっていうふうにおっしゃっても、被害として何があったのかが、私にはわからないです。今おっしゃっている中で。だって、イマイさん宛のものイマイさんに届いて、(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)生存権の侵害でしょ、違いますか? 反 P17 中(ハラダ)わからないです(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)何度も言っているように、何がわからないん? 反 P17 中(ハラダ)イマイさんのところに(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)どこがわからないの? 反 P17 中(ハラダ)イマイさん宛の物がイマイさんに届いて(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)私宛のものが、勝手に届いたら、それは被害でしょ? 反 P17 下(ハラダ)勝手にとってゆうのは、勝手にとってゆうのは、イマイさんの評価です。だから、事実が知りたいんです(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 警察が隠蔽しているのですから無理な注文です (私)だから、事実は偽造されてます、受取サインが。そのことから推測すれば、当然、黙って入ってるでしょ? 反

P17 下(ハラダ)だ、推測ですよね?(説明)★★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根  
職責放棄 警察が隠蔽しているのですから無理な注文です (私)だから確定させてください 反  
P17 下(ハラダ)それはうちのほうではないです、調査するのは(説明)★★ゾンビ化 発言類型6 朗読  
や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)いや、推測ですよ、もちろん。貴方の判断は  
すべからく推測です (ハラダ)イマイさん (私)全て下す判断は推測ですよ、だから? (ハラダ)  
今言ったことの内容でいけば (私)だから、蓋然性として当然、けいせ、経験則上、判断しなきやい  
けら、クロと判断しなきやいいけないケースはいくらもあるでしょう? 全部推測だって言ったら、一つも  
認めないってことになりますよね? 反 P18 上(ハラダ)や、蓋然性が高いつていうのを判断するには、  
それなりの蓋然性がわかるものが積み重なっていがないとわかんないですよね? (説明)★★ゾンビ化  
朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)や、わかる、わかんないって、経験則と  
して、当然、認めるべきでしょう? 反 P18 中(ハラダ)で、イマイさんの(説明)★★ゾンビ化 朗読  
や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)じゃ、何の為に、黙って忍び込むんです  
か? 言い逃れしないでください 反 P18 中(ハラダ)だ、届いてるんですよね? (説明)★★★ゾンビ化  
朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)だから? 反 P18 中(ハラダ)届けば、だ  
って、郵便でゆうのはそもそも(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責  
放棄 (私)勝手に届いてるんですよ? 反 P18 中(ハラダ)だ、イマイさんのですよね? (説明)★★ゾ  
ンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)空飛んで来たのか、歩いてきた  
のか知らないけど、郵便が勝手に届いてるんです 反 P18 中(ハラダ)でも、ゆうパックだから、たま  
たまそれは、あの、サインが必要なのかもしれないんですけど、普通はポストに勝手に入りますよね? 郵  
便物って(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 摘示された恣  
意性を一般論にすり替えようとしています (私)だから ゆうパックなんです、問題にしてるのは、  
ゆうパックなの。何をごまかそうとしてるか知らないけど、ゆうパックなんですよ、これは 反 P18  
中(ハラダ)いや、勝手に、でも、勝手に届いたことで、何が不都合でどういう被害が出たんですか? (説  
明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)だから、読み上げま  
したでしょ? 読み上げましたでしょ? 勝手に届いたってことは勝手に入ったってことなんですよ だからそれが住居侵入であり脅迫だと何度も言ってますでしょ? 反 P18 中(ハラダ)ポストとか、そこの  
場所に届けるのに、郵便局が、入らないで届けられないですよね? そもそもそれを、そこに持っていく  
には、イマイさんの家に(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄  
なお、これ以後のハラダの発言はフクダの甲3に含めて記載しています。

### フクダ沼田支局長の不法行為(甲2、甲3、甲4反約書より)

- I 2017.05.01 16:00 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田支局(沼田市西倉内町701)への通話(甲2)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を妨害したこと
- II 2018.01.18 09:56 の会見(甲3)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと
- III 2018.01.18 09:56 の会見(甲3)において、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと
- IV 2018.01.19 16:53 私の自宅から沼田支局への通話(甲4)において、記述のように、虚

### 偽や詭弁を用いて私の申出を受付拒否したこと

(説明) 「私の申出の要旨」に既述の通りですが、重要なので再掲します。

彼らは皆、最後には侵犯性無と結論することを初めから決めていたことは結果的に明らかですから、フクダが受付拒否の根拠とした三つの理由(①～③)にはそもそも必要性が有りません。また、三つとも規定を調べればすぐにはばれるような嘘ですから、普通はつきません。つまり 100%職権濫用の恣意性を示しております。更には二つの問題発言(④～⑤)を加味して総合すれば、私の特殊事情(社会的な孤立状態)を見越した「お前の訴えなんぞ威力で握り潰してみせるぞ」という意図を示しており、不当性を演出して威力を示そうとする意図としか考えられません。

①発生場所による管轄外(甲 2) 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは 100%故意です。実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています。

②「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という重要な条件の説明を洩らしたこと(甲 2) 内容的に極めて重要な条件であり過失が考えにくいことや、甲 2 の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。

③精神的法益侵害についての損害額(甲 4) 規定に無く(トドコロの証言有り)、抗議しても言い張っていることから明らかに故意です。

④有力な経験則の否定と無根拠の盲信 本人の私の筆跡相違の主張を全く信じなかったことと、「郵便局員がそんなことするなんて 100%信じられません」は、あまりにも対照的であり差別的です。

この二つの組合せはそれだけで著しい信義則違反であり、職権濫用の恣意性 100%です。

⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」 更に④の直後にフクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で口にする言葉ではなく、更に甲 3 反訳書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図を示唆しています。

### フクダの不法行為 I について、甲 2 反約書より抜粋

フクダとはこの電話が初対面でしたが、いきなり虚偽理由を連発する点に、悪意が溢れています。

私もかなり敵対的ですが、これはこの時点までのハラダの対応によるものです。

(私)はい、あのう、8年前の話なんですが、被害届を送ったのに、それを完全に黙殺しております  
反 P2 中(フクダ) あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります(説明) ★★★★無根(虚偽)  
職責放棄 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは 100%故意です。実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています (私)いやいや、それはそちらで転送してください、私はこちらの、今の住所地で 反 P2 中(フクダ) 転送はできません、ごめんなさい、管轄が決まっています(説明) ★★★★無根(虚偽) 職責放棄 (私)住所地に申請してるんですよ? 反 P2 中(フクダ)

いやいや、あのう、申し訳ないんですが、人権侵害がねえ、いち、一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。8年前(説明) ★★★無根(虚偽) 職責放棄 「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内というのは極めて重要な条件であり過失が考えにくいことや、甲 2 の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。 (私)「どこに、そんなことが書いてあるんですか? 反 P5 上(フクダ)まず、管轄が違います(説明) ★★★★無根(虚偽) 職責放棄 規定上、居住地と発

生地のいずれも可です (私)管轄が違う? 管轄が違うとできないって、どこに書いてあるんですか? 法的根拠を示して下さい 反 P5 上(フクダ)うん、だから東京法務局が管轄になりますよ、管轄っていうのは決まってるわけだから(説明)★★★★無根(虚偽) 職責放棄 規定上、居住地と発生地のいずれも可(私)いや、まだ受理されてないんで、捜査は始まってないですけども、 反 P6 中(フクダ)はああ、そうするともう、うちは、全く手が出ないです(説明)★無根(虚偽) 職責放棄 係属未発生です

反 P6 下(フクダ)その警察の、が動いてくれないっていうのは、警察のほうで確認をしてください。それでもし、どうしても、あのう、結果が出ないということであれば、先ほどおっしゃったように、やっぱり告訴しないとこれはもう決着は付かないと思いますよね(説明)★発言類型 5 警察の隠蔽の訴えを無視 無根 職責放棄 無意味 飛躍 威力

#### フクダの不法行為Ⅱ、Ⅲとハラダの不法行為Ⅲについて、甲 3 反約書より抜粋

反 P19 上(私)これが受取証なんですよ、この筆跡と、私の筆跡、これなんですが、明らかに違うんです 反 P20 上(フクダ)認めたんですか? おうちの中に入ったってことを (私)それを認めてないんです 反 P20 上(フクダ)ああ、そうでしょうね、入ってないと思いますよ、私 (私)ですが、筆跡鑑定すれば、これは明らかに 反 P20 下(フクダ)じゃ、筆跡鑑定したほうがいいんじゃないですか?(説明)★★発言類型 5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 警察による隠蔽を訴えているのですから全く問題解決にはなりません。私が社会的に孤立している状況を見越した上で足元を見た発言であり、包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)人権侵犯事実を確認してくださいと 反 P20 上(フクダ)人権侵犯、私達は、それちょっとねえ、サイトウさんていうかたが、玄関を開けて、わざわざイマイさんの枕元まで行つたっていうことは、ちょっと信じられない(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)信じ、状況的に信じるべきですよね? 反 P21 上(フクダ)信じられない(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)経験則として、じゃ、何%だと? 反 P21 上(フクダ)100%信じられない、だからそれは、じゃあ、サイトウさんが、玄関開けて入つて来たという、何か、誰かが見てたとかいう、そういう状況証拠みたいなもの有りますか?(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 ★★★★有力な経験則の否定と加害者への無根の盲信はあまりに不公平であり著しい信義則違反です 自分の筆跡というの経験則の中では格段に信憑性が高いと思います。それを全く信じなかったことと、「100%信じられません」は、総合すれば極端に対照的であり恣意的な差別的であり異常な判断です。職権濫用の恣意性も100%です。 (私)だから、偽造されてますから、そこから推測されます 反 P21 上(フクダ)だから偽造は、誰が偽造したって言ったんですか? サイトウさんも認めていない、(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)はい、 反 P21 上(フクダ)で、偽造したっていうのは?(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)犯人ですから、認めるわけないじゃないですか? 反 P21 上(フクダ)いやいやいや、だから、偽造したっていうのは、じゃあどうして偽造した?(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)筆跡だからです、何、何度も言わせるんです、筆跡が違うからです 反 P21 中(フクダ)だから、筆跡が違うかどうかわからない、私達には。だから、私達にはそんなこと、信じられないんです。常識的に言って、郵便局のかたがわざわざね、玄関開けて入つてくるっていう(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 わからないのと無いのは全く違います。論理矛盾です (私)常識で、やらないことをやるから脅迫なんんで

しょう? (フクダ)いや、いやや、 (私)それはおわかりになります? 反 P21 中(フクダ)だから、信じられないんですよ、そういうことを、郵便局のかたがね、何の、あの、利益も無いのに、わざわざ(説明)★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)や、根拠無く信じられないってのは困るんです 反 P21 中(フクダ)信じられない (説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 \_根拠にならないと言っています

反 P21 中(フクダ)信じられないから、だから、実はこういうような証拠があつて言ってるんですよ、ということを言ってもらわないと私達、信じられない、だって私達が信じないと調査に入れないともん、そうだよね? 私達が、それはそうだねって信じないと(説明)★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 \_フクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で口にする言葉ではなく、更に甲3反証書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図を示唆しています (私)それは、認めなければ何もしなくていいと言ってるのと一緒にですよ。 (フクダ)それはそうだよね、それはひどいよねっていうこと (私)認めないことによる隠蔽です、それは。 反 P21 下(フクダ)ああ、じゃ、隠蔽っていうことにしてください。私達は信じないです、信じません、信じられないもん、だって郵便局の人がさ、何の利益も無いのに、人ん家に入ってくるなんて信じられないもん。 (私)だから、さつき、言ってますでしょ? さつき、言ってますでしょ? 読み上げたの聞いてました? (フクダ)聞いてない、聞いてない、これのことについて、今、申し上げてるんです(説明)★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 \_聞いてないならハラダに確認すべきです (私)8年前の東京での殺人 反 P21 下(フクダ)それとこれとは違う、別の話です。これのことについて今、話をしています(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_これは露骨な発言妨害です (私)はい、だから、今、その話をしているんです (フクダ)だから、 (私)何の為にするかを、動機を今、お訊ねになつてるんですね? 反 P21 中(フクダ)ごめんなさい、郵便局のかたが勝手に家に入って来たということについて、今、お話をうかがいました(説明)★★これは露骨な発言妨害です (私)はい、 反 P22 上(フクダ)なので、それについてちょっと、確認します。 (私)はい、 (フクダ)サイトウさんは認めていない、 (私)はい、 反 P22 中(フクダ)私達も郵便局の人がまさか、勝手に入るとは思えない、だから(説明)★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)どうして? それが、それが 反 P22 中(フクダ)思えないもん、だって。そんなことしないもん、普通(説明)★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 \_与件の恣意性の下の話を一般論にすり替えてます (私)それは、あの、人間なら犯罪をしないと言っている詭弁と全く一緒ですね? 論理は 反 P22 中(フクダ)そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人もそんなこと絶対しないと思ってる。だからです(説明)★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 \_指摘を最初に否定しながら、その後が詭弁です。トミオカと同様です。「100%」と「絶対」の揃い踏みです (私)思ってたら? (フクダ)だから、だから (私)捜査機関なんて要らないでしょ? そうしたら (フクダ)だから、だから、イマイさん、イマイさん (私)無い言つてのと一緒ですよね? 反 P22 中(フクダ)違います、イマイさん、だから、サイトウさんが勝手に入って来たという証拠になることはありませんか?って言つてる(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)だからそれ筆跡だって。他にもありますよ 反 P22 中(フクダ)だから、筆跡が違うって言つて言つてのは、どういう証拠が有つて?(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根

**職責放棄\_威力** (私)だから (フクダ)これと違う話、今、この話、今、この話 (私)コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたとのは、ことであるが、直後の確認ではボールペンのインクの色が違ってました (フクダ)だ、ちょっと待ってください、サイトウさんは認めてないんじょ? (私)何を? (フクダ)これを書いたって (私)認めてないですよ、それがどうしたの? これは何? (私)これって? サイトウの主張では、 (フクダ)サイトウさんが認めたって? (私)コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたと、言ってるんですよ (フクダ)サイトウさんは主張してないって、さっき、言ったじやん? (私)何を? (ハラダ)サイトウさんは、イマイさんが、コタツの上からボールペンを出して書いたって (フクダ)あ、ああ、イマイさんの想像ですね、ああ、ごめんなさい、 (私)直後の、直後の (ハラダ)告訴状っていう形式の物をお持ちなの、お持ちんなって、今日は来てるんです (私)これは説明資料としてそういう名前の物を出してる (フクダ)じゃ、じゃ、イマイさんが、ボールペンを? (私)ええ、コタツの上のボールペンを使って書いたと主張します、サイトウは (フクダ)はいはいはいはい、 (私)だけど、私の使ったボールペンは三色ボールペンでして (フクダ)え? だって、書いてないんじょ? (私)そう言ってる物はね、一々上げ足取らないでね、 (フクダ)ややや、だ、ごめん、ごめん、 (私)サイトウさんは、私が使って書いたと言っているボールペンは、 (フクダ)うんうん、 (私)三色で、青んなってたんです。ちなみに、この現物は黒で書かれてます (フクダ)サイトウさんは、イマイさんが、青のボールペンで書いたって言ってるんですか? (私)違う、その色の違いに気付かないから、私がコタツの上のボールペンを使って、取って、自分で書いたと言っていますが、そのボールペンは青色がセットされてました。ちなみに、この現物は黒色のインクで書かれています 反 P23 中(フクダ)青色がセットされたって、だって、そんなの後で変えれば変わっちゃうじゃない?(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_私の主張は片っ端から否定します (私)変えないから。直後の電話の遣り取りして、ええ、そうなの? つって、見たら、青んなってました。それが状況証拠です、一つのね 反 P23 中(フクダ)それが状況証拠に? (私)変えないよ、わざわざ。人を嵌め、嵌める趣味無いもん 反 P23 中(フクダ)ふうん、でもそれは、ごめんなさいね(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)それは信義則、それは郵便配達員が悪いことしないと同じ、信義則として、わざわざ私が嘘をつかないという信義則です、はい 反 P23 中(フクダ)でも私達(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 極めて有力な状況証拠だと思いますが、これも否定しました (私)いいですか、次ね、インクの成分分析をすれば、コタツの上のボールペンと、このイン、書かれたインクの色、成分は、変わ、異なるであろうことが予想されます 反 P23 下(フクダ)異なるってましたか?(説明)★★発言類型5\_無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力 警察による隠蔽を訴えているのですから全く問題解決にはなりません。私が社会的に孤立している状況を見越した上での足元を見た発言であり、包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)それは調べないとわかりません 反 P23 下(フクダ)ああ、じゃ、調べないと(説明)★★発言類型5\_無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力 既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)「それからね、触らないとサインできないはずの配達証から告訴人の指紋が一切検出されません。これは調べればわかります 反 P23 下(フクダ) (ハラダ)じゃ、だから、調べればいいじやん(説明)★★発言類型5\_無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力 既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)調べてないから、沼田署

をここに、あの、犯罪者として挙げてるんです。調べないことが隠蔽だから。組織的隠蔽。 反 P23 下(フクダ)調べてないことをそんな風に書い、書いたら、まずいじゃないですか?(説明)★ゾンビ化\_発言類型 5\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)だけど、調べれば確定しますから 反 P23 下(フクダ)じゃ、調べたほうがいいですよ(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 5\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)(苦笑)だから、調べれば確定するんです 反 P24 上(フクダ)だから、調べたほうがいいですよ。だから、だから、うん(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 5\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)そういう事実がいっぱい重なれば、当然、経験則として 反 P24 上(フクダ)経験則じゃなくて、事実の積み重ねとしてね、そういうことが全部事実であれば(説明)★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力 (私)経験則として、99%以上の確信を持っていただくべき話を羅列してるんですよ 反 P24 上(フクダ)私達はこれがちょっと信じられないでの、(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力 (私)だから、信じられないことが異常です 反 P24 上(フクダ)じゃ、異常で、異常で、はい(説明)ゾンビ化抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)で、私に受け取った記憶がまるで無いんです、それもおかしな話ですね 私そんな耄碌してるわけじゃないんで、認知症でもないんで。それから、ゆうパックの現物が告訴人、私の顔の横に有ったんです、まさに。で、私、寝転がってますが、寝転がる前に、そのまま転がろうとすれば邪魔になるんで普通は片付けるはずですね。そんな状況で、寝転ばない 反 P24 中(フクダ)はすってゆうのは駄目だと思うよ(説明)★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_自覚有、極めて横暴 (私)いや、駄目とかじゃなくて、蓋然性、蓋然性 反 P24 上(フクダ)蓋然性じゃないよ、(説明)ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_とにかく片っ端から否定します (ハラダ)蓋然性じゃないですよね、イマイさんの生活パターンがわからないので (私)それから、いつもなら再配達を受けたら、すぐ破り捨てるはずの配達証がそのまま残っていたこと (ハラダ)それは、イマイさん (私)これは、配達が無かったと、無かったことを証明していると 反 P24 中(フクダ)私達が、これはちょっと、人権侵犯だなと思うような証拠にはならないですね(説明)★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)ならないと思うこと自体が異常です 反 P24 中(フクダ)はい、じゃ、異常ということで(説明)ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)はい、そ、それ、そういうのが一つの告訴状としてあります 反 P24 中(フクダ)じゃ、告訴してください(説明)★発言類型 5\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)いや、告訴してくださいじゃなくて、人権侵犯被害の届出をしてるんです。わかりますか? 告訴するしないは私の勝手です (ハラダ)「人権侵犯被害の届出? そうですね、はい (私)はい、 反 P24 下(フクダ)ただ、私達は人権侵犯としてはお受けできませんということです(説明)★★抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)どうしてできないの? どうして受けられないの? 反 P24 下(フクダ)(ハラダ)だから、被害が無いです(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)受けられること、受けられないこと自体が、門前払いですよね? 人権侵犯です 反 P24 下(フクダ)門前払いって、人権侵犯だと思わないっていうことです。私達は人権侵犯だと思わない(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)思わない根拠を

示してください。調べる前にどうしてわかるの? 反 P24 下(フクダ)だってそんな、郵便局の人が郵便物を配達して人権侵害だとは思わないからです(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)配達してないもん、だって。配達という行為ではないですよ。黙って入るというのは配達という行為ではないです 反 P25 上(フクダ)じゃあ、それは、どういう証拠を以って、イマイさんがそうおっしゃっているか?っていうことをお聞きしましたが、それを聞いても、それが私達に取って人権侵犯だというふうに理解ができなかったので、これは人権侵犯だと私達には判断、考えられないので、こ、これについては受けられないです(説明)★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)じゃ、人権侵犯事実の、を届出るために、ええ、資料をお持ちしてるんですが、これを一旦受け取って 反 P25 上(フクダ)できない、受け取れません(説明)★★★途中打切りによる受付拒否\_ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)ご判断いただけますか? 反 P25 上(フクダ)(ハラダ)受け取れません(説明)★★★途中打切りによる受付拒否\_ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)門前払いですね? 反 P25 上(フクダ)(ハラダ)はい(説明)★★★途中打切りによる受付拒否\_ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄

#### フクダの不法行為IVについて、甲 4 反約書より抜粋

前日の不当な対応(甲 3)に、私はかなり憤慨しております。

反 P1 上(フクダ)昨日、お断りしましたよね?(説明)★★受付(説明再開)拒否\_無視\_無根\_職責放棄 (私)ええ、理不尽な、不当な理由でね? 反 P1 上(フクダ)だから、被害、被害がわからないから、それではできませんよ、ってことでお断りしましたよね?(説明)★★受付(説明再開)拒否\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)だから、被害をご説明しますと言ってるんですが? 反 P1 上(フクダ)昨日、説明できなかったじゃないですか?(説明)★★受付(説明再開)拒否\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)できなかったじゃなくて、認めなかっただけでしょ? 説明しますよ、充分。

反 P1 中(フクダ)黙って聞け? (私)ええ、 反 P1 中(フクダ)★悪いけど、貴方、私達に調査してほしいって言ってんじゃないですか?(説明)職権濫用\_威力 (私)ええ、黙って聞けよ、だから。続いていることがあるつてんだよ。だから、郵便局がおかしいんじゃない、本当におかしいのは警察だよ。そのとき、現場検証を頼んだのに 5 人警官、警官が来たのに現場検証しないで帰った。通報内容を無視して帰った。その翌日、私が持ち込んだ告訴状をもいまだに無視している。その告訴状の内容は、昨日お見せした、昨日説明した内容とほぼ同じだ。 反 P1 下(フクダ)ああそう、昨日おうかがいしました。(説明)知っていたそうです (私)だから、警察が、それを無視するということが異常だよね? 反 P1 下(フクダ)それは警察に言ってください。(説明)★★発言類型 5\_無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_警察による隠蔽を訴えているのですから全く問題解決にはなりません。私が社会的に孤立している状況を見越した上で足元を見た発言であり、包囲網としての威力を示す合言葉です (私)いや、言ってくださいじゃなくて、そう思うでしょ? そう判断できるでしょ? だからこそ警察による人権侵害なんですよ。 (フクダ)けい (私)そう思いませんか? 反 P1 下(フクダ)思いません。(説明)★抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)異常です、それは。思いませんか? 反 P2 上(フクダ)思いません。(説明)★抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)もう一度聞きます、思いませんか? 告訴状を無視してるってどういうことなんですか? 警察が。 反 P2 上(フクダ)うちは告訴を受けるところではありません。(説明)★発言類型 3\_職責放棄\_抗議を無視\_無根\_飛躍\_威力

反 P2 中(フクダ)だからそれは警察に言ってください。(説明)★★発言類型 5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 既述のように包囲網としての威力を示す合言葉です (私)警察に言うんじゃなくて、貴方がたはその違法性を判断する立場でしょう? そういう役職でしょう? 反 P2 中(フクダ)すいません、そうじゃないんです。ごめんなさいね。(説明)★★ゾンビ化 無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 (私)侵犯事実の確認をしてください。 反 P2 中(フクダ)そういう仕事はしてないんです。申し訳ないんですけど。(説明)★★ゾンビ化 無視 無根 職責放棄 自痴化 威力

反 P3 上(フクダ)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか? (私)そういう質問は必要無いでしょう? (フクダ)脅迫って、具体的にどういう脅迫ですか? (私)だから、昨日説明したでしょ? それは。録音されてますよ。「我々はいつでもこのように、お前の隙をついて忍び込んで、お前の命を奪えるのだよ」という脅迫です。

反 P3 下(私)精神的法益侵害だって言ってるじゃない? 反 P3 下(フクダ)だから、それによって、どのような損害を受けましたか?(説明)★★★★無根(虚偽) ゾンビ化 抗議を無視 職権濫用 (私)はい? 損害、著しく、あの、絶望感と、あの、恐怖感に打ちひしがれました。 反 P3 下(フクダ)それをどういうふうに証明することができますか?(説明)★★無根(虚偽) ゾンビ化 抗議を無視 職権濫用 (私)それ、証明する必要があるんですか? 貴方、言ってることおかしくないですか?

反 P4 中(フクダ)具体的にどういう損害がありましたか? って聞いてるじゃないですか。(説明)★★★★無根(虚偽) ゾンビ化 抗議を無視 職権濫用 (私)精神的法益侵害を証明しようが無いでしょ? たいへんな恐怖と苦痛、精神的苦痛を与えられました。 反 P4 中(フクダ)そういう苦痛を与えた結果、どういうふうになりましたか?(説明)★★★★無根(虚偽) ゾンビ化 抗議を無視 職権濫用 (私)どういうふうになる必要があるんですか? 反 P4 中(フクダ)だから、そこを書かなくちゃならないんですよ、私達は。(説明)★★★★無根(虚偽) ゾンビ化 抗議を無視 職権濫用 そんな規定は有りません (私)いやいや、どういうふうになる必要があるんですか? そこは書く必要が有るんですか? 反 P4 中(フクダ)そうです、書く必要が有るんです。(説明)★★★★無根(虚偽) ゾンビ化 抗議を無視 職権濫用 そんな規定は有りません

反 P5 上(私)無いものねだりです。 反 P5 上(フクダ)はい、受付できません、申し訳ないですね。(説明)★★★虚偽の理由で受付拒否 ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力

### トドコロ ジンジの不法行為(甲 5 反約書より)

I 2018.01.23 (甲 5)の会見において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

II 2018.01.23 (甲 5)の会見で、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと

(説明)トドコロは現役弁護士であり、人権擁護委員(人権相談所相談員)としての対応です。

トドコロは極めて不公平に私の全主張を否定し、加害者側の弁護士になりきっています。この会見は職権を濫用して相手側の抗弁を突きつけてみせることによる、包囲網の威力による洗脳です。トドコロは、加害者らによる犯罪である、つまり正当業務ではないとする私の主張を、根拠無く無視し、否定し、(彼らの正当業務行為だから)違法性は無い、という趣旨の主張を、延々と繰り返します。特に警察については、「検査機関の判断には介入できない」という、おそらくは公益優先論と思われる無根の答弁を延べ二十回以上展開しております。

最大の謎は、当事者本人の私しか知らないはずの相手側の主要な論点の全てを、なぜトドコロが知りえたか? という点であり、また、弁護士法 1 条等の職責に鑑みて極端に偏った不公平な見解ばかりであり、恣意的過ぎる点も総合すれば、トドコロが包囲網であることを示唆しております。

### トドコロの不法行為 I、IIについて、甲 5 反約書より抜粋

反 P3 上(私)はい、ですから、それもこれ、基本的には生存権と平等権です。 (トドコロ) 生存権? (私) はい、基本的には無視されてますから、一切の届出を。 反 P3 上(トドコロ) 無視、無視するってゆうのはね、あのう、例えば、刑事事件の被害届出したとして、それが被害が、被害の内容が書いてなければ、無視されたってしようがないですよね? ★★(説明) 無視 無根 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否に当りますから、無視はできません。これは警視庁が被害届 2009 を無視したことの代弁そのままですが、重要なのは、私が説明する前の発言であることです (私) なるほど、 (トドコロ) 具体的に、いつ、どこで、誰から、どういう被害を受けたのかっての、 (私) ええ、反 P3 上(トドコロ) そういうことをちゃんと訴えないと、聞くほうはわかんない、動いていいかどうかかもわからない、回答も必要無い。 ★★(説明) 無視 無根 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否に当りますから、このように言える筈はありません (私) そうですね、だけども、全く本人の意思を、確、わかんないんでしょ? だったら、本人の意思を確認すべきですね? 反 P3 中(トドコロ) 逆、逆、 ★★(説明) 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否に当りますから、このように言える筈はありません (私) それをしないで、全く無視するということが実行行為だと言ってるんですよ、それが警察の実行行為です。 反 P3 中(トドコロ) だって、被害があったかどうかわかんないのにね、(説明) 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私) いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ。 反 P3 中(トドコロ) いやいや、そんなことない。 ★★(説明) 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 反 P3 下(私) 無視するという正当性がありますか? 取扱、正当な取扱ですか? それは。 (トドコロ) そうです。 ★★(説明) 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否 反 P5 上(私) 告訴状の中の一つに郵便局の事件がありまして、それを読みあげて説明したそばから、「今井さんの郵便物が届いたんだからいいじゃない、何が被害なの?」「私は受け取っていないし、寝ている間に黙って忍び込んで置き去ることを配達とは言わない。」 本人の私の、私がサインの筆跡が違うと言っているのに、(フクダ)「それで、それはうちでは判断がつきません、筆跡鑑定してもらってください。」「だから、それをしなかった沼田署は、もちろん被告人に挙げています。」(フクダ)「郵便局員が絶対にそんなことするわけない、100%信じられません。」「それなら人はすべからく犯罪をしない、と言っているのと同じことで明らかに詭弁ですと、ね?」と指摘し、他の状況証拠を説明してもなお判断を見直しませんでした。(フクダ)「私達が信じないと調査には入れない。そうだよね?」とハラダに同意を求めました。この発言は隠蔽と、もちろん隠蔽を示唆してます。だけども、被害者の前で普通、口にする言葉ではありません。ですから、脅迫をも同時に示唆しております。

反 P5 中(私) 最後に、「説明の為に持参したこの提出資料を預かって、読んでみた上で侵犯事実の有無を判断してください。」と要請したのに、二人揃って「いいえ、できません。」と口を揃えました。「それでは門前払いですね?」との問い合わせに、二人揃って「はい」と答えました。そして、まだ十分の一ぐらいしか説明が終わっていないのを承知のうえで、被害が見当たらぬとして不當に受理拒否しました。少なくとも、読み上げた両名への告訴状により、罪状と被害を説明済みであり、何ら反論もしないで、

侵犯事実が見当たらないと断じたことは隠蔽です。

反 P5 下(私) それから、翌日、これは、あの、人権擁護局と、こちらに一旦、午前中、お電話した上で、ゆ、翌日の夕方、ええ、支局に電話した時のやりとりです。ええ、フクダ支局長とのやりとりですが、「救済の申出の続きの説明に伺いたいのですが」と切り出すと、「昨日お断りしましたよね?」と最初から不当な受理拒否、受付拒否を続ける構えでした。

反 P6 上(私) 「脅迫なんだから著しい恐怖感や絶望感です。他に何が必要ですか?」「例えば金額に換算すれば損害いくらですか?それがないと報告書が書けないから受けられません」

反 P6 中(トドコロ) うん、だ、まあ、今聞いてる限りで、特に間、対応に問題があるとは思えませんけどね。一番どこが問題だと思うんですか?★(説明) 開口一番 朗読を無視 無根 職責放棄 威力 沼田支局の違法性は「私の申出の要旨」に既述の通りであり、まさに犯罪的であり、問題が無いなどと言えるはずはありません。これは沼田署マキシマやフクダやハラダと同様で、読み上げて説明したそばから否定してみせることによる威力の類型です。

反 P6 中(私) 見たうえで判断したんだったら、そうですね。見てないんですよ。それが不当だと言っているんです。見てないんです、届出内容。

反 P7 中(トドコロ) 一番ひどいと思うのでいいですよ。こんなひどいことがあったってゆうのを。

(私) 一番ひどいの? 一番ひどいのはね、ええ、ええと、昨年 10 月 7 日ですね、ええ、私は、沼田署ハギワラに、ええ、銃砲、銃声の通報をしました。ええ、この日の 10 時 50 分頃の銃声の事実と、先月前半も数発の連続した銃声が身の周りで二回あったことを伝え、それらが高橋和俊グループによる追加の脅迫行為と思われること、更には、今はまだ禁猟期間中のはずであり不審であることの事件性を強調し捜査を要請するも、今日まで完全に無視しております。これは、あの、猟銃、あの、禁猟期間中ですから、ええ、特例は、あの、町の獣害対策センターで特例を出すことができるんですが、その特例を調べた形跡もありません。これは町の獣害対策センターに確認とつ、取ってあります、年末に。一切何も対応しておりません。

反 P7 下(私) だから、動かないのが異常です。それが人権侵害だと言ってるんです。 反 P7 下(トドコロ) や、だけど、そら、警察の捜査権の問題であって、(説明) ★発言類型 1 無視 無根 職責放棄 威力 告訴状 II に記載されている脅迫罪の主張を無視しています。この捜査機関の捜査権の主張をこの後、延々と二十回以上繰り返しますが、その一部のみ引用します (私) 捜査権どころじゃないでしょ? これ 110 番の法理が丸ごと適用されるケースですから、動かなかつたら無条件に違法ですよ、生存権の侵害です。

反 P7 下(トドコロ) 仮にそれが違反であるとすればね、狩猟法違反かなんかで警察が動くか動かないかという問題であって、貴方が被害者という問題ではないんですよ。だから貴方それ★(説明) 無視 無根 職責放棄 威力 脅迫罪の主張を無視していますし、それを否定するなら逆に公益侵害の惧れをなぜ放置するのかが問題です (私) いや、だから、私がね、私が主張している猟銃事件との関連が非常に疑われますでしょ? 反 P8 上(トドコロ) あの、第三者としてね、告発はできますよね、告発はできるけども、告発した結果、警察がうごくかどうかというのは、ほら、それは警察の判断であって★(説明) ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 またも脅迫罪の主張を無視しています 反 P8 上(私) ええ、ええ。事件性を主張して、強調してるので、それを無視してるとかが、警察として異常です。それは故意の隠蔽です。 反 P8 上(トドコロ) だから、警察が動くか動かないかというの、

警察の判断だし、警察が判、動かないんで困るっていうんなら、今度、検察庁へね、告訴するという方法もあります。(説明)発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 駁斥罪の主張を無視  
反 P8 中(トドコロ) 後は、法務大臣だと、そんな、そんなとこ出したって、意味無いですよ。(説明)★自治権侵害 無視 無根 職責放棄 威力

反 P10 上(トドコロ)誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじゃないんだから、わからないでしょ?★★(説明)ゾンビ化 無視 無根 職責放棄 詭弁 無意味 威力 普通こんなこと言わない (私)(苦笑)調べるのが仕事じゃないですか? (トドコロ)いやいや、だから具体的にね (私)禁猟期間中に、あの、発砲があれば、当然、住民は不安に思いますよね? 当たり前に。どうして調べないん?

反 P10 下(トドコロ)だから、こ、こんなに色々書いてあるからね、こんなことをしたって無意味ですよつつてるん。検察庁で終わりですよって言うん。★(説明)自治権侵害 無視 無根 職責放棄 威力 公益侵害の恣意性を無視しています (私)はい、あの、実務的にはそうだと思います。 反 P10 下(トドコロ)だから、検察庁へ行って、告、告発状を出して、で、後は検察庁が警察を指揮して動かすかどうかっていう、そういう問題なってくる。検察庁だって自分じゃ動きませんからね、ただ、警察を指揮する権限があるから、検察官に、が警察にこういう点を調べなさいと、言ってくれば警察が動くわけですよ、実際問題はね。だ、こんなことすると、かえって信憑性無くなっちゃいますよ。ちゃんとそうゆう手続きをね、すべきとこでしなきやいけない。★(説明)自治権侵害 無視 無根 職責放棄 威力 そういう機関の不作為が被害だと訴えています 反 P10 下(私)なるほど、それはそうだか、そうだと思います、はい。で、戻りまして、あの、支局の対応の違法性について、いかがお考えでしょうか? 特に、直近の対応は違法性が極めて高いと思いますが? 反 P11 上(トドコロ)ただ、さっき言ったように、今の内容だとすれば、警察や検察庁との間の問題であって(説明)★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 私が沼田支局の違法性は「私の申出の要旨」に既述の通り、まさに犯罪的であり、人権侵犯でないなどと言えるはずはありません (私)いやいや、同時に進めて、どこが悪いんですか? 民事は相談所、刑事は検察庁と、同時に進めて、どこが悪いんですか? そういう決まりが有りますか? 反 P11 上(トドコロ)いやいや、だから、法務局で扱うのは人権侵犯ということを扱うんであって、(説明)★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)ええ、 反 P11 上(トドコロ)犯罪の検査をするわけじゃないですから。(説明)★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 反 P11 中(私)いや、だから、警察が問い合わせに応えなかつたっていう事実が重要んですよ、後から。 (トドコロ)あ、それはもう警察の判断だから、(説明)★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)行政的におかしいでしょ?

反 P12 中(トドコロ)いや、そら警察の判断、ちょっと待って、警察の判断で動くかどうかを決めると。(説明)★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力

反 P12 中(トドコロ)だからさ、動くか動かないかは警察・検察庁の判断であって(説明)★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)はい、刑事事件であると同時に人権侵害ですよね? 明らかに、生存権の侵害ですよね? (トドコロ)だ、侵害してるかどうかわかんないわけで (私)わかるでしょう?

反 P12 中(トドコロ)そういう問題については、刑事事件に当るものについては、警察、検察庁にやって

もううしかないんですよ。(説明)★ゾンビ化\_発言類型6\_職責放棄\_抗議を無視\_無根\_威力  
(私)わかるでしょう? って。わかんなくても、少なくとも否定はできないわけでしょう? どうしてそれで、あの、事実が無いとして断れるんですか? 反 P12 中(トドコロ)警察、検察庁がすべきことを法務局の人権擁護委員会するっていうことはできないんです。(説明)★★ゾンビ化\_発言類型6\_職責放棄\_抗議を無視\_無根\_威力 (私)そりや、捜査、捜査しろって言ってんじやない、調査をしてくださいと 反 P12 中(トドコロ)どうやって調査すんですか?(説明)ゾンビ化\_職責放棄\_無視\_無根\_威力 (私)はい? だから、読み上げたでしょ? 第 11 条 3 項に基く調査であることを明示した書面により行えればいいんですよ。 反 P12 下(トドコロ)じゃ、誰に出すんですか? それを。(説明)ゾンビ化\_職責放棄\_無視\_無根\_威力 (私)そら、警察でしょ、沼田署。 反 P12 下(トドコロ)いや、それは警察が人権侵害してるという前提であればそうですけども、(説明)ゾンビ化\_職責放棄\_無視\_無根\_威力 (私)はい、 (トドコロ)鉄砲を撃ったって人は、また別の人なんじょ? 警察が撃ったわけじやないでしょ? (私)あ、それ、そちらも、そちらも人権侵害です。だけど、私が主に問題にしてるのは警察組織なんです。 反 P12 下(トドコロ)だから警察が動くか動かないかっていうのは、そら、警察・検察庁の判断であって、そこへ人権擁護委員が介入する余地は無いってこと。(説明)★ゾンビ化\_発言類型1\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)人権侵害を、侵犯の、か、か、か、あ、加害者が、ええ、公的機関だったら捜査、あの、調査しないという規定でもあるんですか? それが隠蔽だと言ってるんですよ。たとえ相手がなんだろうと、調査すべきことはしてくださいよ。反 P13 上(トドコロ)具体的にはじやあ、何をするんですか?(説明)★★ゾンビ化\_職責放棄\_抗議を無視\_無根\_威力 (私)何をするって、書いてあるでしょ? この提案書通りにやってください。なぜできないんですか? どこに違法性があるんですか? この提案に。 反 P13 上(トドコロ)あの、違法性が無くても必要性が無ければ動けないです。(説明)★ゾンビ化\_職責放棄\_抗議を無視\_無根\_威力 (私)必要性じやなくて、作為義務を明記されてる、作為義務を指摘、指摘してるでしょ? 人権擁護委員というのは、 反 P13 上(トドコロ)人権侵犯の疑いがあればね、(説明)★ゾンビ化\_職責放棄\_無視\_無根\_威力 (私)疑われないんですか? 反 P13 上(トドコロ)疑われません。そら、警察・検察庁は独自の判断がありますから、そこへそんな人権擁護委員が介入するなんてことはできません。(説明)★★ゾンビ化\_発言類型1\_抗議を無視\_無根(二重の虚偽)\_職責放棄\_論理矛盾\_威力 捜査機関が犯罪をしないという保証も無いし、人権相談所が判断しなくていいという根拠も有りません。また、判断できないのと疑われるのは全く別です (私)どうして? な、何を根拠にそう言ってるん? 法的根拠を示してください。 反 P13 中(トドコロ)逆に、法的な根拠が無きや動けねえんですよ。(説明)★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄 (私)や、法的根拠はあるじやん、だから。例外規定なんか無いでしょ? 人権、人権擁護委員法に。

反 P15 中(私)んん、元はそうですけど、検察庁の対応の不正を、また別の告訴状で告訴したってことです。だけどそれは、一旦、今、取り下げてますけど。

反 P15 中(トドコロ)あのう、さくい話ね、そういうことばっかやってると、もう相手にされなくなっちゃうんですよ。★(説明)自治権侵害\_無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私)そういうとこばっか? (トドコロ)重要なことはね、ちゃんと、適式な書類にして、資料を添えて、提出すればいいんですよ。 (私)はい、それで、あのう、まあ、弁護士さんにも、無料相談、有料相談を繰り返してまして、延べ 11 人当って、仕事の依頼をしてるんですが、全部断られてます。これは何を意味します? 何人断られたら組

織的だと言えますかね?日弁連もいすれ、訴えるつもりです。 反P15下(トドコロ)だから、そういうことをやってると、駄目ですよ、つってるんですよ。 ★★(説明) 自治権侵害\_無視\_無根\_職責放棄\_威力\_極めて重大な恣意性を摘示しておりますが

反P17上(私) じゃ、最後、ええ、精神的法益侵害について、結局これは結論と一緒になんですが、具体的損害額はいくらか、とこれは経済的損、え、あの、法益侵害を訊ねてるわけなんですが、それが無いと報告書が書けないから受けられませんというのは正当でしょうか? 根拠を訊ねております。

反P17下(私) それ訴訟にするかどうか、まだ決めてないんですよ、決まってないのに、届出、申出の段階でそれを要求するのはおかしいでしょう? 取扱として。 (トドコロ) まあ、言葉の流れでそうなつたんだと思いますけどね。 (説明) ★★★ゾンビ化 無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_恣意性を認めません。 (私) 言葉の流れにしちゃひどすぎるよ。 それが拒絶の理由ですよ? 拒絶したんですよ、それを理由に。

反P19下(トドコロ) 会ってない人にどうして脅迫できるんですか? ★(説明) 無視\_無根\_職責放棄\_威力\_セナオカ\_マキシマ\_ハラダなどが告知が無かつたことを口実に脅迫を否定しました。 もはや包囲網の合言葉です (私) (苦笑) いや、だからそれは経過全体の態様ですね、じゃ、何の為にわざと忍び込むんですか? 声掛けせずに。 (トドコロ) そら、わかりませんけども、ま、いすれにしても、★(説明) 抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私) わかんないんでしょ? 不審ですよね?

反P20中(トドコロ) まあ、無言でも脅迫に当るってゆう判決もありますけどね、ただ郵便局の人が、その、ゆうパックを置いてたから(説明)ゾンビ化 抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私) じゃあ、何の為に? 動機を説明してください、何の為に?

反P20中(トドコロ) もう一回来るのが面倒臭いからでしょ? ★★(説明) ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 法曹は普通こんな無根は言わない

反P21中(トドコロ) 今のような内容だったらね、僕が警察官でもそうしますよ。 (説明) ★★★ゾンビ化 抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 (私) (苦笑) もう凝り固まっていますねえ。 (トドコロ) だって、ゆ、ゆうパックを置いてってくれたわけでしょ? ただ、それだけの話ですよ。 (説明) ★★★ゾンビ化 抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力 私文書偽造は犯罪ですが

反P21中(私) いや、そんなこと言ってごまかしても駄目です。 筆跡は絶対違います、これは。 ごまかさないでください。 (トドコロ) いや、人が見てわかんないってゆうことはね

反P22下(トドコロ) だからその、損害額が言ってもらわなければ報告書が書けないということはないと思います。 (私) そうですね、そしたら嘘言ってますね? また二度目の嘘を重ねたということになりますよ。 (トドコロ) ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてるでしょ? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしょうがないじゃないですか、そら。 一方的にね★★★(説明) 逆鱗\_暴言\_虐待\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_自らの非を顧ずこの言いぐさです

反P23中(トドコロ) だから、その一点だけを取るとおかしいけども、全体的に貴方の行為を見てると、そういうこともありうるかな? ってゆうことですよ。ここで大声上げて怒鳴ったりね、おそらく沼田支局でだってそういうことやってんでしょう? ★★★(説明) 逆鱗\_暴言\_虐待\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_自らの非を顧ずこの言いぐさです (私) 当たり前じゃない? そうされて当然の対応をしてるからですよ。

反 P23 中(私) どうして無理なの? 何を根拠に無理なの? 対応しようがないから、しなくていいということにはならない。反 P23 中(トドコロ)そもそも貴方の話聞いて人権侵犯事件があるとは思えない。(説明)★★ゾンビ化 発言類型 7 無視 無根 職責放棄 威力

反 P23 下(トドコロ)今日話してみて、で、それを見ても、具体的な人権侵犯の事件があるとは思えない。

(説明)★★ゾンビ化 発言類型 7 無視 無根 職責放棄 威力 (私)見てないもん、だって。まだ 10 分の 1 しか話していないもん。(トドコロ)だって、一番重要な事から話してるんでしょ? たぶん。(説明)★発言類型 7 無視 無根 職責放棄 威力 要するに、一番違法性の高い部分の説明には侵犯が見られなかったので残りの部分は見るまでもないということ。サンプリングによる確率の論理であるが、残り部分に侵犯が無いとは言い切れないで残りの説明を打ち切る根拠にはならない。

反 P24 上(私) そうすると、一部しか聞かないで断ったという事実が確定しますけど、どうします?

反 P24 上(トドコロ)あ、それはもう、け、けっこうですよ。(説明)★★★★途中打切り 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 繰り返すのが包囲網の特徴です (私)お名前を教えていただけますか?

反 P24 上(トドコロ)名乗る必要無いでしょ?★★★(説明)無視 無根 職責放棄 威力 そもそも最初に名乗る規定なのでは? こういう露骨な信義則違反を普通はできないと思いませんから威力です

反 P25 下(私) まだ、説明、十分の一ぐらいです、量的には。反 P25 下(トドコロ)だ、またあの、地元の、あの、法務局行くしかないんじゃないですか? あるいは、どっかあの、もう法務局は信用できないでしょから、弁護士に相談するなり、適宜それはやってください。自分の判断ですよ。(説明)★★無視 無根 職責放棄 威力 こういう開き直った発言を普通はできないと思いませんから威力です

### イシマキの不法行為(甲 5 反約書より抜粋)

2018.01.23 (甲 5)の会見において、救済の申出を説明の途中で不當に打ち切り、後日の再開要請の電話でも断って受付拒否したこと

反 P25 中(イシマキ) いやいやいや、あの、大事な物を失くしても困りますから、責任も負えません。(私)負えないんですか? 反 P25 中(イシマキ) お預かりはできません。(私)どうしてできないん? だってまだ説明終わってないんだよ、せっかく出向いて。どうして預かって、見て下さい、見た上で判断してください、と言つてるのが、どこが不當なの? 反 P25 中(イシマキ)さきほどお話が有った通りです。(私)通りとは? (相談所員)次の人も来るんで、そろそろ (私)通りとは? 反 P25 下(イシマキ)一番重大な部分についてさっき、お話をいただきましたよね? これは重大な侵害行為だつてお話をいただいた部分について、そういうふうに、あの、お話した通りです、だから。その他の部分についても、あの、そういった行為があるとは思えない。(説明)★★★★途中打切り 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 大事な物なので預かれないとの答えは虚偽であり、後日の甲 6 でトミオカは文書とメモリーを受理しています。なお、イシマキはこの後日の電話による申出再開の要請も拒否しています。

### トミオカ マサユキの不法行為(甲 6、甲 8 反約書より抜粋)

I 2018.02.19 13:26(甲 6)の前橋地方法務局(前橋市大手町 2 丁目 3-1)での会見において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

II 2018.10.31 11:28(甲 8)の私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局への通

話において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

**トミオカの不法行為 I について、甲 6 反約書より抜粋**

【反 P1~6 警視庁関係の会話】 反 P2 中(私)だ、判断できないんであれば、そのままうっちゃん  
くんじやないですよね？ 普通は。 どういう趣旨で出したんですか？ と、本人に意思確認するはずなん  
ですよ、それをしてない。

反 P5 上(トミオカ) 人権侵犯の疑いのある事案で、確定判決が出ているものには、入れないんですよ

**【反 P6~14 猶銃脅迫事件関係の会話】**

反 P11 中(トミオカ)だから、ま、これも、また同じようなんなってしますけど、捜査機関で判断して  
るんですね、そこに入ってげねえんですよ(説明) ★発言類型 1 今までの経緯を無視 無根 職責放棄  
威力 (私)いや、判断がおかしいでしょ？ そもそも生命の危機に直結することであれば、その、反射的  
利益だの、その、公益だのと言ってられないんですよ 反 P11 下(トミオカ)それも捜査機関の手続  
ですもん、判断というのも(説明) ★★発言類型 1 直前を無視 無根 職責放棄 威力 判断を訊ね  
ているのに、手続としての外形に言及しても答えになりません。この捜査機関の捜査権の主張をこの後、  
延々と二十回以上繰り返しますが、その一部のみ引用します

反 P11 下(私) そうゆうことになると、警察が聖域んなっちゃいますよ？ 何やっても許されるってことん  
なっちゃいますよ？

反 P12 上(トミオカ)それはなあ、だから、警察に確認してもらうしかないんだべえなあ、どうなってん  
ですか？ って(説明) ★★ゾンビ化 発言類型 5 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)「いや、それはお言葉ではございますが、事件が大きいからとか、相手がね、捜査機関だからといって、例外扱いしていいということは無いと、ええ」 反 P12 上(トミオカ)例外扱いはしてな、してないです  
(中略)そこはできないんですね(説明) ★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄  
威力 してない と言いながら、例外扱いです

(私) 答えないことが形式不備だつてるんですよ。だって、答えなければ被害、当然続くでしょ？

反 P13 上(トミオカ)で、ううん、野放しというか、対応はしますよね？ けっこうね★★(説明) ゾンビ化  
抗議を無視 無根 職責放棄 このように、警察が一度も判断の合理的根拠を示していないと  
いう私の主張を頑なに無視して、最初に事件性無しと言ったという外形だけに固執して、延々と同  
じ主張を繰り返します (私)何もしない、それを対応してるとは言わないです 反 P13 上(トミオカ)しつかり対応しろということは言えないでしょう？ 少なくとも、人権擁護機関から、警察には(説明)  
★★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)いや、それを言う、言うんじ  
ゃなくて、少なくとも事実調査をして下さいと言ってるんです 反 P13 上(トミオカ)事実調査は、事  
実調査はできないですよね、我々はその、前にもお話して有るかもしないんですけども、強制調査権なん  
て無いから(説明) ★★ゾンビ化 発言類型 3 抗議を無視 無根 職責放棄 飛躍 威力 作為義務  
を免れる根拠になりません

(私) そこに当然に脅迫の意図、疑われるでしょ？ 疑わないってゆうんだったら、何%と考えるんですか？

反 P13 下(トミオカ) それはわからないですね(説明) ★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄  
つまり侵犯の疑いを否定できない ということです (私)それを判断しなきや、おかしいかどうか、  
判断しようがないでしょ？

【反 P16~19 郵便局・石井恵子事件関係の会話】

(私) マキシマは身分詐称により告訴状の受理を拒否しました。それはもう、無条件に不当ですよ。刑事訴訟法違反に基く職権濫用罪です 反 P17 下(トミオカ) 捜査機関に、ちゃんと聞いて、しっかりした、しっかり受理をして対応して貰わないと困るじゃないですか、とは言えねえもんなあ (説明) ★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 犯罪を訴えております

反 P22 上(私) で、その全面否認という行為は無条件に違法だと思います、人権侵害だと思いますんで、事実確認をお願いしたいと

反 P22 中(私) 警察として異常なだけじゃなくって、一般人としての信義則にも反します。約束したこと を破ってます

反 P31 上(私) ま、沼田支局としては、大きく分けると、嘘を言ったことと、ええ (トミオカ) 受付拒否、途中で打ち切ったこと、ええ、その二つになりますね。で、ま、更に付け加えれば、他にも問題発言をたくさんします (トミオカ) 支局長が? (私) 例えば、フクダ支局長は、私の目の前でですよ、私達が信じ、被害を認めないと調査には入れない、そうだよね? つって、ハラダさんに、申し向けてます (トミオカ) うんうんうんうん、(私) それは隠蔽と脅迫を同時に示唆しています。なぜか、なぜ、きょうは、脅迫を示唆してるかというと、普通、そんなこと言わないですよね? 申出人の目の前で。だからこそ脅迫だと思います。しかもそれ、脅迫の教唆に当りますよね? 同意を求めてますから、ハラダさんに

反 P31 下(私) 握り潰すぞ、と脅してると一緒に

反 P32 上(私) 私は100%信じられません、と、郵便局員がそんなことするはずがありません、と言った直後に、つながっている発言なんですよ

反 P32 下(トミオカ) 本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持って無いですよ (説明) ★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 「私の申出の要旨」に記載した恣意性の大半を無視しています

反 P34 下(私) あの、無視すること、私のアクション、ああ、まあ、被害届なり、告訴状なりを無視すること、通報を無視することは、不<sup>当</sup>に無視することは、色んな権利侵害になるはずです (トミオカ) うん (私) で、行為面から言いますと、まあ、あのう、平等権の侵害になると思います (トミオカ) うんうんうん、(私) なぜかというと、私と同じように無視されたら、誰も利用できなくなりますよね? (トミオカ) そうです、(私)国民の誰も、それありえないでしょ? ということは、滅多に無い扱いをされてるんで、差別的取扱として平等権の侵害なんなると思います (トミオカ) うん、(私) それから結果面から言うと、被害を無視すればその被害は続きます。ですから、その被害、あの、無視した被害の意図があったものと見做されても文句は言えない。つまり予見義務違反、危険回避義務違反として生存権の侵害になります。 (私) 私が一貫して訴えてるのは生命の危機です。生命に対する害意、脅迫を訴えているわけですから、それを無視するということは、もう裁量の範囲を超えて、生存権の侵害なんなると思います。 一般論として言えるのはそういうことです、はい

(私) 規定上の既判力がどこまで及ぶのか、確認してください 反 P39 上(トミオカ) そりやあ、裁判所じゃなきゃ、そこまではできない (説明) ★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 飛躍 威力 (私) 何言ってんですか? 自分とこの規定ですよ?

反 P39 上(私)既判力の及ぶ範囲を正確に再確認願いたい この判決で、ね、この被害届について、犯罪事実があったとは認められないことは明白であるっていう、いわゆる被告の主張ですかね、これを認めたんでしょう? 裁判所が、ということですよね?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 トミオカの言葉は前橋地方裁判所沼田支部平成 29 年(ワ)第 26 号 慰謝料請求事件の答弁書からの引用であり、判決文では正しくは「いかなる犯罪行為を指摘するものか定かでない」といわざるを得ない」と、理由で述べられているに過ぎません。また、被害届 2009 の記載の有効性に限定した話であるのに、あたかも警視庁の全ての行為の犯罪性を否定されたかのとき誤解をしています。そもそも、答弁書と判決書の区別がつかないことも、既判力が主文にしか及ばないことを知らぬはずもありえませんから、その点からも故意の誤解と思われます。つまりこれもまた、虚偽による受付拒否と思われます。ただし、規定上は以下のように曖昧な表現であり、裁判所の判断との重複を避けようという主旨とは推定されますが、厳密には本省なりに再確認する必要が有ります。規定の改定も含めて確認を要請しております。人権侵犯事件調査処理細則 第 2 節救済手続の開始等 第 7 条 処理規程第 8 条第 1 項に規定する申告(以下「被害の申告」という)があったときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。(3)当該人権侵犯に関する事件が、確定判決(確定判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により完結しているとき。反 P41 中(私)だから? それが犯罪だつってるんですが? 当然、人権侵害だと言ってますが?

(私)警察のやることが必ず正しいって保証は無いですよね? 反 P41 下(トミオカ)限らないんですけども、その警察の捜査、捜査ってゆうかね、そのものに、それが違法だってゆうことで、入ってぐことはできないですよね?(説明)★★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、何をもって、できないとおっしゃる? そ、それはねえ、反 P41 下(トミオカ)捜査機関の裁量で出してるわけじょ?(説明)★★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)はい、反 P41 下(トミオカ)でも、それが違法だってことですか?(説明)★★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)職権濫用で裁量を、あのう、濫用してるってことですよ 反 P41 下(トミオカ)だから、逆に、もっと端的に言えば、司法機関の判決、それが違法だから、人権擁護機関が入ってげるか、ってことですよね? その裁判官のやったことが違法だから、無理ですよね?(説明)★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)いや、無理かどうかじやなくて、そら、状況によって判断して、判断すべきですよね? どこがやったから無理なんてゆうことはないですよね? 反 P42 上(トミオカ)それは入ってげない、それは、(説明)★★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)や、はい、はい、入って 反 P42 上(トミオカ)違法性が無いじょ? どこに違法性を求めるんですかね? その警察のいわゆる捜査、が事件性が無い、っていう判断のどこが違法なんですかね?(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 2 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)それで、捜査してるんだよ、って言えますか? 何もしてないですよね? それ無視するってことです

反 P42 中(トミオカ)それは、警察のほうに、執拗に話したほうがいいんじゃないですか? (説明)★★ゾンビ化 発言類型 5 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 根拠を示しておりません 反 P42 下(トミオカ)できないなあ(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 根拠を示して

おりません。 (私)何をもって、できないとおっしゃるん? 言い切らないで下さい、根拠無く。例外規定が有るんですか? 私はただ、事実を確認してくれ、つつってるだけですよ

反 P42 下(トミオカ)事実を確認できないでしょう?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)どうして? 反 P42 下(トミオカ)違法性が無いんだもん、その、警察官の出した判断にどうやって?(説明)★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません。介入できないことに根拠は無く、また、介入できないから違法性が無いというのには論理矛盾です。 (私)いや、確認したうえで判断するんじやないですか? 違法性は 反 P42 下(トミオカ)いや、違法性があつて初めて人権侵犯の疑いのある事件としてりっこん、立件して調査するんですよ

反 P44 中(トミオカ)それが違法性が有ると思えないですもん、私からすると(説明)★★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)だから、堂々巡りしてますでしょ? 今の説明のどこにも反論して無いのに、違法性が有ると思えないと結論に、どうしてなるんですか? 反 P44 下(トミオカ)★★★一番最初に、事件性が無いってゆうことで、ご判断してるんでしょ? 警察が(説明)ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません。警察が犯罪をしないという保証はどこにも有りません。 (私)それが犯罪だと言ってるんです、隠蔽だと言ってるんです、意図的な。わかってますか? 反 P44 下(トミオカ)イマイさんはね、そう言ってるわけですよ、(説明)★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 根拠を示しておりません。模倣により包囲網の威力を示す合言葉です (私)違うんですか? 反 P44 下(トミオカ)いや、どうなんですかね?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 根拠を示しておりません (私)だから、調査して下さい、と言ってるんです。私の言ってる事、おかしいですか? 反 P44 下(トミオカ)おかしくはないけれども、調査はできないですよ、うちのほうで(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません。

反 P45 中(私)だからどうしたの? 何の脈絡? だからどうしたの? それが犯罪だと言ってますでしょ?

反 P45 中(トミオカ)それはイマイさんが考えてるんでしょ? 犯罪だってゆうのは★★★(説明)ゾンビ化 発言類型4 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 根拠を示しておりません。模倣により包囲網の威力を示す合言葉です (私)だから、事実確認して下さい、と言ってますが?

反 P44 中(トミオカ)事実確認できない、それは、法務局では(説明)★★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、何を根拠にできないと言ってるん? 規定に基いて、私は作為義務を求めてるんですよ 反 P44 中(トミオカ)できないです、だ、違法性が無いですもん、その警察官のやっていることに(説明)★★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、どこで無いとおっしゃってるん? さっきから違法性を私は説明してますでしょ? いい加減にしてくださいよ

反 P46 中(私)や、わからないじゃなくて、じゃ、どうして血痕があるんですか? 反 P46 中(トミオカ)私や、犯罪の、犯罪の聞き取り、事情聴取してるんじゃないんですけど? 私。申し訳ないんですけど、イマイさんから問い合わせられて★★★★(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません。答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、

(私)だからどうしたの? だからそれが犯罪だと言ってるん、捜査機関の犯罪だと言ってるん 反 P46

中(トミオカ)★★★★それはうちで、何とも言いようが無いですね、そこは(説明)ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、何とも言いようが無いじゃなく、事実の調査をして下さい、と言ってるん。どこかおかしいですか? 反 P46 中(トミオカ)★★★★事実の調査はできません(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)なぜ? 反 P46 中(トミオカ)違法性が認められませんよ、警察官の捜査(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 7 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません (私)だから、違法でしょ? 不審な事になぜ答えないんですか? 反 P46 中(トミオカ)それ、イマイさんが、イマイさんが思ってるだけでしょ? 違法だってゆうふうに。そうじゃないですか?(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 4 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 模倣により包囲網の威力を示す合言葉です 根拠を示しておりません  
反 P46 下(トミオカ)イマイさんが思ってるってことはわかる、わかるんですよ、(説明)★★★ゾンビ化 無意味 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 (私)はい、 反 P46 下(トミオカ)ただ、私は違法性は認められない(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 論理矛盾 根拠を示しておりません (私)だからその、根拠無く認めないじゃないんだよ、根拠を示せ、と言ってるんです。わかります? 反 P46 下(トミオカ)警察、捜査機関が犯罪じゃないと言ってんですよ?(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 1 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません  
反 P48 上(トミオカ)調査をしない根拠は先ほど来、言ってるように、違法性が無いもん。(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません (私)疑いが全く無いの? 反 P48 中(トミオカ)疑い持てないです。(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません (私)無いですか?  
反 P48 中(トミオカ)ええ、(説明)★★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません  
反 P49 中(トミオカ) じゃ、そういうことで、これは取っときます。永久に保存ということにはなりませんけどね。あと、あの、何でしたっけ? USB メモリーは破棄しちゃっていいですか? お返しましようか? メモリー預かったじゃないですか? USB メモリー、お返ししますよ。(説明)★★★★ゾンビ化 無根 職責放棄 自痴化 威力 規定では 5 年保存ですから、訊くまでもありません。これだけ問い合わせられてもなお、侵犯皆無であるという姿勢を貫こうという意図、つまり「お前の訴えなど絶対に認めるつもりはない」という意図の威力だと思います。ただ、少なくとも破棄するという選択肢は規定上ありませんから、何か特別な意図を示しております

### トミオカの不法行為Ⅱについて、甲 8 反約書より抜粋

まず、この電話の趣旨は、甲 6 の論点を整理して再確認することでした。 ①一般論として犯罪であれば同時にほぼ人権侵害であることを確認し、②警察の犯罪であり正当業務行為ではないこと、同時に人権侵害であることを強調し、狙撃を例に取って恣意性の高さを強調しましたが、従来通りの職責放棄発言を繰り返しました。更に③今まで何一つ合理的な反論根拠を示していないので、事件性が否定しきれるはずはないのに侵犯無とする判断は、極めて不合理であり、公務員の犯罪告発義務への違反であり、適正な手続を受ける権利の侵害であると訴えましたが返事をしませんでした。反 P4 上(私)ええ、ええ、わかりました。それで話、戻るんですが、あの、端的にね、その、異常な判断、いわゆる、著しくふご、不合理な判断とゆうのは、これはあの、警察に限った話ではないんですけど

も、 (トミオカ)なくて? ええ、ええ、 (私)その、手続として無効だと思うんですよ、  
反 P4 中 (私)合理的な根拠が。それを全く一度も示していただいてませんが、それは警察も一緒ですけど  
も。 (説明)外形的手続論に改めて反論しました

反 P4 下 (私)しかもね、あの、事件性無しと判断するんだったら、少なくとも連絡くださいよ、とゆつ、  
言ってるんですよ、そういう録音も残ってるのに、無視してる。

反 P5 上で、最初に戻りますけども、最初の発砲ですね、至近距離 30m、相対で発砲すること自体に、事件性を感じないですか?

反 P5 上 (私)いや、そこに特別な意図を感じなかつたら異常でしょうね? どうなんですか?

反 P5 上 (トミオカ)それは私のほうではそこ、わからないですけどもねえ、★★★(説明)ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_自痴化\_威力\_根拠を示しておりません。答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません。ちなみに視界を遮る物は有りませんでした。脅迫殺人もそうですが、このように、優に 90% を超える高度の恣意性に対して、わからないというのなら、何一つわからないと言っているのと同じことであり極めて異常な判断であり、包囲網であることの自白と言えます。

反 P5 中 (トミオカ)そのことについては、この間来た時にもお話ししていただきましたけどもね、ううん、要するに、うちのほうで係れない。 (説明)★★★ゾンビ化\_発言類型 1\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私)だから、その根拠が、お言葉に根拠が無いという点と、そもそも、警察の不正、不正である限りは、かか、係れないなんていうはずはないでしょ? 貴方がたには、刑事訴訟法 239 条の 2、公務員の犯罪告発義務が有るんですよ? 反 P5 下 (トミオカ)うんうんうん、それは、それは、その、イマイさんご本人が告発すればいいんじゃないですか? そうじゃなくって? そういう被害を受けてるんで、ま、告発というか、いわゆる、裁判を起こすというか、その (説明)★★★ゾンビ化\_発言類型 5\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_自痴化\_威力\_根拠を示しておりません

反 P5 下 (私)要するにね、あの、正当業務行為ではないわけなんですよ、私が主張している内容として、当たり前に。 (トミオカ)警察が、ということですか? (私)ええ、ええ、 反 P6 上 (トミオカ)だからそれは、そのことを法務局に訴えられても、うちのほうでは、どうしてあげることもできないじゃないですか? (説明)ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません。これは沼田署マキシマの模倣であり包囲網の威力を示す合言葉です。普通はどうしてあげる、などと言いません。 (私)だからできないじゃなくて、 反 P6 上 (トミオカ)正当行為義務に違反してるんであれば、警察組織そのものに訴えればいいんじゃないですか? (説明)ゾンビ化\_発言類型 5\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_無意味\_威力\_根拠を示しておりません (私)ですから、人権侵害が非常に疑われますでしょ? 否定できる、否定でき、否定するならその根拠が必要だってゆうことです。 反 P6 中 (トミオカ)今のお話だけでは、人権侵害の疑いってゆうことは持てませんね。 (説明)ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私)だからさ、貴方様にたった一つだけ質問したように、じゃあ血痕の件は、なぜ、あの、元の死骸から 20m も離れたとこにだけ、通り道の上にだけ散乱してたんですか? 反 P6 中 (トミオカ)それは、うう★★★★(説明)ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_自痴化\_威力\_根拠を示しておりません。答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません (私)だ、わからないでしょ? わからないってことは事件性が否定できないわけですよね? それなのに侵犯性が無いって、どうして言い

切れるんですか? 極めて不合理な判断ですね? 反 P6 中(トミオカ) うんうんうんうん、事件性の否定肯定というのは、だ、うちではできないでしょ? 強制捜査機関じゃないですもん、うちは。(説明) ゾンビ化\_発言類型 1・3複合\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_白痴化\_威力\_根拠を示しておりません

反 P6 下(私) じゃ、さっきの発砲はね、さっきの発砲の、で、事件性を何%と見るんですか? 反 P6 下(トミオカ) そこまでは、(説明) ★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_白痴化\_威力\_根拠を示しておりません\_答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません (私) そこまでは、じゃなくて、それを言わなかつたら、判断しようがないでしょ? 反 P6 下(トミオカ) そんなこと言えないですよ、何%なんて、(説明) ★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_白痴化\_威力\_根拠を示しておりません\_答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません (私)だから、言わなかつたら仕事なんないでしょ? 侵犯性が無いと判断したんでしょ? そちらは。 反 P6 下(トミオカ) 無いですね、(説明) ★★★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) じゃ、根拠を示してくださいよ、 反 P6 下(トミオカ) 無いですね、だから(説明) ★★★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません

反 P7 上(私) 無視してるでしょ? だったら当然に正当業務行為じゃないんだから、うちが入れないなんてゆう言葉が吐けるわけがないでしょ? 反 P7 中(トミオカ) だから、警察の行ってる行為が正当業務行為でない、ある、ってゆうことはわからないですよ、うちではそれは、(説明) ★★★★ゾンビ化\_発言類型 1\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_白痴化\_威力\_根拠を示しておりません (私) それを判断しなかつたら貴方がたの仕事にならないでしょ? 反 P7 中(トミオカ) それは判断できない、(説明) ★★★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) 作らん (私) 作為義務の放棄でしょ? 反 P7 中(トミオカ) それは判断できないです、(説明) ★★★★ゾンビ化\_発言類型 7\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) だからなんでできない?って言ってるん、根拠を示せと言ってるん。 反 P7 中(トミオカ) だから、犯罪を捜査する機関ではないです。(説明) ★★★★ゾンビ化\_発言類型 3\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) だから根拠規定を示して下さい、犯罪を捜査する機関ではないと書いてあるんだったら、その規定を示して下さい、それが示せないから私は追及してるんです。 反 P7 中(トミオカ) うんうんうんうんうん、もう、これ以上、もう無理ですね、イマイさん、お話ししても、前に進まないですよ。(説明) ★★★★★無根の申出拒否\_ゾンビ化\_抗議を無視\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) だから、根拠が無いじゃない? そのお答えに根拠が無いということは、それは手続を受ける権利の侵害ですね? 私の。

反 P8 上(私) 警察の犯罪だってことが人権侵害だから、判断してくださいって言ってるんですよ?

反 P8 上(トミオカ) だ、それはできないです。(説明) ★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) どうしてですか? 反 P8 上(トミオカ) できないですよ。(説明) ★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません (私) あ、そうですか、あの、根拠が無いですね、はい。 反 P8 上(トミオカ) ええ、はいはい。(説明) ★★★★ゾンビ化\_抗議を無視\_無根\_職責放棄\_威力\_根拠を示しておりません

以上

令和 2 年 2 月 12 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井豊

## I 準備書面(1)

本書は、被告の令和 2 年 1 月 17 日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

### 第 1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既堤出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、隠蔽の擬制自白です。言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

### 第 2 故意または過失であり、全員が公務員職権濫用罪です

後述の通り、いずれも私の申出を不當に受付拒否し、抗議をも無視し、妨害しました。これらは職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲 9 号書証)。また、当り前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

### 第 3 被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全無視されたケースですが、摘示の判例は違います。次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。なお、脅迫殺人(A)事件や獵銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

### 第 4 各県警同様に、理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

警察の場合 権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法 2 条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害です。

言い換えると、故意の観点の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法 189 や 239 条 2、犯罪捜査規範第 4~5 条への違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。

本件 理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

これは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、侵犯性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

## 第 5 予見可能性に基く結果回避義務違反です

たとえ私の訴えが具体的権利名を欠いていたとしても、私の提出物や説明から、その人権侵犯が職権探知できたはずなのに、必要な調査を怠り、被害を継続させました。

## 第 6 不法行為を以下のように訂正し、一つに統合します

既提出の通り、前橋地方法務局のハラダ、フクダ、トドコロ、イシマキ、トミオカは、虚偽の理由や詭弁や欺罔を多用して、その抗議も無視して、私の人権侵犯被害の申出を、不当に受付拒否しました。

言い換えると、訴えた侵犯被害を否定する合理的根拠を、常に示しておりません。

これは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、侵犯性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

これらの対応は、著しい信義則(民法 1 条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、職責と訴え内容の高度の事件性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その不当性が著しい為に、全体の態様に因る程度問題として手続妨害であり、自決権や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、公序良俗(民法 90 条)違反であり、彼らの職務上の過失または過失であり、不法行為です。

これらによって私は、著しい屈辱や恐怖などの精神的苦痛を受けました。

## 基礎事実

ハラダ沼田支局係長 20180118 09:56 の会見(甲 3 号反約書)

フクダ沼田支局長

20170501 16:00、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)のフクダ支局長への通話(甲 2 号反約書)、

20180118 09:56 の会見(甲 3 号反約書)、20180119 16:53 の通話(甲 4 号反約書)

トドコロ ジンジ 20180123 13:03 の会見(甲 5 号反約書)

イシマキ 20180123 13:03 の会見(甲 5 号反約書)、後日の通話での再開の要請の拒絶

トミオカ 20180219 13:26 の会見(甲 6 号反約書)、20180301 11:28 の通話(甲 8 号反約書)

甲 2 号反証書 : 20170501 16:00 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)フクダへの通話の録音

甲 3 号反証書 : 20180118 09:56 前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)での、私とハラダとフクダとの会話の録音

甲 4 号反証書 : 20180119 16:53 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)フクダへの通話の録音

甲 5 号反証書 : 20180123 13:03 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)人権擁護課での、私とトドコロジンジおよびイシマキとの会話の録音

甲 6 号反証書 : 2018.02.19 13:26 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)での、私と人権擁護課トミオカとの会話の録音

甲 8 号反証書 : 2018.10.31 11:28 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)トミオカへの通話の録音

## 第 7 不当性の焦点 これらは、顕著な信義則違反であり、公序良俗違反です。

トドコロ(甲 5 号反証書)

**★★★警察の、理由を告知しない被害届の受付拒否を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避**  
(説明) これらは弁護士と人権擁護委員の職権の濫用による洗脳(犯罪の正当化)です。

反 P3 上(トドコロ)被害の内容が書いてなければ、無視されたってしょうがないですね?  
反 P3 上(トドコロ)回答も必要無い。 以後にわたり、同趣旨の発言を延べ 8 回。

**★★★トドコロの類型 1 「警察の判断には介入できない」 虚偽 職責放棄 犯人隠避**

**★★★トドコロの類型 2 「警察の判断だから違法性は無い」 虚偽 職責放棄 犯人隠避**  
(私) いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ。

反 P3 中(トドコロ) いやいや、そんなことない。 (犯罪捜査規範 65 条違反)

(説明) 警察の組織的隠蔽を否定する合理的根拠を全く示しておらず、また、犯罪である以上は、捜査機関を例外扱いすべき規定も無く、むしろ優先的に調査すべきですから、経験則違反による論理則違反と言え、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反です。

甲 5 の会話の中で、この類型 1 または 2 の発言を、延べ 20 回近くも繰り返しました。

警察が、理由も示さずに被害の訴えを無視することが、許されないのは当たり前です。

その不当性を判ろうとしない弁護士や人権擁護機関もまた、許されません。

**★★★村八分を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避**

特に、発言の途中で皆を煽動しつつ帰宅してしまう行為が、侮辱ないし人格否定であり、また、秩序を乱す反社会的な行為であることを、判らない弁護士など許されません。

反 P9 中(トドコロ)聞くか聞かないかはその人の自由だから。

反 P9 中(トドコロ)貴方の話を聞かなきやならないなんて義務は誰にも無いんだから。

反 P9 中(トドコロ)例えば今の話、聞きたくないと思った人が帰るのは、そら自由ですよね?

反 P9 下(トドコロ)だって、従う義務は無いわけでしょう? 他の人にも。

反 P10 上(トドコロ)提案しちゃいけないという理由も無いでしょ? (煽動のこと)

**★★★猶銃脅迫事件の警察の隠蔽を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避**

反 P10 上(トドコロ) だ、隠蔽してるっていうか、警察だって調べようが無いんじゃないの?

反 P10 上(トドコロ) 誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじゃないんだから、わからないでしょ? (説明)現行犯以外は摘発できないそうです 虚偽

**★★★トドコロの類型 6 「それはうちではない」「我々には権限が無い」 職責放棄 虚偽**

反 P12 上(トドコロ) 何も無いんです、強制調査権なんか無いんです。 (調査義務有)

反 P13 上(トドコロ)刑事事件だったら、ま、そら、警察、検察庁に任せるしかないでしょ?

反 P12 中(トドコロ) どうやって調査すんですか?

反 P13 上(トドコロ)具体的にはじやあ、何をするんですか?

反P13上(トドコロ)あの、違法性が無くても必要性が無ければ動けないです。

反P13中(トドコロ)逆に、法的な根拠が無きや動けねえんですよ。

**★★★沼田支局フクダの隠蔽を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避 職責放棄**

反P22下(トドコロ) だからその、損害額が言ってもらわなければ報告書が書けないということはないと思います。

反P22下(トドコロ)ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしては? こういうやりとりしてたら、受けのほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしようがないじゃないですか、そら。

反P23中(トドコロ)だから、その一点だけを取るとおかしいけども、全体的に貴方の行為を見ると、そういうこともありうるかな? ってゆうことですよ。ここで大声上げて怒鳴つたりね、おそらく沼田支局でだってそういうことやってんでしょう? (居直り強盗的)

**★★★弁護士11人連続の引受拒否を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避**

(トドコロ)そういうことをやってると、駄目ですよ、つってるんですよ。 (私のこと)

**★★★何度も返答に窮していたのに、侵犯無しなどと言えません 論理則違反**

(私) じゃ、何の為にわざと忍び込むんですか? 声掛けせずに。

反P19下(トドコロ) そら、わかりませんけども、ま、いずれにしても、

反P20中(トドコロ)もう一回来るのが面倒臭いからでしょ?

(トドコロ) 犯罪じゃない、うんまあ、偽造したっちゅう意味じゃ犯罪でしょうね。

反P21中(トドコロ)ゆうパックを置いててくれたわけでしょ? それだけの話ですよ。

(説明) このように、無意識下の屋内侵入とサインの偽造を認めているのですから、憲法13条の自律権ないし自治権の侵害であることは、人権相談所として、当り前に自明です。

付言すれば、脅迫がすべからく、自決権の侵害(憲法13条)であることも自明です。

無意識下の屋内侵入による人権侵犯の内容が判らない弁護士など、許されません。

イシマキ(甲5号反約書)

甲5の会見に終止立ち会っていたので、トドコロの不当性とほぼ同様です。

**★★★持参書面を預ける要請をイシマキが断ったこと 信義則違反 論理則違反**

(私) じゃ、これを一旦預かって判断していただけないですか?

反P25上(一同) 預かれません。

(途中打切り)

なお、甲5の会見の後日、説明の再開を電話で要請したのに、イシマキが断った為、人権擁護局や同局総務課に掛け合って、トミオカとの会見にこぎつけた経緯が有ります。

トミオカ(甲6号反約書)

**★★★トミオカは甲6の中で、類型1又は2を、延べ20回以上も繰り返しました。**

反P11中(トミオカ)検査機関で判断してはるんでね、そこに入つてげねえんですよ

類型1 「警察の判断には介入できない」 職責放棄 虚偽

類型2 「警察の判断だから違法性は無い」 職責放棄 虚偽

(説明) 警察の組織的隠蔽の訴えを根拠無く無視しており、また、犯罪である以上は、検査機関を例外扱いすべき規定も無く、むしろ優先調査すべきですから、経験則違反による論理則違反と言え、職責の自己否定であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反です。

★★★トミオカは事実を否定しました 虚偽ないし論理則違反

反P12上(トミオカ)例外扱いはしてな、してないですね

★★★トミオカの類型6「我々には権限が無い」職責放棄 虚偽ないし詭弁

反P13上(トミオカ)事実調査は、事実調査はできないですよね、我々はその、前にもお話しして有るかもしないすけども、強制調査権なんて無いから (捜査ではなく調査です)

★★★トミオカは、事件性の返答に窮したのに侵犯無とは言えません 虚偽 論理則違反

反P13下(私)何%と考えるんですか? (トミオカ)それはわからないですね

★★★トミオカは、沼田支局を根拠無く隠避しました 職責放棄 無根 経験則違反

反P32下(トミオカ)本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持って無いですよ

★★★トミオカの類型5「それは警察に言え」職責放棄 論理則違反 無意味

(私)それが犯罪だと言ってるんです、隠蔽だと言ってるんです、意図的な。わかつてますか?

反P42中(トミオカ)それは、警察のほうに、執拗に話したほうがいいんじゃないですか?

★★★トミオカの類型4「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」無根 無意味

反P44下(トミオカ)イマイさんはね、そう言ってるわけですよ、 (お互い様)

反P45中(トミオカ)それはイマイさんが考えてるんでしょ? 犯罪だってゆうのは。

★★★トミオカが、侵犯を否定する理由を、答えなかつたこと 職責放棄 ゾンビ化

(私)だから、調査して下さい、と言ってるんです。私の言ってる事、おかしいですか?

反P44下(トミオカ)おかしくはないけれども、調査はできないですよ、うちのほうで。

(私)どうしてできないんですか? しなくていいという根拠がどこに有るんですか?

(トミオカ)調査はできないでしょ?

(私)だから、なぜ、できないんですか? 日本語になってませんよ。

(トミオカ)違法性が無いでしょ? 違法性が。

(私)違法性は今、説明したばっかりでしょ? 何を根拠に否定するんですか?

★★★★トミオカが、返答に窮しながら、侵犯無と断じたこと 職責放棄 論理則違反

反P45下(私)はい、では、まず、血痕が散乱していた件について、

(トミオカ)うん、はい、

(私)元々、死体があったと思われる現場から20m離れてる場所に血痕が集中してたのはなぜですか? その間に血痕がほとんど見られず、なぜ私の通り道にだけ集中してるんでしょう?

(トミオカ)元々あった所から20m離れた所に?

(私)はい、そのように書いてあります、

(トミオカ)ううん、

(私)元の場所から通り道に持ち出すまでの約20mの間に血痕が無かつたことこそ、脅迫の意図を示唆しております、書いてあります。

(トミオカ)人為的に誰か持つて行ったんですかねえ? そこはよくわからないですねえ。なぜ置いてあるって、まるで謎のようですね。

(私)謎のよう、じゃないでしょ? いや、

(トミオカ) なぜなんですかねえ?

(私) なぜでしょう? だから、わざわざ通り道で捌く必要が何も無いでしょ?

(トミオカ) や、それはどうなんだろかなあ?

(私) いや、どうなんじやなくて、何の為に通り道で捌くんです? そしたら。

(トミオカ) わかりませんねえ、そこで捌いたつうことですか?

(私) や、わからぬじやなくて、じゃ、どうして血痕があるんですか?

(トミオカ) 私や、犯罪の、犯罪の聞き取り、事情聴取してるんじゃないんですけど? 私。申し訳ないんですけど、イマイさんから問い合わせられて。

(私) いや、そこは、不審に思わないと、犯罪だと思わないとおっしゃるから、こ、反論してるんですよ。じゃ、警察に代って不審点、答えてみてください。

(トミオカ) だから、警察、捜査機関が犯罪じゃないって言ってるわけでしょ?

(私) だからどうしたの? だからそれが犯罪だと言ってるん、捜査機関の犯罪だと言ってるん。

(トミオカ) それはうちで、何とも言いようが無いですね、そこは。

(私) だから、何とも言いようが無い、じゃなく、事実の調査をして下さい、と言ってるん。どこかおかしいですか?

(トミオカ) 事実の調査はできません。

(私) なぜ?

(トミオカ) 違法性が認められませんよ、警察官の捜査

(私) だから、違法でしょ? 不審な事になぜ答えないんですか?

(トミオカ) それ、イマイさんが、イマイさんが思ってるだけでしょ? 違法だってゆうふうに。そうじやないですか?

(私) だ、どういう意味があるん? 私が被害の、救済の申出をしてるんだから、私が思ってるんです、他の人が思っててどうするんですか? どういう意味があるんです? その言葉に。

(トミオカ) イマイさんが思ってるってことはわかる、わかるんですよ、

(私) はい、

(トミオカ) ただ、私は違法性は認められない。

(私) だからその、根拠無く認めないじやないんだよ、根拠を示せ、と言ってるんです。わかります?

(トミオカ) 警察、捜査機関が犯罪じゃないってんですよ?

(私) だからどうしたの? 意味が無いです、貴方の言ってる反論は意味が無いですよ。

(トミオカ) じゃあもう、これ以上申しませんけどね。

**★★★★トミオカが、威力脅迫と隠蔽の発言をしたこと**

訊く必要無 害意の表示

反P49中(トミオカ)USBメモリーは破棄しちゃっていいですか?

(規定では5年保存)

トミオカ(甲8号反約書)

**★★★★トミオカの類型5「それは警察に言え」職責放棄 無意味**

反P6上(トミオカ)正当行為義務に違反してるんであれば、警察組織そのものに訴えればいいんじゃないですか?

★★★★トミオカが、返答に窮しながら、侵犯無と断じたこと 職責放棄 論理則違反

(私)だからさ、貴方様にたった一つだけ質問したように、じゃあ血痕の件は、なぜ、あの、元の死骸から 20m も離れたとこにだけ、通り道の上にだけ散乱してたんですか?

反 P6 中(トミオカ)それは、うう

(私)だ、わからないでしょ? わからないってことは事件性が否定できないわけですよね?

それなのに侵犯性が無いって、どうして言い切れるんですか? 極めて不合理な判断ですね?

反 P6 中(トミオカ) うんうんうんうん、事件性の否定肯定というのは、だ、うちではできないでしょ? 強制捜査機関じゃないですもん、うちは。

反 P6 下(私) じゃ、さっきの発砲はね、さっきの発砲の、で、事件性を何%と見るんですか?

反 P6 下(トミオカ) そこまでは、

(私)そこまでは、じゃなくて、それを言わなかったら、判断しようがないでしょ?

反 P6 下(トミオカ) そんなこと言えないですよ、何%なんて、

(私)だから、言わなかつたら仕事なんなんないでしょ? 侵犯性が無いと判断したんでしょ?

反 P6 下(トミオカ) 無いですね、

(私) じゃ、根拠を示してくださいよ、

反 P6 下(トミオカ) 無いですね、だから

(経験則違反に因る論理則違反)

## 5 トミオカが九告訴状の事件性と包囲網の実在を無視したこと

申出に添付した 9 告訴状と被害届和 2017 と恣意性一覧表の各事件が、何故に私に集中しているのか? という、相互関連性や類型的一貫性を総合すれば、包囲網の実在は明らかです。これらの事件性を無視したことの不当性は極めて多大ですが、その詳細に触れるまでもなく、既述の不当性だけで充分だと考えますので、説明を省きます。

## 第 8 法令の摘示

人権侵犯事件調査処理規程 (平成 16 年法務省訓令第 2 号)

第 2 節 救済手続の開始 (救済手続の開始)

第 8 条 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者 (以下「被害者等」という。) から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

(説明)★ 「侵犯の疑いが有る場合」という条件は読み取れないので、全て調査が必要と思われ、調査しなかったこと自体が違法の疑いが有ります(現行取扱の瑕疵)。

## 第 9 証拠の追加 甲 9 号書証と証拠説明書を追加します

## 第 10 当り前の事案解説を、裁判所に要請します

前橋地裁 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件 被告 国

被告が因縁付けにより認否を示さず、理由無しに否認だけしていることを判定願います。

これらの信義則違反ないし論理則違反は全て、既提出の書面上で確認できます。

以上

## 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書) I 20181119

番号と分類	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1 (人権擁護)	20170131午後 みなかみ町人権擁護委員・石坂への救済の申出書	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状 I の時系列的事実経過欄の①のうち、20170131午後 同支局でみなかみ町人権擁護委員・石坂に人権被害の救済の申出を行った事実です。 警視庁・埼玉県警による叔母の脅迫殺人と群馬県警による獵銃脅迫事件の恣意性の高さを強調し、それらが包囲網による職権濫用による脅迫と隠蔽であると概説しています。
甲2 (人権相談)	2017. 05. 01 16:00 私の自宅から沼田支局・フクダとの通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状 I の時系列的事実経過欄の②の事実であり、虚偽の発言や対応の不当性です。 この日までのハラダの不作為対応への抗議の為の電話でした。 フクダとは初対面だったのですが、いきなり以下のような複数の虚偽の理由を用いて受付拒否を示唆していることは、職権濫用による隠蔽を強く示唆しています。 ①(場所管轄の虚偽)「警視庁については管轄外」正しくは「発生地若しくは居住地」(規定2条) ②(時間管轄の虚偽)重要な付帯条件の説明の欠落「行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から1年」(細則7条) ③係属未発生なのに「うちは、全く手が出ないですね」は虚偽
甲3 (人権相談)	2018. 01. 18 09:56 前橋地方法務局沼田支局(沼田市西倉内町701)でのハラダ・フクダとの会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状 I の時系列的事実経過欄の③～⑤の事実であり、虚偽の発言や対応の不当性です。 要するに否定する合理的根拠を一度も示しておりません。 この日はあらためて救済の申出を行いました。 持参したのは、8つの告訴状と被害届2018ですが、結局2つの告訴状しか説明させてもらえませんでした。 この会見の不当性の概要については、補足説明書の「私の申出の要旨」、詳細については反訳書の通りです。  ハラダ沼田支局係長 I 2017年2月22日 午後 の会見において、記述のように、職責放棄の詭弁と他機関への誘導によって私の申出を妨害したこと ①「ここは捜査機関ではない」という詭弁を終止繰り返したこと ②群馬県広報課に根拠無く誘導し、義務の無い事をさせたこと II 2018. 01. 18 09:56(甲3)の会見において、記述のように、多数の虚偽や詭弁を用い、また著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと まず、最初に読み上げた沼田支局の告訴状には、何ら反論しておりません。 次に、郵便局事件の告訴状を読み上げ直後には、開口一番からゾンビ化しております。 最も重要なのは、その対応の仕方や論点が、沼田署マキシマ(B-甲5、B-甲8)と酷似している点です。 これは沼田署の隠蔽の模倣であり、不当性の演出による包囲網の威力の誇示です。 III 2018. 01. 18 09:56(甲3)の会見において、救済の申出を途中で不适当に打ち切り受付拒否したこと フクダ沼田支局長 I 2017. 05. 01 16:00私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田支局(沼田市西倉内町701)への通話(甲2)において、虚偽や詭弁を用いて私の申出を妨害したこと II 2018. 01. 18 09:56の会見(甲3)で、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと III 2018. 01. 18 09:56の会見(甲3)において、救済の申出を途中で不适当に打ち切り受付拒否したこと IV 2018. 01. 19 16:53 私の自宅から沼田支局への通話(甲4)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を受付拒否したこと 彼らは皆、最後には侵犯性無と結論することを初めから決めていたことは結果的に明らかですから、フクダが受付拒否の根拠とした三つの理由(①～③)にはそもそも必要性が有りません。 また、三つとも規定を調べればすぐにはれるような嘘ですから、普通はつきません。 つまり100%職権濫用の恣意性を示しております。 更には二つの問題発言(④～⑤)を加味して総合すれば、私の特殊事情(社会的な孤立状態)を見越した「お前の訴えなんぞ威力で握り潰してみせるぞ」という意図を示しており、不当性を演出して威力を示そうとする意図としか考えられません。 ①発生場所による管轄外(甲2) 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは100%故意です。 実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています。 ②「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という重要な条件の説明を洩らしたこと(甲2) 内容的に極めて重要な条件であり過失が考えにくいことや、甲2の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。 ③精神的法益侵害についての損害額(甲4) 規定に無く(トドコロの証言)、抗議しても言い張っていることから明らかに故意です。 ④有力な経験則の否定と無根拠の盲信 本人の私の筆跡相違の主張を全く信じなかったことと、「郵便局員がそんなことするなんて100%信じられません」は、あまりにも対照的であり差別的です。 この二つの組合せはそれだけで著しい信義則違反であり、職権濫用の恣意性100%です。 ⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」 更に④の直後にフクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で口にする言葉ではなく、更に甲3反訳書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図を示唆しています。 なお、2018. 01. 23 (甲5)前橋本局も救済の申出を、説明の途中で不适当に打ち切っています。
甲4 (人権相談)	2018. 01. 19 16:53 私の自宅から沼田支局・フクダとの通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状 I の時系列的事実経過欄の⑥と⑦の事実であり、虚偽の発言や対応の不当性です。 この電話の目的は甲3で不适当に中断された申出の再開でした。 この通話の不当性の概要については、補足説明書の「私の申出の要旨」、詳細については反訳書の通りです。 否定する合理的根拠を一度も示しておりません。 IV 2018. 01. 19 16:53 私の自宅から沼田支局への通話(甲4)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を受付拒否したこと ③精神的法益侵害についての損害額(甲4) 規定に無く(トドコロの証言)、抗議しても言い張っていることから明らかに故意です。

甲5 (人権相談)	2018.01.23 13:03 前橋地方法務局(前橋市大手町2丁目3-1)人権擁護課でのトドコロジンジ・イシマキとの会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Iの時系列的事実経過欄の⑧の事実であり、虚偽の発言や対応の不当性です。 要するに否定する合理的根拠を一度も示しておりません。 I 2018.01.23 (甲5)の会見において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと II 2018.01.23 (甲5)の会見で、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと トドコロは極めて不公平に私の全主張を否定し、加害者側の弁護士になりきっています。この会見は職権を濫用して相手側の抗弁を突きつけてみせることによる、包囲網の威力による洗脳です トドコロは、加害者らによる犯罪である、つまり正当業務ではないとする私の主張を、根拠無く無視し、否定し、(彼らの正当業務行為だから)違法性は無い、という趣旨の主張を、延々と繰り返します。 この会見の不当性の概要については、補足説明書、詳細については反訳書の通りです。
甲6 (人権相談)	2018.02.19 13:26 前橋地方法務局での人権擁護課・トミオカとの会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Iの時系列的事実経過欄の⑨の事実であり対応の不当性です。 要するに否定する合理的根拠を一度も示しておりません。 事前提出済の被害届2018と告訴状8通について、訊ねられるままに説明しました。 各告訴状とも職権濫用による脅迫と隠蔽を主張していました。 この会見の不当性の概要については、補足説明書、詳細については反訳書の通りです。 I 2018.02.19 13:26(甲6)の前橋地方法務局(前橋市大手町2丁目3-1)での会見において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと
甲7 (人権相談)	2018.02.19 13:26 前項の提出物一式	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Iの時系列的事実経過欄の⑨の事実です。 構成は被害届2017、蓋然性一覧表、証拠説明書、告訴状A～I(計9)とその書証と録音のUSBメモリーです。 大量なので今回はUSBメモリーとします。 なおこれらは甲6の会見の前月中に渡してありました。
甲8 (人権相談)	2018.10.31 11:28 私の自宅から前橋・トミオカとの通話録音 反訳書	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Iの時系列的事実経過欄の⑩の事実であり対応の不当性です。 要するに否定する合理的根拠を一度も示しておりません。 甲6の集大成として、論点を再確認しました。 この通話の不当性の概要については、補足説明書、詳細については反訳書の通りです。 II 2018.10.31 11:28(甲8)の私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局(前橋市大手町2丁目3-1)への通話において、記述のように、虚偽や詐弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

20181119 原告 今井豊

2017.05.01 16:00 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田支局(沼田市西倉内町701)・

フクダとの通話の録音

(交換手) はい、沼田の法務局でございます。

(私) あ、もしもし、

(交換手) はい、

(私) イマイと申しますが、ハラダさんおいででしょうか?

(交換手) ああ、今、席外してます。

(私) ああ、そうですか、

(交換手) はい、

(私) あの、午前中お電話した件なんですけども、

(交換手) ええ、え、

(私) ええと、ハラダさんか、もしくは、支所、支局の長の方、お願いしたいんですけど、

(交換手) はい、わかりました、そしたら、お待ちいただけますか、

(私) はい、

(フクダ) お電話代りました、フクダです。

(私) あれ、もしもし、

(フクダ) もしもし、

(私) あ、はい、お世話になります、イマイと申します、

(フクダ) はい、

(私) えと、ええ、人権擁護委員に、

(フクダ) はい、

(私) 1月31日、イシザカさんにご相談した内容については、

(フクダ) はい、

(私) あのう、人権相談所としても認識されていると考えてよろしいんですね?

(フクダ) 人権相談を、こちらの常設相談所でされたんですか?

(私) ええ、

(フクダ) あの、法務局のほうで、

(私) はい、

(フクダ) あ、相談をこちらで受けたのであれば、相談ですね、はい、

(私) あの、ハラダさんは、よく知ってるんですけども、

(フクダ) はい、はい、すいませんね、私、4月に着任したもんですから、

(私) ああ、はい、はい、ええと、失礼ですが、お名前は?

(フクダ) あ、フクダと言います。

(私) フクダさんですか、はい、ええ、要点だけ申し上げます、

(フクダ) はい、

(私) はい、あのう、まず、その、人権侵害の事実の確認をしていただきたいんですけども、

(フクダ) 人権相談の事実の確認というの、どういう意味ですか?

I-甲2号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 人権侵害の、

(フクダ) ああ、人権侵害が、あ、疑われる場合には、もちろん、あの、調査をしなければならないのですが、

(私) ええ、

(フクダ) はい、そういうことですか?

(私) はい、

(フクダ) えと、どういう内容だったんでしょうか?

(私) ええと、その内容を引き継いでないことは考えにくいんですが、まあ、申し上げます、

(フクダ) はい、

(私) ええと、警察がですね、

(フクダ) 警察、はい、

(私) はい、あの、特に警視庁、

(フクダ) 警視庁って、東京ですか?

(私) はい、あのう、8年前の話なんですが、被害届を送ったのに、それを完全に黙殺しております。

(フクダ) あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局なんります。

(私) いやいや、それはそちらで転送してください、私はこちらの、今の住所地で

(フクダ) 転送はできません、ごめんなさい、管轄が決まっています。

(私) 住所地に申請してるんですよ?

(フクダ) いやいや、あのう、申し訳ないんですが、人権侵害がねえ、いち、一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。8年前

(私) どこに、そんなことが書いてあるんですか?

(フクダ) 8年前っていうふうに、今、おっしゃったじゃないですか。

(私) いや、一年というのは、どこに明記されてるんですか?

(フクダ) 人権被、あの、人権侵害のですね、調査をする、うちのほうの、法務省のほうのですね、規定がありまして、そのじ、あの、たぶん、ハラダのほうが、から聞いてると思うんですけども、

(私) はい、その話は初めて聞きました、一年というのは。

(フクダ) あの、あのですね、人権擁護機関で言うんですよ、私達、法務局と人権擁護委員のことを。

(私) はい、

(フクダ) 法務省の人権擁護機関という呼び方をしてるんですけども、

(私) はい、

(フクダ) はい、私達、全く権力が無いんですよね、立ち入って調、あの、調査、調査はできるんですけども、こうしなさいとか、ああしてくださいとかっていう権限が全く無いんですね、調査することはできるんですけども、調査の相手方の協力を得て、調査をするっていうことになってるんですよ。

(私) いや、別にですから、結果を問う必要は無いんですよ、結果はどうだっていいんですが、調査しようとするかしないかが問題なんですよ。

(フクダ) ですから

(私) 人権の擁護というパンフレットの36頁に、人権侵犯事件の調査処遇という欄がございますね?

(フクダ) はい、はい、

I-甲2号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 必ずこういう調査のステップを経るはず

(フクダ) 必ずではありません、人権侵犯が疑われる時です。

(私) いや、人権侵犯の届出をしてるんですよ、人権侵害被害の。それを確認しなくてどうする

(フクダ) その内、その内容です、その内容をうかがって、今、おっしゃったように、8年前、警視庁が、っていうふうにおっしゃいましたよね?

(私) はい、

(フクダ) はい、そうするとまず、一年以内の人権侵犯じゃないと私達には調査権がありません。

(私) それは、一年以内ってゆうのは、どこに明記されてるんですか?法的根拠を示してください。

(フクダ) 法的根拠、法律と言うよりもですね、私達の人権の調査のところの、人権侵害を受けるというところなんですけれども

(私) いや、その法的根拠が示せないと、

(フクダ) ちょっとお待ち下さい、ちょっとお待ち下さいね、確認してきます

(私) 職権濫用罪なんですよ。

(フクダ) 職権濫用って何ですか?

(私) はい?

(フクダ) 職権濫用って何ですか?

(私) 公務員職権濫用罪をご存知ないですか?

(フクダ) 職権濫用、何が職権濫用なんですか?

(私) え、何がって、調べようとしないことです。意図的な

(フクダ) ですから、調べますからとお待ち下さい申し上げております。

(私) はい、そちらの作為義務を問題にしてるんですよ。

(フクダ) あの、申し訳ないんですけども、警視庁が全く動かないっていうのは

(私) 警視庁だけじゃなくて、群馬県警の話も入ってます。群馬県警は二年前ですがね

(フクダ) それはまた別の事件、それぞれ別々の事件になりますので、一つ一つ確認をしますが、

(私) はい、

(フクダ) 8年前、警視庁が動かないっていう時の、警視庁の担当者、それから年月日、場所、全部わかりますか? 確認できますか?

(私) あ、わ、わかりますよ、わかりますよ、そんなの。書留で送ってるんですから。

1月20日に警視庁本部に着いたものです、被害届というの。それが無視されてるんです。

(フクダ) そうするとそれは警視庁の、

(私) はい、

(フクダ) そういう担当のところには、そういうお話をさせていただけましたか?

(私) もちろん何度も電話したら、ええ、東村山署のほうに転送しましたというお答えをいただいたんで、

(フクダ) はい、

(私) 2月25日頃、直接、東村山署を訪ねて、サワダさんなる、おそらく刑事さんに、

(フクダ) はい、

(私) ええ、届出、あの、被害届の内容、一から説明し、そもそも、その被害届が、どこにあるかわからないし、私は内容を知らない、とおっしゃったもんですから、担当が。

# I-甲2号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) そうすると、私共がもし、万、あの、もし、調査に行った場合に、担当のかたは

(私) いや、調査に行く必要は無い、書面で、あの、回答を求めたらよろしいでしょ?

(フクダ) いや、そういうことはできません、調査できません

(私) じゃあ、直接、行ってください

(フクダ) ただ、私達は、東村山署のどなたの、そのかたはまだ、東村山署の同じ場所にいらっしゃいますか?

(私) いや、居ないです。今日電話してみたら、もう、どつか、あの、てん、転勤なってます。その代りのかたに、いちおう、しょ、調査は依頼してますけど。

(フクダ) あ、調査依頼したんですか?

(私) はい、

(フクダ) その返事はいつごろ、い、来るんですか?

(私) いや、時間がかかるとは言われましたが、

(フクダ) そうすると、私達が行っても同じ結果ですよね?

(私) いや、全然そんなことないです。

(フクダ) 私達

(私) 人権擁護機関が、人権侵害の被害の届出を受けてるから、それに基く

(フクダ) だから、どこが人権侵害なんですか? どこが人権侵害なんですか?

(私) 人権侵害じゃないんですか?

(フクダ) どこがですか?

(私) いやいや、

(フクダ) どの部分が?

(私) そもそも被害届に対して何の反応も無いということ自体が、憲法14条の法の下の平等に違反しますし、憲法25条の生存権、必要な時に必要な治安を受ける権利を侵害します。

(フクダ) 被害届、生存権? たいへんもうしわけないんですけれども、

(私) はい、

(フクダ) 被害届を出したか出さないかは、警視庁のほうで確認ができますよね?

(私) もちろんできますよ、それがどうしたんですか?

(フクダ) はい、出してあったんですよね?

(私) もちろんありますよ、だって配達証明まで来てますもん。

(フクダ) はい、そうすると、その被害届を、について、あの、動いてくれないっていうのは、どういう理由だったんですか?

(私) いや、それを答えられないから、そちらにお願いしてるんじゃないですか。

(フクダ) それだったら、そちら東京の警視庁に確認してください、私達は調べられないです。

(私) どうしてですか、人権侵害でしょ? そういうことが実際あるんだったら、

(フクダ) 人権侵害じゃないですよ、人権侵害じゃないんです。警視庁の

(私) 人権侵害です。

(フクダ) あ、じゃあ、あの、私達と、私達はそういうふうに、人権侵害だとは判断しませんので、警視庁のほうにおっしゃってください

I-甲2号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) どうして、しないんですか?

(フクダ) できません。

(私) どうしてですか? 法的根拠を示してください

(フクダ) まず、管轄が違います。

(私) 管轄が違う? 管轄が違うとできないって、どこに書いてあるんですか? 法的根拠を示して下さい。

(フクダ) はい、じゃ、あのう、こちらのほうにですね、じ、うちのほうの、調査処理についてですね、ええ、

(私) だって、人権って一人の人間に付属するものでしょ? 別に住所地が変わったからって、じゃあ知らないよってわけにいかないでしょ?

(フクダ) うん、だから東京法務局が管轄になりますよ、管轄っていうのは決まってるわけだから。

(私) じゃあ、群馬のことはどうするんですか?

(フクダ) 群馬県警はいつですか? 一年未満ですか?

(私) 二年前です、

(フクダ) ああ、じゃ、駄目、それも駄目なんですよね、申し訳ないんですけども。

(私) だから、一年未満の根拠を示してください。どこですか? 何法の何条?

(フクダ) 今、ちょっと確認しますから、お待ち下さい。

(私) はい、

(フクダ) お待たせしました、

(私) はい、

(フクダ) 人権侵犯事件調査処理規定です。処理規定8条の、い、8条ですね。

(私) それは処理規

(フクダ) あとですね、その中に、

(私) はい、

(フクダ) ええ、不開始事由ってゆうのが有って、

(私) はい、

(フクダ) 救済手続を開始しない場合とゆうことの中にですね、一年を経過した時っていうような所が有りますので、

(私) ふううううううん、な、ええ、処理規定の、え、8条?

(フクダ) はい、

(私) 8条、しかし、たった一年だとなかなかあの

(フクダ) 先ほどから申し上げてるようですね、私達、権力が無いので、8年も昔の話を調べるような力が、もう全く法務省には無いんですよ。

(私) 力も何も要らないじゃないの?、書面で回答を求めるだけで

(フクダ) や、書面なんかしないです、調査に行くんです、で、調査に行った時に、相手の

(私) いやいやいや、書面のほうが簡単でしょう?

(フクダ) しょ、書面、書面でなんかできるわけないじゃないですか?

(私) いやいや、回答、回答するもしないも自由なんですよ 自由ですが、同じ行政機関からの照会に対して答えないのは非常に不自然ですね?

I-甲2号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) 照会ではありません、照会ではないんです、調査なんです、

(私) 調査ですよね?

(フクダ) はい、調査なんです

(私) はい、

(フクダ) で、必ず私達が出向くんです。

(私) いや、それはあの、勝手ですけども

(フクダ) や、勝手って、どうしてですか

(私) 私だったら書面でやりますね

(フクダ) あ、やって、書面ではできませんので。私達が実際に聞き取りを行います。

(私) はあ、

(フクダ) はい、聞き取りをやって、調書を作つて、法務省まで上げます。ただし、

(私) なるほど、

(フクダ) 相手の方がそこにいらっしゃらない場合はもう無理ですよね、きけ、聞き取りができませんので。

(私) いやいやいや、それは代りの人に引き継いでるべきでしようから

(フクダ) それはだけど

(私) 組織ですからね

(フクダ) だって、何遍も、文書出していらっしゃるんでしょ? イマイさんは。

(私) 告訴状は何遍も出してますよ、まだ受理されてませんが、

(フクダ) 裁判所にですか?

(私) いや、検察に。

(フクダ) 検察、検察庁ですか? 告訴状、はああ

(私) 検察庁ですよ

(フクダ) はあ、それで、ということはもう、あの、係争中ってゆうことですか?

(私) いや、まだ受理されてないんで、検査は始まってないですけども、

(フクダ) はああ、そうするともう、うちは、全く手が出ないです。

(私) ええと、その、まさにあの、訴える対象として、人権相談所も今まさに作成し、中なんですが、

(フクダ) ああ、そうですか、

(私) 先ほどの、一年という処理規定、もうち、もう一度、正確なお名前、あの、読み上げていただけますか? 処理規定、何々処理規定っておっしゃってましたね。

(フクダ) 人権侵犯事件調査処理規定です。

(私) 人権侵犯事件

(フクダ) で、たいへんもうしわけないんですけども、

(私) はい、

(フクダ) その警察の、が動いてくれないっていうのは、警察のほうで確認をしてください。

それでもし、どうしても、あのう、結果が出ないということであれば、先ほどおっしゃったように、やつぱり告訴しないとこれはもう決着は付かないと思いますよね。

(私) はい、

I-甲2号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) はい、

(私) ええと、すいません、ええ、話、戻りますけど、一年という縛りになりますと、かなりこれ、人権、あのう、私に限らず、あの、対象外になるケースが多いと思うんですが、それで支障無いんですか?

(フクダ) てゆうか、もう、人権侵犯、あった場合には、すぐに相談に来ていただいて調査を行うってゆうことになっていますので、8年間は、ど、どちらかにあの、行ってらっしゃったんですか?

(私) あの、脅迫下の心裡留保ってゆう言葉はおわかりになりますか?

(フクダ) もうしわけないんですがわかりません、はい。 じゃありませんので。

(私) あ、ですか 脅迫状態、脅迫状態にあって、怖くて、あの、届け出られなかつたんです。

(フクダ) ああ、そうすると、やっぱり告訴されたほうがいいと思います。

(私) はい、えと、まあ

(フクダ) 申し訳ないですね、うちのほうに力が無くて。

(私) あ、いえいえ、あの、人権相談所についてはその通りなんですが、人権擁護委員については、一年なんて縛り無いですよね?

(フクダ) 人権擁護委員は人権擁護機関ですので、法務省の。私達と同じ立場です。

(私) そうですよね、はい、わかりました、

(フクダ) はい、失礼します。

(私) はい、ありがとうございました。

以上

2018.1.19 原告 今井豊

2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局(沼田市西倉内町701)でのハラダとフクダとの会話の録音

(ハラダ) はい、すいません、お待たせしました。ええ、人権相談てゆうことで、今まで話、聞いたのと、なんか、違うお話だってゆうことなんですけども。

(私) はい、

(ハラダ) 具体的には、ええと、いつ、どなたが、どういったことで、イマイさんのはうにどういう被害が出たかっていうのを、教えていただければとゆうような形ですかね?

(私) はい、ええ、そのご説明に入る前に、ええ、ま、こちらの対応にも非常に問題があると感じてるんで、私は、あの、告訴状にしてるんですが、その内容をご確認いただけますか?

(ハラダ) いえ、すいません、告訴状っていう形はうちのはうでは受け取れないので、これはちょっと困るんですけど。

(私) どういうタイトルであろうが、これが一番、経緯を簡潔明瞭に書いてあ、表現している物なんですよ、

(ハラダ) 何を?

(私) はい、

(ハラダ) あの、私に?

(私) 読めばわかります。

(ハラダ) ちょっと、そういう書類のはうでは、うちのはうでは困るんで、ここでは受け取れないんですけども、

(私) 何が困るの?、何を根拠に困るとおっしゃってるんですか?

(ハラダ) どういった内容なんですか?

(私) じゃ、あの、読み上げますね、

(ハラダ) や、人権相談のほうで、来ているん、いらっしゃってるんですけど、どういったご相談なんですか? まず。

(私) や、それは、あの、それぞれ告訴状なんなってますので読めばわかるんですが、その告訴状

(ハラダ) 告訴状はうちに出す書類じゃないですよね?

(私) タイトルは関係ないですよね?、説明資料として出してるんです。

(ハラダ) だ、説明資料っていうふうにおっしゃるんですけど、うちにはうちの人権相談っていう形のはうで、ま、相談のはうをお受けして、で、その人権の救済の為の活動をしてるっていうのは、あの、知ってらっしゃると思うんですけども、それ以外のことはできないので。

(私) それ以外のことをやってくれなんて、一言も言ってませんが?

(ハラダ) うちの権限ではできないことがずいぶんあるっていうのをご説明しているのに、

(私) 権限?

(ハラダ) だからそれを、法律変えてまでやれとか、こういうことをやれとかいうようなことをおっしゃったりすることもありますよね?

(私) や、明記されている作為義務の範囲内のことなぜやらないんですか? と言っているだけですよ。

(ハラダ) や、明記されてないことをやれと

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) されてますよ。

(ハラダ) どこですか? どこにされてる、だから言ってる、おっしゃってることが、どこに書いてあるのかが、私には全くわからないんですけど。

(私) あ、そうですか、じゃ、読み上げますね、ええと、まず、ええ、昨年2月22日午後、原田さんはここで、ええ、告訴人との会見において、なぜ人権侵犯事実の調査を行おうとしないのか?、と再三訊ねられたのに、ここは捜査機関ではない、という見当違いの詭弁を最後まで執拗に繰り返し、あげく、県の広報課に誘導しました。事実ですね?

(ハラダ) 捜査機関ではないですよ、ここは

(私) だから何の脈絡ですか?、そのお言葉は。 捜査機関でないなんてことは誰でも知っていますよね?、誰もそんなこと思ってません。どういう脈絡のご発言ですか? 私は調査をなぜしないのか?って訊いてるんですよ。

(ハラダ) や、人権侵犯事件っていうふうになつたら調査に行くんですけど、

(私) ええ、

(ハラダ) 人権侵犯事件にはなつてないです。

(私) そら、調べなきやわからないでしょう?

(ハラダ) いや、人権侵犯の調査っていうのは、人権侵犯事件としての申告があつて、で、その被害が有るっていうふうに、うちのほうで人権侵犯事件として受けた場合には調査に行きますけど、

(私) はい、なぜ受けないんですか?、私や1月31日に人権擁護委員に概要を説明しますよ。その内容は知っているはずですよね?

(ハラダ) で、侵犯性が無いっていうふうにご回答しましたよね?

(私) どこ、どこで、そう判断したんですか?

(ハラダ) 被害が無いです。

(私) 被害は明記されますよね?、読み上げましょうか? 続けますよ、続けますよ、

(ハラダ) 具体的な被害は何ですか? だから、具体的な被害は何だ? っていうふうに私のほうはお訊ねしてるんですけど。事実として

(私) 書いてありますよ、いいですか、例えばね、

(ハラダ) だって、イマイさんの、評価だけが書いてあるので、事実として何が起つたかわからないので

(私) だから事実として、2016年6月6日、捜査を要求する旨の内容証明を関係六機関に送付するも全て無視されたことが書かれています、2頁目。

(ハラダ) それで、それでイマイさんに具体的な被害は何が出たんですか?

(私) 具体的な被害?、精神的被害。当然、基本的人権として認められるべきことが認められないという、生存権の侵害がありました。

(ハラダ) 生存権を、の? それは具体的に何が起つたんですか? イマイサンじ、自身に。それが被害だと思うんですよね。

(私) はい、次、続いて、ええ、2017年5月1日 16時、フクダ支局長は告訴人との通話において、人権侵犯調査、ええ、処理規定第八条に侵犯から一年以内と明記されていることと、ええ、警視庁に関することであれば東京法務局の管轄であり、沼田支局の管轄外になることの二点を理由に告訴人の被害届出は救済対象外であると回答しました。これは録音が残っております。ええ、これら二つの事実を総合し

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

ますと、ハラダおよびフクダは、告訴人届出の人権侵犯事実の調査を故意にしないことにより被害を隠蔽し、殺人を示唆する複数の脅迫被害を放置し継続させることにより、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫を行いました。

その脅迫の意図は「包囲網の犯行を暴こうとすれば、包囲網の誰かがお前の叔母や猪のようにお前を殺すよ」ということだと思います。

(ハラダ) 思うんですよね? 思うんですよね?

(私) はい、説明は、説明は、ハラダさんは人権相談所とみなかみ町人権擁護委員会の事務局を兼ねています。私が1月31日に、

(ハラダ) 拠護委員の事務局は兼ねてないですよ。

(私) 人権擁護委員イシザカに提出した人権被害の届出の内容を把握しております。

またイシザカやタカハシの発言からも、人権擁護委員の対応を実質的に決めていたのはハラダ氏だったと、ことは明らかです。

なお、告訴人はこのあとハラダ氏の誘導に従い、実際に県の広報課に連絡を取ってみましたが取り合ってはもらえませんでした。

これは根拠のない転送であり結果責任も負わない無責任な誘導だったと思います。

①について、このような対応が人権侵犯事件調査処遇に違背した取扱であるのは明らかです。

②について、フクダ支局長の対応ですね、対象外とした根拠が二点とも不当な扱いであることを説明します。

まず**対応期限**については回答のように、ええ、「人権侵犯調査、ええ、事件調査処理規定」第8条にはありません。私が探したところ、別のところにありました。

人権侵犯事件調査処理細則の第2節救済手続開始の例外規定として書かれています。

(5) **被害の申告**が、当該人権侵害、人権侵犯に当たる**行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)**から**1年**を経過してされた時、と書いてあります。

ですが、告訴人が提出した「人権被害の訴え」2頁には、先ほど申し上げた、2016.6.6 捜査の、を要求するの旨の内容証明便を関係6機関に送付するも無視されたことが書かれています。

これは回答時点では明らかにまだ発生から一年以内です。

それにそもそもフクダさんは、ただ一年と言っているだけで、「継続する行為にあっては、その終了した日から1年」という**重要な条件の説明をおこな、怠っており**ます。

「被害はいつ終了したのですか?」と聞かれたならば、「ああ、そういうことならいざれも今、現在進行形であり継続中です。」と答えられたとこです。

それから、**発生場所による管轄違い**については、ええ、「人権侵犯事件調査処理規定」第2章救済手続第1節管轄、に書いてある通り、もともと発生地でも居住地でもどちらでも構わないのであり、回答は明らかに誤りです。

このように、ええ、ハラダさん、フクダさんとも判断ミスや憶え違いの範囲を超えた故意による隠蔽であり告訴の妨害であるのは明らかです。

すなわち人権侵犯事実を調査しようとせず、嘘について不正に隠蔽したことが実行行為です。

## 違法性

実行行為が包囲網として常に脅迫と隠蔽の二つの意図を同時に持つて行われているということです。

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

三罪が同時に成立するパターンです。

包囲網の概要を始め、このパターンについての説明や無視という実行行為の違法性、あるいは脅迫類型としての意味などについては被害届2018に集約しておりますのでご覧下さい。

職責からみてありえない対応を行ってみせることの演出効果を意識した脅迫類型です。

他機関と足並みを揃えることによって更に威力を誇示しております。

それぞれ何故そのような不当な対応をとるのかという動機を突き詰めれば、故意性はあきらかです。

また、はん、隠蔽により犯人が野放し、野放しにされてしまうわけですから行為と結果の両面から当然に脅迫の効果を生じます。

ええ、それから、公務員職権濫用罪、ええ、これは要件事実はさ、今述べたのと共通です。

それから、犯人隠匿等の罪、これも、ええ、要件事実は共通です。

あとこれを告訴状として群馬県警本部長に出しておりますが、こちらも全く、ええ、無視しておりますんで、こちらにも三罪が成立しております。

ええ、損害状況について、告訴人の、ええ、精神的法益侵害は極めて多大です。

真っ先に人権被害者救済に取り組むべき最右翼の機関が見殺しにしたことで、告訴人の絶望感や孤立感は当然、深まりました。

またいつ何時叔母の殺害の真犯人やハンターに殺されるかもしれないという絶べ、絶望感は続きました。

## 不法行為と損害の因果関係

これらの不法行為の発覚による摘発を逃れ、野放しにされた発砲グループが増長して脅迫行為をエスカレートされました、エスカレートさせました。

法務省人権ようぎょ、擁護局のパンフレット「人権の擁護」36ページより抜粋しますと、人権侵犯事件の調査処遇 人権が侵、人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。

法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申し出があれば、速やかに救済手続を開始します。

また、ええ、新聞・雑誌等から人権侵犯の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。救済手続の中で、人権、人権侵害の有無を確認するための調査を行ないます。

ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行なうようないわゆる強制捜査ではありません。調査の結果、事案に応じて、ええ、うんぬんと書いてあります。それから、ええ、別の、ええ、人権侵犯事件調査処理規程より抜粋 第14条 (5) 刑事訴訟法の規定により、文書で、告発すること、という方法が明記されております。これを求めて私は、ええ、届出をしたわけです。

ええ、それが昨年のこちらの対応の違法性だと感じてはおりますが、ええ、こちらに届出以後続々と、ええ、他の事件が発生しております、こちらに昨年、相談した時点では2件だったのに、ですが、現在8件になっております。

で、これはまだ作っていないものも3件ありますんで、全部で11件いま、告訴状予定のものがあるということです。

(ハラダ) 告訴はうちのほうにはできないので、告訴できるところに出していただいたほうがいいと思います。

(私) 告訴をしているつもりはありません。告訴状が一番まとまるんで、説明資料としてご提示もうしあげてるだけです。

I-甲3号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(ハラダ) うちのほうは、人権侵犯事件にしたとしても、その、うちのほうで調書作って出すので、その、うちの方の形式の中で必要な物だけが欲しいんですよね。事実がほしいんです。だ、イマイさんが、どういうふうに思ったかっていうふうなのを必要としているんじゃないですよ。事実として、いつ、どこで、何が起こったかっていうのが必要なんです。

(私) はい、それも書かれていますね?

(ハラダ) それで、それだけが欲しいんです。

(私) それだけじゃわかんないから全部出してるんですよ。

(ハラダ) それ、うちのほうで判断するんです。うちで判断するんです。事実から

(私) 勝手に判断されちゃ困るんです。客観的な判断していただかないと困ります。

(ハラダ) や、イマイさんの判断が、うちのほうの判断と違うこともあるんですね。

(私) あ、ご説明しますと、各告訴状の末尾に事実経過の欄が設けられています。ここに、何が起こったかは書かれています。簡潔明瞭に。

(ハラダ) で、必要な物としては、項目としてはこれなんです。で、これの内容だけがほしいんです。

(私) それは貴方がまとめてください。

(ハラダ) いえ、だって、わからないですもの。

(私) そんなものに書ききれるようなものじゃないでしょ?

(ハラダ) いや、これだけが必要なんです。そんな

(私) そんな形式面がどうのこうのじゃないです、これが、あの、現在の、主要な、あの、被害です。

(ハラダ) だ、これはイマイさんが思う形式ですよね? で、法律的とか規定的なものはね

(私) 当たり前じゃないですか? 私は被害者本人ですよ、本人が思わなくてどうすんの?

(ハラダ) うちのほうで

(私) なに、わけのわかんない表現を使ってるんですか? 思ってるんじゃなくて事実を確認してください、じゃ、客観的事実として確定させてください。

(ハラダ) それじゃなくて、だから、こういう項目だけのことを必要としてるんです。思っているとか、そう感じたってゆうことでは、うちのほうでは調書書けないので。事実をお願いしたいんですけど。具体的に、どこの誰から、いつ、何をされて、で、それで何が起こったか、そん中に人権侵犯になるような、人権侵犯の事実があるようであれば、うちのほうは調査しますし、で、さきほど言ったように、そういうことの起った事実の時が一年より前なのであれば、うちのほうの人権侵犯としては取り上げられないで、

(私) ですから、先ほど申し上げたように、全部、現在進行形です。

(ハラダ) 起ったのはいつですか?

(私) 起ったのはいろいろです。

(ハラダ) いつからいつまで、その、継続しているっていうのが、わからないですよね? その時に

(私) いや、経緯を、経緯を見ればわかります。最新状態、昨年10月時点で全部、継続事件が発生しています。

(ハラダ) だ、私は何回も同じことを申し上げてるんすけど、それを、それじゃない、それじゃない、それじゃない、っていうふうに、イマイさんのほうで言ってると、それが全部継続になってしまったら、もう果てしなく続いてしまうの、おかしいですよね?

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 全然おかしくないよ。

(ハラダ) で、向うのほうでは完結してるっていうふうに、私のほうではもう完結してるんです、さっきの件も。この前、その1月とかっていう去年の事件のへんは

(私) いや、完結してる根拠を示してください。

(ハラダ) で、うちの、人権侵犯事実が無いから、うちのほうでは何もできませんというの。

(私) なぜ、無いって言ってるん?

(ハラダ) 侵犯事実が無いから。

(私) いや、書いてあることをなぜ無視するん?

(ハラダ) 書いてあることは、イマイさんの、その、評価なので、うちのほうで

(私) 評価じゃなくて事実を書いてありますよ。

(ハラダ) だ、被害は具体的には何ですか?、この前、一月の

(私) 被害は今、読み上げましたよね?、せいし、精神的法益侵害です。

(ハラダ) そん時は1月の時には書いてなかつたし、それは、具体的には、だから

(私) 書いて無いことはないですよ。

(ハラダ) うちのほうで、うちのほうで、できることはこういう

(私) 全部読み上げましょうか?

(ハラダ) だからそれで、うちのほうに、何をしてほしいっていうことですか?、だって、精神的被害

(私) わかろうとしてますか?、これだけの量をこんな一枚に纏め切れるはずがないでしょ?

(ハラダ) だ、それは、うちのほうでは、処理できないです。うちのほうでできることの範囲を超えてます。だ、捜査機関なり、その、裁判所なりで判断していただく案件になると思います。

(私) いや、そちらはもちろんあたりますよ、ですけども、人権侵犯被害をし、申告したら、いけないですか?

(ハラダ) や、できる範囲がありますよ

(私) それが人権侵害だってるんですよ? 人権相談所による人権侵害だと言ってますが?

(ハラダ) 人権侵犯っていうのは、ものすごく範囲が広いです。で、うちのほうで扱ってるそ、奴は、その中の一部分です。うちで解決できる問題っていうのが、人権侵害の全てではないですね。

で、法務省で扱っている人権擁護機関としての、できることの範囲は決まってるんですよね。

で、これだけのもの、出されたものを全部うちのほうで処理できるかったら、処理できません。

(私) いや、見る前にどうして、できないって言い切っちゃうの? それが貴方のおかしいとこですよ。

(ハラダ) じゃ去年の時点でも

(私) 何もまだ見てないですよね?、聞いてないですよね?

(ハラダ) だ、去年1月のことも言ってますよね?、で、それ以後の事だ、新しい事だっていうふうにおっしゃるんですけど、去年のことからそういう風におっしゃるんであれば同じ事だなっていうふうに思いますね。

(私) だから去年、ご相談したのは二つなんですが、それぞれについて新しい事実が追加んなってます。すなわち、継続されて、きよ、脅迫行為が続いているということなんですよ。

(ハラダ) だ、具体的に言って、去年の奴が継続してるっても、その去年の時点で、具体的にどこの誰がっていうのが、何にもわからなかつたですよね?

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) いや、そりや、わからうとしないからでしょ? 書いてありますよ。

(ハラダ) 書いてないですよ。

(私) それを問題にしますか? いいですよ、それで。その内容も全部持ってきてますから、説明しますよ、必要であれば。

(ハラダ) だから、どこの、だれに、いつ、やられたのか? っていうのが、私達は、わからないと調査のしようがないっていうふうにずっと言ってると思うんですよ。

(私) だからそれは読めばわかるでしょ、書いて有ります。

(ハラダ) わからなかつたです。

(私) そのさあ、デタラメを言い切る癖は止めてくれませんか? 言い切るのはよくないですね、見る前から。ええ、これが去年、ええ、イシザカさんに出した資料でございますが、

(ハラダ) で、あと一つ、ちょっとあの、

(私) わからんとは? ええ、2月3日に、ええ、これ二年前、三年前か、二年前か、三年前、ええ、二年、ま、ちょっと前ですが、そういう文書を全部出してるのに、ことごとく無視されてるということが書いてあるんですよ。

(ハラダ) じゃ、これは誰なんですか? 具体的に。

(私) 誰って? 沼田署って書いてある。

(ハラダ) これじゃ、調べに行けないんです。

(私) なぜ?なぜ?

(ハラダ) 私達は、その長じやなくて、具体的に誰々が何々を言ったっていうことが人権侵犯であれば、警察署の誰々っていうとこに行けるんですよ

(私) 警察は名前を言わないんですよ、しようがないじゃないですか?

(ハラダ) だ、それでは、うちのほうは調査できないです。警察署っていうのを相手にするんじゃないんです。具体的に誰々っていうのが何か

(私) や、調査できないじゃない、調査しなきゃ。この時対応したかたをお願いします、って言って、答えないんであれば、それは警察の不作為として事実が確定しますよね?

(ハラダ) それは、イマイさんのほうで

(私) それが調査というものです。

(ハラダ) 違います、イマイさんが具体的に誰から言われたっていうのがわからないと、うちのほうは調査できないっていうことになります。

(私) や、わからないって、相手が言おうとしないんだから、わかんないじゃないですか? 捜査機関なんだから。それを調査しないの?

(ハラダ) それは

(私) 隠蔽ですね。

(ハラダ) それを対応が悪いっていうんであれば、警察の中の

(私) 対応が悪いとかじゃなくて、意図的な、故意による隠蔽です。警察は職責上、名前を明かさないことも可能ですから、

(ハラダ) だ、そういうことは、うちではわからないです。

(私) わかるでしょ? 一般常識として。

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(ハラダ) わからないですよ、わからないです。

(私) なぜ、問い合わせしないんですか?

(ハラダ) なぜそういうのがわかるっていうふうに思うんですか うちのほうでは、別の機関だから、そういうこと細かいことはわからないです。

(私) いやいや、調べようとして下さい。作為義務が明記されてますでしょ? さっき、読み上げたように。

(ハラダ) これは、うちのほうで調べる案件ではないです。

(私) (苦笑)なぜ、なぜ、そう言い切ってしまうんですか?

(ハラダ) わからないからです。

(私) 何がわからないんですか?

(ハラダ) だから、具体的に、何が、どう、誰から起った、誰が、っていうのは、イマイさんから言ってもらわないとわからない話なんで、うちで、誰がイマイさんにこういうこと、誰か言ったんですかって聞きに行くってゆうことではないです。協力を求める相手方は、イマイさんから私達のほうに言ってもらわないと困るんです。

(私) や、困るじゃなくて、沼田署だってことが確定してるんですよ。沼田署なんです。

(ハラダ) そんなに一杯の相手方っていうのを、いちいち調べに行くったら、そういう、時間も何もあれです

(私) 行くんじゃなくて書面で一度に聞いたってかまわないでしょ?

(ハラダ) それに何年何月

(私) 法律何条に基いてお訊ねしますが

(ハラダ) うちはそんな権限無いです。

(私) いや、権限とかじゃなくて、明記されてますでしょ? 作為義務が。先ほど申し上げたように。

(ハラダ) どの作為義務ですか?

(私) 聞いてましたか? 人権の擁護36頁の、ええと、調査・救済 人権侵犯事実の

(ハラダ) え、調査・救済? 人権侵犯事件になればってゆう話ですね、で、侵犯事件になる前の話ですかね? 今の状態、調べに行けってゆうのは

(私) だから、なるかどうかを判断してください、と申し上げてるんですよ。

(ハラダ) それは、このできあがったものが、具体的に誰にだ、何をされたか? っていうのが

(私) だから、これ、これを、これに書けるような簡単な案件じゃないでしょ? 貴方は詭弁でごまかそうとしてます。

(ハラダ) じゃ、うちじゃもう、む、できないです。

(私) なぜ、何を根拠にできないって言ってるん?

(ハラダ) だ、これの、これの範囲です

(私) 何を根拠に、法的根拠を示せ。

(ハラダ) じゃ何で、できるって言うんですか?

(私) だから作為義務を、さっき説明したでしょ?

(ハラダ) や、侵犯事実が無いもの。

(私) 堂々巡りじゃないですか。

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(ハラダ) だから、うちでできることを誤解してます、イマイさんは。

(私) だから誤解であれば、法律、法的根拠を示してください。

(ハラダ) しかも、うちでできる救済措置って

(私) や、できるできないがどこに書いてあるんですか? 貴方の詭弁はうつとうしいです。

(ハラダ) じゃ、その規定を見てください、もう一回。調査処理規定とか、その細則を見てください。

(私) はい、

(ハラダ) だ、それを見ていただければ、その範囲でしかできません。

(私) はい、全部コピー取って来てますが、ど、どこに書いてあるんですか? 何が書いてあるんですか? はいこれが調査処理規定ですね。

(ハラダ) うちでできることは、だから、こういう勧告だったり、こういうことができるっていうのが書いてありますけど、そこに、こういう援助とかこういうことができるんですよ。で、イマイさんは、具体的にはどれをしてほしいんですか? 相手方に。

(私) それは私が指示しなきやいけないんですか? 貴方の判断、職権で判断すべきことでしょ?

(ハラダ) いや、相手方に対して注意してほしいとか、相手方との話し合いを仲介してほしいとか、そういうのを、申告している人に

(私) だから、さっき読み上げたように(5)の告発です、それは、告発。

(ハラダ) どこにですか?

(私) 刑事訴訟法の規定に基く告発。

(ハラダ) 犯罪になってるってゆうのを告発するんですか?

(私) はい、そういう方法が取れますよね? 犯罪であることを認識してください。犯罪だから告訴状んなってるんです、わかりますか?

(ハラダ) や、それは、犯罪になつていれば、うちじや、は、うちじや何もできません。

(私) いやいや、捜査機関には当然働きかけますが、人権侵犯被害の救済を求めておかしいんですか? 二重にやっておかしいという規定がどこか有り、有るんですか?

(ハラダ) や、裁判するんだったら

(私) 当然、将来的にはね、慰謝料請求とか、そういう問題に発展するわけですよ。その可能性としてここに届けてるんです。わかりますか?

(ハラダ) いや、裁判になるんだったら、うちのほうでは全然、あの、こういう手続きできません。

(私) だから、無茶なことを言わないで下さい。係属が発生すれば断る理由になりますよ。係属がいつ発生するかなんて保証は無いんです。だから

(ハラダ) 係属が発生する?

(私) 訴訟係属、言葉の意味わかりますか?

(ハラダ) だから、裁判関係になるんであれば、うちは全然、そちらのほうに任せるので、できません。

(私) 開始してなきや、そう言えないでしょ、いつ開始するかなんて保証は無いんですよ。

(ハラダ) そちらの手続きをやるんであれば、そちらの手続きをやっていただければいいわけですよ?

(私) だから、こちらに求めて何がおかしいんですか? その根拠を示してください。二重にやって何がおかしいんですか? あの、二重三重で。

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(ハラダ) だから、二重にやるんだから裁判所の判断のほうが優先されるから、うちのほうでは判断できない話ですよ。

(私) ああ、今の録音されてますよ。そんな規定がどこにあるんですか?

(ハラダ) あります。

(私) 裁判所が動くという保証がどこにあるんですか? 保証取って下さい、そういうこと言うんだったら。

(ハラダ) 裁判所に係属している時ですね。

(私) だから、係属してないじゃん。係属しているというのは、わかります? 受理された時ですよ。

(ハラダ) でもそういうふうな予定が有るんですよね?

(私) 予定、予定は無いです、じゃ、無いです。そんな、決めてるわけじゃないんで、なぜ、それを根拠にするんですか? まだ全然、確定していないことなんですよ?

(ハラダ) だ、裁判所に、告訴とかっていう形の物を作っているっていうことは、それを予定しているってゆうふうに思われても、うちのほうでは判断しますよね、そういうふうに言えば。

(私) だから、そういう機関が、一切不作為を起こしてるのが被害だと最初から言ってますよね。

(ハラダ) だから、不作為が

(私) 全く保障が無いわけなんです。受理される保障が全く無いんですよ。

(ハラダ) だ、受理するかしないかっていうのは、その機関の権限として判断

(私) 権限、権限なんか無いですよ行政機関なんですから、受理しない裁量なんか無いんですよ、元々。

(ハラダ) 受理しない裁量があるってゆうのは、何かに書いてあるんですか?

(私) 書いて無くってもそんなん常識です。捜査機関に受理しない裁量なんか無いです。

(ハラダ) で、こちらのほうでも、侵犯被害が生じてない場合には、うちのほうでも侵犯事件として調査しなくていいっていうのがあるので。

(私) はい? もう一度言ってください。

(ハラダ) 一年のもそうですけど、ええと、被害が生じておらずってゆうことが明らかであるってゆう時には、侵犯事件にはならないんです。だから、被害が何かってゆうのが、

(私) だから、被害を認めてください。調査してないのにどうして被害無い事が明らかなの?

(ハラダ) だ、言った時に、最初っから被害がわからないんであれば、もう人権侵犯事件として調べられないです。

(私) わからないじゃなくて、これ読めばわかりますから受理してくださいつつてるんです。こんなもの一枚に纏めきれる話じゃないでしょ。見ればわかるでしょ?

(ハラダ) そこまでするのであれば、裁判所とか警察の話で、うちのほうでできる話ではないです。

(私) 二重三重に進めて何がおかしいんですか? それが人権侵、人権侵犯だと言ってるんですよ。人権相談所による人権侵犯だと言ってるんですが。

(ハラダ) だから、うちのほうでできることは

(私) 拒否する根拠がどこにあるんですか?

(ハラダ) だ、被害がわからないです。

(私) 読めばわかります、と言ってますでしょ? じゃ、これ書いたらいいんですね?

(ハラダ) いや、この中の項目の案件が何かっていうのが、全く私にはわからないので、

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) わからうとしなきやわからない。それを不作為というんです。

(ハラダ) わからうとしなければ

(私) 真性不作為というんですよ。

(ハラダ) だ、事実は、別にわからうとかわからないとかってことであれば、とは違いますよね?

(私) もう、日本語が全然わからない、貴方の日本語は、詭弁だらけで。で、受付けていただけるんですか? いただけないんでしょうか?

(ハラダ) 今のところ、調査、あの、被害がわからないので、うちのほうでは。

(私) わからないんじやなくて、わからうとしないんでしょ? それは門前払いの受付拒否ですよ。それでいいんですか?

(ハラダ) 今日は相談ってことで来たんですよね? イマイさんは。

(私) 相談と被害の訴えとどこが違うんですか? 被害の訴えです。

(ハラダ) だ、被害は何を、何の被害を受けたのか? っていうのは、いつ、どこで、何とか、何を受けたのか? っていうのを、教えて下さいって私は具体的に言ってますね、さっきみたいな、沼田署の、いつの、沼田署に言ったのっていうのでは困るんです。具体的に調査に行く時に、誰だっていう相手方がわかる相手じゃないと困るんです。

(私) わかる相手もたくさん書いてありますよ、事実経過欄を読んでください。例えば、沼田署ね、名前はたくさん出てます。10人ぐらい出てますよ。

(ハラダ) で、その起ったその日に何かされたっていうことで被害があるっていうのであれば、その日がいまから一年以内だっていうことで侵犯、受けられると思うんですね。

(私) なに、刑事課のカワダ係長だの、警備課の誰、誰それだの、名前みんな書いてありますよ。ヤナオカだのクロイワだの、みんな名前、個別名詞書いてあります。やったことも書いてあります。これで何が不足なんですか?

(ハラダ) だ、不作為っていうのを判断するのは、それが違法性が有るか無いかっていうのを

(私) だから、違法性ももちろん書いてありますよ、読めばわかるように。罪状が書いてあります、具体的な。

(ハラダ) 罪状が書いてあるって、だ、侵犯として被害は、じゃ、被害は何ですか? その人からされた、被害は何ですか? その刑事課の誰々が、何をやったから、イマイさんにどういう被害が出たのか、っていうのをわかんないと、うちのほうは調査しようがないんです。

(私) 被害は基本的には平等権と生存権の侵害ですね、それも書いてありますけど、読めば。はっきり書いてありますけど。

(ハラダ) それは、イマイさんの評価です。

(私) (苦笑)だから、評価だから、確定させてください、調査によって。

(ハラダ) だから、評価じゃ、評価を

(私) あの、被害の訴えってゆうのは、すべからく全部、本人の評価ですよね?

(ハラダ) いえ、違います、事実です、事実がそれで、うちのほうで、その相手方のところに、イマイさんがこういうことを

(私) いや、違いますじやなくて、あの、戻りますよ。全部、訴えってのは個人の主觀ですよね?

(ハラダ) うつた、事実

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) それを事実として確定させるのが、そちらの役割じゃないですか?

(ハラダ) 違います、

(私) それが調査という作業ですよね? ステップですよね?

(ハラダ) 違う違う、事実です、事実は何があって、それが本当にあったことかどうかってゆうのを確定させていくっていう仕事です。

(私) うん、だから確定させてください、書いてあるんだから。

(ハラダ) 事実は何ですか? 事実は。

(私) だから、読めばわかるでしょう、じゃ、一つ一つ読みましょうか?

(ハラダ) 違います。基本的人権の侵害とかってゆうのは評価です。何が起ったことによって、基本的人権の侵害だっていうふうに言うのか、っていう事実を教えてくださいってゆってんです。

(私) だから読みますよ、だから。告訴状読みますね。どれからいきましょうかねえ、一番簡単なのから行きましょうかねえ。

(ハラダ) で、不作為は、不作為が起ったことによって直ちに違法性が有るとか無いとかって判断は、うちではできないです。

(私) どこが、うちではできないって言うけども、人権侵犯事実の調査をして事実を確認してくださいと言ってるんです、それおかしいですか? それおかしいですか? 最初に戻りますけども。

(ハラダ) その判断は、警察のほうにも判断できる規定とか法律があるはずなんです。で、行政処分をした、その根拠がその、警察は警察にあると思うんですよね。その処分に対して、うちのほうが人権侵犯事件だとかっていう判断はできないんで。

(私) しなくていいという規定がどこにあるんですか?だから、警察の組織的隠蔽だと言ってる、警察だけじゃない、読んでもらえればわかるように。

(ハラダ) 組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですよね。

(私) なぜですか? なぜ、そう言い切れるんですか?

(ハラダ) 具体的に

(私) どうしてそういうところで言い切ってしまうんですか? 貴方は、非常に犯罪性が高いですね。

(ハラダ) 何の犯罪ですか?

(私) 隠蔽です。

(ハラダ) 何のですか?

(私) 何の? だから犯罪事実の隠蔽ですよね。

(ハラダ) だ、犯罪事実かどうかを判断するのは、うちではないです。

(私) や、人権侵犯でしょ? 犯罪ってのは同時に人権侵犯、人権侵害なんですよ、わかりますよね?

(ハラダ) や、犯罪かどうかってゆうのを判断するのは、裁判所だったり、検察だったりってゆうわけですよね、うちでそんな裁けるわけはないですよね?

(私) 裁けとは言ってないよ、調査しろって言ってるん、調査することなんってますよね?

(ハラダ) 侵犯事件なら、です。

(私) はい、侵害事件です、侵犯事件です。

(ハラダ) 侵犯事実が無い、事件ではないです、今んところ。

(私) だから、どうしてそう言えるん?

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(ハラダ) 事実が無いからです。

(私) 調べてないのに?

(ハラダ) 被害事実がだって、全然、こちらのほうで、私、具体的に被害事実があるっていうふうに受け取れられないです。

(私) お時間よろしいですか? 何日かかるかわかりませんよ。

(ハラダ) あともう一つ、ちょっとイマイさんほうが誤解されていることがあるので、ちょっとこれだけは言っておこうと思ったことがあるんですけど、

(私) はい、どうぞ、

(ハラダ) あの、イシザカ先生は、あの、人権擁護委員として任命されているわけではないです。委嘱されてるんです。

(私) だからどうしたの?

(ハラダ) 委嘱と任命とは違うんです。

(私) そらそうでしょうね、だから?

(ハラダ) だから任命責任という言葉はおかしいんです。

(私) (苦笑) ジャ、委嘱責任。

(ハラダ) 委嘱ってゆうのは、お願いしてるんです。

(私) はい、だから?

(ハラダ) みなかみ町から、人権擁護委員として、仕事を、この時だけ、して下さいっていう、お願いをしてるんです。

(私) はい、それがどうしたの?

(ハラダ) だから任命責任が有るとか無いとかって、逆にだから、イマイさんが、逆に、イシザカ先生にお願いしてるのは同じ事なんです。議会通ってイシザカ先生には人権擁護委員として、なってるの。だから任命責任とかそういう追求される相手方ではないし、こういう時に呼んで来ていいっていう相手方ではないです。

(私) 人権擁護委員法に明記されている作為義務があるでしょ? それを持っているから行政機関だと言っているわけです。

(ハラダ) それは、人権擁護委員として働いている時です。人権擁護委員としてずっと

(私) 働く働かないは本人の任意じゃないんですよ。 しんけん、人権侵犯事実があったら、必ずそのような作為義務を果たさなきゃいけない、だから作為義務と言うんです。

(ハラダ) だ、作為義務だって、人権擁護委員さんはボランティアなんです。ずっとあの

(私) やんなくていいんだったら、そもそも居ないのと一緒にでしょう? 無いのと一緒にですよね? 機関として、無いんですか? 人権擁護委員という機関は。

(ハラダ) 機関? 人権擁護委員さんは、こういう人権相談の時があるっていうふうな時には、人権擁護委員として働いてくださいというふうな、お願いをして行って貰ってるんです。

(私) はい?

(ハラダ) で、イマイさんの言うように

(私) じゃ、お願いして働くかなかったら、その不作為は誰に、対して追求したらいいんですか?

(ハラダ) ん?、お願いをして働くかない

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 被害の届出をしたのに、それを無視して逃げ回るような人権擁護委員の不作為、その責任は誰に対して追及したらいいんですか?

(ハラダ) その時の人権相談の時間は、人権擁護委員として働いているかもしれないんですけど、その後の別の時間で、人権擁護委員が云々かんぬんて責められる筋合いは無いです。

(私) 人権擁護委員として、何一つ働いてないですよ。

(ハラダ) 相談受けてましたよね?

(私) 受けただけで聞き流して、何もしてないんだから、何もしてないですよ。

(ハラダ) 人権相談を受けるのも人権相、人権擁護委員さんのお仕事なんです。で、その時間だけ人権擁護委員の使命を果たしていただいてます。

(私) だから、受けたら受けっぱなしでいいわけないでしょ?

(ハラダ) だ、私のところに、その人権相談の案件、イマイさんの奴、あの、来ますよね?

(私) ええ、

(ハラダ) 人権擁護委員の先生はあくまでもその窓口なんですよね、

(私) はい、そうですよ、だから?

(ハラダ) で、その中で、あの、それを解決する為に人権擁護委員呼んで来いとかって、そういう形の、あの、ことの、対象の

(私) 呼んで来いじゃなくて、調査をしてくれと言っていただけですよ。ずっとそう言ってますよ。

(ハラダ) 別にイシザカ先生がやんなくとも

(私) 届出事実の調査をしてください、事実を確認してくださいと、こちらに対して言っているのと同じ事を言っているだけですけども?

(ハラダ) それは、イマイさんのほうから言える話ではないんです。

(私) はい?はい? もう一度おっしゃってください。

(ハラダ) イマイさんのほうから人権擁護委員に対して言えることではないん。委嘱なんで。お願いしているので。

(私) ああ、貴方、時間の無駄だ、そういう馬鹿げなこと言ってるんじや。じゃ、明記されている作為義務をどうして怠るんです? 人権擁護委員法に、ちゃんと明記されている。

(ハラダ) や、人権擁護委員として働いている時は

(私) どうして働かないんですか?

(ハラダ) だから、今は人

(私) じゃ、何でなってるんですか?

(ハラダ) 人権擁護委員としてなってくださいと、みなかみ町さんのほうからお願いしてるんですよ。

(私) だからどうしたんですか? 貴方、子供じゃないんだからさあ、あの、もうちょっと、まともな答えしてもらえませんか? 子供を相手にしているつもりは無いんです、私。

(ハラダ) だから、イマイさんが言ったら必ず人権擁護委員として対応しなければいけないってゆう職種の人ではないんです。

(私) (苦笑)だから、作為義務がありますよね? 人権擁護委員会法を読み上げますか?

(ハラダ) だから常設で、人権相談を受けているのは法務局なんですよ、で、そこに人権擁護委員の先生として来ていらっしゃれば、それで、その時に、人権相談を受けますけども、イマイさんが突然、イシ

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

ザカ先生のところへ押しかけてって、人権相談しろっていうのは

(私) 押しかけてないですよ、去年1月31日に届出しますよね？それが丸一年経って、何も進展してないのはどういう理由なんですか？

(ハラダ) 私が回答します。

(私) 何を？

(ハラダ) 侵犯事実が無いから、うちでは何もできませんっていうご回答を、電話でも、ここで来て、お話をもう何回もしますよね？

(私) だから、人権侵犯事実が無いっていうのはどうやって確認されたんですか？

(ハラダ) だ、そもそも被害がわからないから、侵犯事実が無いですよね。被害が無いです。

(私) それは出されてる書面に書いてあるでしょ？いくつも。

(ハラダ) だ、書面の中で、被害が無いなってゆう判断をしたんです。

(私) 判断をしたんじゃなくて、実際に調査されたんですか？その根拠となるような。

(ハラダ) や、書面から、もうわかったんですよ。だ、だ、侵犯事実が無い

(私) 書面からわかる？あ、そうですか、恣意、故意にしなかったということですね、調査をね、はい、結構ですよ、隠蔽ということですね、それ、言葉を変えれば、隠蔽ということですから。

ええと、例えばですね、去年の4月にこんなことがありました。

ええ、沼田郵便局の、サイトウはいた、郵便配達員が、ええ、4月5日8時頃、ええ、私が玄関先の縁端で居眠りをしていたところに、ええ、職務を装って、ええ、忍び込み、ええ、これは職務上の通常の声掛けを故意にせず、枕元に、寝ている告訴人の枕元に、ゆうパックを置き去りました。

これは、配達証の受取サインが偽造されていることから見て、故意に職務上の声掛けをせずに無断で入ったものであり、正当な理由の無い住居侵入です。

私文書偽造、ええ、同じ行為で、ええ、サイトウは配達証に告訴人の筆跡を真似て勝手に告訴人の名前で受取サインを書き込み、ええ、通常通り配達が完了したように装いました。

これは、ええ、外形的公信力を利用したものであり、事実証明に関する文書を行使したと言えます。ですから私文書偽造、偽造等が成り立ちます。

脅迫の罪、サイトウは同じ行為によって、ええ、これは告訴状Iに記載した通り、2009.2.20のさいたま市での告訴人の叔母、太田まり子の変死の真相が殺害であり、当時の東村山郵便局配達員が年賀状の内容を漏洩させたことにより、ひきお、引き起こされた疑いが強く、サイトウ配達員のこれら一連の行動は、叔母の件の組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます。

次、沼田郵便局 オオフジ副部長に対し、ええ、犯人隠匿等の罪、これなぜかというと、ええ、翌4月6日18時頃の電話において、オオフジは私が「これから行われる現場検証に必要な配達証の現物を今すぐ持参してほしい」と要求されたのに「一旦回収されたものは本局から絶対に外には持ち出せない決まりになっている」ということでこれを拒否しました、拒絶しました。

しかし後で調べたところ、ええ、理由が無いのに、ええ、法的根拠が答えられないと言いました。これはきろ、録音が残っております。

これはあの、状況から考えて、隠蔽、サイトウ配達員の隠匿と受取サインの偽造の為の時間稼ぎと思われます。嘘であることは明らかですね。ということで、ええ、副部長が犯人隠匿の罪なんってます。

で、群馬県警本部長、群馬県警も、沼田署も、告訴状としてこれを出しているのに、を無視しております。

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

すから、ええ、お決まりの三罪が成立しております。

という状態で、あの、明確な犯罪行為がおこな、行われております、これがどういう人権侵害になるかというと、まあ、生存権の侵害でしょうね、やっぱりね。

(ハラダ) 被害は何ですか? ゆうパックが偽造されたってことによって、何が被害が出たんですか?

(私) いや、精神的被害ですよね、脅迫だって言ってますよね?、脅迫ってのはすべからく、あの、精神的被害なんですよ、おわかりになりますか?

(ハラダ) いえ、ゆうパックが、と、イマイさん宛のものが届いてるんですよね? それで

(私) 勝手に届いてるんですよ? いつの、いつの間にか知らぬ間に、

(ハラダ) でも、イマイさん宛のものがイマイさんの所に届いて、何か被害の事実が何か出たんですか?

(私) だから精神的な被害、気味悪いでしょうね? そんなことされれば、何か特別な意図があつてやつることは間違いないですよね?

(ハラダ) いや、それはわからないです。

(私) わかるでしょう?

(ハラダ) わからないです。

(私) それ、わかるでしょう? 当たり前に。

(ハラダ) わかんないです。

(私) それがわからない?

(ハラダ) はい。

(私) 異常ですね。狂ってますね。

(ハラダ) そう思われる、評価をされるんであれば。

(私) いや、思われるんじゃなくて、当たり前にそう思わなきやいけないから。

(ハラダ) いや、

(私) いけないでしょ?

(ハラダ) いけないじゃないです、

(私) 何の為に声掛けせずに忍び込むんですか? 配達員が。おっしゃってください。何の為にそんなことするんですか?

(ハラダ) 声掛けをしないといけないというふうになってるんですか? 当たり前で

(私) 当たり前でしょ? 受取サインが必要なんですよ、声掛けせずにどうやって貰えるんですか?

(ハラダ) だから、それで、でも

(私) 起こさずにどうやって受取サインが取れるんですか? 言ってください。

(ハラダ) でも、届いたんですよね?

(私) 貰ってないです、私は。受け取ってないです、受け取ってないのにあるんです。だから犯罪だと言ってるんです。わからうとしてますか?

(ハラダ) だ、イマイさん宛ではないんですか? イマイさん宛ではないものが届いたってことなんですか?

(私) 知らない間に届いたんです。

(ハラダ) でも、イマイさん宛のものなんですよね?

(私) だからどうしたの? 知らない間に届いたんですよ? 知らない間に届いたんです、だから犯罪だと

言ってるんです。違いますか？

(ハラダ) 全くわからないです。

(私) どうしてわからないんですか？ わからうとしないだけでしょ？

(ハラダ) や、侵犯事実として、何が人権侵害に当るのかが、具体的な事実が私には全くわからないです。

(私) だからそれは書いてありますよ、いちいち告訴状に、書いてあります、それを読んでくださいと言つてゐるんですが、今のは、じん、あのう、少なくとも生存権の侵害ですよね？ 身の危険を、あの、脅迫によって、生命の、に対する害意を示されてるわけですから。

(ハラダ) 脅迫っていうのは、何かその人が発言をしたことが、脅迫に当るとかってゆうことになるわけなんですか？

(私) 発言は必要ないですよね？ 脅迫っていうのは、判例として幅広い範囲、あの、あ、範囲を持ってまして、別に言葉は必要ありません。事実経過全体の態様で判断されます。

(ハラダ) それは、うちは判断できないですね。

(私) 判断できないじゃなくて、普通にそうなんですよ、判例として固まっているものを判断できないじゃなくて

(ハラダ) じゃ、判例として固まっているものは

(私) 常識として受け止めてください。

(ハラダ) それは裁判所のほうでやっていただくことだと思うんですよね。判例で積み重なっているものを

(私) 何度も言いますように、はん、裁判所がやる前に、人権侵犯でしょ？ 人権侵犯だから、こちらにお願いしてるんですが。人権侵犯ですよね？

(ハラダ) や、人権侵犯だよっていうふうにおっしゃっても、被害として何があったのかが、私にはわからないです。今おっしゃっている中で。だって、イマイさん宛のものイマイさんに届いて、

(私) 生存権の侵害でしょ、違いますか？

(ハラダ) わからないです。

(私) 何度も言っているように、何がわからないん？

(ハラダ) イマイさんのところに

(私) どこがわからないの？

(ハラダ) イマイさん宛の物がイマイさんに届いて

(私) どこがわからないの？

(ハラダ) 全て、わからないです、被害が。

(私) 私宛のものが、勝手に届いたら、それは被害でしょ？

(ハラダ) 勝手にってゆうのは、勝手にってゆうのは、イマイさんの評価です。だから、事実が知りたいんです。

(私) だから、事実は偽造されてます、受取サインが。そのことから推測すれば、当然、黙って入ってるでしょ？

(ハラダ) だ、推測ですよね？

(私) だから確定させてください。

(ハラダ) それはうちのほうではないです、調査するのは。

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) いや、推測ですよ、もちろん。貴方の判断はすべからく推測です。

(ハラダ) イマイさん

(私) 全て下す判断は推測ですよ、だから?

(ハラダ) 今言ったことの内容でいけば

(私) だから、蓋然性として当然、けいせ、経験則上、判断しなきやいけら、クロと判断しなきやいけないケースはいくらもあるでしょう? 全部推測だって言ったら、一つも認めないってことになりますよね?

(ハラダ) や、蓋然性が高いっていうのを判断するには、それなりの蓋然性がわかるものが積み重なっていがないとわかんないですよね?

(私) や、わかる、わかんないって、経験則として、当然、認めるべきでしょう?

(ハラダ) で、イマイさんの

(私) じゃ、何の為に、黙って忍び込むんですか? 言い逃れしないでください。

(ハラダ) だ、届いてるんですよね?

(私) だから?

(ハラダ) 届けば、だって、郵便でゆうのはそもそも

(私) 勝手に届いてるんですよ?

(ハラダ) だ、イマイさんですよね?

(私) 空飛んで来たのか、歩いてきたのか知らないけど、郵便が勝手に届いてるんです。

(ハラダ) でも、ゆうパックだから、たまたまそれは、あの、サインが必要なのかもしれないんですけど、普通はポストに勝手に入りますよね? 郵便物って。

(私) だから ゆうパックなんです、問題にしてるのは、ゆうパックなの。何をごまかそうとしてるか知らないけど、ゆうパックなんですよ、これは。

(ハラダ) いや、勝手に、でも、勝手に届いたことで、何が不都合でどういう被害が出たんですか?

(私) だから、読み上げましたでしょ? 読み上げましたでしょ? 勝手に届いたってことは勝手に入つたってことなんですよ だからそれが住居侵入であり脅迫だと何度も言ってますでしょ?

(ハラダ) ポストとか、そこの場所に届けるのに、郵便局が、入らないで届けられないですよね? そもそもそれを、そこに持っていくには、イマイさんの家に

(私) や、黙って入ったら届けたことなんらないでしょ? なるんですか?

(ハラダ) 不在

(私) なるんですか?

(ハラダ) は、勝手にまず、居るか居ないかわからないから、その時点で、許可は取れないですよね?、郵便局は。

(私) 行政上の抗告として貴方の上司に、上司に代ってもらうよう求めます。抗告として上司に代ってください。

(ハラダ) 抗告として?

(私) はい、貴方じや話なんない、隠蔽が甚だしいんで、わかってますよね。

(ハラダ) わからないです、何も。

(私) 今ご説明した事実だけで、もう隠蔽の意図は明らかだと思うんで。貴方の上司に代ってください。

# I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

貴方は完全にもう、問題外です。違法な対応ばかり繰り返してますんで。

(フクダ) 私が、私は違法だと思ってないです、ごめんなさい。郵便物の何、物が届いた?

(ハラダ) ゆうパックが、イマイさん宛のゆうパックが、イマイさん家に届いたんですけど、それが、サインはしてない、だ、勝手に届いた、っていうお話なんですね。で

(フクダ) それは郵便局にお訊ねなんですか?

(私) 自分の目で確認しました。

(フクダ) で、郵便局

(私) これが受取証なんですよ、この筆跡と、私の筆跡、これなんですが、明らかに違うんです。

(フクダ) じゃ、どなたがこれ書かれたか?ってゆうのは、郵便局のほうに確認されたんですか?

(私) いや、そりや、配達員が勝手に書いたんでしょう。

(フクダ) でも、それは

(私) 郵便局には聞きましたよ、もちろん

(フクダ) うん、そしたら何ておっしゃったんですか?

(私) 私がサインしたと言っていますよ。

(フクダ) 郵便局のかたがですか?

(私) ええ、だから、偽証だ、それはもちろん、偽証ですね、

(フクダ) で、それは、私が勝手に書いたっておっしゃったのはどなたですか? 配達員の何ていうかたですか?

(私) サイトウですね。

(フクダ) はあ、それで郵便局のほうに、ちゃんと、あの、抗議しましたか?

(私) はい、翌日、だから、郵便局に出向いて、このサイン、このコピーを貰ったのは、私ですから。

(フクダ) それで、そのサイトウさんていうかたが、書いたと言ったんですね?

(私) はい、前日、訊いたところ、そう言いました。

(フクダ) ん、なにに、前日は電話で訊いたの?

(私) はい、これはあの、そもそも侵入があったのは、5日の、4月5日。

(フクダ) 侵入っていうのは、おうちの中に入っちゃったってこと?

(私) はい、

(フクダ) それとサインはまた、別の話ですよね?

(私) ええ、

(フクダ) 侵入と勝手にサインをした、したっていうのは別の

(ハラダ) 家の中には、入ってないですよね?

(私) 家の中に入らなきや、枕元に置けないですよね?

(ハラダ) 枕元?、玄関先とかって、さっき言ってませんでした?

(私) 玄関先は私が寝てた場所、だから、玄関入ったね、

(ハラダ) 玄関の外

(私) 玄関先ってな、玄関入ったとこ、玄関入ってすぐ、という意味です。

(フクダ) 玄関の戸を開けたってことですか?

(私) もちろん、開けなきや入れないでしょうね? 私が寝ている間に、開けて、物を置いて、また

去っていったと。

(フクダ) それはどうして、そんなことするんですかね?

(私) ですよね?

(フクダ) うん、

(私) だからそれが

(フクダ) それは、それは、サイトウさんていうかたは、

(私) はい、

(フクダ) 認めたんですか? おうちの中に入ったってことを。

(私) それを認めてないんです。

(フクダ) ああ、そうでしょうね、入ってないと思いますよ、私。

(私) 通常通り配達したと、

(フクダ) うんうんうん、

(私) 私が起き上がって、コタツの上から、ボールペンを取って、これを書いたと言ってるんです。

(フクダ) え、だって、サイトウさん、わた、サイトウさんが書いたって認めたって、さっき、おっしゃってましたよ?

(私) ん? や、それは、偽造であるっていうのは、私が確認したから、そう言ってるだけで、サイトウが認めたわけじゃないですよ。

(フクダ) ええ、さっき、サイトウさんが、私が、サイトウさんが、書いたって言ったって

(私) サイトウが書いたことを認めちゃったら、別にここに相談するまでもない

(フクダ) え、さっき、そう言いましたよね?、サイトウさんが書いたって認めたって。

(ハラダ) うん、

(私) ん?

(フクダ) さっき、そう、言いましたよね?

(私) あ、そうですか? 認めてないです、それは認めてない。

(フクダ) 認めてない ああ、サイトウさんが書いてないと言っている、お家にも入ってないと言っている、

(私) ええ、今のところはね、

(フクダ) ああ、はい、はい、

(私) ですが、筆跡鑑定すれば、これは明らかに

(フクダ) じゃ、筆跡鑑定したほうがいいんじゃないですか?

(私) ええ、

(フクダ) うん、うちはそういう権限無いから、筆跡鑑定するとかそういう権限

(私) もちろん、筆跡鑑定してくれなんて言ってないです、

(フクダ) だから、

(私) 人権侵犯事実を確認してくださいと。

人権侵犯、私達は、それちょっとねえ、サイトウさんていうかたが、玄関を開けて、わざわざイマイさんの枕元まで行ったっていうことは、ちょっと信じられない。

(私) (苦笑)信じ、状況的に信じるべきですよね?

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) 信じられない。

(私) 経験則として、じゃ、何%だと?

100%信じられない、だからそれは、じゃあ、サイトウさんが、玄関開けて入って来たという、何か、誰かが見てたとかいう、そういう状況証拠みたいなもの有りますか?

(私) だから、偽造されてますから、そこから推測されます。

(フクダ) だから偽造は、誰が偽造したって言ったんですか? サイトウさんも認めていない、

(私) はい、

(フクダ) で、偽造したっていうのは?

(私) 犯人ですから、認めるわけないじゃないですか?

(フクダ) いやいやいや、だから、偽造したっていうのは、じゃあどうして偽造した?

(私) 筆跡だからです、何、何度言わせるんです、筆跡が違うからです。

(フクダ) だから、筆跡が違うかどうかわからない、私達には。だから、私達にはそんなこと、信じられないんです。常識的に言って、郵便局のかたがわざわざね、玄関開けて入ってくるっていう

(私) 常識で、やらないことをやるから脅迫なんなるんでしょう?

(フクダ) いや、いやや、

(私) それはおわかりになります?

(フクダ) だから、信じられないんですよ、そういうことを、郵便局のかたがね、何の、あの、利益も無いのに、わざわざ

(私) や、根拠無く信じられないってのは困るんです。

(フクダ) 信じられないんです。

(私) ええ、

(フクダ) 信じられないから、だから、実はこういうような証拠があつて言ってるんですよ、ということを言ってもらわないと私達、信じられない、だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね? 私達が、それはそうだねって信じないと

(私) それは、認めなければ何もしなくていいと言つてると一緒ですよ。

(フクダ) それはそうだよね、それはひどいよねっていうこと

(私) 認めないことによる隠蔽です、それは。

(フクダ) ああ、じゃ、隠蔽っていうことにしてください。私達は信じられないです、信じません、信じられないもん、だって郵便局の人がさ、何の利益も無いのに、人ん家に入つてくるなんて信じられないもん。

(私) だから、さっき、言ってますでしょ? さっき、言ってますでしょ? 読み上げたの聞いてました?

(フクダ) 聞いてない、聞いてない、これのことについて、今、申し上げてるんです

(私) 8年前の東京での殺人

(フクダ) それとこれとは違う、別の話です。これのことについて今、話をしています。

(私) はい、だから、今、その話をしてるんです

(フクダ) だから、

(私) 何の為にするかを、動機を今、お訊ねになってるんですね?

(フクダ) ごめんなさい、郵便局のかたが勝手に家に入つて来たということについて、今、お話をうか

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

がいました。

(私) はい、

(フクダ) なので、それについてちょっと、確認します。

(私) はい、

(フクダ) サイトウさんは認めていない、

(私) はい、

(フクダ) 私達も郵便局の人がまさか、勝手に入るとは思えない、だから

(私) どうして? それが、それが

(フクダ) 思えないもん、だって。そんなことしないもん、普通。

(私) それは、あの、人間なら犯罪をしないと言っている詭弁と全く一緒ですね? 論理は。

(フクダ) そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人も  
そんなこと絶対しないと思ってる。だからです。

(私) 思ってたら?

(フクダ) だから、だから

(私) 捜査機関なんて要らないでしょ? そうしたら。

(フクダ) だから、だから、イマイさん、イマイさん

(私) 無い言ってるのと一緒にですよね?

(フクダ) 違います、イマイさん、だから、サイトウさんが勝手に入って来たという証拠になることは  
ありませんか?って言ってる。

(私) だからそれ筆跡だって。他にも有りますよ。

(フクダ) だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?

(私) だから

(フクダ) これと違う話、今、この話、今、この話

(私) コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたとのは、ことであるが、直後の確認ではボールペ  
ンのインクの色が違ってました。

(フクダ) だ、ちょっと待ってください、サイトウさんは認めてないんでしょ?

(私) 何を?

(フクダ) これを書いたって。

(私) 認めてないですよ、それがどうしたの?

(フクダ) これは何?

(私) これって? サイトウの主張では、

(フクダ) サイトウさんが認めたって?

(私) コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたと、言ってるんですよ。

(フクダ) サイトウさんは主張していないって、さっき、言ったじゃん?

(私) 何を?

(ハラダ) サイトウさんは、イマイさんが、コタツの上からボールペンを出して書いたって

(フクダ) あ、ああ、イマイさんの想像ですね、ああ、ごめんなさい、

(私) 直後の、直後の

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) 告訴状っていう形式の物をお持ちなの、お持ちんなって、今日は来てるんです。

(私) これは説明資料としてそういう名前の物を出してる。

(フクダ) じゃ、じゃ、イマイさんが、ボールペンを?

(私) ええ、コタツの上のボールペンを使って書いたと主張してます、サイトウは。

(フクダ) はいはいはいはい、

(私) だけど、私の使ったボールペンは三色ボールペンでして

(フクダ) え? だって、書いてないんでしょ?

(私) そう言ってる物はね、一々上げ足取らないでね、

(フクダ) ややや、だ、ごめん、ごめん、

(私) サイトウさんは、私が使って書いたと言っているボールペンは、

(フクダ) うんうん、

(私) 三色で、青んなってたんです。ちなみに、この現物は黒で書かれてます。

(フクダ) サイトウさんは、イマイさんが、青のボールペンで書いたって言ってるんですか?

(私) 違う、その色の違いに気付かないから、私がコタツの上のボールペンを使って、取って、自分で書いたと言っていますが、そのボールペンは青色がセットされてました。ちなみに、この現物は黒色のインクで書かれています。

(フクダ) 青色がセットされたって、だって、そんなの後で変えれば変わっちゃうじゃない?

(私) 変えないから。直後の電話の遣り取りして、ええ、そうなの? つって、見たら、青んなってました。それが状況証拠です、一つのね。

(フクダ) それが状況証拠に?

(私) 変えないよ、わざわざ。人を嵌め、嵌める趣味無いもん。

(フクダ) ふうん、でもそれは、ごめんなさいね

(私) それは信義則、それは郵便配達員が悪いことしないと同じ、信義則として、わざわざ私が嘘をつかないという信義則です、はい。

(フクダ) でも私達

(私) いいですか、次ね、インクの成分分析をすれば、コタツの上のボールペンと、このイン、書かれたインクの色、成分は、変わ、異なるであろうことが予想されます。

(フクダ) 異なってましたか?

(私) それは調べないとわかりません。

(フクダ) ああ、じゃ、調べないと。

(私) それからね、触らないとサインできないはずの配達証から告訴人の指紋が一切検出されません。これは調べればわかります。

(フクダ)(ハラダ) じゃ、だから、調べればいいじゃん。

(私) 調べてないから、沼田署をここに、あの、犯罪者として挙げてるんです。調べないことが隠蔽だから。組織的隠蔽。

(フクダ) 調べてないことをそんな風に書い、書いたら、まずいじゃないですか?

(私) だけど、調べれば確定しますから。

(フクダ) じゃ、調べたほうがいいですよ。

I-甲3号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) (苦笑)だから、調べれば確定するんです。

(フクダ) だから、調べたほうがいいですよ。だから、だから、うん

(私) そういう事実がいっぱい重なれば、当然、経験則として

(フクダ) 経験則じゃなくて、事実の積み重ねとしてね、そういうことが全部事実であれば

(私) 経験則として、99%以上の確信を持っていただくべき話を羅列してるんですよ。

(フクダ) 私達はこれがちょっと信じられないで、

(私) だから、信じられないことが異常です

(フクダ) じゃ、異常で、異常で、はい。

(私) で、私に受け取った記憶がまるで無いんです、それもおかしな話ですね 私そんな躊躇してるわけじゃないんで、認知症でもないんで。

それから、ゆうパックの現物が告訴人、私の顔の横にあったんです、まさに。で、私、寝転がってます  
が、寝転がる前に、そのまま転がろうとすれば邪魔になるんで普通は片付けるはずですね。そんな状  
況で、寝転ばない。

(フクダ) はずってゆうのは駄目だと思うよ。

(私) いや、駄目とかじやなくて、蓋然性、蓋然性。

(フクダ) 蓋然性じゃないよ、

(ハラダ) 蓋然性じゃないですよね、イマイさんの生活パターンがわからないので。

(私) それから、いつもなら再配達を受けたら、すぐ破り捨てるはずの配達証がそのまま残っていたこと。

(ハラダ) それは、イマイさん

(私) これは、配達が無かったと、無かったことを証明していると。

(フクダ) 私達が、これはちょっと、人権侵犯だなと思うような証拠にはならないですね。

(私) ならないと思うこと自体が異常です。

(フクダ) はい、じゃ、異常ということで。

(私) はい、そ、それ、そういうのが一つの告訴状としてあります。

(フクダ) じゃ、告訴してください。

(私) いや、告訴してくださいじゃなくて、人権侵犯被害の届出をしてるんです。わかりますか？ 告訴するしないは私の勝手です。

(ハラダ) 人権侵犯被害の届出？ そうですね、はい。

(私) はい、

(フクダ) ただ、私達は人権侵犯としてはお受けできませんということです。

(私) どうしてできないの？ どうして受けられないの？

(フクダ)(ハラダ) だから、被害が無いです。

(私) 受けられないこと、受けられないこと自体が、門前払いですよね？ 人権侵犯です。

(フクダ) 門前払いって、人権侵犯だと思わないっていうことです。私達は人権侵犯だと思わない。

(私) 思わない根拠を示してください。調べる前にどうしてわかるの？

(フクダ) だってそんな、郵便局の人が郵便物を配達して人権侵害だとは思わないからです。

(私) 配達してないもん、だって。配達という行為ではないですよ。黙って入るというのは配達という

行為ではないです。

(フクダ) じゃあ、それは、どういう証拠を以って、イマイさんがそうおっしゃっているか?っていうことをお聞きしましたが、それを聞いても、それが私達にとって人権侵犯だというふうに理解ができなかつたので、これは人権侵犯だと私達には判断、考えられないで、こ、これについては受けられないとす。

(私) じゃ、人権侵犯事実の、を届出るために、ええ、資料をお持ちしてあるんですが、これを一旦受け取って

(フクダ) できない、受け取れません。

(私) ご判断いただけるんですか?

(フクダ)(ハラダ) 受け取れません。

(私) 門前払いですね?

(フクダ)(ハラダ) はい。

(私) わかりました。

以上

20181119 原告 今井豊

2018.01.19 16:53 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(沼田市西倉内町701)・フクダとの通話の録音

(フクダ) お電話代りました。

(私) あ、昨日はお世話様でした。

(フクダ) はい、

(私) ええと、すいません、救済の申出の続きを、にうかがたいんですけども。

(フクダ) 昨日、お断りしましたよね?

(私) ええ、理不尽な、不当な理由でね?

(フクダ) だから、被害、被害がわからないから、それではできませんよ、ってことでお断りしましたよね?

(私) だから、被害をご説明しますと言ってるんですが?

(フクダ) 昨日、説明できなかつたじやないですか?

(私) できなかつたじやなくて、認めなかつただけでしょ? 説明してますよ、充分。

(フクダ) いや、私は、

(私) じゃ、続きを説明しますね?

(フクダ) いえ、できま、あの、もうね、昨日の郵便局の話、聞きましたけど、どう考えても人権侵犯だと思えないので、

(私) だからね、その続きをするつつてるんですよ、ちっと、黙って聞け。

(フクダ) どういうつもりですか?

(私) いいですか? いいですか?

(フクダ) 黙って聞け?

(私) ええ、

(フクダ) 悪いけど、貴方、私達に調査してほしいって言ってんじやないんですか?

(私) そうですよ、

(フクダ) 黙って聞け?

(私) ええ、黙って聞けよ、だから。続きをあるつてんだよ。

だから、郵便局がおかしいんじやない、本当におかしいのは警察だよ。そのとき、現場検証を頼んだのに5人警官、警官が来たのに現場検証しないで帰った。通報内容を無視して帰った。その翌日、私が持ち込んだ告訴状をもいまだに無視している。その告訴状の内容は、昨日お見せした、昨日説明した内容とほぼ同じだ。

(フクダ) ああそう、昨日おうかがいしました。

(私) だから、警察が、それを無視するということが異常だよね?

(フクダ) それは警察に言ってください。

(私) いや、言ってくださいじやなくて、そう思うでしょ? そう判断できるでしょ? だからこそ警察による人権侵害なんですよ。

(フクダ) けい

(私) そう思いませんか?

I-甲4号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) 思いません。

(私) 異常です、それは。思いませんか?

(フクダ) 思いません。

(私) もう一度聞きます、思いませんか? 告訴状を無視してるってどういうことなんですか? 警察が。

(フクダ) うちは告訴を受けるところではありません。

(私) いや、うちじゃなくて、警察がそれをやってることが異常だと思いませんか?

(フクダ) 警察も告訴を受けるところではありません。

(私) はい?

(フクダ) 警察は告訴を受けるところではありません。

(私) 何言ってるんですか? じゃ、刑事は何の為に居るんですか?

(フクダ) え、調査する為じゃないですか? 捜査する為。

(私) 刑事の役割わかっていますか? 捜査して、告訴、告訴状を出して

(フクダ) だから捜査をしないと告訴状は書けないでしょう?

(私) だから何で捜査しないんですか? 告訴状は書けないじゃなくて、私が作って出したと言ってるんですよ、それを何で無視してるんですか? 正当性がどこにあるの?

(フクダ) だからそれは警察に言ってください。

(私) 警察に言うんじゃなくて、貴方がたはその違法性を判断する立場でしょう? そういう役職でしょう?

(フクダ) すいません、そうじゃないんです。ごめんなさいね。

(私) 侵犯事実の確認をしてください。

(フクダ) そういう仕事はしてないんです。申し訳ないんですけど。

(私) はい? そういう仕事が明記されてるでしょ? 人権の擁護の36頁に。人権侵犯事実の調査を行いますと明記されてますでしょ?

(フクダ) 被害があつたってゆうことが確認できないと調査ができないんです。私達が調書を作つて上にあげるんです。

(私) だからどうしたの? だから調査すればいいじゃない。

(フクダ) 貴方が持ってきた告訴状を、貴方が持ってきた告訴状を上にあげるんではなくて、私達が調査をして、調書を作るんです。

(私) はい、それがどうしたの? うん

(フクダ) その時に、被害の内容を書かなければならぬんです。

(私) 書けばいいじゃない?

(フクダ) 被害を、じゃ、どういう被害ですか? って聞いたら、貴方おつしやらなかつたじゃない?

(私) おつしやつたでしょ? 最初から。告訴状を読んで突きつけてるでしょう? それを聞いてるでしょう? 録音されてますよ、ちゃんと。 生存権の侵害だと言ってるじゃないですか? 最初から。何を聞いてるんだ?

(フクダ) 被害をおつしやつってください。

(私) だから生存権の損害、侵害ですよ、

(フクダ) 生存権の侵害を受けて、どのような

I-甲4号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 精神的法益侵害です。

(フクダ) だから

(私) 貴方、法益侵害の意味がわかつてますか? 被害って言うのは法益侵害ですよ、イコール。

(フクダ) それによってどういう具体的な被害を受けましたか?

(私) ぐ、どういう具体的って、法益侵害、脅迫ですよ?

(フクダ) 脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?

(私) そういう質問は必要無いでしょう?

(フクダ) 脅迫って、具体的にどういう脅迫ですか?

(私) だから、昨日説明したでしょ? それは、録音されてますよ。「我々はいつでもこのように、お前の隙をついて忍び込んで、お前の命を奪えるのだよ」という脅迫です。

(フクダ) 誰がそんなこと言ったんですか?

(私) いや、言ってないですよ、無言の脅迫だと、昨日読み上げたでしょ?

(フクダ) 言ったって言ってるじゃないですか? 貴方、今。

(私) 何を言ってるんだ? 詭弁を展開してるんだ? 昨日、読み上げたでしょ? 聞いてるでしょ? 録音されてるんですよ、それが録音されてるんですよ。

(フクダ) じゃあ録音した物を持って来てください。

(私) しらを切ってどうするん? はい、明日持つて行きますよ、明日じゃない。

(フクダ) 警察に持つて下さい。

(私) なんで警察なの? そっちが人権侵犯、認める機関でしょ? そちらが認める機関でしょ?

(フクダ) 捜査権はありません、捜査権はありません、私達に。

(私) 誰が捜査しろと言ってる?、詭弁を展開するな、捜査機関じゃないなんて当たり前だろうが。誰がそんなことを主張した? 馬鹿げな詭弁をいうんじゃない、矛先を逸らすな。

(フクダ) 捜査しろって

(私) 人権侵犯事実を調査しろと言ってるの、確認しろと言ってるの。

(フクダ) だから、貴方はそれによってどのような被害を受けましたか?って言ってるじゃないですか。

(私) だから、精神的法益侵害を受けました、と言ってるじゃないの、どこがおかしいの?

(フクダ) だから、具体的にどういう症状が出ましたか?

(私) 症状? 症状? 症状が必要なんですか?

(フクダ) どういう被害、被害を受けて

(私) 精神的法益侵害だって言ってるじゃない?

(フクダ) だから、それによって、どのような損害を受けましたか?

(私) はい? 損害、著しく、あの、絶望感と、あの、恐怖感に打ちひしがれました。

(フクダ) それをどういうふうに証明することができますか?

(私) それ、証明する必要があるんですか? 貴方、言ってることおかしくないですか?

(フクダ) それが調査です。 それを私達は文書に書かなければならぬんです。

(私) 人権擁護機関がそれを問い合わせること自体が異常じゃないですか?

(フクダ) それを文書に書かなければならぬんです。

(私) 精神的しょ、法益侵害をどうやって証明するつんですか?

# I-甲4号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) それを貴方からこうゆうような、貴方から具体的な被害を聞いて、調書、それを文書にして上にあげなくちゃならないんです。

(私) そんなことはお前の職権だ。そんなことは知らねえ。

(フクダ) お前、ですか、だから私の職権だかもしれないけど、その職権を書いて上にあげないと、何にもできないんですよ、私達は。組織の人間ですから。私がするんじゃないんですよ。

(私) だから、どうしたの? その説明、何の意味があるの? 僕に対して。被害者に対して何の意味がある? その説明。当たり前にお前の職権でやるべきことだろ? それをくどくど説明してどうなるんだ?

(フクダ) 職権ができないんです。貴方の説明では。

(私) 何がどうできないん? 何を根拠にできないと言ってるん?

(フクダ) どうして私が言ってることに答えられないんですか?

(私) 何を答えないん? 全部答えてるだろ?

(フクダ) 具体的にどういう被害を受けましたか? どういう損害を受けましたか?って言ってるじゃないですか。それをどうやって文書にするんですか?

(私) さっきから答えてるだろ? それは。記録されてますよ。

(フクダ) どうぞ記録してください。

(私) だから記録されてますって。もう答えてますよ。何が足りないの? どういうことが足りないの?

(フクダ) 具体的にどういう損害がありましたか?って聞いてるじゃないですか。

(私) 精神的法益侵害を証明しようが無いでしょ?たいへんな恐怖と苦痛、精神的苦痛を与えられました。

(フクダ) そういう苦痛を与えられた結果、どういうふうになりましたか?

(私) どういうふうになる必要があるんですか?

(フクダ) だから、そこを書かなくちゃならないんですよ、私達は。

(私) いやいや、どういうふうになる必要があるんですか?そこは書く必要が有るんですか?

(フクダ) そうです、書く必要が有るんです。

(私) あ、そうですか、どこにそう書いてあるん?そんな、そんな規定を見たことは無いね。常識としてそんなことは求められないね、普通。

(フクダ) あの、ごめんなさい、じゃ、私と貴方の常識が違うんだと思います。

(私) はい、あの、民事訴訟で、慰謝料請求の事件で、そんなことを記載した例は無いはずですよ。そんなことは求められないです、そもそも。

(フクダ) 損害賠償請求する時って、その金額を計算しますよね?

(私) はい、

(フクダ) はい、その時に、具体的なこと、あの、書かないと、金額を計算できないですよね?

(私) 精神的法益金額がどうやって数字に直せるんですか? 言ってみてください。

(フクダ) そういうふうにやった時に、じゃあどうやって金額をけせ、あの、計算するんですか?

(私) だから、それは心証に決まってるじゃないですか?

(フクダ) 具体的な被害を書くから、それを計算できるんじゃないですか? そうですよね? 裁判で、そういうじゃないですか? 証拠を挙げて、こういう被害があつて、これくらい損害が有つた、それで損害額を出すんじゃないですか?

(私) じゃあ、あの、それをどうやって、あの、検証するんですか? 数字を出したとして。

I -甲 4号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(フクダ) だから言ってるじゃないですか?

(私) どうやって検証するんですか?精神的法益侵害について。

(フクダ) だから、それを具体的金額に、

(私) 貴方の言つてることはクレイジーですよ。

(フクダ) あ、わかりました、クレイジーでけっこうです。

(私) 無いものねだりです。

(フクダ) はい、受付できません、申し訳ないですね。

(私) 異常です。

(フクダ) はい、異常です。失礼いたしました。

以上

20181119 原告 今井豊

2018.01.23 13:03 前橋地方法務局(前橋市大手町2丁目3-1)人権擁護課でのトドコロジンジおよびイシマキとの会話の録音

(イシマキ) じゃ、イマイさん、どうぞ、お入り下さい。

(私) こんちは。

(トドコロ) あ、ご苦労様です。ええと、住所とか名前、お訊きしてもいいですか?

(私) はい、あの、こ、これ、これに書いてある通りです。

(イシマキ) 今日お時間のほうが、あの、他の相談者のかたもいらっしゃる予定になっているので、まあ、30分から1時間ぐらいしか、どうしてもお取りでなきないので、はい、あの、ま、ご了承ください。

(私) はい、

(トドコロ) 年齢は失礼ですが、おいくつですか?

(私) 今、57だと思います。

(トドコロ) 57、はい、ええと、あと、この相談所、知ったのは?

(私) あ、あの、沼田支局に一度、じゃない、何度か出向いて、結局、断られたもんですから。

(トドコロ) じゃ、その沼田支局が有るっての知ったのは、どこ、何で知ったの?

(私) あ、それはインターネットですね、はい、はい、はい。

(トドコロ) インターネット、インターネット はい、で、具体的には?

(私) あ、ええとですね、あの、被害の概要が元々あります、まあ、

(トドコロ) あ、こ、これ?

(私) あ、そうです、そうです、

(トドコロ) これ読ませてもらいました、

(私) あ、そうですか、はい、

(トドコロ) 読ませてもらったんだけど、具体的に、どんなことが被害があるのか? ってのが、全くわからないね、これでは。

(私) ええ? はい、それを、あの、説明する為に、ええ、20日と、あ、じゅ、ええと、19、18日に、支局に出向いて、ええ、救済

(トドコロ) 1月の18日?

(私) ええ、

(トドコロ) 今年の? はい、

(私) ええ、支局に出向いて、ええ、支局長のフクダさんとハラダさんに、ええ、救済の申出を行ったんですが、結局、具体的被害が、あの、説明できないということで、ええ、侵犯が認められないということで、拒絶されました。

(トドコロ) 支局長さんとだ、誰、って言いました?

(私) ハラダ、

(トドコロ) ハラダ、だから、結局これ見てもね、出してもらったこれ見ても、

(私) はい、

(トドコロ) な、な、何の被害があるのか? ってのが全然わからないんですよ。

(私) あ、ですか、去年のは、そんなにわからないですか? まあ、あの、格段に今、レベルアップし

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

たのがこれなんですけども、

(トドコロ) 警察組織から人でなしとして扱われているっていうことなんだけども、そもそも、警察に對して、どういう申立をして、どういうことを期待したのか? っていうのが全然書いてないね、これには。

(私) え、いや、そんなことないですよ、あの、ええ、被害届を出したとかね、それを無視されたとか、一ヵ月後にあの

(トドコロ) まずね、何の被害の被害届を出したんですか?

(私) 何の被害? ええ、い、ええ、しいて言えば、威力業務妨害の、ええ、状況証拠を、あの、書いてるものなんんですけど、

(トドコロ) だから具体的にどんなことがあったんですか? ってゆうこと

(私) それ、ちょっと、ま、置いといていただけますか? まず、あの、支局の対応の違法性について検証していただきたいと思いますので。

(トドコロ) あの、まあ、いわゆる相談を受けてね、

(私) はい、

(トドコロ) ええ、要するに、事件性なり、それからその、人権侵害の侵犯性が無いとするとね、

(私) ええ、

(トドコロ) そりや、対応し、し、し、できっこないですよね?

(私) 無いとすればね、それは置いときましょう。

(トドコロ) だから、だから、まず有るってことを先に言ってもらわないと、我々だって相談に乗れないじゃないですか?

(私) だから、あるのは、支局の対応が完全に違法です、犯罪です、それをご説明します。

(トドコロ) だからその、まずね、支局に何かを訴えたわけでしょう?

(私) ええ、訴えた物が有るんです、有るのは有るんです、それは、ええ、告訴状んなってる、これが去年の、あの、対応の不当性です、去年までのね。

(トドコロ) ハラダっていうのは?

(イシマキ) 係長です、

(トドコロ) 沼田の?

(イシマキ) はい、

(トドコロ) この実行行為は、包囲網として、ええ、常に脅迫と隠蔽の二つの原因と、意図、うん、

あ、意図、を同時に持っていると?

(私) ええ、そのあたりは、こっちのあの、被害届という名の共通事項説明書で書いてあります、説明してありますんで。

(トドコロ) あの、まあ、書いてあるって言われてもね、なかなか読んでわからないんで、口頭で説明してもらいたいんですけどね。

(私) そうすると何日もかかります。

(トドコロ) あの、簡単に言って、言えるか

(私) 簡単に言えません。そんな簡単、単純な案件じゃありません。

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トドコロ) まずね、ま、人権侵害、人権侵害、と書いてあるんだけれども、貴方のどういう権利が侵害されてるんですか?

(私) はい、ですから、それもこれ、基本的には生存権と平等権です。

(トドコロ) 生存権?

(私) はい、基本的には無視されてますから、一切の届出を。

(トドコロ) 無視、無視するってゆうのはね、あのう、例えば、刑事事件の被害届出したとして、それが被害が、被害の内容が書いてなければ、無視されたってしょうがないですね?

(私) なるほど、

(トドコロ) 具体的に、いつ、どこで、誰から、どういう被害を受けたのかっての、

(私) ええ、

(トドコロ) そういうことをちゃんと訴えないと、聞くほうはわかんない、動いていいかどうかもわからない、回答も必要無い。

(私) そうですね、だけども、全く本人の意思を、確、わかんないんでしょ? だったら、本人の意思を確認すべきですよね?

(トドコロ) 逆、逆、

(私) それをしないで、全く無視するということが実行行為だと言ってるんですよ、それが警察の実行行為です。

(トドコロ) だって、被害があったかどうかわかんないのにね、

(私) いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ。

(トドコロ) いやいや、そんなことない。

(私) 犯罪を構成します、

(トドコロ) や、そんなことない、

(私) や、します。

(トドコロ) いや、しないよ。

(私) だ、そういうこと、ありえないでしょう? 一切無視したら、

(トドコロ) ちょっと待ってください、ちょっと待ってください、

(私) そのやりかたを敷衍したら、誰も警察を利用できないってことですよ?

(トドコロ) いや、ちゃんとしたね、こう、被害届を出して、被害を証明する資料を付けて、出せば、対応します。

(私) 出さなかつたらどうするんですか?

(トドコロ) ま、無視する。

(私) 無視するという正当性がありますか? 取扱、正当な取扱ですか? それは。

(トドコロ) そうです。

(私) そんなもんは決まってないね。

(トドコロ) だって容疑も無いのに、動きようがないじゃないの?

(私) や、それは刑事訴訟法に有る通り、

(トドコロ) どこにあんの?

(私) え? あ、それは書いてありますけど、何条何項に、あの、わからなければ、本人に連絡取って意

# I-甲5号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

思を確認すると、で、更にあの、被害の、その届出の状況を明確にするということがうたわれてますよ。  
なぜ、それをしな、しないのか? それ、ちょっと置いといてください、だから。はぐらかさないでください。私は、あの、支局の違法性を、まず聞いたいんで。

(トドコロ) だから、ちゃんと訴えをしてるのに、対応しなければ違法ですよ、それは。ちゃんと訴え、した訴えをしているのかどうかがまずわからなければ、

(私) え? だから、当初、当初をそうやってごまかしたいんであれば、それはそれだけっこうです。  
だけど、昨年10月に改めて、あの、詳細の訴えを起こしてますんで、それを無視してんのは明らかに違法です。過去のことはどうでもいいです。

(トドコロ) じゃ、詳細の訴えってのはどれの、あの、ことを言ってるんですか?

(私) それはあの、ここに全部ある、揃ってる通りなんです。

(トドコロ) さっき見た限りでは、何も無かったですよ。また別な書類なのかもしれませんけどね。

(私) ま、それは置いといてください、あの、それに対する反論はあります、それよりも、あの、直近の対応の方が、よほど違法性が高いですから。

(トドコロ) 刑事訴訟法の何条って言いました?

(私) だ、時間が限られてるんでしょ? また、その、犯、あの、具体的被害がどうのこうのと言われたくないんで、先に、あの、焦点に進みたいんですけども。

(トドコロ) じゃ、まあ、は、話してみてください。

(私) ええと、直近の、ええ、沼田支局の対応の違法性を申し上げます。これ、録音が一切ありますが、要約で申し上げます。凄まじいまでの被害者虐待ぶりにご注目ください。受付拒否せんが為に次から次へと詭弁を繰り出して上げ足を取ろうとします。まず、ええ、根拠の無い事を平然と言い切ると執拗に詭弁を繰り返すのがハラダの元々の特徴です。また、自分に都合の悪いことは返事をしません。

ええ、まず(ハラダ)「人権相談所の作為義務がどこにあるのか?」と告訴人の認識度合いを試そうとしています。知らないはずがありません。

作為義務と前回対応の不当性の説明を兼ねて、両名に対する告訴状IXを読み上げました。これについて  
は全く、無反応でした。

「これらの資料を読めば判ります」と10回は言っておりますが、告訴人の持参資料、これは被害届と告訴状8通です。ええ、に、二人とも最後まで目を通そうとしませんでした。ええ、(ハラダ)「うちはこの  
フォーム(相談シート)でないと受けられません。これだけが必要なんです。口頭で説明してください。」

この取扱は違法ではないですか?と、まあ、後で訊きましょう。 ええ、説明資料、一切触れようとして  
ない、隠蔽の、隠蔽を示唆してますね。 それから、(ハラダ)「告訴状はうちでは受け付けられません」

「タイトルは関係ない、説明資料です。」(ハラダ)「裁判にする予定があるならうちでは受け付けられません。告訴状を作っているということは予定があるものとみなします。」「つもりがあっても受理され

る保障は無い。隠蔽でありそれが被害だと言っています。そもそもどうするかは私の自由です。」(ハラダ)「うちに何をしてほしいのか?」「それはそちらの職権判断ではないのか?(5)の告発です。告訴と人権救済を同時に進めてはいけない決まりもあるのか?」これも確認点です(ハラダ)「返事無」。読み上げ

て説明しているそばから(ハラダ)「被害は何ですか?」と執拗に繰り返しています。(ハラダ)「加害者は沼田署の誰ですか?」「訊ねても名前を言わないので不明のも多い。警察は職権で明かさないことも可能ですね?」(ハラダ)「いいえ、うちではそういうことはわかりません。個人が特定できなければ調査しよ

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

うがありません。」「それなら告訴状Ⅱ末尾の事実経過欄を見てください。延べ10人くらいの個人名が記載されております。」(ハラダ)「犯罪になつていればうちでは受けられません。」「何のことだ? 犯罪であると同時に人権侵犯でもあるということです。普通そうでしょ?」(ハラダ)「前から一度今井さんに言おうと思っていたのだが、人権擁護委員は、い、委嘱でありボランティアなので今井さんから何か言えるものではありません。」「ならば何の為の根拠法か? 彼は今まで何一つしていない。ちよう、明記された調査を免れる正当な理由にはならない。聞き流すことを相談に乗ると言うんですか?」ええ、それから、ええ、告訴状の中の一つに郵便局の事件がありまして、それを読みあげて説明したそばから、「今井さんの郵便物が届いたんだからいいじゃない、何が被害なの?」「私は受け取っていないし、寝ている間に黙って忍び込んで置き去ることを配達とは言わない。」本人の私の、私がサインの筆跡が違うと言っているのに、(フクダ)「それで、それはうちでは判断がつきません、筆跡鑑定してもらってください。」「だから、それをしなかった沼田署は、もちろん被告人に挙げています。」(フクダ)「郵便局員が絶対にそんなことするわけない、100%信じられません。」「それなら人はすべからく犯罪をしない、と言っているのと同じことで明らかに詭弁ですと、ね?」と指摘し、他の状況証拠を説明してもなお判断を見直しました。(フクダ)「私達が信じないと調査には入れない。そうだよね?」とハラダに同意を求めました。この発言は隠蔽と、もちろん隠蔽を示唆しています。だけども、被害者の前で普通、口にする言葉ではありません。ですから、脅迫をも同時に示唆しております。郵便局員が絶対にそんなことするわけないという根拠の無い経験則・信義則を敷衍すれば、人権侵犯などありえないと言っているのと同じ事であり、職責の自己否定と言えます。そして本人の私が自分の筆跡ではないと言っていること、これは経験則上、誰だって自分の筆跡わかりますよねえ、それで、自分の筆跡じやないと主張しているのに、この圧倒的に信憑性の高い信義則・経験則を無視していることこそ、判断の異常性であり、隠蔽の証左です。最後に、「説明の為に持参したこの提出資料を預かって、読んでみた上で侵犯事実の有無を判断してください。」と要請したのに、二人揃って「いいえ、できません。」と口を揃えました。「それでは門前払いですね?」との問いかけに、二人揃って「はい」と答えました。そして、まだ十分の一ぐらいしか説明が終わっていないのを承知のうえで、被害が見当たらぬとして不當に受理拒否しました。

少なくとも、読み上げた両名への告訴状により、罪状と被害を説明済みであり、何ら反論もしないで、侵犯事実が見当たらぬと断じたことは隠蔽です。

それから、翌日、これは、あの、人権擁護局と、こちらに一旦、午前中、お電話した上で、ゆ、翌日の夕方、ええ、支局に電話した時のやりとりです。ええ、フクダ支局長とのやりとりですが、「救済の申出の続きの説明に伺いたいのですが」と切り出すと、「昨日お断りしましたよね?」と最初から不當な受理拒否、受付拒否を続ける構えでした。

まだほんの一部しか説明が終わっていないのを承知の上でこの発言です。人権擁護局や前橋による監督が有ったとは思えません。

「もう結構です」と執拗に遮ろうとするので、つい「いいから黙って聞け!」とわ、叫んでしまいました。すると、「黙って聞けとは? 貴方は私達に調査してもらう立場ではないのか?」と逆に脅しにかかる始末。「郵便局よりもっと異常なのは沼田署の対応です。私が通報して駆けつけた警官5人に要請した現場検証を結局無視した。そればかりか翌日に提出した告訴状をも今だに無視している。これは警察として明らかに異常な対応であり人権侵害です。そう思いますよね?」と訊ねると「いいえ、思いません。」「そ

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

う思いません、よね?」と二度目訊ねると「いいえ、思いません。」「そう思いますよね?」三度目訊ねると、「それは警察に言ってください。」これは、襲ってきた強盗に相談しろと言っているのと同じことですね。ええ、それから、「侵犯事実を確認しで、してください。」と私が言ったところ「いいえ、そういう仕事はしません。」「いやいや、それがそちらの仕事です。」「では、具体的にどういう被害を受けましたか?」「昨日説明しましたよね?何を聞いているの?生存権の侵害であり精神的法益の侵害です。」「ですから具体的被害は何ですか?」「脅迫なんだから著しい恐怖感や絶望感です。他に何が必要ですか?」「例えば金額に換算すれば損害いくらですか?それがないと報告書が書けないから受けられません」これは確認点です。「精神的法益の侵害について始めからそんなことを訊ねるのはおかしい、異常です。」「では、異常ということで。」ということで終わっております。慰謝料訴訟の原因、せ、慰謝料請求訴訟の請求の原因に当るような損害の見積もりを欠く事が、救済の申出を拒絶する正当な事由、つまり違法性阻却事由になるのでしょうか?そもそも侵犯事実の有無と被害が具体的に表現可能か否かとは別問題だと思います。

という状況なんですけども。

(トドコロ) うん、だ、まあ、今聞いてる限りで、特に間、対応に問題があるとは思えませんけどね。一番どこが問題だと思うんですか?

(私) 拒絶したことでしょうね、だから、根拠があるんですか? 根拠があるんですか? これは。

(トドコロ) 貴方が当初から訴えようとしていることが何か? ってのは、まだ聞いてないわけですよね、

(私) ええ、

(トドコロ) うん、で、本当にそれが人権侵害に当る重大なことであれば、受けないってな、こら問題ですよね。だけど、貴方が言ってる最初のことが人権侵害と言えなければ、

(私) ええ、

(トドコロ) 扱わないのは当たり前ですよね? 出発点が何かってのがわかんないと、

(私) 見たうえで判断したんだったら、そうですね。見てないんですよ。それが不当だと言ってるんです。見てないんです、届出内容。

(トドコロ) 話をして何かを訴えようとして行ったわけでしょ? だから何を訴えたんですか? 最初に。

(私) 最初は今回、あの、前回の不当性です。

(トドコロ) いやいや、前回の不当性つっても、書いてないじゃないですか? これだって。

(私) 書いてありますよ。

(トドコロ) ええ、どこ、どこを指して言ってるんですか?

(私) 例えばね、あの、2頁目見てください、あの、ちゃんと、あの、発生から一年以内の事実が述べられてますよね?

(トドコロ) だから、どこ、どこを指して言ってるん?

(私) これです、ええ、ええと、あれ、あれ、ちょっと待ってください。人権被害の訴え、あれ?

(トドコロ) あ、裏表、印刷してありますよ、

(私) あ、そうですか、はあ、そういうこと、ええと、これですね、あのう、ええ、捜査を要求する旨の内容証明を関係六機関に送付しました。ええ、これはか、三県警の他に、ええ、内閣官房長官だ、法務大臣だ、検察庁長官だというところに送っております。

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トドコロ) ん、だから、送った、そもそも、ひ、被害を訴えたわけでしょ? こういう被害が有ったっていうことを。

(私) ええ、ええ、

(トドコロ) その被害が有ったっていう、被害の内容はどういうことなんですか? って聞いてる。これも被害を申し立てたってだけで、具体的にどういう被害があったのか? ってのが全然書いてないじゃん。

(私) いや、それは添付資料で付けて、ああ、今回の添付資料で付けておりますが、

(トドコロ) 具体的にはだから言ってください、口頭で。

(私) 具体的に、ですか?

(トドコロ) 一番ひどいと思うのでいいですよ。こんなひどいことがあったってゆうのを。

(私) 一番ひどいの? 一番ひどいのはね、ええ、ええと、昨年10月7日ですね、ええ、私は、沼田署ハギワラに、ええ、銃砲、銃声の通報をしました。ええ、この日の10時50分頃の銃声の事実と、先月前半も数発の連續した銃声が身の周りで二回あったことを伝え、それらが高橋和俊グループによる追加の脅迫行為と思われること、更には、今はまだ禁猟期間中のはずであり不審であることの事件性を強調し捜査を要請するも、今日まで完全に無視しております。

これは、あの、猟銃、あの、禁猟期間中ですから、ええ、特例は、あの、町の獣害対策センターで特例を出すことができるんですが、その特例を調べた形跡もありません。これは町の獣害対策センターに確認と、取ってあります、年末に。一切何も対応しておりません。

(トドコロ) あ、あれ、その獣害対策機関ての、僕はよくわかんないんですけど、10月から3月くらいまでじゃないんですか?

(私) ええとね、11月の中旬から、ええ、2月の中旬です。

(トドコロ) 確かね、この間ちょっと聞いたんだけども。

(私) あの、年によって変わります、延長されたり、

(トドコロ) 僕が聞いた記憶があるのは10月から2月だか3月まで。

(私) いや、あの、10月はないはずです、どこも。あの、農作業があるんで。

(トドコロ) あのう、もしね、もし、そういうことで、違反して、あの、獣をしちゃいけない期間に猟銃を撃ったとなればね、こら警察動きますよ。

(私) だから、動かぬのが異常です。それが人権侵害だと言ってるんです。

(トドコロ) や、だけど、そら、警察の捜査権の問題であって、

(私) 捜査権どころじゃないでしょ? これ110番の法理が丸ごと適用されるケースですから、動かなかつたら無条件に違法ですよ、生存権の侵害です。

(トドコロ) そら、ど、どうしてそんなこと?

(私) 反射的利益を超えてます。

(トドコロ) 要するにね、国家機関だとか公務員からね、何かをされると、そういうことが

(私) 銃声ですよ?

(トドコロ) ああ、そら銃声は

(私) 銃刀法に規制されてる物ですよ?

(トドコロ) 仮にそれが違反であるとすればね、狩猟法違反かなんかで警察が動くか動かないかという問題であって、貴方が被害者という問題ではないんですよ。だから貴方それ

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) いや、だから、私がね、私が主張している猶銃事件との関連が非常に疑われますでしょ?

(トドコロ) あの、第三者としてね、告発はできますよね、告発はできるけども、告発した結果、警察がうごくかどうかというのは、ほら、それは警察の判断であって

(私) だけど、関連を疑わないほうが異常でしょ? 私が、ずっと脅迫を主張してるんですよ、まずね、直、狙撃をされたという行為があつて、その後、通り道を血だらけにされたりという事件があつて、死骸を置かれたという事件が、三つぐらいが、あの、組み合わせて、過去に発生しているんです、それを踏まえて通報してるんですよ、その被害者が。

(トドコロ) あの、猪が死んでたとかっていう、その件ですか?

(私) ええ、ええ。事件性を主張して、強調してるのに、それを無視してるというところが、警察として異常です。それは故意の隠蔽です。

(トドコロ) だから、警察が動くか動かないかというのは、警察の判断だし、警察が判、動かないんで困るっていうんなら、今度、検察庁へね、告訴するという方法もあります。

(私) ええ、そうですね、

(トドコロ) そうです、

(私) はい、

(トドコロ) 後は、法務大臣だとか、そんな、そんなとこ出したって、意味無いですよ。

(私) (苦笑) そうですか、そうかもしません。

(トドコロ) 出すんだったら、警察へ出して、警察が動かないんだったら、今度、検察庁へ出すと、それだけですよ、そこまで。

(私) 後は、あの、これは録音の会話の内容ですけども、村の集まりでですね、私がこの猶銃事件のりよ、あの、発砲グループの締出しを提案しようとした時とか、あるいはその、郵便局員事件が、あの、住居侵入して脅迫したつう事件だと、それを事例紹介としてま、あの、話し始めたら、「そんなこと、ここでする話じゃない」という発言を繰り返して結局中断させて、た人が二人居ます、村の人で。一つは告訴状なんなってる人です。

ええ、二回集まりがあって二回とも、同じ発言を別々の人が繰り返して発言を中断します。

で、私は冒頭に、これもまた身の安全に関する情報、共通の身の安全に関する情報ですが、と前置きして説明を始めてるんですよ、それを真っ向から否定する人格否定発言を、村の、村人が二人、二名、行っております。

で、更に、他の村人は、私が更につ、話を続けようしたら、もういいから帰るべえや、と元の組頭までが皆を促して中止してしまいます、結局、聞く人が居なくなつて、あの、中断されました。

そのような異常な光景が録音として残っております。これ人権侵害だと思いますが?

(トドコロ) あの、ま、状況がよくわかりませけども、誰がどういう発言をするかってゆうのは、その人の自由であつてね、

(私) いや、それは発言内容によっては、人権侵害になりますよね? 当然に。

(トドコロ) あのう、人権侵害ってゆうか、名誉毀損になるかどうかっていう問題はありますよね、

(私) いや、公衆の面前で、完全にあの、その人の発言を無視するような言動を取れば、やっぱり人格、全人格否定だと言われますよね?

(トドコロ) だって、止める権限なんて無いんだから、しゃべればいいじゃない?

I-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) まあ、その、自分が後、後のその、負担を負うという覚悟であればね。

(トドコロ) 聞く人が居なくなつたって、そら、聞くか聞かないかはその人の自由だから。

(私) (苦笑) しゃべればいいって?

(トドコロ) 貴方の話を聞かなきやならないなんて義務は誰にも無いんだから。

(私) いや、それはそうですよ、だけど、そんなことをすれば、当然あの、そ、それ以後の村人関係は崩壊しますよね? 当たり前にね。

(トドコロ) あのう、村八分が人権侵害に当るっていう判例はあるんですけどね、村八分は。

(私) はい、村八分ですよ、はい、実質的に村八分です。

(トドコロ) あのう、例えば今のは、聞きたくないと思った人が帰るのは、そら自由ですよね?

(私) 皆を促して帰るのは、どうですか? 元組頭が ほんの一、二年前の組頭が皆を促して帰るというの? 席を立つ、率先して席を立つというのはどうですか?

(トドコロ) だって、従う義務は無いわけでしょう? 他の人にも。

(私) それはそうです、そうです、

(トドコロ) 提案しちゃいけないという理由も無いでしょ?

(私) 提案ですか、言葉を選んでますね?

(トドコロ) 聞いてもしょうがないから

(私) 提案では無いですね、

(トドコロ) あ、提案でしょう? それは

(私) いや、そりや警察の用語で言えば、別の用語がありますよね?

(トドコロ) ど、どういう用語がある、どういう言い方がありますか?

(私) 教唆とか?

(トドコロ) そら、教唆ってな、犯罪をしろということをね、

(私) ええ、

(トドコロ) 言うのが教唆であって

(私) ええ、

(トドコロ) 犯罪でないこといくら言ったって

(私) 他にも用語がありますよね?

(トドコロ) なら教えてください、

(私) (苦笑) ああ、いいです、その場で、その話はそれまでにしときましょ。これが違法で無いと思われますか? 銃声の、銃声の通報を無視することが違法でないと?

(トドコロ) 銃声の通報

(私) このハギワラだけではないんですよ、ええ、もう一つはね、

(トドコロ) 警察の人でしょ? ちょっと待ってください、警察の人はね、そら、通報受けければ、いろいろ捜査するかどうかの判断しなきやなんないけれども、一般の会議に参加してゐる人がそんな義務はないでしょう? 全く。

(私) あ、一般の人は置いときましょ、さっきのあの、銃声の続きがありまして、ええ、同じ10月27日は沼田署に出て、警務課のノグチさんと会見しましたが、告訴人から、署長の見解を聞いたいので今度こそきちんと伝えて欲しい旨を言われ、ええ、それから、ええ、10月7日12時48分に沼田署へ

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

の銃砲、銃声通報が全く無視されていることと、10月22日に新たな銃声があったことを告げられ、告げるも、これらを無視しております。別の人もやっぱり無視していると。

(トドコロ) それ、誰が、その、鉄砲撃ったか、わかつてるの?

(私) わかつてるわけないじやないですか? 隠蔽してるんだから、警察が。

(トドコロ) だ、隠蔽してるっていうか、警察だって調べようが無いんじやないの?

(私) はい?

(トドコロ) 誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじやないんだから、わからないでしょ?

(私) (苦笑)調べるのが仕事じやないですか?

(トドコロ) いやいや、だから具体的にね

(私) 禁猟期間中に、あの、発砲があれば、当然、住民は不安に思いますよね? 当たり前に。どうして調べないん?

(トドコロ) もし、その、調べるとすればですよ、鉄砲持ってる人はみんな、いつ、何発、こういう弾を買って、で、今、何発使って、何発、ほ、保存してますと、

(私) はい、

(トドコロ) こういう届出、出してるわけですよね、出してるんです。

(私) ええ、ええ、

(トドコロ) そういうのを全部調べなきやなんないじやん、全員調べなきやわかんないじやん? で、違反する人が居たとして、いや、届け忘れてましたっつって

(私) それぐらい調べたらいいじやないですか、銃声ですよ? 命の危険に関わることなんですよ、そのぐらい、当然、調べたらいいじやないですか? 手間がかかったってしようがないじやない。

(トドコロ) いや、それ不満があれば、検察庁に、今度、言ってみたらどうですか? ってゆうこと。警察に言って駄目なら検察庁に言うと、そんで検察庁止りですよ。検察庁に言って検察庁がやってくれなければ、もうそれで終わり。それ以上、法務大臣んとこ行ったって、何も回答なんか無いですから。

(私) ええ、あのう、小刻みに、あの、審判に付すことを繰り返して、少しづつ、少しづつ、前進しようと思います。

(トドコロ) うん、

(私) はい、告訴状毎に三罪以上、罪状が三つ以上、全部並んでますから、一つ一つ審判に付していけば、少しづつ前進できると思います。

(トドコロ) だから、こ、こんなに色々書いてあるからね、こんなことをしたって無意味ですよってつってるん。検察庁で終わりですよって言うん。

(私) はい、あの、実務的にはそうだと思います。

(トドコロ) だから、検察庁へ行って、告、告発状を出して、で、後は検察庁が警察を指揮して動かすかどうかっていう、そういう問題なんになってくる。検察庁だって自分じゃ動きませんからね、ただ、警察を指揮する権限があるから、検察官に、が警察にこういう点を調べなさいと、言ってくれば警察が動くわけですよ、実際問題はね。だ、こんなことすると、かえって信憑性無くなっちゃいますよ。ちゃんとそうゆう手続きをね、すべきとこでしなきやいけない。

(私) なるほど、それはそうだが、そうだと思います、はい。で、戻りまして、あの、支局の対応の違

法性について、いかがお考えでしょうか? 特に、直近の対応は違法性が極めて高いと思いますが?

(トドコロ) ただ、さっき言ったように、今の内容だとすれば、警察や検察庁との間の問題であつて

(私) いやいや、同時に進めて、どこが悪いんですか? 民事は相談所、刑事は検察庁と、同時に進めて、どこが悪いんですか? そういう決まりが有りますか?

(トドコロ) いやいや、だから、法務局で扱うのは人権侵犯ということを扱うんであって、

(私) ええ、

(トドコロ) 犯罪の捜査をするわけじゃないですから。

(私) だから、犯罪捜査になれば無条件に、あの、人権侵犯でもあるだろうということで、ま、けいて、刑事的に、あのう、視点を中心を置いて説明してるだけなんです。

(トドコロ) あのですね、

(私) はい、

(トドコロ) 人権擁護委員の権限というのは、

(私) はい、

(トドコロ) 何も無いんです、強制調査権なんか無いんです。

(私) や、そんな物、必要としてません。

(トドコロ) いやいや、だって、例えばですよ、あの、貴方が、その、この人が撃ったんじゃないか、とゆうふうに言ったところでね、その人呼び出したって、来なきや、それで終わりですよ。強制的に捜査を

(私) いや、だから、警察が問い合わせに応えなかつたっていう事実が重要なんですよ、後から。

(トドコロ) あ、それはもう警察の判断だから、

(私) 行政的におかしいでしょ?

(トドコロ) いや、そら警察の判断、ちょっと待って、警察の判断で動くかどうかを決めると。

(私) ええ、

(トドコロ) で、警察が動かなかつたら検察庁に告発すると、で、ちょっと待って

(私) 無視したという事実を確定させるのが大事なんです。

(トドコロ) や、だから、その、検察庁が警察を指揮して捜査しろと言わなければ、それでもう終わり。

(私) いや、だからね、人権擁護委員の仕事としてそれでいいんですよ、それをなぜやらないん? 別に結果を求めていいんです、ただ決められた調査をすればいいん、結果を問わずに。

(トドコロ) あのですね、人権というものはね、そういったその、ま、地方こ、公共団体も政府もそうだけども、そういうとこから不当な干渉をされないという権利を持ってるんですよ、みんな。

(私) ええ、

(トドコロ) そうでしょう?

(私) はい、

(トドコロ) 貴方だって、うう、誰かから、何かその、うう、根も葉もないことで人権侵害だって訴えられてね、

(私) はい、

(トドコロ) 呼び出されたり、警察から呼ばれたりしたら、迷惑な話でしょ?

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) ええ、

(トドコロ) だからその、一定程度の容疑が無いと、警察も検察庁も動かないと。

(私) はい、

(トドコロ) ましてや、人権擁護委員なんてのは、何の調査権も無いわけだから。

(私) いや、有りますよ、読み上げましょうか?

(トドコロ) はい、

(私) 重大なじ、人権侵害と思われる事案のご報告、法務大臣 殿、ええ、じゅ、2017年1月31日届出の

(トドコロ) ああ、これね、読みま、読みました、

(私) ですから、あの、明確な作為義務に基いて、人権擁護委員法第11条3項に基く調査である旨を明示した書面により、なぜ調査しないんですか?

(トドコロ) いや、刑事事件だったら、ま、そら、警察、検察庁に任せるしかないでしょ?

(私) 刑事事件だってどうしてわかるんですか?

(トドコロ) だって、今、鉄砲で撃ったっていう事案でしょ? 狩猟法違反だっていうんでしょ?

(私) ええ、だけどそれは、私が主張しているだけですよね?

(トドコロ) だからさ、動くか動かないかは警察・検察庁の判断であって

(私) はい、刑事事件であると同時に人権侵害ですよね? 明らかに、生存権の侵害ですよね?

(トドコロ) だ、侵害してるかどうかわかんないわけで

(私) わかるでしょう?

(トドコロ) そういう問題については、刑事事件に当るものについては、警察、検察庁にやっても  
らうしかないんですよ。

(私) わかるでしょう? って。わかんなくても、少なくとも否定はできないわけでしょう?  
どうしてそれで、あの、事実が無いとして断れるんですか?

(トドコロ) 警察、検察庁がすべきことを法務局の人権擁護委員会でするっていうことはできない  
んです。

(私) そりや、捜査、捜査しろって言ってんじゃない、調査をしてくださいと

(トドコロ) どうやって調査すんですか?

(私) はい? だから、読み上げたでしょ? 第11条3項に基く調査であることを明示した書面により行  
えばいいんですよ。

(トドコロ) じゃ、誰に出すんですか? それを。

(私) そら、警察でしょうね、沼田署。

(トドコロ) いや、それは警察が人権侵害してるという前提であればそうですけども、

(私) はい、

(トドコロ) 鉄砲を撃ったって人は、また別の人なんでしょ? 警察が撃ったわけじゃないでしょ?

(私) あ、それ、そちらも、そちらも人権侵害です。だけど、私が主に問題にしてるのは警察組織な  
んです。

(トドコロ) だから警察が動くか動かないかっていうのは、そら、警察・検察庁の判断であって、そこ  
へ人権擁護委員が介入する余地は無いってこと。

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 人権侵害を、侵犯の、か、か、か、か、あ、加害者が、ええ、公的機関だったら捜査、あの、調査しないという規定もあるんですか？ それが隠蔽だと言ってるんですよ。 たとえ相手がなんだろうと、調査すべきことはしてくださいよ。

(トドコロ) 具体的にはじやあ、何をするんですか？

(私) 何をするって、書いてあるでしょ？ この提案書通りにやってください。なぜできないんですか？ どこに違法性があるんですか？ この提案に。

(トドコロ) あの、違法性が無くても必要性が無ければ動けないです。

(私) 必要性じゃなくて、作為義務を明記されてる、作為義務を指摘、指摘してるでしょ？ 人権擁護委員というのは、

(トドコロ) 人権侵犯の疑いがあればね、

(私) 疑われないんですか？

(トドコロ) 疑われません。そら、警察・検察庁は独自の判断がありますから、そこへそんな人権擁護委員が介入するなんてことはできません。

(私) どうして？ な、何を根拠にそう言ってるん？ 法的根拠を示してください。

(トドコロ) 逆に、法的な根拠が無きや動けねえんですよ。

(私) や、法的根拠はあるじゃん、だから。例外規定なんか無いでしょ？ 人権、人権擁護委員法に。

(トドコロ) 人権侵犯の訴えと、不適切な委員を配置した、ま、これは

(私) それは私のしゅちょ、主張ですよ、

(トドコロ) 条文はどこにあるん？

(私) 条文はここです、ここです、はい、

(トドコロ) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣へ報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずることと、こう書いてありますわね？

(私) ええ、講じましたか？

(トドコロ) 人権侵犯事件につきって書いてある

(私) はい、事件じゃないと言うの？

(トドコロ) 警察が動くとか検察庁が動くとか、それは警察・検察庁の判断であって、そこに人権擁護委員が介入するっていうことはできませんよっつってるの。

(私) どうして、できないんですか？

(トドコロ) だ、人権侵犯事件につきって書いてある

(私) だから、人権侵犯事件でしょう？

(トドコロ) いや、だ、それはだって、警察・検察庁の判断ですから、

(私) それは刑事的な判断です、刑事司法の判断です。そうじゃなくて、人権侵害、民事的な判断をする、すべきでしょ？ それとは別の観点で。

(トドコロ) 民事的な判断は、だって、加害者との間でやるわけでしょ？

(私) はい、

(トドコロ) これ、警察・検察庁だったら国家賠償の問題ですよ、

(私) だから？

(トドコロ) だ、動けっこないでしょ？ ってゆうこと、人権擁護委員が。

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) どうして? 国家賠償の問題だったら、何で動けないん、どういう論法なんですか?

(トドコロ) 裁判でそら決めることですよ、そら。

(私) (苦笑)いやいや、裁判で決めることかもしれないけど、裁判にもっていくよう手助けする人が人権擁護委員の役割じゃないんですか? なぜ、は、調査を怠るんですか? 正当な事由なんなりませんよ、それは。

(トドコロ) たって、その、正当な事由じゃなくて、人権侵犯事件につきって書いてある

(私) だか、人権侵犯事件でしょう? そうじゃないという論拠はどこにあるんですか?

(トドコロ) それ警察・検察庁の判断で動かないっていうふうにしたら

(私) 全然意味が通ってない、理由んなってない。

(トドコロ) じゃ、何で、警察、人権擁護委員が、警察・検察庁の判断に、どうやって介入するんですか? できっこないでしょ? そんなこと。

(私) だから、この通りの調査をなぜできないんですか? と私は繰り返しておりますが。どこに問題があるんですか? この提案に。当たり前のこと書いてるんですが。

(トドコロ) 人権侵犯事件につきって書いてある、人権侵犯事件につき

(私) だか、人権侵犯事件でしょう?

(トドコロ) じゃないです。

(私) どうして、じゃ、そう言えるん?

(トドコロ) 起訴するかしないかと、あるいは、捜査するかしないか、てのは捜査機関の判断であって、それが、その、人権侵害だなんてゆうことは言えないですよ。

(私) (苦笑)さっきも、先ほども言いましたが、刑事的罪と、あの、人権上の罪っていうのは、同時に、共存しうるわけですよね? 普通そうでしょ?

(トドコロ) 違う違う、ちょっと、よく聞いて、貴方が犯人でもないのにね、警察から呼び出し受けたり、警察に逮捕されたりしたら、こら、人権侵犯ですよ、そゆこと。 だけど貴方が告訴して、あるいは告発したこと、警察が動かないからって、そら、人権侵犯とは言えないんですよ。

(私) ええと、支局の違法性もう一度繰り返します。裏付を取りたいんですが、確認事項、まず、このシートでないと受け付けられませんと言って、私のしり、あの、提出資料を、ええ、受理拒否したことは、あのう、違法ではないんでしょうか?

(トドコロ) このシートってゆうのは、どのシート?

(私) 相談シートってのがあるんですよ、一枚の、あの、A4縦のが。

(イシマキ) 申告シートですかね?

(私) ええ、

(イシマキ) あの、いつ、あの、どういったことで、どういう侵害を受けたっていうのを書いて

(私) なんか、キャラクター入りのがあるんですよ。

(イシマキ) 申告シートですね、

(トドコロ) でもまあ、こういうふうに、電話だって相談できるんだから、別に書類が無いからって相談できないわけじゃないですよね?

(私) ん?

(トドコロ) これ電話相談なんですよ、

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) ああ、はいはい、ですから、見ればわかると言ってまして、あの、例えばね、ええ、ああ、もうだいぶ、バラバラんなってきたな、ええ、告訴状Ⅱの獵銃発砲、あ、狙撃脅迫事件なんか、もう、事実がたくさんあるわけなんですよ、あの、みんな末尾の事実経過欄にあの、箇条書きしてあるんですけども、あの、日時、場所、名前、ほとんど入ってます。そういうのが、いっぱい列挙されてるのに、それを一切見ない、見ようとしないこと自体が隠蔽の証拠です。示唆、示唆しておりますよ、隠蔽の姿勢を。

(トドコロ) だ、け、検察庁に出してみたらどうですか?

(私) だから出してます。

(トドコロ) ああ、全部もう

(私) もう、15くらい、15回くらい通って、今、半分、見てもらってるところです。

(トドコロ) じゃ、何でね、警察・検察庁は、その事件で動かないんだと思う? 何か理由は言われてるでしょ?

(私) それは、牛歩戦術を取ってるからですよ。

(トドコロ) だけど、うん、

(私) あの、確かにね、私、素人ですから、要件事実の書き方なんて、そりや、わかり、知りませんよ、だからそれをね、不備を小出しに小出しにするんです。ちとづつ、ちとづつ、毎回行っちゃあ、形式不備でそれを、それを差戻しを繰り返してるわけです。そういうことをやってますから15回もかかってます、はい。貴方、これが貴方がたの告訴状ですって突きつけたこともあります、最近。

(トドコロ) あ、何、警察の?

(私) 検察庁に。

(トドコロ) 警察の職員の対応を検察庁に告訴したってこと?

(私) んん、元はそうですけど、検察庁の対応の不正を、また別の告訴状で告訴したってことです。だけどそれは、一旦、今、取り下げますけど。

(トドコロ) あのう、さくい話ね、そういうことばっかやってると、もう相手にされなくなっちゃうんですよ。

(私) そういうことばっか?

(トドコロ) 重要なことはね、ちゃんと、適式な書類にして、資料を添えて、提出すればいいんですよ。

(私) はい、それで、あのう、まあ、弁護士さんにも、無料相談、有料相談を繰り返してまして、延べ11人当って、仕事の依頼をしてるんですが、全部断られてます。これは何を意味します? 何人断られたら組織的だと言えますかね? 日弁連もいざれ、訴えるつもりです。

(トドコロ) だから、そういうことをやってると、駄目ですよ、つってるんですよ。

(私) 駄目とかじやくて、それが現実です。

(トドコロ) あの、弁護士同士でね、連絡なんか取り合ってると思います?

(私) いえ、あの、すいません、そういう、そういうね、ことではなくて、支局の対応の違法性に戻ります。ですから、このシートでないと受けられませんと、貴方の持ってきた資料なんか知りません、という対応に違法性は無いですか?

(トドコロ) だ、その相談シートっていうのが

(私) 根拠を求めてます、私は、何条何項にそういう規定があるのか? と。

(イシマキ) だ、これだけのものをね、目を通してっていうことが、難しいので、お話

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) その場で目を通してなんて言ってないですよ、一旦預かって、一週間なり時間を置いたうえで必要があれば、また説明にうかがいますが、と言ってるんですよ。言ってるのに、これを見ようとしない。  
最初から最後まで一つも見ようとしない、私が読み上げただけです。そういう状態でいいという取扱が明記されてるんですか?

(トドコロ) あの、個別対応でね、こうしなさい、ああしなさい、なんて書いて無いんですよ。

(私) じゃあ、無いということですね? はい。

それから先ほど言ったように、告訴と人権救済を同時に進めてはいけないという決まりでもありますか?  
これは無いと思いますけども。

(トドコロ) あの、そらもう、権限の違いですよ。 捜査機関というのはね、

(私) 権限? ええ、

(トドコロ) 強制捜査までできるんですよ

(私) だから、告訴はもちろん、あの

(トドコロ) 聞いてください、聞いてください、

(私) はい、

(トドコロ) 人権擁護委員会にはね、まあ、仮に調査するとなつたって、来て下さいとか、そうゆうことで呼び出しかけるしかないんですよ、来なかつたら終わり。

だから、ちゃんと捜査権限持ってる事項についてね、人権擁護委員会が口を出すべきではないんですよ。

(私) はい、

(トドコロ) **書いてあるとか書いて無いとかの問題じゃないんです。それ権限の違いなんです。**

(私) やることが元々違いますよね? 捜査機関は捜査をするんでしょ、そりや

(トドコロ) そらもう捜査権持つてやるんだから

(私) **人権擁護機関は調査をするんです、はい、捜査をしろなんて一言も言ってません、誰も期待しません。所定の調査をしてください。**

(トドコロ) 調査をするって言ってもね、関係者に来てもらうだけなんですよ。で、誰を関係者呼べばいいんですか? 今の鉄砲の関係で言つたら。ま、貴方からは事情聞けますよね?

(私) それは職権で判断してください、相手が組織的犯罪だと言つてるんですから。

(トドコロ) **だから判断なんかできっこないじゃないですか?**

(私) **いや、できるよ、当たり前にすべきなんですよ、職権として。**

(トドコロ) 誰、じゃ、誰を呼び出すのか、言ってください。

(私) そりや、とりあえず、沼田署員のやつしたことなら、沼田署長でしょうね、当たり前に。

(トドコロ) **警察のやつたことに、口出せるわけないじゃないですか?**

(私) **口出すのが仕事でしょ? 警察が例外だなんて、どこに書いてある?**

(トドコロ) 警察が例外だつたのはね、さっき言ったように、違法対応をすればそれは人権侵害の問題になりますよ。

(私) だから、あるじゃないですか? やつてるじゃないですか? いくらも。

(トドコロ) ど、どこが、違法対応したんですか?

(私) 何を言つてるん? じゃ、次、次、移ります。

(トドコロ) **貴方が告訴したことを、告発したことを、捜査するかしないかってゆうのは、それはもう**

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

警察の判断ですから。

(私) じゃ、最後、ええ、精神的法益侵害について、結局これは結論と一緒になんですが、具体的損害額はいくらか、とこれは経済的損、え、あの、法益侵害を訊ねてるわけなんですが、それが無いと報告書が書けないから受けられませんというのは正当でしょうか? 根拠を訊ねております。

(トドコロ) 意味がよくわかんないんですが?

(私) はい?

(トドコロ) 意味がよくわからなかった、もう一回お願ひします。

(私) 精神的法益侵害だと、被害は精神的法益侵害ですと、

(トドコロ) 要するに慰謝料だってことね、

(私) ええ、言ってるのに、じゃあ、損、具体的には損害はいくらなのか? と、それが無いと報告書が書けないから受けられません、と言ってるのは根拠がありますか、それは? それとも嘘を言ってますか? このフクダというのは一度嘘を言っている実績がありますからね。どうなんですか、それは? 人権相談所として答えて下さい。

(トドコロ) 申立があった内容を記載はできますよね。だけども精神的損害がいくらなるかなんていう話はね、こら誰にもわからない。

(私) ですよね(苦笑)、それを指摘したんですよ、ええ、精神的侵害について始めからそんなこと訊ねるのはおかしい、異常ですと言ったら、では異常ということで、ガチャン。そりや、どういう、どういう取扱ですか?

(トドコロ) いくらになるかなんてのは、誰にも決められないんですよ、わからない。だから、そんなことを言われたって回答のしようがない。

(私) はい、

(トドコロ) いくらになりますか、なんて言えるわけないじゃない。

(私) 私が訊ねたんじゃないですよ、フクダ支局長が私に訊ねたんですよ、それを。それおかしいでしょ?

(トドコロ) うん、で、じゃ、自分のことであればね、自分がいくら請求したいと、

(私) ええ、

(トドコロ) そら、裁判官が認めるかどうかわかんないけども、

(私) はい、

(トドコロ) いくら請求したいと、そういうことが言えるじゃないですか?

(私) 考えてればね、最初から考えなきや、被害を受付けてもらえないんですか? そうなんですか? そういう取扱になってるの? 書いてある?

(トドコロ) や、書いてあるとかじやなくて、

(私) そうでなきや、おかしいでしょ?

(トドコロ) 人権侵犯

(私) それ訴訟にするかどうか、まだ決めてないんですよ、決まってないのに、届出、申出の段階でそれを要求するのはおかしいでしょう? 取扱として。

(トドコロ) まあ、言葉の流れでそうなったんだと思いますけどね。

(私) 言葉の流れにしちゃひどすぎるよ。それが拒絶の理由ですよ? 拒絶したんですよ、それを理由に。

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トドコロ) そもそもが、

(私) 人権擁護機関が、

(トドコロ) 最初から言ってる通り、貴方が人権侵害だと言ってる内容自体が、今、話しても、まだ僕もきお、理解できない。

(私) (苦笑)じゃ、ここで問題んなった録音聞きますか? 今日、再生装置も持ってきてます、メモリ一も持ってきてますが? いえいえ? ええ、じゃ、この直接のお話の原因なった郵便局事件を説明しますね。

(トドコロ) それも読みましたけども、

(私) え、郵便局事件は入ってた? 入ってないよ、去年のには、入ってないよ。

(トドコロ) 勝手に置いてたってのが、けしからんてやつでしょう?

(私) ええ、ええ、どこに入ってました?

(トドコロ) いや、どこだかわからんないけど、読みましたよ。

(私) それ4月の話だから、入ってないはずですよ。

(トドコロ) 入ってました。

(私) え?

(トドコロ) だけど、郵便局の人はね、ポストがありやポストに入れてくんじやないんですか? ポストが無いから家ん中に置いといたんじやないですか? 貴方が目を覚ましちゃ困ると思って。ん?

(イシマキ) そうですね、無いかもしねりないです。

(トドコロ) いや、読みましたよ。

(イシマキ) 郵便局のカンジですね、郵便局の奴ですか?

(トドコロ) そうそうそう、

(私) あれ、どこ行った?

(トドコロ) どっちかに書いてあったと思ったよ。

(私) (苦笑)書いてあるわけないですよ。だってそれ4月のことだもん。んん、それを知っちゃってるとまずいですよ。包囲網だってのがバレバレですよ。

(トドコロ) いやや、包囲網も何も

(私) 知ってるはずのないことを知ってたらまずいですよ。

(トドコロ) じゃ、誰から聞いたんですかね?

(イシマキ) だって、貴方の方が、あの、沼田支局に、そういうふうに、こちらから、あの、話をしてくれ、今日電話があったことを話してくれっていうふうに、おっしゃられましたよね?

(私) ええ、

(トドコロ) ああ、じゃ、後で話で聞いたのかな?

(イシマキ) ええ、そうですね。

(私) ええと、要するにね、あの、郵便局員が、私が縁端で寝てる、夜ね、あの、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしてるところに忍び込んで、ゆうパックを置いて、また去っていったんですよ。

(トドコロ) ゆ、ゆうパックってのは、何か

(私) サインが要ります。

(トドコロ) そうでしょう、うん、それでサインが違うって、話したじやない、さつき

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(イシマキ) 筆跡鑑定がどうのこうのってね、

(私) ええ、ええ、

(トドコロ) じゃ、聞いて知ったのか?

(私) だから、本人ですから、私は。筆跡が違うことはすぐわかりますよ。

(トドコロ) 同居人居ます? 一人住まい?

(私) 一人住まい。

(トドコロ) じゃ、不正があったのかもしれませんね。貴方、筆跡が違えばね。

(私) 筆跡は明らかに違います。それを本人が主張してるわけですよ。で、私は別にあの、信義則に基いて主張しているわけじゃなくて、偽証すれば誰だって罪に問われますよね、そういうリスクを背負っているわけですから偽証なんかするわけがないと普通は信用できますよね?

(トドコロ) あの偽証っていうのはね、

(私) はい、

(トドコロ) 法廷で、あの、嘘を言いませんという宣誓をしたうえで嘘を言うと偽証なんなるんですよ。

(私) ええ、

(トドコロ) ただ、嘘を言うのは偽証じゃないんですよ。

(私) ああ、そらわかってます、はい、すいません。あの、ええ、だから、この圧倒的な経験則、信頼性の高い経験則を無視して、郵便局員はそんなこと絶対にしないと、根拠の無い、そんな実証研究有りませんよね? それがき、詭弁だっていうのは明らかですよね?

(トドコロ) たぶん、郵便局の人が、

(私) はい、

(トドコロ) 持ってきたけど、居なかつたと、

(私) はい、

(トドコロ) また来るの面倒臭いからこのサインしたんじゃないかと思いますよ。

(私) そんなことではないんですよ、動機はちゃんとあるんです。だから、元々の、警視庁に被害届出して無視されて、その無視された回答期限日当日に叔母が変死したと、これは殺人であると。で、その殺人は、東京の郵便局員が私に配達された年賀状から叔母を特定して行われたものであるという疑いが強いんです。その、あの、要するに脅迫による隠蔽を狙って行われたものであると。

(トドコロ) 脅迫ってな、誰が誰を脅迫したんですか?

(私) 郵便局が私を脅迫した

(トドコロ) だって会ってないんでしょう?

(私) はい、

(トドコロ) 会ってないんでしょう?

(私) 会ってないですよ、

(トドコロ) 会ってないから偽造されたつつてるんでしょう?

(私) はい、

(トドコロ) 会ってない人にどうして脅迫できるんですか?

(私) (苦笑)いや、だからそれは経過全体の態様ですね、じゃ、何の為にわざと忍び込むんですか? 声掛けせずに。

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トドコロ) そら、わかりませんけども、ま、いずれにしても、

(私) わかんないんでしょ? 不審ですよね?

(トドコロ) 貴方が居なかつたか、居たかどうかわかりませんけども、

(私) や、居ましたよ、居たからやつてるんです。

(トドコロ) 居たら言えばいいじやん、

(私) 夜だから外から、あの、ガラス越しによく判るわけですよ、中で人が横んなつてるなつてのは。それをためて、侵入したということなんです。

(トドコロ) で、侵入して手紙を置いてつたんですか?

(私) いや、手紙じやないですよ、

(トドコロ) ゆうパック

(私) はい、

(トドコロ) うん、どっちでもいいけども、なぜそんなことする必要があるんですか?

(私) だから、動機の説明がつかないでしょ?

(トドコロ) うん、

(私) だから脅迫だつてるんです。普通やらないことをやる脅迫なんです。

(トドコロ) 脅迫ってのはねえ、何だか定義知つてます?

(私) 知つてますよ、

(トドコロ) 言つてみてください、

(私) はい、いや、いいよ、それは。き、詭弁につきあつてる暇は無いんで。

(トドコロ) 喪惡の告知が脅迫ってゆうことです。

(私) はい、知つてます。

(トドコロ) 会つてないのに脅迫できっこないじやない?

(私) はい、まあ、言葉を必要としない判例もたくさんありますよね?

(トドコロ) まあ、無言でも脅迫に当るってゆう判決も有りますけどね、ただ郵便局の人が、その、ゆうパックを置いてつたから

(私) じゃあ、何の為に? 動機を説明してください、何の為に?

(トドコロ) もう一回来るのが面倒臭いからでしょ?

(私) いやいや、それは起こしてサイン貰えればいいじやん、それだけじやない、なぜ起こさないん?

(トドコロ) いや、その、寝てたかどうか、そら、わかりませんけども、寝てるってな、見えるんですか? 外から。

(私) 見えますよ、そら。明るい、中、明るいんですから、灯り点いてるんですから、外は暗いんですから、よく判りますよ、曇りガラスだつて。

(トドコロ) だつて、寝てりや見えないじやないですか?

(私) いや、相手から私が寝、横たわつてるってことはよく判るはずです。

(トドコロ) だつて、曇りガラスなんですよ?

(私) な、な、何を問題にしてる?

(トドコロ) どっちでもいいけども、脅迫する理由が無いでしょ? つうこと、郵便局員が。

(私) それはさつき、説明したでしょ?

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トドコロ) いや、そんなね、論理の飛躍したようなこと言ってたって、誰も相手にしないですよ。

(私) それは隠蔽です。

(トドコロ) 隠蔽とかそういう問題じゃないです。

(私) じゃあ、どうしてそういう行為があるんですか? 言い逃れするんだったら説明してください、郵便局員に代わって。

(トドコロ) わかりませんけども、

(私) わかんないでしょ? 不審でしょ?

(トドコロ) ちょっと、人の話は落ち着いて聞きなさい、わかんないけども、想像するところは、また来るのが面倒臭かったり

(私) そんなことが許される世界じゃないでしょ?

(トドコロ) だったら、郵便局の人に言えばいいじゃないですか?

(私) いや、だからさ、犯罪でしょ?

(トドコロ) 犯罪じゃない、うんまあ、偽造したっちゅう意味じゃ犯罪でしょうね。

(私) 人権侵害でもあるでしょ? 私はだから、郵便局員の行為ももちろん人権侵害だとは思いますが、警察が人権侵害だつつてるんです。

その翌日かな、翌翌日かな、あ、まあ、すぐ直後に現場検証を頼んで、5人来たんですよ、郵便局で私は、現物、確認した直後に通報して、5人駆けつけたんですが、結局、現場検証を何一つしてないん。私をパトカーに連れ込んで、1時間ぐらい、わけのわからないことをくっちゃべつただけで帰った。

(トドコロ) 今のような内容だったらね、僕が警察官でもしますよ。

(私) (苦笑)もう凝り固まっていますねえ。

(トドコロ) だって、ゆ、ゆうパックを置いてってくれたわけでしょ? ただ、それだけの話ですよ。

(私) だからそれが社会通念上許される行為ですか? 置いてたって、黙って侵入したことを、置いてつただけって言うんですか? それ住居侵入ですよ、明らかに。

(トドコロ) あのね、例えばですよ、

(私) 無断で入ることを住居侵入って言いませんか?

(トドコロ) じゃあ、みんな住居侵入なんですか?

(私) そうですよ、

(トドコロ) そんなことはない、だ、じゃ郵便配達なんて、できなくなっちゃうじゃない?

(私) 郵便配達は中にはしないでしょ? 外でしょ?

(トドコロ) 同じですよ、敷地に入ればもう一緒ですよ。

(私) 同じ、同じ、住、えっ、そうですか? 敷地が単位なんですか? あれ。家屋じゃないんですか?

(トドコロ) うん、

(私) あ、そう、

(トドコロ) ええ、

(私) へえ、

(トドコロ) 敷地に住、入ることだって違法ですよ。ただ、正当業務行為ってのがあって、それは違法性阻却事由となる。郵便配達だって新聞配達だって、ええ、正当理由ですよ、それは。

(私) 配達じゃないもん、それ配達とは言わないですよね?

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トドコロ) ゆうパックだって配達でしょ?

(私) 黙って入ってサインも貰わずに去っていくことを配達とは言わないでしょ?

(トドコロ) うん、サインはね、勝手に向うがしてたらそれは偽造だと言えるでしょ? ってゆう、さつき言ったでしょ?

(私) ええ、私文書偽造ですよ、

(トドコロ) 郵便局言つたらいいじゃないですか?

(私) はい、で、外形的公信力をを利用して、あの、終わったように見せかけたわけですから私文書偽造です。

(トドコロ) だからね、郵便局の局員を内規によって処分するように言えばいいじゃないですか? ってこと。

(私) しかもね、しかも、副部長に、その直後に、現場検証するから、その、この現物を持参してくれって言ったのに、それを、絶対できないと断ってるんですよ。断ってるんだけど、つい最近、あの、法的根拠を示せって言ったら、無いと。

(トドコロ) これは貴方の字じゃないんですね?

(私) これは違います、これはニセの字です。これが私の筆跡です。という、本人の筆跡ぐらい普通わかるでしょ? ご自分でってそうでしょ?

(トドコロ) 例えばね、この井の字のここ曲がってるでしょ、ここ曲がってる、こういう字は普通書かないですよ。

(イシマキ) はねる感じとかね、

(トドコロ) うん、

(私) いや、そんなこと言ってごまかしても駄目です。筆跡は絶対違います、これは。ごまかさないでください。

(トドコロ) いや、人が見てわかんないってゆうことはね

(私) ああ、なんか時間の無駄のような気がしてきましたね。

で、で、あの、私は再三お訊ねしますが、フクダ支局長が最後までこだわった点、それは嘘なのか本当なのかを確認したいんですが、「損害額はいくらなのか、それが無いと報告書が書けないから受付られません」と言ったことについて違法性阻却事由があるのかどうか、確認したいんですが。

(トドコロ) だからその、損害額が言ってもらわなければ報告書が書けないということはないと思います。

(私) そうですね、そしたら嘘言ってますね? また二度目の嘘を重ねたということになりますよ。

(トドコロ) ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてるでしょ? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしょうがないじゃないですか、そら。一方的にね

(私) それはね、虐待されていると思えば、誰だって声は荒くなりますよ、人間扱いされてねえんだから。違うか?

(トドコロ) だからそうでしょう? 今ここで怒鳴ってるでしょ。僕は不愉快ですよ。

(私) 当たり前だろう、手前が不愉快にしてんだ。

(トドコロ) だから、貴方が不愉快にしてるんですよ。お互い、お互い、

# I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 何の権利で言ってんだ? 不当な扱いしてて、何の権利で言ってる、それを。

(トドコロ) ああもうね、普通に話ができないんだったらお帰りください。

(私) だから、答えてください。根拠無いんですね? 無いって事、確定でいいんですね? 根拠無く受付拒否したということで、これ二度目ですよ。これ事実が確定しますが、それでいいんですね? 人権相談所さん、答えてください。

(トドコロ) 相談員は僕だから。僕だから。

(私) いや、人権相談所に問い合わせさせてるんです。

(トドコロ) 相談員は僕ですよ。勘違いしないでください。

(私) 人権擁護委員ですね、はい、

(トドコロ) そうです。

(私) だけども、私は人権相談所の取扱、取扱を訊ねてるんです、根拠を。

(トドコロ) だから、その一点だけを取るとおかしいけども、全体的に貴方の行為を見ると、そういうこともありうるかな? ってゆうことですよ。ここで大声上げて怒鳴ったりね、おそらく沼田支局でだってそういうことやってんでしょう?

(私) 当たり前じゃない? そうされて当然の対応をしてるからですよ。

(トドコロ) だから、僕がそうされて当然の対応しますか?

(私) 当たり前じゃない? 自分が人間扱いされてないと思えば、誰だって声荒げられますよ、当たり前じゃないですか?

(トドコロ) 一時間も時間取って話してるんですよ?

(私) 一時間もじやない、何日かかったってしようがないじやない? 重要な話なんだから。

これ、私のねえ、届出が全部真実であれば、日本の国連除名は不可避ですよ。

(トドコロ) あ、じゃあ、そ、それは、そういう然るべきとこへ行ってください。人権擁護委員会じや無理ですね。

(私) どうして無理なの? 何を根拠に無理なの? 対応しようがないから、しなくていいということにはならない。

(トドコロ) そもそも貴方の話聞いて人権侵犯事件があるとは思えない。

(私) ど、どう、どこで思えない?

(トドコロ) 思えないというか、人権侵害に当るということを訴える人がその事実を具体的に摘示して、証拠も出すと、それが筋でしょ? こっちが証拠捜し歩くわけに行かないですよ。

(私) だから証拠はここに有りますって。

(トドコロ) 無い、見た限り無いです。だけど、そもそも何が人権侵害なのか全然わかんない、これ見ても。

(私) だからこっちでわかります。全然、一年経って全然、格段にレベルアップしたものが、詳細化したものがこれです。そこには二つの事件しかありません。その後続々と後続事件が発生して、今は全部で八つあります、完成予定のものを含めて11です。

(トドコロ) 今日話してみて、で、それを見ても、具体的な人権侵犯の事件があるとは思えない。

(私) 見てないもん、だって。まだ10分の1しか話していないもん。

(トドコロ) だって、一番重要な事から話してるんでしょ? たぶん。

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 一番違法性の高いとこから話しますよ。

(トドコロ) そうでしょう?

(私) はい、

(トドコロ) それを聞いてもそうゆう人権侵犯があるとは思えないから、これ以上時間かけて聞いても無意味でしょっつうこと。

(私) いや、対応方針はわかりますよ、そちらの。だけど、時間かけなきゃ、全部説明できないんですけど、説明終わんないんですけど、どうします?

(トドコロ) いやだから、だいたい、あの、あのの聞いてもね、一番重要なとこが人権侵犯じやないんだから、聞いても同じですよ。

(私) そうすると、一部しか聞かないで断ったという事実が確定しますけど、どうします?

(トドコロ) あ、それはもう、け、けっこうですよ。

(私) お名前を教えていただけますか?

(トドコロ) 名乗る必要無いでしょ。

(私) そりや、卑怯じやないですか? 私は住所氏名を示してんのだから。

(トドコロ) うん、いや、トドコロって言います。

(私) はい?

(トドコロ) トドコロって言います。

(私) あ、そうですか、フルネーム教えて下さい。

(トドコロ) トドコロ ジンジです。

(私) はい、イシマキさんは、これで、あの、相談を終わらせるつもりなんですか?

(イシマキ) 終わらせるつもりというのは?

(私) 前橋法務局として、

(イシマキ) あ、さきほどあの、相談聞きましたから、内容。

(私) 相談ではなくて、これはもう明らかに内容としては、支局の告発なんですが? 上司の方のご意見を聞きたいんですが?

(トドコロ) や、そういう無理なこと言っても駄目。

(私) どこが無理なの?

(トドコロ) だから警察へ

(私) 不正だと言ってますでしょ?

(トドコロ) 告発して、で、受付けてくれなかつたら検察庁へ告発して、それで終わり。

(私) じゃ、続きの説明させていただいてよろしいんですか? どうなんですか?

(トドコロ) いや、さっきだって電話が来てるんで、他から。

(私) だからどうしたんですか?

(トドコロ) 出なきゃいけないんですよ。

(私) だからどうしたの?

(トドコロ) 貴方がここに居たら、

(私) 説明終ってないんですが?

(トドコロ) 電話に出らんないんですよ。

I-甲5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) だからどうしたの? 説明んなつてない。

(トドコロ) そんな身勝手な話、無いでしょ?

(私) 身勝手って、それは私が考えることではないでしょ?

(トドコロ) 相談したくて電話して来てるんですよ、

(私) だからどうしたの? 私じやないでしょ? 私も相談したくて出向いてるんですよ。

(トドコロ) で、30分の約束だったのに、もう1時間以上んなる

(私) 約束で切れるものなの? 内容によって判断してください。

(トドコロ) 内容によって判断します。

(私) ああそうですか?

(トドコロ) 間違いなく判断します。

(私) ああ、途中で切っちゃうんだ?

(相談所員) 次のお客さんも来るし、すいませんね、また、申し訳ないんですけど。

(私) じゃ、これを一旦預かって判断していただけないですか?

(一同) 預かれません。

(私) どうして?

(イシマキ) 失くしちゃったりすると大変だから。

(私) まだ説明終わってないんですけど?

(イシマキ) こんな大事な物、失くしちゃったりすると大変なので、

(私) いや、大事な物だから預かってください、でも、出向いたらまた時間がかかるんで預かってくださいと言ってるんですが?

(イシマキ) いやいやいや、あの、大事な物を失くしても困りますから、責任も負えませんし。

(私) 負えないんですか?

(イシマキ) お預かりはできません。

(私) どうしてできないん? だってまだ説明終わってないんだよ、せっかく出向いて。どうして預かって、見て下さい、見た上で判断してください、と言ってるのが、どこが不当なの?

(イシマキ) さきほどお話が有った通りです。

(私) 通りとは?

(相談所員) 次の人も来るんで、そろそろ

(私) 通りとは?

(イシマキ) 一番重大な部分についてさっき、お話をいただきましたよね? これは重大な侵害行為だったお話をいただいた部分について、そういうふうに、あの、お話した通りです、だから。その他の部分についても、あの、そういった行為があるとは思えない。

(私) だから説明終わってないんですが、それについて、どう、どうしたらいいの?

(イシマキ) どうしたらいいってゆうのは?

(私) まだ、説明、十分の一ぐらいです、量的には。

(トドコロ) だ、またあの、地元の、あの、法務局行くしかないんじやないですか? あるいは、どつかあの、もう法務局は信用できないでしょから、弁護士に相談するなり、適宜それはやってください。

自分の判断ですよ。

I -甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 日弁連は当事者能力、あ、有りますよね?

(トドコロ) 当事者能力って意味がわかんないけどね?

(私) や、訴訟の相手方なんなるという意味です。

(トドコロ) 日弁連は訴訟は、か、か、関係関係ないでしよう? この件で。

(私) この件じゃないんですけどね、まあ、経緯がありまして。ちょっと、お礼、お礼が言えるような状況ではないです、すいませんが。

(トドコロ) もう、お礼はけっこうです。

(私) 対応はよくわかりました。はい。

(トドコロ) はい、ご苦労さんでした。

(イシマキ) お疲れ様でした。

以上

20181119 原告 今井豊

2018.02.19 13:26 前橋地方法務局(前橋市大手町2丁目3-1)での人権擁護課・トミオカとの会話の録音

(トミオカ) こんにちは、雪はどんなですか?

(私) いや、今年は寒さだけですね、雪はそんなに多くないです。

(トミオカ) 5、60は有るんでしょう?

(私) え?

(トミオカ) 5、60cmは有るんでしょう?

(私) や、そんな無いですよ。今30、30ぐらいかな? ええ、

(トミオカ) ふうん、30ぐらい、ああ、

(私) 駅で言うと上牧なんで、水上のちょっと手前なんですね。

(トミオカ) 温泉のあるとこだ。上牧温泉ね?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) 月夜野より手前でしたっけ? 上牧って、沼田と月夜野の間ぐらい?

(私) いや、ううん、月夜野よりひ、一つ奥ですね。

(トミオカ) 奥ですか、ああ、そうですか。で、これ、ちょっと時間がかかりましたけど、一通り読ませていただきました、はい。

(私) ああ、ご苦労さまです。

(トミオカ) 本当に細かくね、色々と、訴えててんですけども、いちおう、この間もちょっとお話しましたけどもね、まあ、法務局は、告訴状という形ではなくて、この資料を、おお、被害申告の概要として、見させていただきましたので。

(私) はい、

(トミオカ) その点はご了解しといていただきたいってふうに思います。で、一つづつ、ちょっとお話を、説明させていただきますけどもね。

(私) はい、

(トミオカ) まず、あの、ま、こ、あえてこう言わせてもらいますけどね、告訴状Iの関係ですけども、おお、まあ、これは、へ、2009年の関係ですよね?

(私) はい、

(トミオカ) 2009年の関係で、ええ、ええ、警視庁に被害届を出してるんだけども、ま、警視庁、これ全部ですかね、出してるんだけども、なかなかそれを、おお、捜査してくれないと、いう中身ですよね? ま、それは、その捜査、警視庁、あるいは埼玉県警、ま、群馬県警、にも出してるようんですけども、捜査してくれないのが、ないのは、自分のいわゆる、精神的ほうえ、法益つうんですか、それを侵害してるんじゃないいか?と、いう中身ですかね? 人権の観点で考えると。これ、その、事実そのもの

(私) 捜査してくれないというか、それ以前にね、あの、まあ、何にも連絡が無い、一切。捜査してくれないどころではなくて、その、全く無視されてるんですね、何の反応も無い。

(トミオカ) 出したんだけども、その反応が一切無いという、ああああ、

(私) はい、

(私) 被害届というのは、通常、被害があるから出すものですね? 当然ね、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) まあ、そうですね、

(私) それをわかっているながら、その、警察の職責としては、その、警察法2条ってのがあります、個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防、その他、うんぬんと、うたわれているわけなんですよ、その犯罪の予防という観点から言って、その、ええ、予見義務とか、ええ、危険回避義務が明確にあるはずなんですね、それを無視してるってことです。は、違反してるってことですよ。

(トミオカ) 一番最初に出したのは被害届ですわね? これですよね? これ、総監宛に出しているんですよね?

(私) ええ、

(トミオカ) で、その、要求の趣旨が判然としない、っていう回答を貰ってるでしょう?

(私) はい、

(トミオカ) あれはどちら、警察でしたっけ? なんだかそういうのが出て来たね。

(私) うん、それはあの、それは、警視庁そのものの、

(トミオカ) 警視庁から来たんですか?

(私) ええ、

(トミオカ) 要するに、被害届、イマイさんから出していただいたんだけれども、その要求の趣旨が判然としないってのは、私達、判断できないんです、ってゆう意味ですかね?

(私) そうですね、

(トミオカ) そういう意味ですよね?

(私) だ、判断できないんであれば、そのままうっちゃんくんじゃないですよね? 普通は。どういう趣旨で出したんですか? と、本人に意思確認するはずなんですよ、それをしない。

(トミオカ) ううん、なるほど、

(私) それをしてないのが、非常に不審だと思われるんですよ。

(トミオカ) うん、うん、ふんふん、

(私) それは意図的に、おそらくしてないんだろうと、

(トミオカ) うん、

(私) いうことを考えると、その回答きべん、期限日に、たまたま叔母がへんじ、変死してるってな、あまりにあまりにも怪しいじゃないか?と。

(トミオカ) で、それに、一ヶ月期限、設けてね、一ヶ月以内に回答してくださいとゆうことで出したら、その回答期限日、次の日でしたっけ?

(私) や、当日、

(トミオカ) 当日、叔母さんが、交通事故で、お亡くなりになった、ってことですね?

(私) ま、轢逃げ、

(トミオカ) もう、あの、あれは、容疑者、容疑者っていうか、あの、逮捕されてますね? その

(私) ええ、轢逃げ犯、

(トミオカ) 轢逃げ犯はね、

(私) ええ、ただ、その轢逃げ 자체が偽装である可能性が高いです。

(トミオカ) ううん、なるほど、

(私) あの、わ、親父の妹ですから、当然、通夜とかにも行ってるわけなんですよ、た、立ち会った、私

# I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

は行ってないんですけどね、親が行ってるんですけど、

(トミオカ) ええ、

(私) その、男兄、4人の内の男兄弟二人がね、あの、口い揃えて言ってたんですよ、あの、妙な死に方だねえ?つって。

(トミオカ) ふうん、

(私) ええ、あの、その通夜の直後にね、ど、どういう、どうしたら、あんなふうに、頭だけ陥没して死、死んでるんかねえ?って言ってたんですけど、

(トミオカ) ううん、

(私) 当然、誰も、あの、交通事故だなんて思ってないです、当初は。

(トミオカ) ううん、

(私) それを交通事故にされちゃってるんですから。

(トミオカ) この伊勢崎容疑者っていうのが、逮捕されたじゃないですか?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) でも、自分で、これ、ひ、轢いたってことだよね、轢いたってことは認識して、ここで死亡したかもしれないと思ったたけども、仕事を失うことが怖かったってことで、逃げたとかって言ってますよね? 報道でね、

(私) うん、うん、だから、彼は、その人、伊勢崎さんていう人が真犯人かどうかわからない、

(トミオカ) わからないいつつうことね、

(私) 他に居るんじゃないかと思われます。

(トミオカ) なるほどね、

(私) で、一人でやったことではないと思われるの、おそらくは実態はぼく、撲殺だと思うんですよ、

(トミオカ) ううん、

(私) トラックはただ、その目隠し、その、歩道を塞ぐ為の目隠しに使われて、停められただけで、その間に、あの、ま、一人が叔母の前方で、注意を惹き付けている間に、

(トミオカ) うん、

(私) もう一人が、うしろから、あの、忍び寄って、ま、鉄パイプみたいな物で、一撃で殺したんじゃないかと踏んでます、はい。

(トミオカ) なるほど、それはあの、イマイさんの、ある意味、推測だよね?

(私) ええ、

(トミオカ) そういうことですよね? ま、いちおう、事件としては、そういうことで犯人も、ま、逮捕されて、犯人も自供はしてる、っていう終わり方はしてるんだよね、これね?

(私) はい、

(トミオカ) ただ、イマイさんの頭の中では、や、違うだろうと、

(私) てゆか、事故直後の態様がですね、だって、交通事故なのに、そもそも死んでたのは歩道の上なんですよ、歩道の上まで巻き込みで飛ばされるんだったら、相当な外傷を負いますよね?

(トミオカ) それはね、ううん

(私) ところが、頭部しか外傷が無いんですよ、ほん、本人の手足がほとんど無傷だったと、しかも乗った自転車も無傷だった。

I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) うん、

(私) それはおかしいでしょ? 交通事故なんだから。 そういうありえない事故を轢逃げにされちゃってるんです。それ、それも脅迫だつてるんです。偽装による脅迫、警察による脅迫だと。

(トミオカ) うんうんうんうん、なるほど、

(私) ありえないことをやるから脅迫なんですよ、ぞつとさせる為に。

(トミオカ) いわゆる、うう、恐れおののくような行為をされたってゆうことですよね?

(私) そりやあね、国家権力が、あの、堂々とそういうことをやれば、やっぱ、誰だってびびりますよ。

(トミオカ) 恐れおののきますわね?

(私) ええ、

(トミオカ) それがまずこの一点目ですね、それで、ええ、この件に関しては、あれ、警視庁のほうに、捜査要求ってことで出してるじゃないですか?

(私) はい、あ、それは内容証明ですね、

(トミオカ) 内容証明、要するに、これを、これはどうなってるんですか? ということでね? ね、

(私) ええ、ただ、それも、趣旨が判然し、としないというような、同じようなこと言ってる、

(トミオカ) 判然としないと?

(私) とにかく、私の出した、文書はもう、その被害届と内容証明しか無いんですけど、

(トミオカ) ええ、

(私) いすれもその、内容がわからないということで内容の無効性を主張して、自分の、あの、行為の不当性、無視したという行為の不当性を、ま、いわば、あの、過失相殺での、希薄化しようとしてるんですね。

(トミオカ) ううん、

(私) で、肝芯なのは、その間に、あの、直接、その、3月3日ですね、叔母が亡くなったのが2月20日ですんで、

(トミオカ) 回答期限日ね、

(私) ま、その、ま、その、落ち着いた直後に、東村山警察署を直接訪ねて、で、三時間ぐらいかけたかな? あの、直接、サワダさんて人に、あの、会って、あの、被害届の内容を、ま、概要を説明し直して、更にその、叔母が、の事故が実態は脅迫殺人だと、被害届に絡む脅迫殺人であると、だから、もちろん捜査、再捜査し直してくれということを言ったんですけども、で、サワダさんは、うう、とにかく現地の警察と連絡を取ってみます、とお答えんなって、その、その日は終わつたんですが、それっきり、無しの礫。(苦笑)それが一番、罪は重いと思いますよ、その往訪の事実自体を全面否認してますから。全面否認してるというわりには、

(トミオカ) ええ、

(私) そのサワダさん、当時居たサワダさんと連絡すら取ってないという有様で、あの、古い話なんで、あのう、確認が取れないと、要するに不知という状態なんですね。

(トミオカ) 不知ね、うん、

(私) はい、

(トミオカ) で、これ、捜査要求を出したと、で、この関係は訴訟してるんですよね?

(私) ええ、

I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 民事訴訟?

(私) ええ、一旦、はい、

(トミオカ) で、これ、判決が、なんか、あれ、細かいやりとりを見させてもらったら、

(私) ええ、

(トミオカ) 判決はもう、下りてるんですね?

(私) はい、ですから、終わってるから、また、改めてこちらにご相談に来たんです。

(トミオカ) ああ、なるほど、

(私) 判決、あの、裁判中だったら相談できないですから。

(トミオカ) それでね、

(私) はい、

(トミオカ) うん、これも、一番最初に、イマイさんがご相談に、例えば沼田に行った時、あるいは、こちらに見えた時に、説明したほうがよかつたんでしょうけど、まあ、見てないから当然わからないと思うんですけどもね、あのう、いわゆる、人権侵犯の疑いのある事案で、確定判決が出ているものには、入れないんですよ。

そういうのがあの、人権侵犯処理細則ってところに、不開始事由の号法として出てるんですけど、それは入れないんですね。

(私) ええと、それはだけどあの、国家賠償法1条に基いたものを棄却されただけで、他の方法でね、あの、訴える道はいくらも残ってるんですよ、全く同じ案件だとしても。しかもまあ、民事だから、全く同じ訴訟だとしても、また起こすこともできるんです。当時とは、私の主張が格段に、あの、レベルアップしますから、という理由で、もう一度全く同じ訴訟を、起こすことだってできるんですよ。

(トミオカ) ま、訴訟はそうかもしれないんだけども、ま、いわゆる人権侵犯の疑いのある事案、いわゆる人権侵犯事案でいいのかな、

(私) はい、

(トミオカ) で、確定判決によって、もう完了しているものについては、そこに入ってげないというのがあるんですよ、

(私) ええ、

(トミオカ) 調査を開始できないと。これは細則の、うう、4号にあるんですけれども、

(私) はい、

(トミオカ) そちらにあるもんですから、この関係は、入れないですよね、うん、ね。

(私) なるほど、ええ、逆に言うとね、それはそう、そうおっしゃいますが、その判決によって初めて私の主張が、あの、警視庁に届いたんです。

(トミオカ) あ、はいはい、

(私) 今回初めてね、

(トミオカ) はいはい、

(私) それを現在、捜査せず無視することこそ、一番の問題ですね。

(トミオカ) ふんふんふんふん、

(私) この訴訟に勝った負けたは、どうだっていいんです。実はあの、私の真の狙いとしては、私の主張を突きつけることにあったんです。今までなんだかんだ理由を付けて全く、あの、無視してた物を。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

訴訟を通じて突きつけることにありました。今回それができます。で、何ヶ月も経って、今までに何も着手していないんだとすれば、今度こそ、大問題となるんです。そういう状況なんです。この訴訟が始まりだと考えて貰ってもかまわない。

(トミオカ) ま、司法、司法の判断が一旦出てるんで、そこにはまあ、人権擁護機関としては入ってげないということになるんですかね。

(私) ま、いいですよ、あの、警視庁だけじゃなくて、あの、他にたくさんありますから、そちらが挙がれば、あの、結局あの、

(トミオカ) たぶんだから、ま、これは管轄が、警視庁だから、ま、東京になんですけども、東京行っても同じことを言われると思うんですよね、

(私) で、確定判決たって、訴訟対象物が異なればね、別のは、判、裁判ってことになるんですよ?

(トミオカ) ふんふん、

(私) そういうふうにあの、その件一切が駄目ってことじゃなくて、国賠法1条1項に基づく訴訟が駄目というだけで、例えば、国賠法3条に基づく訴訟の余地もあるし、あの民法の709条の不法行為、不法行為に基いてあの、法人への類推適用として、ええ、訴訟にする余地もあるし、別にまだ一切が駄目ってことじゃないと思いますよ。 その、確かにあの、警視庁のごく一部の訴訟は敗訴してます。 ただ、この裁判自体が非常に不当ですよ。 だって、

(トミオカ) 控訴とかは、しなかったんですか?

(私) はい、あの、古い話なので確認できない、というあの、被告側の主張をそのまま裁判所が認めちゃってんだから。これは極めて不当な判決だと思いますが、その、その件はまた別問題として、まあ、しばらく置いときます。

(トミオカ) これが一つ目なんですね? それで二つ目が、この狙撃の関係ですよね? ね、ね。

(私) ええ、はい、群馬県ですね、

(トミオカ) これは、いいんですよね? こちらでいただいても、

(私) はい、

(トミオカ) 狙撃の関係で、うん、ま、色々その禁猟、禁猟期間ではないか、あるいはその、ま、場合によつてはその、禁猟、通常の禁猟期間というのが、10月から12月ぐらいまであるみたいですね、1月、これ見ると。ただそれ以外にも、特別に、何か、期間をどうのこうのっていうのが、あつたですね?

(私) あ、禁猟期間でね、要するにあの、

(トミオカ) 撃っちゃ駄目だいね? 発砲しちゃ駄目だと、

(私) そもそもあの、禁猟していい期間でやうのが、だいたいですね、大雑把に言うと、11月中旬から2月中旬なんですよ。それ以外の期間というのは、まあ、農繁期というのがあって、あのう、まあ、禁猟期間ですね、原、原則としてはね。

(トミオカ) で、その禁猟期間にもかかわらず、その、発砲音が何度か聞こえたと?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) ゆうことですね、で、最後に、あれ、みなかみの何か、禁猟期間ではなかつたんだけども、何か認めたとかってやうのが何とかかんとかなんていうのがあったと思うんですけど、あれはどんなんだったんですかね?

(私) 禁猟期間?

# I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 禁猟期間ではあったものの、その、猿とか猪によって、特別に、この、許可するみたいな機関が有るとかかんとかって、許可したとかなんとかってゆうのが有ったけどね、書いてあったけど。

(私) ああ、はいはい、

(トミオカ) たしか一日だけね、一日か二日、イマイさんが書いてる、それにも一日だけ入ってないのが有るね? 禁猟期間でもね、禁猟期間のあれにも入ってないのが、一回有った

(私) や、ええ、あの、その例外扱いを認めてるのは、町のあの、獣害対策センターってゆうとこなんですけど、

(トミオカ) ええ、

(私) その例外リストをね、あの、開示を求めたら、実に山のように出てるんですよ、だから、

(トミオカ) ああ、要するに、例外が?

(私) ええ、

(トミオカ) じゃあ、特定できねえんですか?

(私) はい、その資料だけで三年分で三百枚もありまして、もう、見るのが嫌んなっちゃったんですが、要するにあの、ザルなんですね、禁猟期間なんて、有って無いようなもんなんです。

(トミオカ) 有って無いようなもんなんですか?

(私) だからその、発砲自体を、いちいち突合するのが嫌んなって、結局、まだ、あの、確認はしてないです、資料を貰っただけで(苦笑)。問題はですね、

(トミオカ) で、いちおう、イマイさんが通報した時点で警察官は来てくれたみたいですね?

(私) 形は来るんです、全部、必ずあの、来るんですが、必ず聞き流す、これも必ずです。もう通算で40~50回通報して来て貰ってますが、

(トミオカ) 来て貰ってはいるんですね?

(私) 全て聞き流してます、一切捜査にしてません。

(トミオカ) ふうん、

(私) だから、この猟銃事件で問題なのは、私がその、当時の、その、血だらけ、発砲だの血だらけんかった直後、ま、現場検証その場で指摘すりやよかつたんですが、その数日後から、あの、大きな不審点をあの、ずっと指摘してるんですが、一度も答えてないと。

(トミオカ) ふうん、

(私) それが不当だつんです。一度も答えてないのに取締り要請しても無視するんです。それは、あ、無視できないはずなんですよ、嫌疑を晴らしてないんだから。

(トミオカ) 要するに、その、事件性を認めてないんでしょう?

(私) はい、だ、認めて、認める認めてないも答えない。

(トミオカ) あ、事件性は無いって言ってないんですか?

(私) はい、無いとも有るとも言ってない、その点は答えないんです、黙秘。

(トミオカ) へええ、

(私) それは不當でしょう? だって、元々、

(トミオカ) あ、ちょっとごめんなさいね、あ、切れた、

(私) 元々、脅迫だつってるんですから、脅迫だってゆつての指摘について答へなければ、それ脅迫を認めてるのと一緒に、一緒にですよね? 脅迫被害を訴えてるのに、それを無視しちゃったら、警察がその脅

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

迫、同じ、同じ事件を使って脅迫してると、いうことなんですよ。 それがあのう、予見義務というか、あの、危険回避義務だつてるんですけど、そういうことなんちやうんですよ、あの、そら判例を待つまでもなく、明らかだと思いますけどね。

(トミオカ) これ、ここで、なんかね、よくその、イマイさんが、ま、ここもイマイさんのお考えの中で言ってるんですけど、お前なんか人間と思わない、と宣告されている気がしますとかね、あるいは

(私) ええ、ええ、それはお考えだけど、そう、そう

(トミオカ) ふつう、公務員が、我々もそうですけど、そんなことを警察官が言わないでしょ?

(私) 警察官は言わないですね、だけど相手の行為はそれ、それ以外、そう解釈するのが自然なんぢやないですか? だって、30mですよ? ほいで相対で撃たれたら、誰だって、狙われた、と思いますよ。30mの音って凄いですよ。

(トミオカ) 通報して来て、何、い、話は聞いたんでしょ? イマイさんの、

(私) ええ、

(トミオカ) どういう状況だった?とか、

(私) はい、

(トミオカ) あ、ここから例えば、30mで、相反で、こちらに、例えば、銃口を向けられたとか、そんなような話はするんでしょう?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) ね、しますもんね?

(私) しました。だけども、脅迫だってゆうことに関しては、では、脅迫の言葉は有ったんですか?とゆう、ただその一点にこだわってね、あの、認めなかつた。

(トミオカ) まあ、ある意味あれなんですかね? 脅迫ってゆうことになると、ううん、例えばだから、お前殺すぞ、とか、お前刺すぞ、とか、そういういわゆる何てゆうんですかね、表現があつたのか?つてゆうことを警察は言つてるんですか? そうですよね、

(私) そうです、そうです、いや、言葉、言葉が有つたか?と、貴方は脅迫の定義を知つてゐるのか?と、言葉が無ければ脅迫じやないんですよと。

(トミオカ) 告知しなかつた、ううん、告知しないといったて、でも、あれだよなあ、

(私) いや、その頃、私はその、今ほど法律に詳しくなかつたんで、ああ、そう、そ、そなんですか? でも、銃器で言葉が必要なんですか? と、そのと、当日も言つましたよ。 そんなこと言つたって、銃器に脅迫、銃器の脅迫に言葉が必要ですか?って言つましたよ、素人だったけど。だけども認めなかつた。

(トミオカ) 鉄砲、鉄砲は言葉は要りませんけどね、

(私) それがね、主担当、後からわかつた、主担当のヤナオカって奴なんんですけど、

(トミオカ) ふうん、

(私) で、二週間後、道の血だらけにしたり、猪のち、死骸を検証したのが、ええ、クロイワってゆう人なんんですけど、クロイワも全く認めなかつた。

あの、とにかく、これ、人がやつたことにまちがいないでしょ?と、とにかく、血だらけに関しては、人がやつたことに間違いないんだから、当然、あの、こないだの狙撃した人達との関連を疑いますよねえ?つったら、それもねえ、否定したんですよ。 いや、そんなことはないと思う、普通にだつて、ハンターが獲物を捌いただけでしょ? って言うから、いや、だけど、捌いただけたって、通り道にまで持

ち出して捌く必要ないでしょ?と。そもそもじゃ、こないだの**狙撃について何らかの注意なり行政指導、処分をするって言ってたけど、どうなったんですか?**って言ったら、いや、それは知らないんで、担当のヤナオカに聞いてくれと。で、**それを知らないで判断できますか?**とまで、その当時、当日言ったかどうかは憶えてないんですが、当たり前にそういうことなんですよ。

(トミオカ) ふうん、

(私) 判断できないのに、とにかく事件性が無いって言い張って、結局、その血だらけだの、その、大きな猪の死骸、そのグループが置いたのかどうか、誰がやったのかさえ、調べてないようなんです。いくらその点をねえ、ええ、文書で、あの、指摘しても、何も答えない、はい。もう、答えられないから答えないんですよ。で、その、去年の秋に、あの、そのヤナオカ、クロイワ、当事者とね、連絡取りたいんで、あの、連絡取りたいんだけどつっても、もう転出したんで、

(トミオカ) 転出しちゃったんですか?

(私) 二人とも連絡が、連絡できないと、じゃあ、そちらがあの、介在して、指摘事項を確認してくれつても、それも無視してるんです。(苦笑) 凄い言い方ですよ、その、例えばね、何だ、タカダって野郎は、あの、沼田署員のことを沼田署に言ったって、しょうがないでしょ?って開き直ってるんです。しょうがないたって、私は別にあの、指摘あの、裁判することがもし決めてたとしてもね、答える義務はあるはずなんですよ、こっちは訊いてるんだから、訊ねてるん。

(トミオカ) ふうん、

(私) それをね、そういう言いかたで開き直って無視するんですよ、それ、ひどい話ですよね? ほんで、とにかく貴方じや話んならないから署長と代ってくれつても、それも無視するの。いや、理由が無いんで代りません、って、理由は今、説明しただろつって、怒鳴りあいんなってるんですけど。

(トミオカ) まあ、これも、まあ、**捜、捜、捜査機関だよね、警察が行って、いちおう、イマイさん**の通報を受けてね、現場に行って、ええ、イマイさんから、まあ、色々事情を聞いて、いちおう、**捜査機関が、まあ、事件性は無いね、とゆうにこう判断してるんだいね?** してるんですよ。

(私) (苦笑) ううん、してるんですか?

(トミオカ) **してるんですよ。事件性無いってことは、つまりその、違法性、まあ、イマイさんが言う、その、脅迫とか、あるいは何でしたっけ? に当らないっていう判断してるんでしょ?** だから、たぶん、警察のほうでそうしてるから、まあ、こういう言いかたがいいのかどうかわかりませんけど、イマイさんがこうにこう何度も何度も、しつこくその旨をこうに、ねえ、答えてくださいよということにしても、一度これを事件性無いと判断してるから、なかなかしないんか、でもねえ、聞かれたら普通答えるけどね、こうに、どうなってるんですか?って訊かれれば、こうなってるんですよと、あるいは、こないだお話しした通り事件性は無いので、これ以上っていうような話はしますけどね、それすらも無視してるんですか?(苦笑)

(私) だから、全部、私の主張通りだとしたら、まず狙撃があってですよ、ほんで獲物の死骸を晒してまた更に脅迫して、その後者のほうが、ずっと私は刑事的には罪は重いと思うんですが、更に最近でのその、禁猟期間内の威嚇発砲とともに合わせて考えれば、この人、このグループは、たぶん、無期懲役クラスの犯罪、重大犯罪してると思うんですよ。

(トミオカ) **このハンターグループって奴ですか?**

(私) ええ、ええ、高橋和俊グループは、それを取締り

I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 最近は有るんですか? あ、ちょっと話遮って申し訳ないんですけど、最近も有るんですか?  
そうゆう発砲とかそうゆうのは、最近はどうですか?

(私) あ、もちろん有りますよ、今は、あ、今は狩猟期間中ですから堂々とできますから、はい。

(トミオカ) そういった、嫌がらせみたいなその、あれも有るんですか?

(私) とゆうかあの、最近ね、あの、これも事実に追加しなきゃいけないんですけど、夜中に寝てる間に、ハンターのその、狩りをする時の合図の声が聞こえてるんですよ、

(トミオカ) 合図?

(私) 録音、録音がもう、それがね、二日間、あの、別々の日にね、録音されてます。夜中の2時頃と朝5時半頃。

(トミオカ) 録音されてる?

(私) はい、

(トミオカ) はあ、

(私) もちろんそれ、有力な証拠ですけど、

(トミオカ) 録音? 録音はちょっと

(私) 通報もしてます、通報もしてますよ、現場検証にも来てます。それでも無視してます。

(トミオカ) はあ、それ最近の話ですか? はああ、

(私) はい、だ、フクロウの鳴声に似てるんですけど人間の声です。それは聞いて貰えばわかるんだけど、それが寝てる間にしてるんです。

(トミオカ) ふうん、

(私) それはあのう、本当にそのグループの仕業かもしれないし、あるいは、そのグループが脅迫だってことを知ってる第三者が模倣として、模倣犯としてやってることかもしれないけども。

(トミオカ) それからイマイさん、これはだから、かなりのこの、何て言うんですかね、ま、人権、もちろん人権、ね、人権上っていうことなんだけども、ある意味ほら、鉄砲だからね、身体に直接影響することじゃないですか、もしかして間違えば狙撃されちゃう、ここにも書いてあるけど。

(私) ええ、

(トミオカ) だから、その、刑事、刑事処罰して、その、犯人を検挙するっていう意味では、やっぱりその、しっかりこう、何ていうのかな、証拠、証拠とかとても大事なんなるんじゃないですか? 検察に告訴するたって、ある程度その、何てんですかね、告訴事実の態様とか、自分のその利益・利益の具体性・明確性とかっていうの出して、ある意味証拠も充分でないとなかなか検察も受理はしてくれないかもしれないですね。だから、それと同じで警察

(私) いや、あのう、証拠はもう充分過ぎるほどあるんす、これは、ただあの、告訴状としての形式不備をずうっとね、理由にしてるだけ。

(トミオカ) あ、検、検察庁?

(私) はい、だから、告訴状の体裁が整ってしまえば、もう、これは、時間の問題として、警察が挙がらざるをえない、群馬県警が。

(トミオカ) ああ、告訴状を受理すれば捜査するからね。

(私) はい、今、告訴状の形式不備を理由にずうっとこれまで止められてただけですから。

(トミオカ) で、これも、そういう意味では、ほら、捜査機関が中に入つて、いちおう、事件性無し

ってことで、判断して、それがずっと継続してるじゃないですか？

(私) だから、その判断がデタラメだってのは、もう、内容的には、そこに書いてあるますが、形式不備でしょ？ そもそも。何度も言うように、脅迫の当事者が訴えてるのに、それについて何も答えないければ、当然、あの、被害は継続しますよね？ 被害を継続するってことは、警察の職責として予測できるわけなんです。それが予見義務であり、あるいは危険回避義務であり、そういう当たり前の義務を放棄してるってことです。無視、あの、違反してるってこと。だって、現実に、あの、それによつてその、威嚇発砲と思われる事が身近に起ってるし、

(トミオカ) うん、

(私) 更に言えば、口、あの、夜中のあの、合図だの、で、その夜中の合図の、と合わせて、あの、私が昼間、あの、近くに散歩に行って道の途中にキジの死骸が置いてある。

(トミオカ) キジ？

(私) はい、しかも、胸に穴が空いてる、どうも、弾丸を摘出したと思われる、胸肉がこう、ペロンと飛び出てるような、キジの死骸が置いてある、その置きかたが、まさにそのイノシシの死骸の時とそっくり同じなんです、再現してます。 ただ、今回、キジが置いてあったのは公道、県道です、私が、だけが通るんじゃなくて車が通る県道上、ただ行為の類型としては全く同じ事が繰り返されてる、という状況なんで、ま、告訴状としての形が整えば、これが真っ先に挙げられるだろうと思います。

(トミオカ) あ、警察のほうにね？

(私) ええ、警察のほうじゃなくて、警察が挙げられる、これによって。

(トミオカ) ああ、警察が挙げられる、

(私) ハンターはもちろんおかしいですけども、それ以上に、それを事件化しようとしている警察のほうがもっとおかしい。

(トミオカ) だから、ま、これも、また同じようになってしまいますけど、捜査機関で判断してるんでね、そこに入ってげねえんですよ。

(私) いや、判断がおかしいでしょ？ そもそも生命の危機に直結することであれば、その、反射的的利益だの、その、公益だのと言つてられないんですよ。

(トミオカ) それも捜査機関の手続ですもん、判断というのも。

(私) いや手続だけでも、

(トミオカ) 捜査機関の

(私) それはあの、なんだ、被害届、あの、共通事項説明書に書いてあるように、もう、捜査機関の裁量を超えてるでしょ？ 生命の危機に直結する場合であれば、もう、あの、法律上保護された権利の侵害ですよ、それを無視すれば。

(トミオカ) わかりますけどね、捜査機関の裁量、貴方の裁量、間違ってるよ、ってゆう所までは入ってげないですね、人権擁護機関はね。そこまでは入ってげない。

(私) そうゆうことなると、警察が聖域んなっちゃいますよ？ 何やっても許されるってことなんっちゃいますよ？

(トミオカ) それはないですけどね。

(私) そんなことないでしょ？ ね、ええ、

(トミオカ) そんなことないんですけどね、それはないです。不当逮捕したとか、暴行を加えながら逮捕

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

したとかっていう、いわゆる外形上のまし、まさにこれ、ね、人権ってゆうことなんれば、いくら警察官であろうと、暴行を加えながら逮捕するなんてことは、あってはならないことですから。まさに公務員の人権侵害ですよね？ そういうのありますけどね。

(私) いや、あのう、事件性が無いとも有るとも言ってないです。当時、あの、一度だけ、現場検証終えた直後にそう言っただけで、その後、私が、ええ、不審点、重大な事件性の指摘を重ねているにもかかわらず、かかわらず、一度も答えてないです、今日まで。それが不当だつってるんです。

(トミオカ) それはなあ、だから、警察に確認してもらうしかないんだべえなあ、どうなってんですか？って。

(私) いや、それはお言葉ではございますが、事件が大きいからとか、相手がね、捜査機関だからといって、例外扱いしていいということは無いと、ええ、

(トミオカ) 例外扱いはしてな、してないです、例外扱いはしてないんですけども、捜査機関が、いわゆる捜査機関の裁量で、ま、事件性が、たぶん無いと判断してるんだと思います、たぶん、この何も言ってこないということは、事件性が無、本当はそのことも、しっかりとはっきりはっきり、言わなきゃいけないんでしょうけれども、あの、イマイさんにお伝えにね、で、捜査機関が、捜査機関の裁量で、事件性無い、つまりは犯罪ではないっていうふうな判断をしたものについて人権擁護機関が入ってって、それは犯罪と認めなきゃなんないですよね？ そこはできないんですよね。犯罪と認めないと

(私) いやいや、それは、当然に捜査機関の裁量を超えた判断であると。判断を超えた、ううん、あの、裁量を超えた部分で、ええ、人権の侵害があるというふうに考えていただくべきなんですが？

(トミオカ) それはどうかな、ううん、それはできないですよね？

(私) (苦笑)いやいや、それは当然に、そう判断していただくべきですよ。

(トミオカ) 司法機関にそこは判断してもらうんかねえ？

(私) ええと、私は、あのう、すいません、人権擁護機関に対して相談申し上げてるんですよ？

(トミオカ) わかりますよ、

(私) 市役所に相談してるんじゃないですよ？

(トミオカ) 人権擁護機関、まさにそうですよね、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) ですから捜査機関の裁量権がもう出てるのに、裁量権に基いて判断がでているものに

(私) だからその警察そのものが人権侵害をしてると言ってるんですが？

(トミオカ) ええ、そうですよね、そうです、そうです。

(私) ええ、ええ、その点のご判断はどうなんでしょう？

(トミオカ) 警察の者が、その判断そのものが要するに間違ってるということを言いたいわけですよね？

(私) いや、間違ってるとゆうんじやなくて、形式不備だつってるんです、

(トミオカ) 形式不備？

(私) 答えないことが形式不備だつってるんですよ。だって、答えなければ被害、当然続くでしょ？ そういう可能性を持ってるでしょ？ で、私の主張に答えないってことは、そのグループの嫌疑は晴れてないわけなんです。晴れてないのに野放しにする正当性が無いでしょ？ じゃ、少なくとも、とりあえず被害者かもしれない人がそう言ってんだから、お前ら、ちょっと、ええ、その辺での活動控えろよ、とか言うのが当然でしょ？ 少なくとも。それすらしてないんです、全く野放し、野放しはおろか

I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) で、ううん、野放しというか、対応はしますよね? けっこうね、

(私) いや、何もしてないですよ。 ただ、来、来る、呼べば来る、呼べば来る、話は聞く、だけと聞きつ放し、何もしない、それを対応してるとは言わないです。

(トミオカ) しっかり対応しろということは言えないでしょう? 少なくとも、人権擁護機関から、警察には。

(私) いや、それを言う、言うんじやなくて、少なくとも事実調査をして下さいと言ってるんです。

(トミオカ) 事実調査は、事実調査はできないですよね、我々はその、前にもお話して有るかもしかないすけども、強制調査権なんて無いから、強制捜査権で無いですから。

(私) いや、全然、意、意味がわかんない、それがどうしたんですか? 脈絡が無いですよ?

(トミオカ) 要するに警察、今、あのう、イマイさんから、このお話をうかがってますよね、ね、イマイさんからお話をうかがって、その警察の対応が悪いと、それ、それを法務局が、いま少し対応を、しっかり対応しなきゃ駄目じやないですか、ということは言えない

(私) 対応がいい悪いじやない、対応が無いん、あ、反応が無いんです。それが問題だつってるん。

(トミオカ) 通報したけども、来るけども、聞きっぱなしというようなこと、例に挙げてましたよね?

(私) そら、来たって意味が無えやね? そんなんであれば。 通報した意味がありません。

(トミオカ) 通報したら、警察官の人達ちゃんと来て、事情を聞いて、しっかり、要するに、対応してくださいってことですよね?

(私) はい、はい、

(トミオカ) それを例えば、うちから言えるかっていうと、それが言えない、それを言えるようにするように調査してくれっつことでしょ?

(私) ええ、事件が無いとご判断されるんでしたら、私が挙げている数々の指摘事項に答えてみてください? 代りに、警察の代りに。 答えられるはずがないんだから。 じゃあ、何で、通り道から20mも外れているのに、わざわざ通り道の上で捌く必要があったんですか? その通り道ってのは、私の足跡しか無いんですよ、私の通り道だってのは一見してわかるんです。 そういう状況でなぜ、通り道の上で、捌く必要が有ったのか?

(トミオカ) それはわからないですね、私には。

(私) や、わからないじやなくて、そこに当然に脅迫の意図、疑われるでしょ? 疑わないとゆうんだったら、何%と考えるんですか?

(トミオカ) それはわからないですね、それはわからない。

(私) いや、わか、わかるじやなくて、それを判断しなきや、おかしいかどうか、判断しようがないでしょ? 例えね、そういう、あの、極端な不審点、あの、がいくつかあるのに、

(トミオカ) ふん、

(私) それに答えず、今日まで至ってるんです。

(トミオカ) 警察がね?

(私) はい、で、当時捜査した人に、それを訊ねようと思ってるのに、それ、そ、その二人を隠匿してしまって、連絡を取らしてくれない、

(トミオカ) うん、

(私) で、確認事項を、あの、介在する人に頼んでも、それも引き受けてくれない、

I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) うん、

(私) 全く無の礫。それじゃ、いつまで経っても解決するはずないですよね?

(トミオカ) 出向いたりも、出向いたりもしてるわけ? 沼田署のほうには。そ、それはしていないんですか?

(私) いや、しますよ、時々、うん。例えば、直近、10月末にも行ってるんですが、署長に会わしてくれと、これまで数々、何度も言ってるんですが、会わしてくれつても会わしてくれないし、

(トミオカ) 署長じゃないとあれ?

(私) いやあ、もう駄目でしょ? だって、人も20人くらい変え、とにかく、あの、人を変えることによって、一から説明し直さして時間稼いでるっていうのが、もうありあり、あの、歴然としますよ。

(トミオカ) うん、

(私) もう、名前10人ぐらいは挙がってますから。あの、ラグビーのタックルじゃないんですけど、人を変えてね、時間を稼ごうという意図が、もう、あ、歴然とします。

(トミオカ) ふうん、あ、これも、ちょっと厳しいんですよね。

(私) (苦笑)厳しいですか? へええ、何が厳しいのか? ちょっとわからない。

(トミオカ) 事件性が無いと言ってるので、ま、違法性が無い、ただそういうことでなくて、それを受けない警察官、回答ちゃんとよこせよ、回答しないのは侵害じゃないか?ということ、ことはわかるんですけど、それはわかるんですけどね、

(私) そこがね、もう、だから内容以前の問題として形式不備ですよ、そりやあもう、無条件に違法と言えると思いますよ。

(トミオカ) どこの形がどういうふうに駄目なのかというのは、訊いても教えてくれねえんかね?

(私) うん?

(トミオカ) どういうふうにしたらいいんだい?って、形でしょう? 形式、形式にこだわってるんでしょう? 警察。そ、そうじゃないんですか?

(私) いや、その形式不備だつってんのは私、

(トミオカ) あ、私が、

(私) だからそうゆう、形式不備と言われるほどの不当な行為を、なぜ警察がするんでしょうか? ということです、はい。それがまさに平等権の侵害だと思います。私限りの差別的取扱だと思います。

(トミオカ) ちょっと、先、いいですか?

(私) はい、

(トミオカ) で、この郵便局の関係ですね、これも配達員が枕元に置いてっちゃったんですか? よ、夜じゃないですよね? 昼ですよね? もちろんね、

(私) ええ、え? 夜です、夜、夜8時頃、夜の配達。今はあの、夜9時まで指定できますよね? 時間帯指定。

(トミオカ) ああ、

(私) で、一番遅いのを指定したんです、

(トミオカ) で、もう、お休みんなってたんで枕元に置いてっちゃったんですか? サインもしない、受けないで。

(私) まあ、お休みってゆうか、玄関先の縁端でね、あの、ストーブのそばなんで、たまたま横んなって

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

ただけなんですけどね、寝る気も無かったんですけど。

(トミオカ) で、サインするんじゃないんですか？ 普通ね、受取サイン、

(私) ね、ええ、

(トミオカ) 寝てちゃあ、できねえよねえ？

(私) や、寝てちゃあ、できねえって、起こせばいいじゃないですか？ 配達って、起こさなきやできな  
いですよ、寝てる間にすることは配達とは言わないですよね？

(トミオカ) で、住居侵入ということですかね？

(私) ええ、ええ、その告訴状は、その、郵便局員の部分については、もう完成したと思ってます。 あ  
の、出し直したところなんですが、これが最新の物です。

(トミオカ) 出し直したんですか？ ふうん、

(私) はい、あの、読んでいただければわかるんですが、当たり前のことを当たり前に表現しなきやいけ  
ないのは、たいへんなんですよ。そんなこと、言わなきや、言わなくてもわかるだろ？ ってゆう部分を  
たくさん書かなきやいけない。

(トミオカ) 記憶が無い、サインした記憶が無いっつことですよね？ これも通報してるんですよね？ 警  
察に。

(私) ええ、一度、あの、告訴状としては出しますね、ええ、あ、出しますね。

(トミオカ) 来てくれたんですか？ 警察、

(私) 来てはくれたんですけど、現場検証しないで帰った、なんだかんだ理由を付けて。

(トミオカ) ああ、

(私) あ、理由にならない理由を何かごちゃごちゃ言ってましたけど、録音は残ってますけど、意味の無いことばっかり言ってます。

(トミオカ) 全くあれですか、来たこともわかんなかったんですか？ その、配達に来たことも、うたた  
寝でしょうけども。

(私) (苦笑)わかんなかったって、それが狙いで入ったんだから、

(トミオカ) ああ、なるほど、

(私) 起こしちゃまずいんですよ。だから

(トミオカ) 何か、何か実害が有ったんですか？ 何か取られたとか有ったん？それは無かったんですか？

(私) それ、有ろうと無かろうと関係無いでしょ？ 無意識のうちに遂行するという点が脅迫なんですか？

(トミオカ) ううん、

(私) つまり、不意を突く、不意を突いて、無意識の、無防備の状態で行うことに意味があるん、だから脅迫だって言ってるんです。 無防備という点が最も重要なんですね、ちょっと書き忘れてますが。無意識ということは無防備ということなんです、防ぎようが無いということなんです。 それは別の告訴状の石井恵子も同様です。

(トミオカ) ふうん、

(私) 彼女は留守中の侵入ですけども、これも無意識で無防備という点で共通してます。だから脅迫なんですか？

(トミオカ) ううん、

I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) だ、模倣してるってことです、その郵便局の犯行を。

(トミオカ) その石井恵子さん? 今、石井恵子が出て来たですね?

(私) はい、

(トミオカ) 紙、あれですよね、祈祷札じゃなくって、祈祷札でしたっけ?

(私) そうです、そうです、はい。

(トミオカ) 居間、コタツの上に置き去り、置いてったと、世話人してたんですか? 世話人は、前にしてたんですね?

(私) ええ、ええ、前任が私、

(トミオカ) 石井さんの前任が、

(私) 私です。

(トミオカ) ね?

(私) はい、二年、二年、二年交代、

(トミオカ) 引継ぎかなんかしたんでしょう? じや。

(私) はい、

(トミオカ) これもあれなんだいなあ、警察じや、事件性を認めてないんだいなあ。

(私) 認めるはずないですよね? だって、警視庁のやったことが最大だもん。あの、無期懲役、あの、猟銃なんか、かわいいもんだと思いますよ。

(トミオカ) ううん、

(私) 全て殺人の隠蔽の為に行われてることです。

(トミオカ) ううん、だから、これ、新しい奴は、やっときましょうか? ね? ね?

(私) はい、

(トミオカ) 捜査機関が、来るからなあ、ということで、厳しいですかね、石井恵子さんだ、ね? 祈祷札、置いてっちゃったと。

(私) 三回やってるんですよ、結局。三回目は証拠が無いんですけどね。 証拠が無いんだけども、あの、三回目は外のポストに、あの、配り物を入れてたんですけども、同じ日に、同じように、私が、外から外出から帰ってみたら、玄関の中の、その、サンダル、土間に有ったサンダルが、居間の上でひっくり返ってた。

(トミオカ) 入ったんですか? じやあ。

(私) 誰かが入ったってことですね、で、推、状況から推測すれば、その石井恵子が入ったと思うのが自然ですね? 考えるのが。

(トミオカ) よく話とかはしてたんですか? まあ、引き継いだぐらいだから、お話、会話はしてたんでしょう? 石井恵子さんと、そうでもない?

(私) よく、ってゆうか、村人ですから、そら、少しほと会話はしますけども、ええ。

(トミオカ) もちろんその世話人の引継ぎだって、会話もするだろうしね。

(私) だから、その引継ぎの時に、二年分渡してるわけなんで、お金を。

(トミオカ) ふん、ふん、

(私) 理由も言ったと思いますよ。

(トミオカ) ああ、一括して払ってるって、一括して払ってるって書いてあったもんね、だから

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) ええ、ええ、なるべく人が、あの、他人に出入りされたくないんで、ってゆうことは言ったはずですよ、言った上で、その同じ行為をやってるわけです、

(トミオカ) 領収書はじゃ、その時に貰うんじゃないんですか？ 普通、一年分とか、

(私) いや、後から貰いました。次の会った機会に。

(トミオカ) ああ、そうなんだ、

(私) くれとも言ってなかったから、

(トミオカ) 後から要求しても、しゃあ、領収書だけは分けて来るんですか？

(私) (苦笑)一括で払うなんて人は、

(トミオカ) 居ないんですか？ あんまり、

(私) 居ないし、当日は、あの、土木関係、あの砂防ダムの建築説明会だったんで、全然、意味が違うんで、向うも用意してないはずなんです。

(トミオカ) そうなんだ、ああ、

(私) それで、後日んなってますけど、

(トミオカ) これもやっぱり、脅迫だっていうふうに結びつけてるんだね？ ね、イマイさんとすれば。

実害はまあ、特に無かったものの、精神的法益の侵害、うん、

(私) 財産に対する脅迫だろうなと、財産に対する脅迫だろうと、直接には。

(トミオカ) 財産？

(私) そう説明してますけども。留守中だから何されるかわからないと。

(トミオカ) わからないと、

(私) はい、で、この人は教員ですから、

(トミオカ) 石井さん？

(私) はい、

(トミオカ) ああ、そうですか、

(私) そういうまあ、人権意識もまあ、比較的高いはずの人が、

(トミオカ) 高いはずだよね、

(私) どうしてそう留守中に度々そういう行為に及びますかね？と、それも不審ですね？ ということを書いてあります。

(トミオカ) そうですよね、これも警察が来て、で、いちおう読み上げてるんだいね？ イマイさんがね、

(私) これは警察、ひどいですよ。 そこに書いてあるマキシマってのは、あのう、告訴状の受理権限があるはずなんだけども

(トミオカ) 司法警察員かい？

(私) ええ、はい、それは後からわかってます。別の人との電話のやりとりで、え？ マキシマは受理権限ありますけどねえ、って言ったから、それが証拠になってますけども、嘘をついてる。身分詐称により告訴状の受理を拒否しました。 その場で告訴状を読み上げて渡そうとしたんですが。それはもう、無条件に不當ですよ。 刑事訴訟法違反に基く職権濫用罪です。

(トミオカ) 捜査機関に、ちゃんと聞いて、しっかりした、しっかり受理をして対応して貰わないと困るじゃないですか、とは言えねえもんなあ。

(私) いや、言う必要があるかどうかわかんない、それはあの、まさにあの、人権相談所の裁量ですが、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

少なくとも規定された事実の調査だけは免れないと思いますが?

(トミオカ) 事実調査は要するにその、警察官の対応ですか? イマイさんに対する対応、そこに明らかにその、侵犯性が無いと、調査するにしても人権侵犯事件として着手できないんですよねえ。だからそれは、例えばその、おお、イマイさんが告訴状を読み上げました、要するに被害の概要をね、で、その場で、無視をしたと。何も言わなかつたんですか? 警察官のかたは、イマイさんがこの告訴状を読み上げたことに対して。何か

(私) まさに無視してますよ、読み上げ、読み上げた直後の発言で、何でこれが脅迫なの? と言ってますから。脅迫の理由を私は告訴状で説明してるので、そのそばから、人の言うこと聞いてなかつたかのごとき発言をしてます。隣保班の人が物を置いてただけで、何が脅迫なの?と。

(トミオカ) ふんふんふん、

(私) そら、隣保班の人だから犯罪をしないなんて保証はどこにも無いですね?

(トミオカ) 無いです、無いです、

(私) それは詭弁なりますね?

(トミオカ) なりますね、なりますね、

(私) で、うう、なぜ脅迫だと感じるか、っていうのは色々書いてあります。詳しく言えば、ぜん、あのう、模倣の実績が有ることだの、そもそも村の集まりでの発言が、直接的にその郵便局員の侵入事件の事例紹介を妨害してたんだろう?と。要するに、隠蔽ってゆうか、あの、ええ、隠避だな、隠匿じゃなくて隠避に当る発言をしてると。

(トミオカ) うん、

(私) それにそういう発言をしたら、村人関係、通常、法律で言えば、あの、ええ、好意関係という表現しますが、好意関係なんか、とっくに崩壊してるでしょう?と、そんなこと発言でわかるでしょう?と。

(トミオカ) うん、

(私) それを理由に挙げて、説明して読み上げてるそばから、それを否定してると、それはもう、それはもう隠蔽でしょう?と。何を考えてるの、貴方、捜査機関でしょう?と。

(トミオカ) ううん、なるほどね、

(私) 少なくとも身分詐称ってゆうのは明確な違法です。 告訴状出そうとしてるのに、あのう、きょ、それを理由に拒否してるわけだから。そら明確な違法ですよ。

(トミオカ) 私は受け取れません、てゆうことですか?

(私) ええ、我々二人には受理権限が無いので受け取れません、と、そういうのは沼田署の受理権限のある人に出してください、つつってます。

(トミオカ) それが、後で調べたら、そのマキシマ氏っていうのは、司法警察員だったと

(私) 受理権限があったと、はい。

(トミオカ) まあ、ううん、これは難しい、

(私) 嘘を言ってまで隠蔽するかい?と。そこまで行くと、隠蔽だけの意図ではなくて、脅迫の意図も有るということで脅迫罪を主張しているわけなんですが。

(トミオカ) 難しいね、イマイさん、これもねえ、警察が入って、難しいですね、

(私) (苦笑)何が難しいんですか?

(トミオカ) うちから警察官に、事実調査して、もう少ししっかりした対応してください、と言うこ

とはできないですね、とってもできない。

(私) いやいや、あの、情報の収集という項目有りますよね、あの、人権侵犯調査処理規定第8条かな、

(トミオカ) ありますね、

(私) あの、ただの、新聞だの、ニュース報道の文面だけから、人権侵犯の、その、人権侵、人権の種類を推測して、探知しろって言ってるわけでしょう?

(トミオカ) そら、ありますね、そういうこともね、

(私) ええ、そういうのを認められてるのに、告訴状ほどの、まとめられた資料から読み取れないはずがないでしょ?

(トミオカ) うん、わかりますよ、わかるんです、で、イマイさんの主張していることもわかるし、で、それに対してその、通報したことに対して捜査機関が、で、まあ、イマイさんからすれば、自分の主張に対して、それはもう、まさに無視に匹敵するだろとお考えですかね、まあ、警察官とすれば、まあ、なぜ脅迫なの?とか、とゆうことで色々ね、話はしてるわけですよ、ね、イマイさんにね、なぜ脅、これが脅迫にあたるの?とか

(私) いや、基本だから、あのう、来た時に話をするだけで、後はな、文書を出そうが、電話照会しようが、一切無視しますよ。

(トミオカ) だからその、イマイさんに対しての対応、警察官の対応、全く無視はしてないわけですよね?だからそういった対応が不適切だってことで、うちから

(私) 無視と一緒にしよ? 意味として。 表面的に来たから何なの? 聞き流すことに何も意味無いですよね? それ、居ないのと一緒にです。

(トミオカ) ただ、そのやりとりであれなんですね、警察官とすれば、脅迫ではないという取り方をしてるんでしょ? おそらくね、

(私) いや、それはだって、何も反論してないもん。

(トミオカ) 説明しなかった? なぜ脅迫ではないのか?

(私) はい、

(トミオカ) そこの説明は無かったっつことか?

(私) はい、今まで一度も無いです。 だから、それがおかしいってるんです。説明がつかないから説明しないんです、たぶん、実態は。

(トミオカ) そうするとそれは警察官に説明を求める事になるんでしょうね、やっぱりね。

(私) だから誰も答えないんです。どうしたらいいですか?

(トミオカ) 誰も答えない?

(私) 誰も答えないんだったら署長を出してくれつても代らない。もう、沼田署は全くだから、音信不通です。

(トミオカ) 誰も答えない? はあ、

(私) 完全黙秘。 だって銃声の通報、禁猟期間中の銃声の通報を無視する正当性があります?

(トミオカ) そら、無いでしょうね、

(私) ねえ? 違法な発砲である可能性が高いのに、

(トミオカ) 禁猟期間なんかで発砲なんかしてりや、普通、取り締まるでしょう? 警察は。ねえ?

(私) で、昨年年末時点で、その、獣害センターに確認入れてまして、今年、警察から何か照会受けたこ

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

とありますか?つったら、無いつつってますから。な、全く何も対応してないんです。

(トミオカ) とりあえずしてねえつことか? じゃ、

(私) 例外扱い認めるのは獣害なんだから。

(トミオカ) じ、獣害何でしたっけ、

(私) 対策センター、

(トミオカ) そういうところからは、何か言えねえんかい? そ、ハンターには、言えねえ

(私) 言う気があれば言えますよ、私は言ってくれって言ってますが、もちろん。

(トミオカ) 取り締まる、取り締まる機関じやないでしようけど、

(私) ええ、

(トミオカ) そういうところにも、はた、働きかけてる?

(私) ええ、何度も、はい。 総務課経由でも言ってるし、獣害センターに直接も言ってます。

(トミオカ) 言ったほうがいいよね、そら言ったほうがいい

(私) 何度も言ってます、で、警察が動いてないってことも裏、取ってあります、はい。警察を挙げる為にね。

(トミオカ) ううん、難しいな、これ。 告訴状、ああ、ま、これね、五つ目でしたっけ? みなかみの奴の、あ、たかやまか、ね、あれですよ、これ、ショ、あのネットショッピングの関係ですかね、ね?

(私) え? あ? はい、

(トミオカ) ネットショッピング、あ、ファームやってるんですか?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) よしひら、ん、よしひらって読むんですか? なんて読むんですか? これ。

(私) よしだいら、地区名、

(トミオカ) これ上牧の? ああ、

(私) 地名です、私の部落がよしだいらってゆう部落です。

(トミオカ) ああそうですか、吉平ファーム、まこもだけっていうのはこれ、キノコかなんかですか?

(私) いや、ま、タケノコみたいなもんです。

(トミオカ) 小っちゃい奴ですかね?

(私) いや、小っちゃくはない、キノコじゃないです、タケノコみたいな奴です、はい。

(トミオカ) ああ、これが注文処理、配達、注文書は取ってあるけども、実際に配達員が行ったら、注文した憶えが無えってことで、キャンセルせざるをえなくなつたっちゅことですね、ね?

(私) そうですね、

(トミオカ) で、後の4人は、途中であれなんですかね、支払方法の変更のご依頼をしたんですよね? 今井さんからね。代換だったのを口座振込方式にしたんですか、ね、確かね、これね?

(私) あのね、代引ってゆうのは、配達された商品と引換にお金を払うような、その場で。そういう払い方たなんですけども、

(トミオカ) うん、

(私) 高額のは珍しいんですよ、極めて。 当り前ですけど、現金用意しなきやいけないんで、危ないんで。

(トミオカ) そうだいね、口座が安全だいね、振込がね。 そういうことで支払方法の変更依頼をしたわ

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

けですね? そしたら

(私) あの、残りの4人もおかしいんで。だから、125,000円のものを踏み倒されたんで、ふっと見たら、他にも何件か入ってるわけですよ、で、そっちは30万、30万なんですよ。これは、臭いなと思って、変更依頼をかけたんですが、案の定、そのまま、消息を、ドロンしちゃった。

(トミオカ) ドロンしちゃったの?

(私) ドロンと、そっから消息をとだ、途絶えてしまいました。極めて不審ですよね?

(トミオカ) はああ、ねえ、で、丸損ですか?

(私) ああ、最初の件は丸損です。丸損、てゆうか、損害賠償請求すりや、もちろん通ると思いますよ、そんな面倒臭い事しないでしょ? 百万ならしますけどね、125,000円だからしょうがないな、と思って。

(トミオカ) ああ、そうなんですか、全くわかんないんですか? 相手が、ど、どこ行っちゃったか。

(私) どこ行っちゃったか? いや、相手は身元は特定できる、できるんで、

(トミオカ) うん、

(私) 訴状でも何でも、いつでも可能ですよ、

(トミオカ) できるよね?

(私) ええ、やろうと思えば。や、私や、別にあの、民事を問題にしてないんで、刑事责任を問いたいんで。

(トミオカ) これも、じゃ、告訴はもうして、告訴状はもう出してるんでしたっけ? 警察にね。

(私) ええ、

(トミオカ) いちおう出してるんだよね?

(私) ええ、

(トミオカ) 警察に説明もしてるんだいね? 答えられず未決、説明はしてるけど、答えられない、てことですか?

(私) え? 何? ええ、あ、警察? はいはい、

(トミオカ) 未決ですね、これも、じゃ、承知してるんですね、こういうのがイマイさんから出てるつうのは? 警察は、沼田署は?

(私) たぶん、否認するでしょうね、

(トミオカ) 否認する?

(私) ええ、一切を。はい、それはあの、たぶん、警視庁に倣うと思います。想像はつきます、出したことにしてないんです。

(トミオカ) だけど、受け取ってるんでしょう?

(私) いや、私は置いて来ましたけど、受け取ったことにしてるかどうかわからないです。

(トミオカ) ああ、そういうことですか、なるほど、

(私) はい、録音は、いちおう有ります。 出した時の録音は。

(トミオカ) 難しいな、いちおう出してる、

(私) だけど少なくとも言えるのは、警視庁に関しては、直接、出向いてですよ、警察署に、出向いて、直接被害を訴てるんですよ、脅迫殺人であることを説明して。その、再捜査を

(トミオカ) 警視庁にね、

(私) うん、その捜査を要求してるので、その事実して、事実そのものを全面否認してるので、そ

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

これが人権侵害でないはずがないでしょ?

(トミオカ) ううん、

(私) だから、本当にそんな事実が有ったんですか?ということを当然に事実確認して貰わないと。裁判、裁判になっている件だから知りませんじやなくて、まだ裁判にする余地はいくらでもあるんです。その件の一切を、あの、既判力が及ぶわけではないんです。国賠法1条に関してはそうかもしれない、だけど他の法理で訴える余地はいくらでもあるんです。で、その全面否認という行為は無条件に違法だと思います、人権侵害だと思いますんで、事実確認をお願いしたいと。

(トミオカ) ま、先ほど

(私) もう一つね、もう一つ、続きがあるんですよ。そこに、警視庁ん中に書いてある通り、

(トミオカ) どこですか? 警視庁、

(私) ええ、警視庁って、告訴状Iですね。例えば、去年の10月、警視庁本部の人事課に電話を入れて、

(トミオカ) うん、

(私) ニシカタさんてゆう人に、その、当時のあの、2009年当時の東村山署のサワダさんと連絡を取りたいと、これこれこういう理由で

(トミオカ) ええ、東村山署?

(私) ええ、そのサワダさん、直接行って、あの、被害を訴えた人に、連絡を取りたいんで、ええ、ま、当時の在籍者を調べて、ええ、該当者が居るのか居ないのか、まあ、居な、全面否認しようとするんであれば、居ない、というお答えになるでしょうから、そういう場合も含めて、とにかく何らかの連、あの、連絡を今月中にいただきたいと、言ってるのにもかかわらず、それを無視してます。それは、それは一般の信義則にも反しますよね、警察として異常なだけじゃなくって、一般人としての信義則にも反します。約束したことを破ってます。録音は残ってます。そういう対応をしてますよ。だ、警視庁はそんな、無傷でいられるはずがない。ただ、違法性という意味で高いのは群馬県警、沼田署の猟銃事件のほうが、よっぽど違法性は高いと思います、たくさん違法なことをしてるから。

(トミオカ) ふうううん、進んでいいですか?

(私) はい、

(トミオカ) ちょっとトイレ行って来ていいですか?

(私) あ、どうぞ、どうぞ、ご遠慮無く。

(トミオカ) すいませんね、すいません。

(私) あ、いいえ。

(トミオカ) 寒くないですか?

(私) あ、全、大丈夫です。

(トミオカ) あ、大丈夫ですか。

(私) 地元のほうがもっと寒いですから。

(トミオカ) はい、で、次、あの、これは、去年の1月の関係ですかね?

(私) あ、相談所の、

(トミオカ) ええと、イシザカ、ハラダ、失礼、フクダ、タカハシの4人に対して、これ、持つてったんですね? 人権被害の訴えということ、だけど無視されちゃったと。

(私) ま、その裏にはハラダさんが居るってことですよ。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) ハラダさん、沼田支局のね?

(私) ええ、事務局の意向で、そうなつてると。

(トミオカ) 人権被害の、被害の訴えをしたら、ハラダさんのほうが、うちは捜査機関ではないですよつていうふうに、お答えしたつてことでしたつけ? ね?

(私) んん、まあ、そうですね、

(トミオカ) ね?

(私) ええ、

(トミオカ) 細かくまとめてくれた、で読ましていただいた、ね、けつこう時間的にはあれでしたか、どれぐらい相談時間取ってくれたんですかね? 東部、あれ?

(私) 確かね、1時間ちょっとだと思いますよ、

(トミオカ) 1時間ちょっと、ああそうなんですか、

(私) ええ、元々、1時間ぐらいしか予定していないんだろうと思います。 途中で打ち切られちゃった  
ですね。

(トミオカ) この話、これで行ったんですよ? この被害の訴えでね?

(私) うん、まあ、そうですね、ベースは、はい。イシザカのほうはもう全然、あの、ま、意味のある受け答えは何もしてないです。

(トミオカ) ほう、

(私) あの、意味の無いことばっかりね、俺はこんなことばっかりしてるんじゃねえ、忙しいんだ、みたいなことばっかり言うから、ふざけたオッサンだなと思いながら、

(トミオカ) ああ、それは相談、対応内容になってなかつたと、17日の関係は、いちおう、イマイさんとすれば、セッティングを要請したと、群馬県警とかのね。

(私) 群馬県、あ、沼田署は近いですからね、一緒に行ってもらっておかしかないな、と思って頼んだんですけど。

(トミオカ) あ、なるほど。

(私) 手紙出すのも訊きに行くのも一緒だらうと。 で、問題は、この、ね、私が作った、ええ、報告書を、何で無視してるんかいなど、あれ、どこ行った? これか、これ、別に問題無いと思うんですよね? 本当、事務的な調査の仕方だらうと思うんです、その、事実調査は書面ではやらないんですか?

(トミオカ) いや、書面ではしないですね、

(私) 所定の様式は無いんですか? 書面の。

(トミオカ) 書面ではしないです、事実調査は必ず現場ですね。

(私) はあ、

(トミオカ) で、あくまでも、これが、この間もちょっとお話をしたんですけど、任意じゃないですか、だから、相手に拒否されると、もう、調査できないんですね、人権擁護機関と。

(私) いや、それは、何度も申し上げてるんですが、相手が答えなかつたという事実が重要なんだと思ひますよ、後で。 私はそう主張しますけど。 だから、とにかく結果にかかわらず、所定の調査をしていただきたいんですが、逆に、していただかないと

(トミオカ) 沼田署の対応、決して、 うん、今のは、どれでしたつけ? これかい、イシザカさんね、無視したつて、ちょっと、この時の細かいやりとりってな、ちょっとあれですけど、出て来ないすけど、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 録音はありますけど、イシザカは意味のあること言ってないです。

(トミオカ) 言ってないですか、で、対応がふて、適切でなかつたつことか?

(私) 全く職責をあの、理解しようとした人なんで、全て、あの、ハラダさんの意向で動いてるってのは、会話からありあり、わかります。

(トミオカ) ふうん、はい、で、みなかみの福祉課とか、色々出て来てますけどね、ハラダさん、ま、ハラダさん、これ、後にも出て来てるんですけど、ま、その前に、じゃ、これ

(私) 人権擁護委員というのは、あの、ここで言うと、県なのかな、県の行政機関ではないんですか?

(トミオカ) 人権擁護委員はねえ、法務大臣から委嘱されているんですよ。

(私) ああ、ということは、その自治体の行政機関の一部ではないんですか?

(トミオカ) 自治体の行政機関ではないんですね。

(私) ああ、

(トミオカ) 結局、法務大臣から委嘱、要するにその、各自治体の推薦を受けて、法務大臣が委嘱するんですね。で、ま、全国に一万数千名居るんですけども、群馬県内でもね、幾人だったつけなあ、ええ、二百何名いらっしゃるんですけど、ま、言わば、人権擁護機関と呼ばれてるんですよ、ま、法務局も人権擁護機関ですけども、人権擁護委員も人権擁護機関、しかしあの、委員はボランティアですから、ボランティアなんだよね。

(私) まあ、その、無報酬だってゆうことは規定されてるんで知っていますが、ただ、作為義務を明確に謳われてるんで、その、ボランティアたって、やること自体がボランティアじゃ困る。あの、引き受けたものを

(トミオカ) そりやあ、うん、やることは、法務局と同じ、要するにその、ね、人権擁護の仕事をしてるわけですよね、同じですよ。

(私) ええ、無報酬という意味でボランティアを使うんだったらいいんですが、その対応する、しないがあの、任意だという意味のボランティアではないですね?

(トミオカ) 違います。やることはもう、全く法務局と同じ事をやって対応をしていただくんであって人権擁護の活動は全く同じことを活動していただくってことなんってますので。ですから、あのう、まあそうはいっても、あれですもんね、人権擁護委員も委嘱されるまでは、全く別のお仕事されてたかたばつかじやないですか、

(私) うん、ま、このあいだお会いした、トドコロさんみたいな人は例外なんでしょうね?

(トミオカ) そうですね、

(私) あのかたは退、退役した弁護士さん?

(トミオカ) いやいや、現役ですよ、

(私) え、現役なの?

(トミオカ) うん、現役です、

(私) 現役で、あんな発言していいのかな?

(トミオカ) で、だから法務局と同じ人権擁護の活動をしてますんで、ま、法務局としても、ね、早くその、慣れてもらう為に、研修なんか、こう、やったり、委員を対象としたね、そういうこともやってるんですよね。

(私) なるほど、私はてっきり、弁護士法をもう離れたから、気楽なことをおっしゃってるのかなあ、と

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

思って聞いてたんですが、そうではないのか。

(トミオカ) ううん、どうなんですかね? ま、弁護士って言ってたでしょ?

(私) いや、言ってないですよ、ただ、法律に詳しいってな、話しぶりからわかりましたけども。

(トミオカ) ああ、そうでしたか? ああ、そうですか? 弁護士のかた、いらっしゃいますよ、弁護士のかたも、委員の中には、ええ。

(私) 現、現役だったんですか、私もちよつと気楽な、気楽な話しぶりをしてしまいましたが。

(トミオカ) ちょっと、ちょっと、もし間違つてると失礼なんで、だと思います、すいません。 そうにあれですけどね、じゃなかつたかな、もし退、辞めてたら、失礼なんで、たいへん、委員に。 ま、そういうことです。

(私) はい、

(トミオカ) それで、じゃあそれ、また、ハラダさんの関係は、ちょっと後でまた出て来るんで、フクダ支局長の関係は、ええ、と何でしたっけ、あ、これでいいんか、あの、あれですよね、例のあの、さ、**価格操作**の関係、ね? 価格操作

(私) はい、農産物、

(トミオカ) これもよく、いわゆるその、独占禁止法が絡んでくるんですかねえ? こういうの、よくわからんんですけどねえ、市場とか、

(私) ううん、とゆうかねえ、ちょっと書き忘れてますが、あの、ええ、入札談合、

(トミオカ) ええ、入札談合、

(私) 刑事罰に入札談合っての有りますから、

(トミオカ) ええ、

(私) それ、それが存在してると思ってます。

(トミオカ) ふうん、

(私) ただ、日時、場所とか、

(トミオカ) 入札談合ってゆうのは、よくあの、価格カルテルとかって言ってほら、協定結ぶじゃないですか?

(私) ええ、

(トミオカ) ね、その協定することは違反なんだいね? ある意味、

(私) そうですね、

(トミオカ) だから、いわゆる価格談合つんですかね? そのことなんか、で、意識的にその、イマイさんのはう安くしてるんじやないかというふうに考えるつことですか?

(私) ええ、だから、通常の入札談合ってな、経済的な、あの、超過、不当利得を目的にしてるわけなんですけど、この場合はそうじゃなくって、第一目的は脅迫。

(トミオカ) 脅迫?

(私) ただし、そこに不当利得、不当利得も発生してるでしようから、副次的に、その、その分け前に対する、ええ、入札談合も有るんじゃないかな、別の物が、と推測してます。 ただ、推測でしかない。

そこはこれも、告訴状になってたりしますが、捜査機関による捜査が本来、あって然るべきなんですが、

(トミオカ) これはあれなんじやないですか、こういうのって、公正取引委員会ってあるじやないですか?

(私) はい、公取、

I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 公取、公取委員会ってな、こうゆういわゆるなんてんですか、その、価格操作したみたいしたことに対しては告発できるんでしょう? 捜査機関に、

(私) はい、はい、

(トミオカ) そういう組織だいね? あそこはね、

(私) ええ、でも、警察法の役割もありますから、ある程度までは捜査できるんですよ。

(トミオカ) 何か、事業所にた、立ち入ったりするんでしょう? 立入調査をね。

(私) ただ、入札談合を扱えるかどうか、そのものは私もわかりません。だから、それを、入札、刑事罰を訴えたいんだつたら、最初つから検、検察に行ったほうが早いと。

(トミオカ) 検察のほうが?

(私) 検察は経済問題にも、複雑な経済問題にも対応します、って明確に謳ってますから。

(トミオカ) なるほど、これも何とも、果たしてこの、こういった価格設定の仕方が、市場によってこういった価格がね、の設定の仕方がが違法なのかどうか?って、とてもとも、うちではわからないです、ねえ?

(私) (苦笑)ま、そこは蓋然性の問題として。ただ、一つ言えるのは、出荷所の所長が、不審な行為をしてるってことですね。農協ってゆうのは、あの、別に個人、個人を特定する必要が無いにもかかわらず、

(トミオカ) 沼田市農協?

(私) まあ、みなかみ町ですね、

(トミオカ) みなかみか、

(私) みなかみ出荷所つうのかな、あそこは。私の分だけをそっくり、別の市場に出してるってことですね、そういうマネをしてる、そこがおかしいんじゃないかと?と。だから、市場関係者と連携して、一連の脅迫きよ、行為に加担してるのでないか?と疑われます。

(トミオカ) ふんふんふん、それにしても、こんなに差が有るもんなんですか?よくわかんない、素人なんで。

(私) こんなに差があるわけないじやないですか? 普通、ええ。

(トミオカ) よくわかんないんすけど、

(私) 普通はその、生活、生活防衛ラインがあるんですね、当たり前に。これ以上下がったら生活できないよ、つうことで、その、そのへんで下限ができるんです。それが300円前後なんんですけど、今年の私に付いた値段は50円とかですからね、もう問題外なんです。

(トミオカ) そんな値段を付けていいんですか?

(私) いや、それは市場だから、付けようと思えば付けられます。

(トミオカ) 付けられるんですか?

(私) はい、意図的に付けようと思えば。

(トミオカ) ある程度ほら、最低の、最低価格というか、基準があるんでしょう? ラインが。で、それ以下の値段なんか付けちゃっていいんですか? よくわかんないんですけど。

(私) そりや、付けたって違法ではないでしょ? それ自体は。ただ、特別、目的が証明されれば犯罪になりますけどね、ええ。自然に付くぶんには別に問題は無い、はい。自然に付くはずないんですけどね。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) ねえ、そりやあ、ねえ?

(私) ええ、普通はそんな値段だったら、あの、なる前に、出荷者が出荷止めちゃいますから、はい。 そのぐらいなら自分で喰ったほうがいいやつ。

(トミオカ) 採算が取れねえもんねえ? 止めちまいますよねえ。

(私) 箱代も出ねえんじや、自分で喰ったほうがいいや、人にやったほうがいいや、ってゆう話なりますよ。

(トミオカ) そういうことですね、

(私) おかげさまで、今年はねえ、早々と、だから、そのズッキーニの圃場を放棄しまして、結局、累積で年度で百万を超える赤字に追い込まれましたから。 つまり、去年は、何もしないで遊んでたほうがましまったという結果んなってます。 それほど極端なことをやってます、この人達。

(トミオカ) ふううん、

(私) それからズッキーニだけじゃなくて、ナスとマコモダケもやってる。 私がやってる三つともやつてるんですよ。 史上最低水準。

(トミオカ) ふううん、 市場を分けるんですか? 出す市場を、分けてらいね、

(私) それは、あの、自由に、分けるんですよ、出荷所がね、あの、裁量で、どこ持てたほうが良さそうだなという判断で、コロコロ分けられるん。

(トミオカ) 分けられるんだ、

(私) はい、

(トミオカ) 県央とか、ほら、ね、シティ、シティ、何だ、分けてらいね、東京シティとか、

(私) 農協と、そ、農協の、あのう、何だ、包括委託つんかな、あのう、とにかく、お任せで契約してする市場がいくつかあるんですね、その中で、あのう、選択して出してるようです。

(トミオカ) 農協がじゃあ、選択するんですか?

(私) はい、

(トミオカ) 出す人は選択できないん?

(私) できない、

(トミオカ) できないんですか、ああ、そうなんですか、

(私) ええ、出荷所として選択するん、農協として。

(トミオカ) そういうシステムんなってん、

(私) だから、文句は言えねえんです、私の分だけ他に出したって。 その代わり、選択した結果、不当に安くなっちゃったりすると困るんで、その、出荷者に対しては加重平均してるんですよ、値段と出した量との、あの、按分というかね、損も得も出ないよう。

(トミオカ) 按分というか、あんまり損も得も出ないようね、

(私) それも面倒な話なんですけど、農協はそういうふうに処理します。

(トミオカ) なるほどね、ふうん、これは、あれだいなあ、ま、公正取引委員会、不審な出荷ってゆうのも、わかんないでもないけど、ねえ、

(私) まあ、ちょっと、それは扱いにくいでですかね? はい。

(トミオカ) はい、そうゆうことで、あ、それで、これ、最後の、今年の対応か、沼田支局のね? ううん、これはまず、去年の2月か、捜査機関ではないんですよ、つつたんですね? この時、1時間ぐら

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

い、いらしたのが。

(私) 捜査機関でないっていうのは、意味の無い、まあ、詭弁だと思うんですけど、

(トミオカ) 答えにはなんないんですけどね、答えにはなんないんだけど、

(私) ただ、そのあげくに、群馬県の広報課に当れつたんです、

(トミオカ) 何で広報課だったんだろう?

(私) だ、その理由がよくわからねんで、何かあの、普段、転送してある実績があるのかなあ、と私は信じて

(トミオカ) それは無いと思う、

(私) 実際当りました、だけど、やっぱり相手にして貰えなかった。

(トミオカ) 広報課は、広報課は、何でだったろう? よく、ちょっとわからないですね、広報課の理由がわかんないですね、

(私) それ、意味の無い転送をして、義務の無いことを私にさしてるんだから職権濫用罪なんだと思いますよ。

(トミオカ) このことは確認してないんで、なんとも言えませんけど、なぜ、こう、広報課をご案内したのか?

(私) 当然、そういう案内が有るんだったら、ご自分の職責に当ることを他の機関に転送するわけだから、結果責任を負っていただかないとね、事前に根回しするなり、結果をフォローするなり、あ、駄目だったんですか? じゃあ、こちらで受けましょうとかね、それが当然なんですが、それを何もしてないと。

(トミオカ) 2017年5月は、ああ支局長がね、処理規定、侵犯から一年以内、この時はあれですか、これをやっぱり、さっきの、これ持ってたんかね? 被害届とか、何でしたっけ? これの説明に行つたわけですか?

(私) や、あの、私は、その件についてはあんまり、あの、まだ来たばかりで、や、赴任したばかりで知らないんだけど、とは言ってましたよ、フクダさんはね、

(トミオカ) あ、それはだから、お電話ですね?

(私) ええ、

(トミオカ) その件に関しては、赴任したてで、ちょっと、細かいとこまでは承知していないんだけど、つてことですか? 侵犯から一年以内、という

(私) ただ、一年以内って言う場合は、

(トミオカ) どこまでの話のやりとりの中で、この一年以内つたんですかね? よく

(私) ま、私の場合、継続案件だつてのは、その、読めばわかることなんで、あの、その場合は、やっぱり、その、終了、行為の終了した日から一年以内、という、その、重要な条件の説明をしないといけないですよね?

(トミオカ) 重、あの、電話のやりとりの中で、あそうか、イマイさんの話を聞いて、一年以内って、支局長のほうがお答えしたんだ。

(私) 単純、単純に一年以内と、私も詳しいことは説明しません、その時の電話では。

(トミオカ) ああ、なるほどね、なるほど、であるからまあ、イマイさんとすれば、まあ、人権侵犯行為の有った

(私) ただ一年以内と言つたからには、ある程度は読んで、頭に入つてるんだろうとは推測されますね。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) ある程度だから、その時、継続性、しかし継続性があるものについてはその限りでない、つてゆうのが出れば、継続してるんですよ、ってのが言えたってことですかね?

(私) そうですね、はい、

(トミオカ) そういう意味合いなんですかね?ここはね、なるほど、これ今年言ってるんですね、ううん、

(私) で、そん時の、場所の管轄についてですね、問題は。あ、警視庁のことであれば、沼田支局の管轄外になります、って言っちゃってますから、

(トミオカ) 発生地でも居住地でもいいからね、

(私) 通常、実務上、その、管轄外になるケースって、あんまり無いでしょ?

(トミオカ) あんまり無いですね、

(私) どっちでもいいんですからね?

(トミオカ) うん、どっちでもいいし、被害者加害者のあれじゃなくって、事件発生地でもいいし。

(私) 両方とも該当しないっていうケースは、あんまり私も想像がつかないんですけども。

(トミオカ) まず無いかもしないですね、

(私) ええ、だから、場所についてのお話はちょっと、判断ミスの範囲を超えてると思いますね。

(トミオカ) どういうあれですかね、まあ、勘違いしたのかなあ? ううん、

(私) だ、人権侵犯被害の救済案件には、必ず直面する問題ですからね、前提条件ですから。そこで間違うってな、ちょっと、ありえないような気がしますね?

(トミオカ) 救済手続における精神的法益侵害についての損害額、ううん、これもどうなのかなあ、決まりにはなってない、損害額を報告書に書く決まりんなってると言ったんですか?

(私) はい、それが無ければ報告書が書けないから、受付けられないんです、受付けても進まないから、受付けられないんですけど。

(トミオカ) ふうん、

(私) それ、録音に、お渡しした録音に残っている話です。

(トミオカ) はああ、なるほどね、たしかにこの、何つうんですかね、この民法の不法行為なんかもそうなんんですけど、違法行、違法行為を判断する時に、要するに一つのこう、何てんですかね、考え方って言うんですかね、どういった観点で考えるのかって言うのが、要はその、いわゆる、相手方がする侵害行為ってありますよね?

(私) はい、

(トミオカ) その悪質性とか、あるいはその、ほ、法的利益、権利利益っていうのが、この、イマイさんで言えば、精神的法益のことを言うんですけども、その法益も、いわゆる、何て言うんですかね、法益保護の高さとか、その、法益保護の明確さとかつづるのが、それを相関的に考えるんですよね、相関的に考えて違法性が有るか無いかってのを判断するわけなんんですけども、そこを何かあれなのかな、場合によつては、明確性というところで判断できないから、そういうのを、決まりにはなってないと思うんだけど、そういうふうにお答えしちゃったんかもしないですね、うん。決まりにはなってないんですよ、それ書かないと受付けらんないつことにはなんないんでしょうけども、そんなことで、そう発言しちゃったのかもしないですね。

(私) ま、それは、あの、その場で、いくらとも答えられたんですが、

(トミオカ) 無理だいね、精神的にいくらなんて無理だいね?

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) じょ、常識としてね、慰謝料請求の裁判起こす段階の話を、

(トミオカ) うん、

(私) 何で、申出の段階で訊かれなきやいけないんだよ、という気持ちがあつたんで、答えなかつたんです。

(トミオカ) 金額に換算するのは厳しいですよね? 精神的法益をね、なかなかね、

(私) ううん、それはあの、一瞬でも答えられますが、根拠がね、なかなか説明、付かないです。

(トミオカ) たぶん、支局長はそういうことで、フクダのほうは、言ったんだと思うんですね、この違法性を判断する時に、どうしてもその、権利利益の明確化ってのがあるんですよ、

(私) ええ、

(トミオカ) その、なんつんですかね、権利侵害の悪質、権利侵害と権利利益というのを相関的に考えるもんですから、こっちも明確んなってないと、それでどっちが重いかで、違法性が有る無いの判断の仕方してますので、たぶんそういうことで、こうゆうふうに言つてしまつたら、ただ、決まりにはなつてませんのでね、そこでちょっと、間違つちやつたのかね、言うこと間違つちやつたのかも知れません。失礼したかもしないですね、イマイさんにね。ふうん、それからこれは、ああ、そうか、この対応ですね、トドコロさんとね、イシマキさんのね、ううん、

(私) ま、こちらの対応は、さておき、こうやって、まあ、その後継続して、ご相談いただいているわけなんで、

(トミオカ) ああ、

(私) とりあえずそこは置いとくとして、あの、沼田支局の不当性は、まず、嘘を言う、嘘を理由にして受付拒否してると、それも二度してることですね、フクダ支局長は。

(トミオカ) うん、

(私) それともう一つはその、今回の、二回目の救済の申出を、説明の途中で打ち切つてることです。

(トミオカ) それは、電話か何か?

(私) いやいや、行った、

(トミオカ) 行ったんですか? あ、行ったって書いてあったね、

(私) 最初はハラダさんが受付けてたんですが、途中からフクダさんが加わって、最後に、ええ、まだ、あ、時間が来たって言われたんで、そうはいっても、まだ説明、始まつたばかりですから、とにかくあの、一旦預かって、あの、侵犯事実の有無を確認してください、と言つたのに、

(トミオカ) 預かってね、

(私) できませんと、えっ? それではあの、門前払いになりますよ、いいですか? って言つたら、はい、いいです、けっこうですと、二人口を揃えて言つてます。

(トミオカ) うん、

(私) 録音されます、

(トミオカ) ふうん、

(私) それはやっぱり、それは、あの、説明の途中で打ち切つたってことは、説明を、まあ、受付拒否したと、不当に受付を拒否したということになつてしまつますので、

(トミオカ) うん、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) ま、沼田支局としては、大きく分けると、嘘を言ったことと、ええ

(トミオカ) 受付拒否、途中で打ち切ったこと、

(私) ええ、その二つになりますね。 で、ま、更に付け加えれば、他にも問題発言をたくさんします。

(トミオカ) 支局長が?

(私) 例えば、フクダ支局長は、私の目の前ですよ、私達が信じ、被害を認めないと調査には入れない、そうだよね? つって、ハラダさんに、申し向けてます。

(トミオカ) うんうんうんうん、

(私) それは隠蔽と脅迫を同時に示唆します。 なぜか、なぜ、きょうは、脅迫を示唆してるかというと、普通、そんなこと言わないですよね? 申出人の目の前で。 だからこそ脅迫だと思います。 しかもそれ、脅迫の教唆に当りますよね? 同意を求めてますから、ハラダさんに。

(トミオカ) うん、要はその、私達が被害を認めなければ、調査には入れない、ってゆうのは、その

(私) まあ、平たく言えば、

(トミオカ) 平たく言えば、要するに

(私) 職権濫用による隠蔽の意図だと思いますよ。

(トミオカ) あのう、人権侵犯の疑いが無ければ調査できない、ってこと言いたかったんだと思うんですよ、そういうことだと思います、まさか、

(私) そんなこと当たり前ですよね?

(トミオカ) そういうこと、言いたかったんじゃないですか?

(私) (苦笑)それを敢えて、私の目の前で言う必要が有りますか?

(トミオカ) 敢えて、疑いが無ければ、調査できないよね? って言いたかったんじゃないんでしょうかねえ?

(私) それは言葉をえますと、警察が私のま、前で、我々が事件を認めなければ事件にはならない、と公言してのと同じですよね?

(トミオカ) あ、まあ、それは、

(私) 捜査機関がね、同じ事ですよ。 それを普通、目の前で言いますか? あえて。 そこが、特別な意図が有るんじゃないか?と。

(トミオカ) そういう意図は無いと思うんですけどねえ、

(私) (苦笑)無かつたらたいへんな問題になりますよね? なると思う。

(トミオカ) わああ、

(私) 握り潰すぞ、と脅してると一緒ですよ?

(トミオカ) 要するに、私達、人権侵犯の疑いがあるということを私達が判断できなければ調査できませんよ、ってことを彼、言ったんじゃないですか? どういう、

(私) それは、それは当然、誰もが認識することですよ、改めて言う必要が無いでしょう?

(トミオカ) 言ったか言わないってゆうことは

(私) それを認めていただける為に来ているわけだから、

(トミオカ) うん、まあそうなんですけどね、それをイマイさんに、要は、人権侵犯の疑いが無ければ、調査できないんですよと、

(私) それにね、それにね、あん、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 判断してたんですかね? 言う前にもう、

(私) だからね、録音聞いていただければわかるんですけど、郵便局の事件について、私は100%信じられません、と、郵便局員がそんなことするはずがありません、と言った直後に、つながっている発言なんですよ。

(トミオカ) ああ、あ、書いてあったね、

(私) ええ、だから、意図的に信じようとしないことによる隠蔽であろうと。

(トミオカ) ふううん、そこまで言われてもなあ、それはありえないと思うんだよなあ、だから、ま、郵便局も、郵便局の関係も、たぶん、何て言うんですかね、向うで出ますから大丈夫です、何て言うんだろ、そんなことをするはずがないってなんでしたっけ、あの、置いてたんですもんね、配達員が置いてたわけでしょ? 何か、

(私) 置いてたみたいですね、私は、置いてたことも認識してませんけど。

(トミオカ) でも、物は有ったんですよね?

(私) はい、

(トミオカ) 起きてみたら、

(私) だから気味が悪いんです、

(トミオカ) だから置いてたんでしょ?

(私) 受け取ったはずの無い物が有ったんです。

(トミオカ) それはフクダさんからすると、フクダさんから言わせると、人が寝てる間に、そんなとこに、置いて行くはずが無いいつ事を言ったってことですか?

(私) ええ、サンタクロースみたいに、物が有ったんですよ、突然、降って湧いたように。サンタクロースのプレゼントだとしても気味が悪いですよね?

(トミオカ) 気味が悪いですね、ありえないです、ことだから、普通ね、ね、ううん、そういう意図は持っているは、いる、言わねえと思うんだよなあ、思うんじや駄目だけど、いわ、言ってないんじやないかな、そういう意図ではねえ、イマイさんねえ、だから、しつこいんだけど私達、要するに、法務局が人権侵犯の疑いがあると判断しなければ調査できないんだよねと、イマイさんに向かって言いたかったのかもしれないね。それがこっちに同意を求めちゃったと、そうだよねって。だからその時点で、

(私) だから、求めちゃったじゃなくて、それを目の前で言わないでしょ、普通。神経として。

(トミオカ) そこはちょっとね、そこはちょっと常識が外れてましたね、ね、その本人の前でね、

(私) ううん、常識外れで通るものか? それは何らかの意図を、

(トミオカ) 意図は無いで、無いと思いますよ、イマイさん、本当に、

(私) (苦笑) そう、そう取ってもらえますかねえ?

(トミオカ) 本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持って無いですよ。だから、最初にね、あの、たぶん、あの、沼田のほうでも、イマイさん、申告は、申告は口頭でするか、あの書面でするか、ってなってるんですよ、たぶん、ご存知だと思うんですけどもね、口頭ってな、説明するか、あるいは書面で出すか、ってなってるんですけども、それをたぶん、支局のほうでも言ってきたと思うんですよね。こうにあの、申告シートに書いてくださいと言ったのは、それも言いかたなんだけども、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) いや、書面で出す方法が有るなんて一言も言ってなかったですよ、

(トミオカ) 申告シート出してくださいって言わなかつたですか? ハラダさんが、ハラダが、申告シートを。

いや、手元に置いて、私がこれに書くのに必要だから、説明してくれと、ひたすら、言ってました。

いや、説明でいいんですよ、もちろん説明で、説明かこれ、これ出してもらうことなんつてるんですよ、ね。 だか、でも、とても量が、とても書け、書ききれる量じゃないから、

(私) ええ、

(トミオカ) これに書いてもらって、これを資料として、ええ、出してもらうのは、どちらでもよかつたんだいね。うん、それはよかつた、だからそこでもう少し沼田のほうで、じゃ、ここに書くのたいへんだから、こういう形で出してってもらえば、内容を読ましていただいて、また、後日連絡します、ぐらいの対応すればね、一番よかつたんかもね。

(私) だから、告訴状というものの性質として、元々、まあ、被害を訴えてる物で、人権侵害以外の刑事罰に関しても説明してあるから、余分な事も書いてあるけども、元々被害の申告としての趣旨は一緒ですから、同じ文書なんで、それを改めて別の様式に書き直せ、というのはちょっと酷だと思います、特にこんな量がある場、ケースに関しては。

(トミオカ) だからこれで、お預かりして、じゃ、読ませていただきますつつこと、沼田で対応してれば、たぶん、この告訴状は無かつたんだろうけどね? これはね、

(私) ううん、まあ、そうですね、ええ。ま、ただ、正直言いまして、その、沼田支局の違法性はかなり、この告訴状全部の中でも、かなり突出して高い部類だと思います。

(トミオカ) ふうん、

(私) ま、あの、りよ、猶続事件と郵便局事件と、まあ三番目ぐらいに位置するような気がします。

(トミオカ) ああ、あああ、

(私) だからできれば、私としては、もう観念して、神妙に、あの、普通に対応してほしいなと、沼田支局だけで済ましてほしいなと思うんですけども。 まあ、やりとりの録音、聞いてもらえば、わかるんですが。

(トミオカ) これでわかりますよ、これ、これ細かく書いてあるでしょ?

(私) うん、ただね、書いてないことも多いですよ。 実際の録音は1時間以上で長いですからね、色んなこと言ってます。 そういうをのね、片っ端から拡げ、拡げ、拾うとね、かなり長い告訴状なりますよ。 不当性をあの、全部拾えれば。

(トミオカ) どのくらい居たんですか?

(私) だ、1時間半はかかるって思うんですけどね、はい。

(トミオカ) ああ、そうですか、

(私) 次の日の電話のやりとりも30分はかかるって思うんですが。

(トミオカ) あ、電話のやりとりね、ふうん、

(私) はい、

(トミオカ) なるほど、電話のやりとりでは、もう、言うことは無いいつやつなんかな

(私) 人権相談所さんにあえて申し上げたいのは、

(トミオカ) ええ、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 普通は公的機関は、あのう、まあ、公益優先という名目ってゆうか、あの、大義名分が成り立ちますけども、人権相談所の場合はその目的が、役職、あの、職責からして、公益優先だということはなかなか主張できないと思うんですよ、人権の為の専門機関ですからね、それが一点と、その、ううん、まあ、言うの忘れちゃった、ま、そこが大きいですね、そこが、

(トミオカ) まさにそうですね、

(私) 同じ事をやったって、ま、他の例えば、みなかみ町、役場とは違う取り方をされちゃうんですよね?じん、人権に関することなんで。

(トミオカ) 人権擁護機関はね、そうですよ、まさにそ、そうですよ、

(私) と、一般人は認識してるはずですが?

(トミオカ) その通りじゃないんですか? ね。

(私) 捜査権限が無いって、ちょっと話は飛びますけど、一旦ぼしやつて、その、人権擁護法案、人権擁護法案が、もし成立すれば、例えば検察庁みたいなその、権限を持った組織ができる可能性もあるわけでしょ? 人権擁護局がどくり、独立するかもね。

(トミオカ) そうそうそう、人権擁護法案が成立すればね、けっこうあの、なんてゆうんですか、強制的に調査もできるし、今は、今、ほら、利用する国民のかたが、これだけ困って人権擁護機関に相談しても、なんだ、結局、そいじゃ、そこまでかよ?と、いうような期待外れが大きいじゃないですか? ただ人権擁護法案が、今はもう白紙に戻っちゃいますけど、あれがもし通ればね、

(私) ええ、

(トミオカ) けっこう、うん、権限が強くなつたんだいね、あれね。何でぼしやつたのか? ちょっとあれですけども。

(私) なんでそんな話するかというと、その、人権擁護局とやりとりしてる中で思ったんですけど、内部牽制機能が無いなど、思ったんですよ。

(トミオカ) 今はね、けっこう、有るんです、と言うと、昔は無いみたい、今は、有るんですよ。内部牽制機能、有ります、有ります。例えば、

(私) あ、例えば、この法務局内に?

(トミオカ) あ、法務局内でも、もちろん有りますし、法務局と支局でも有りますし、それから本局と、例えば地方局と東京、地方局と本省、本省ってのは人権局ね、有りますよね、うん、有ります。 それは有るんですよ。 まあ、今は、という言い方はちょっと語弊ですね、昔から、それ有るはずですけどね、ええ、 ただ、だから、一番その、人権相談所が、利用される皆さんからがっかりされること、やはりその、ええ、救済してほしいという気持ちを持って来るわけじゃないですか?

(私) ええ、

(トミオカ) その気持ちにもかかわらず、そういういた気持ちで来るにもかかわらず、意外と、ね、その、満足するような処理結果が得られなかつたとか、いうことが多いもんですからね、ちょっと宙ぶらりんな状況ですね、この人権擁護機関てのは、ただそれじゃなくて、その、もちろんその、人権侵害事案てのが無ければ一番いい、平和なわけでしょ? ただそれと同時に、そういういた事件が起きればそういういた救済活動もしてるんですけども、ま、啓発もしてますからね、啓発というのは、色々PRしたり、こういうこと止めましょう、ああいうこと止めましょうっていう、そういうのも並行してやってますのでね、本当はこの人権侵害事件なんて無いほうが一番いいわけ、ね?

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) そらそうですね、

(トミオカ) 平和、平和な世の中なるわけじゃないですか? ただ、その為に、その、よほ、予防っていうか、防止する為に、一生懸命、その、啓発活動なんかも一生懸命取組んでるんですね、ええ。ただ、救済も、もう少し、今の話じゃないけども、なんていうんですかね、権限が強くなればね、ここへ来た甲斐も、結局、ああ、来た甲斐が有ったということで、ねえ、関わってもらってよかったですという結果になるんだけども、ねえ、どうしても、

(私) まあね、弁護士に相談してもお金もかかるだろうし、

(トミオカ) そうそうそう、そうだよね、

(私) 検察持つてたって、た、書類作るんが大変だし、なんてね、それよりは気楽だから、まあ、相談する面も多いんでしょうね?

(トミオカ) 有るんですよ、

で、けっこうね、色々な相談が来るんですよ、で、結局、この法務局、人権擁護機関だって万能じゃないですからね、一から百まで全部ここで何でも相談に乗れるかつて、それはさすがにできないもんですから、ま、相談を受けた過程で、いわゆるその、専門機関をご案内するだけに終わるものもあるんですよね、

(私) ええ、

(トミオカ) こちらで、そういう専門の機関が有るからってことで、その、ご案内することもあるし、ま、本当に、ま、例えば、ね、ええ、まあ、だから、学校の関係だってね、イジメだ体罰だ、なんてのが表面化すれば、そういうのはね、当然ね、人権侵害でしょうし、そういうこともありますしね、だから本当はそういう被害は無いほうがいいんで、啓発のほうにも、一生懸命、力を入れてやってはいるんですね。人権擁護法案も、まあわかんないですけどね、白紙にはなってるけど、いつなんどきまた、ね、浮上してくるか、ね、ね、わからないですよね?

(私) そうみたいですね、

(トミオカ) わからないやね、

(私) すいません、ちょっとおしっこ行って来ていいですか?

(トミオカ) ええ、

(私) 閉めときますか?

(トミオカ) あ、いいです、ちょっと開けといてください、そのくらいでいいです。法案でも通りや、またね、いいんでしょうね?

(私) あ、はい、すいません、横道に逸らしてしまって、

(トミオカ) いえいえ、とんでもないです、

(私) 要するに私が主張したいのは、

(トミオカ) ええ、

(私) 特に、警察を念頭に置いて言いますけども、

(トミオカ) ええ、

(私) あの、無視すること、私のアクション、ああ、まあ、被害届なり、告訴状なりを無視すること、通報を無視することは、不当に無視することは、色んな権利侵害になるはずです。

(トミオカ) うん、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) で、行為面から言いますと、まあ、あのう、平等権の侵害になると思います。

(トミオカ) うんうんうん、

(私) なぜかというと、私と同じように無視されたら、誰も利用できなくなりますよね?

(トミオカ) そうです、

(私) 国民の誰も、それありえないでしょ? ということは、滅多に無い扱いをされてるんで、差別的取扱として平等権の侵害なんなると思います。

(トミオカ) うん、

(私) それから結果面から言うと、被害を無視すればその被害は続きます。 ですから、その被害、あの、無視した被害の意図があったものと見做されても文句は言えない。つまり予見義務違反、危険回避義務違反として生存権の侵害になります。 私が一貫して訴えてるのは生命の危機です。 生命に対する害意、脅迫を訴えているわけですから、それを無視するということは、もう裁量の範囲を超えて、生存権の侵害なんなると思います。 一般論として言えるのはそういうことです、はい。

(トミオカ) なるほど、ですから、ま、ですからって言いかたはないですね、警視庁の関係と、警視庁の関係については、まああの、ね、ええ、いちおう、判決、まあ、判決の趣旨の説明も色々してましたけどね、判決の中で、え、いちおう判決も出てるということですね、法務局のほうでは、これ難しいということで。

(私) うん、その判決の不当性も証拠一覧の中に書いてありますから、ま、読んでいただければわかりますが、まあ、まあ、一部の法理に関してはもう、き、既判力が発生してるということですね。

(トミオカ) で、それ、県警、埼玉の県警本部とね、警視総監か、

(私) や、埼玉のことは見てないはずですよ、

(トミオカ) 見てないんですか?

(私) はい、私が訴えたのは、あの、東京都ですから。

(トミオカ) ああ、そう、ああそうか、警視庁

(私) 警視庁以外のことは一切見てないはずです。 見たことなんてない。偽装してるのは埼玉県警ですから。

(トミオカ) これ、だから、うちではちょっと入れないということと、ただ、一般的な、イマイさんがこういうふうに考えているというのはお話を聞いたんですね、その、わかりました、よくわかりましたんですね。

(私) いや、そのね、あの、入れないと考えてるのは、一部は確かにそうですけども、入れることのほうが多いと思いますよ。

(トミオカ) 入れることのほうが多いですか?

(私) ええ、

(トミオカ) でもこの、なんでしたっけ、

(私) すいません、その規定上の既判力の及ぶ範囲を確認していただきたいんですが、私が訴えたのは国賠法1条に基く慰謝料請求だけなんですよ。 東京都に関する、つまりあの、警視庁に関するだけなんですよ。

(トミオカ) そうですよね、うん、

(私) で、その警視庁に関することは、埼玉県警も偽装として絡んでますし、群馬県警も絡んでるんです。 告訴状として一旦出してますから、身内の、あの、不正を暴いてくれということで出してますから。 そ

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

れを無視します、群馬県警も絡んでるってことです。そちらはまだ手付かずで残ってるってことです。

(トミオカ) だからこの、いわゆる被害届を提出して捜査するよう求めたにもかかわらず、捜査が、行わなかつたのが違法という主張ですよね？ ここに有るのは、被告の主張。

(私) いや、それがね、正確に言うと、違います。

(トミオカ) そういうふうに言ってらいね？ これね、

(私) いいえ、何らかの連絡、本人意思を確認すべきところをしなかつた、無視した、平たく言うと、無視した、

(トミオカ) いわゆる無視したって？ 捜査をするよう求めたのにもかかわらず、捜査が行われなかつたことが違法、

(私) そう、言いたがって、そういうことに、したがってます、裁判所は。だけど、私の主張は正確に言うと、そうじゃない。本人意思を確認すべき状況にありながら、敢えてしなかつたこと、そこに色々な意図があります、はい。そこが不当だと言ってます、予見義務違反だと言ってます。

(トミオカ) あ、こらあ、ちょっと、でも、無理ですね、

(私) そうせ、捜査しなかつたという表現にされてしまうと、あの、それは、捜査の、職権上の裁量だろうという話なんちゅういます。そういうことにしたかったんですね、裁判所は。だからちょっとあの、私の主張を微妙に表現を変えてます。

(トミオカ) 変えちゃったんですか、

(私) はい、裁判所の不正です、それは。

(トミオカ) 裁判所の不正？

(私) はい、

(トミオカ) そこまではうちでは、裁判所の不正は全然できねえですよ、イマイさん、無理だ、申し訳ねえけども。

(私) (苦笑)や、事実確認しようと思えば、できると思いますよ、だって、だって、重大な、その、あの、事件性の主張ですよ。あの、往訪して被害の訴えをしてると、それも殺人、脅迫殺人という、極めつけに重い、重大な事件性の指摘をしてるのに、それを全面否認してるんですよ。それを、古い事だから確認が取れない、で裁判所が済ましてしまうってな、明らかに異常でしょ？

(トミオカ) ありえないね、普通はね、

(私) それは、だって、被告の主張をそのまま鵜呑みにしてるってことなんですから、それが許されるのか、私にはわかんない。

(トミオカ) そうゆうのは答弁てゆか、機会無いんですか？

(私) ん？ 無いんです、それが。だから裁判所がどう思ってるかを知る機会が無いんですよ。だから答、あの、反論のしようが無い。

(トミオカ) 刑事事件じゃねえから、あれかい、やりとりしないんかい？ こう、色々、あの、よく法廷のあれ、知らねんだけど、普通、弁護士が立って、ほら、やりとりするじゃないですか？

(私) それだから、反論、準備書面で言うんですけど、私の反論を一切、反映してないはん、判決んなつてるんです。私の反論と言うのは記録に残らないんですよ、準備書面、途中のは。

(トミオカ) そんなことがあるんだ？

(私) 訴状はまあ、事案の概要ということで、裁判所の言葉に置き換えて、判例として残りますけども、

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

途中のやりとりってな、一切、残さ、残さないと思えば残らないん。

(トミオカ) へええ、

(私) だから、かなり主観的に、あのう、変えてしまう余地はあるんですよ。

(トミオカ) やあ、駄目だよ、イマイさん、うちが入っても、入れねえよ、これは、ね。

(私) (苦笑)だからね、何度も言うように、相手が何だからっていう例外規定は無いでしょ?

(トミオカ) 例外じゃなくて、もうね、ほら、裁判事案んなってるやつだから、少なくとも2009年の被害届の関係は。

(私) ん? だから、裁判事案になってない部分は検討の余地がありますよね?

(トミオカ) 裁判事案になってないことというのは?

(私) 国賠法1条に関しては、確かにもう判、結論、出てますよ、だけど、国賠法3条について、基いて訴えを起こすんであれば別訴訟となるわけです。

(トミオカ) 別訴訟、3条?

(私) それ、訴訟物というあの、訴訟の単位ですけども、

(トミオカ) だから、ここで、この訴状って、警察官が、その、いわゆる、ちゃんと捜査しないんだっていうのが、損害賠償のあれんなってるんでしょ?

(私) だから、そんな包括的なあの、既判力の、

(トミオカ) てことは、あの、2009年の被害届を踏まえてってことだよね?

(私) いやいや、だから、そこは確認してください、定義を。

(トミオカ) いや、それは、

(私) 既判力の及ぶ範囲を正確に確認してください。

(トミオカ) そんなの、できないですね、

(私) ごく一部しか既判力は及ばないはずですよ、国賠法1条に基く、あ、確かに、あの、請求は棄却された、それに関してと、とや、問うつもりはありません。ただ、国賠法3条に基いて起こす余地も、民法709や719の不法行為に基いて起こす余地も、あるいは民法415条の債務不履行に基いて起こす余地も残されてるわけなんです。全部が終わったわけじゃありませんよ、ごく一部が終わっただけです。

(トミオカ) 犯罪事実の申告、犯罪があったとは認められないことを主張してるんだね? 被告はね。

(私) 無効性を主張してるんです、

(トミオカ) 主張してるんでしょ?

(私) ええ、私の出した物の、

(トミオカ) 要するに、この被害届の中身ね、被害届についてね?

(私) それは、自分達が無視したという不当性を揉み消したいつうか、帳消しにしたいからですね。元々無効だった物を無視したってかまわないだろうと、過失相殺の論理で抗弁してるわけです。

(トミオカ) 裁判所の判決が下りて、完結してるやつには、無理ですね。できないです。

(私) その根拠がどこにあるんですか? とお訊ねしております。相手が大きければ大きいほど、重要というか、あの

(トミオカ) いや、そうじゃなくって、確定判決が出ている事案についてはもう、入れない、つことんなってる、

(私) じゃ、確定判決が出ていない部分について検討願います。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) いない部分で、いない部分で、どの部分なんですか?

(私) や、それを調べてください、自分で。

(トミオカ) 例えれば?

(私) 既判力、あの、規定上の既判力がどこまで及ぶのか、確認してください。

(トミオカ) そりやあ、裁判所じゃなきや、そこまではできないですよね。

(私) 何言ってんですか? 自分とこの規定ですよ? 自分とこの規定でそうなってんでしょう? 人権侵犯規定か何かわかりませんが、自分とこの規定で既判力の及ぶ範囲には、あのう、触れないってなってるんでしょう?

(トミオカ) そうそうそう、

(私) だから、その規定の定義を確認してください、既判力の及ぶ範囲を正確に再確認願いたい。

(トミオカ) だから既判力の及ぶ範囲ってゆうのは、この判決で、ね、この被害届について、犯罪事実があったとは認められないことは明白であるっていう、いわゆる被告の主張ですかね、これを認めたんでしょう? 裁判所が、ということですよね?

(私) や、それは、訴訟対象物としてね、警視庁の、関することだけなんですよ、判断したのは。だから、それには埼玉県警も群馬県警もまず、絡んでますね、そちらはまだ手付かずで残ってるってことです。更には適用法理も、まだ、ごく一部しか済んでないってことです。

(トミオカ) 埼玉県警も群馬県警も警視庁と関連してるんでしょう? 模倣してるってゆうことで、

(私) 関連してるけど、裁判所は警視庁のことしか見てません。だから既判力もその警視庁のことしか及びません、はい。

(トミオカ) あ、そういう意味で言ってるわけですね、なるほどね。

(私) はい、更に言えば、その判決自体をいざれ告訴するつもりです。

(トミオカ) この判決自体を? 告訴って言うのは、ううん、抗告じゃなくって、もう判決出てる、その上に行ぐんじゃなくて?

(私) それはあの、前橋地裁として出しますから、前橋地裁を告訴するつもりであります、いざれね。それも頭に入れといてください。

(トミオカ) はい、じゃあ、I、II、この、これ、この三つだつつてましたよね? 主にね、イノシシの関係ですか、ね。

(私) あ、そうですね、はい。

(トミオカ) で、さきほどらい話してますけれども、何度も言いますけどもね、これは、この関係ですね、この関係は、ね、裁判の判決が出てる、ということで、うちでは入れない。

(私) 何度も言わせないでください、それはごく一部に出てるだけです。既判力が及ぶ範囲は、おっしゃる通りでけっこうですよ、だけど及ばないところは人権侵害の事実を確認してください。

(トミオカ) 及ばないところってのは埼玉と群馬県警ということですか? そういうことですか?

(私) や、じゃ、定義を確認して、あのう、おっしゃってください。判決が出てるから調査しなくていいという規定を、正確にもう一回、復唱してみてください。

(トミオカ) 判決が出てる、判決が出てる、事案については、人権擁護機関は、関与できないんですよ。

(私) どういう、どういう判決が出てると思います?

(トミオカ) 先ほどから言ってますよね、そこは喰い違うとこですけどね、イマイさんとね。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) はい、はい、

(トミオカ) この被害届について、

(私) や、そういう判決ではないですよ。

(トミオカ) だって、そう書いてありますよ、ここに。いくら、そういう判決ではないって言っても、平成28年6月7日、あ、これだ、これに、配達されたわけでしょ？ この辺に出てますけどね、ちょっと待ってくださいね、ちょっと待ってください、

(私) 事実関係、

(トミオカ) これですよ、これのこと言ってんじやないですか？ ほら、ね、

(私) ええ、はい、はい、

(トミオカ) ちょっといいですか？ 28年の6月、たぶん、これ、これですよね？ 警視総監宛、に配達されたと、これのことゆってんです、で、この中で、ええ、2009年1月19日付一般書留、これだと思うんですけど、ね、被害届で書いて、ま、捜索お願ひしますと、この一連のことを、ま、捜査請求をしたと、これが配達されたという事実ですね。

(私) はい、はい、

(トミオカ) それから、この文書っていうのは、どれだろ？ このことかな？ 違うかな？ 警視庁総務部広報課を経由して、関係先として記載、東村山署に回付されたが、同署員は、回付された文書の内容からでは原告の要求の趣旨が判然とせず、何らかの被害、犯罪があったとも認められないと判断し、取扱を結了した。ま、ここは何でそういう、問い合わせなかつたんですか、って？ 29、29年、電話したんですね？ そうですよね？ 原告からの電話に対応した同課は、原告に対して、その旨を回答した。

(私) それは嘘を言ってるんですよ、まさに。書面で嘘言ってるんです。そんな事実は有りません。そ、そのように回答します、私。

(トミオカ) 警視庁に捜査、被害届を提出して捜査を求めたにもかかわらず捜査が行われなかつた、とこれが、ずうっと書いてあって、要はこれ、このことを言つてるんですよ？ 被告は。このことについて、要するに、何らの犯罪が有つたとは認められないことは明白だつて言つてるわけじゃないですか、ね？

(私) はい、但しね、但し、それは、それは、ええ、ああ、請求が書いてない？ 請求、請求はね、ええ、あれ、ちょっと待て、請求はどこに書いて？ 請求はね、請求原因を書いて無い？ そういうものなのか？ 判決というのは。ううん、つまりね、請求原因は、ええ、警視庁の不法行為に基き、東京都にその監督責任を求めるとき、国賠法1条に基き。

(トミオカ) ふんふん、

(私) という請求なんですよ。三千万の慰謝料請求、求めますと。

(トミオカ) なるほど、

(私) 書いてないね、それが。だけど、それに限つた話なんですよ。だから別の適用法理であれば別の訴訟になるはずなんです。そこはまだ、既判力は及ばないはずですよ。だから、同じ物を使って別の訴訟が何通りも起つせるわけなんです。そつちはまだ生きてるわけです。そういう理解だと思いますが、規定も。

(トミオカ) うんうんうんうんうんうんうん、

(私) 国賠法上違法と評価されるものでないことはもちろん、て言ってますが、国賠じょう、法でも1条と3条では違つんですよ、微妙にその、条件がちがうん。だから、ここで言つてるのは1条のことだけ

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

なん。

(トミオカ) 国賠ひょう、国賠法3条無えですけど?

(私) 3条は民法の類推適用ですけどね、

(トミオカ) 国賠法、21、賠償責任者、公権力の行使における重過失の賠償責任、国に対する、第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、あれ、国賠法3条は賠償責任者つてるんね、前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の营造物の設置若しくは管理に當る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の营造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。何か意味わからんねえや、何が言いてえんだ?

(私) まあいいや、要するに、その、対象外とする時の、対象範囲があると思いますから、それを、その事案をそっくり、あの、対象外としていいという、していい規定なのか、私は疑問が有りますんで、確認願いたいということです。

(トミオカ) じゃあ、それ、宿題んなりそうだね、確認するのは。

(私) ううん、まあ、ただね、ぶっちゃけた話、あの、群馬県警のね、猟銃事件が挙げられてしまえば、どっちにしろ、芋蔓で、あの、大元、警視庁に遡らざるをえないんです。そのほうが話が早いとは思つてます。そっちのほうが、よっぽどいは、違法性は高い、色んな違法な事実が積み重なっちゃってるから。群馬県警がなぜ、おかしなことをするのか、ということを突き詰めれば、やっぱり関連として浮上して来ますよね? どうしても、警察組織として。

(トミオカ) 警視庁が、一緒の組織として、警察組織として、動いてるんじゃない? ってことですか?

(私) はい、で、群馬県警の話も、私が言ったように、無期懲役クラスの重大な犯罪なんですが、それを隠蔽しなきゃいけない何か、もっと大きなモノが過去にあるだろうな、という状況もな、推測されるはずなんですけど?

(トミオカ) これも入ってげない、あ、入ってげないっていう言いかたはないけども、警察がね、事件性を認めてないでしょ?

(私) だから? それが犯罪だつってるんですが? 当然、人権侵害だと言つてますが?

(トミオカ) 警察が事件性を認めてないのが、その大元のことを事件性を認めてないのが、人権侵害だつていう

(私) 警察のやることが必ず正しいって保証は無いですよね?

(トミオカ) あ、限らない、限らないですよ、

(私) はい、それを言つてるんですが。

(トミオカ) 限らないんですけども、その警察の捜査、捜査ってゆうかね、そのものに、それが違法だってゆうことで、入ってぐことはできないですよね?

(私) だから、何をもって、できないとおっしゃる? そ、それはねえ、

(トミオカ) 捜査機関の裁量で出してるわけでしょ?

(私) はい、

(トミオカ) でも、それが違法だつてことですか?

(私) 職権濫用で裁量を、あのう、濫用してるってことですよ。

(トミオカ) だから、逆に、もっと端的に言えば、司法機関の判決、それが違法だから、人権擁護機関が

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

入ってげるか、ってことですよね? その裁判官のやったことが違法だから、無理ですよね?

(私) いや、無理かどうかじやなくて、そら、状況によって判断して、判断すべきですよね? どこがやったから無理なんてことはないですよね?

(トミオカ) それは入ってげない、それは、

(私) や、はい、はい、入って

(トミオカ) 違法性が無いでしょ? どこに違法性を求めるんですかね? その警察のいわゆる捜査、が事件性が無い、っていう判断のどこが違法なんですかね?

(私) あの、お話を堂々巡りなんんですけど? さ、先ほど、一般論として、無視することの違法性は説明した、したでしょ?

(トミオカ) ふんふん、

(私) その通りなんんですけど。

(トミオカ) 無視すること、

(私) 予見義務、危険回避義務への違反であると、つまり生存権の侵害であると、だって、無視すれば被害が続くの、当り前じやないですか? 当然、そんなこと、考えなくてもわかるでしょ?

(トミオカ) その前提として、そのやりとりの中で、その、事件が起きて、イマイさんが通報して警察官が、ま、来て、どの程度、ま、説明を聞いたか、わかりませんけども、

(私) うん、

(トミオカ) イマイさんのほうからすれば、聞き流しだよと、いう取りかたをして、当然、したから今こうに、こう続いているわけですね? 話がね、

(私) ええ、それ以外に取れないでしょ? だって。何を言っても無視してるんだから、反応が無いんだから。それは無視するという以外に取りようが有りますか? いや、それで、捜査してるんだよ、って言えますか? 何もしてないですよね? それ無視するってことです。

(トミオカ) それは、警察のほうに、執拗に話したほうがいいんじゃないですか?

(私) (苦笑)何度も話します、そら、執拗に話します。

(トミオカ) うん、執拗に話すしか、納得するまで警察に話してもらうしか無いんじゃないですかねえ、イマイさんのほうから、捜査の仕方が問題であれば。 そう思わないですか? 法務局がなんとかしろって言っても、無理、無理でしょ? そこは。

(私) それは納得するまでやったけども無駄だから、こちらにもお邪魔してるんです、検察にも出してるんです。

(トミオカ) できないなあ。

(私) 何をもって、できないとおっしゃるん? 言い切らないで下さい、根拠無く。例外規定が有るんですか? 私はただ、事実を確認してくれ、つつってただけですよ。

(トミオカ) 事実を確認できないでしょ?

(私) どうして?

(トミオカ) 違法性が無いんだもん、その、警察官の出した判断にどうやって?

(私) いや、確認したうえで判断するんじゃないですか? 違法性は。

(トミオカ) いや、違法性があつて初めて人権侵犯の疑いのある事件としてりっこん、立件して調査するんですよ。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 最初からいへ、違法性がわかつてれば、ここへ来る必要無いでしょ? 裁判所に直接、行けばいいんでしょ?

(トミオカ) そうそうそう、

(私) どうしてここに来るんですか? じゃ。

(トミオカ) だって、違法性が無いじゃないですか? 違法性が認められないじゃないですか? 例えば警察官のいわゆる捜査、捜査までは行ってないんだいね?

(私) ええ、一つも捜査には至ってないです。

(トミオカ) で、聞き取りっていうか、色々事情聞いて、これ事件性無いね、イマイさんと、いうことで警察が、いわゆる犯罪無しと判断したことが、違法性があるとは、

(私) 判断したかどうか、わか、私は知らないです、知らされてないもん。

(トミオカ) や、事件性が無い、ってことは知らされたんでしょ? それは、

(私) それは、最初の最初だけね、現場検証当時には聞かされましたよ。

(トミオカ) だから、その後どうなってるんですか? ってゆうのは、どうなんですかね、イマイさんのほうから執拗に警察に確認する必要が有るんじゃないですか?

(私) しますよ、します、執拗にしますよ。だけど、沼田署員のことを沼田署に言ってもしかたがないでしょ? と、端的にその表現が象徴しておりますように、取り合ってません。もう、しつこいぐらい言ってます。電話のやりとり、証拠一覧見ていただければわかるように、これでもか、これでもか、って私は電話します。一切、無視されます。

(トミオカ) 何でなんかねえ?

(私) トミオカさん、あの、話が堂々巡りんなってますよ。

(トミオカ) 堂々巡りんなってるね、

(私) 私はあの、違法性を主張してるんです。それを違法性が無いって、また堂々巡りんなってます。私の説明に、納得していただいてます?

(トミオカ) うん、それは、それはあのう、イマイさんは違法性が有るってことで主張してるんでしょ?

(私) ええ、

(トミオカ) 主張、主張と言うか、違法性が有るってことで、相談にもちろん、みえてるわけだから、ただ、あの、私はね、私はね、警察官がイマイさんの通報を受けて現場に来ましたと、で、ま、どの程度、お話を色々聞いたかどうかわからないけれども、で、事件性は無いようですねと、つまりその、犯罪じゃないことですよね? 事件性が無いことはね、ま、そこ結びつけていいかどうかは別としてですね、だ、その行為そのものが、それをきっかけに、イマイさんが、ありとあらゆることに対して、その、何て言うんですか、あのう、何の回答もしないってことが、違法性が有るかどうかですよね? 無視だから当然違法性が有るでしょうということで、イマイさん、主張しますけども、ね。

(私) 繰り返しますよ、捜査機関ですよ、捜査機関に、人はどういう時に、被害届出します? 現実に被害が出てるからですよね?

(トミオカ) そういうことですね、

(私) それを無視したら、被害は当然、続きますよね? へたすると、拡大しますよね?

(トミオカ) おっしゃる通り、

(私) はい、それは容易に予見できますよね? 犯罪の予防を職務にしている人に取って。ですから、予

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

見義務違反であり危険回避義務違反であるということで、特に訴えてる内容が、生命に対する害意を受けてると主張してるんですから、脅迫を主張してるんですから、全く同じ、生命に対する脅迫の意図が警察に有った、と主張されても何、何ら抗弁はできないでしょ？ 当然に。そういう職責なんですよ、捜査機関というのは。それはご理解いただけますか？

(トミオカ) ううん、

(私) ですから、生存権の侵害と平等権の侵害が、少なくとも、成り立つと、はい。ただ無視することに正当性なんぞ、ありえないよ、ということです。

(トミオカ) 無視、ま、無視というかね、どういう理由でその、沼田警察署がね、イマイさんの幾度もの問合せに対してお答えをしてないのか？ そこはわかりませんけどね、

(私) わかんないんだったら、事実を確認したらいいんじゃないですか？

(トミオカ) いや、それはできないって。できないって。

(私) 何で、できないん？ 規定にそう書いてありますよ？ 侵犯事実が疑われるものに対しては事実確認の調査をすると。

(トミオカ) それが違法性が有ると思えないですもん、私からすると。

(私) だから、堂々巡りしてますでしょ？ 今の説明のどこにも反論して無いのに、違法性が有ると思えないって結論に、どうしてなるんですか？

(トミオカ) それはほら、イマイさんは違法性があるって言ってるでしょ？ 当然に、

(私) だ、どこが無いんですか？ 否定してみてください。

(トミオカ) 無視、無視っていう言いかたしてるじゃないですか？ 無視というふうに捉えられるかどうかですよ、

(私) はい？

(トミオカ) だって、一番最初に、

(私) 何の反応も無い、何を言っても無しの礫というのを無視とは言わないんですか？ 何て言うんですか？ じゃ。

(トミオカ) 一番最初に、事件性が無いってゆうことで、ご判断してるんでしょ？ 警察が。

(私) それが犯罪だと言ってるんです、隠蔽だと言ってるんです、意図的な。わかってますか？

(トミオカ) イマイさんはね、そう言ってるわけですよ、

(私) 違うんですか？

(トミオカ) いや、どうなんですかね？

(私) だから、調査して下さい、と言ってるんです。私の言ってる事、おかしいですか？

(トミオカ) おかしくはないけれども、調査はできませんよ、うちのほうで。

(私) どうしてできないんですか？ しなくていいという根拠がどこに有るんですか？

(トミオカ) 調査はできませんよ？

(私) だから、なぜ、できないんですか？ 日本語になってませんよ。

(トミオカ) 違法性が無いでしょ？ 違法性が。

(私) 違法性は今、説明したばっかりでしょ？ 何を根拠に否定するんですか？

(トミオカ) 捜査機関が、捜査機関が、イマイさんの通報を受けて、事情をお聞きんなって、犯罪性が無いと認めているわけですよ。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) だからどうしたの?

(トミオカ) そのことが、そのことを理由に、イマイさんが、お問合せを何回しても無視していることが、違法性があるんですか?

(私) 捜査機関が犯罪をしないという保証がどこにあるんですか? そんな実証研究でもあるんですか?

(トミオカ) 無いですよ。

(私) 無いでしょうね、はい。

(トミオカ) 無いですよ、それは無いですよ。ただ、一事案について、捜査機関が、イマイさんの通報を受けて、現場に現れて、二三の事情を聞いて、まあ、どの程度事情を聞いたかどうかわかりませんが、堂々巡りんなっちゃいますけどね、その結果、ね、ま、これは事件性は無いですねというご判断されたわけでしょ?

(私) だからどうしたの? 何の脈絡? だからどうしたの? それが犯罪だと言ってますでしょ?

(トミオカ) それはイマイさんが考えてるんでしょ? 犯罪だってゆうのは。

(私) だから、事実確認して下さい、と言ってますが?

(トミオカ) 事実確認できない、それは、法務局では。

(私) だから、何を根拠にできないと言ってるん? 規定に基いて、私は作為義務を求めてるんですよ。

(トミオカ) できないですよ、だ、違法性が無いですもん、その警察官のやっていることに。

(私) だから、どこで無いとおっしゃってるん? さっきから違法性を私は説明してますでしょ? いい加減にしてくださいよ。

(トミオカ) 声を荒立てると、打ち切れますよ、説明。あんまり大声を出しますとね、そうでしょ? 打ち切れます。

(私) 白痴化対応ですね、それは、まさにね。

(トミオカ) 白痴化対応じゃないですよ。

(私) いやいや、堂々巡りしてますでしょ?

(トミオカ) 堂々巡りしてるんですよ。

(私) 私の反論、何も反論してないでしょ? 意味のある反論。

(トミオカ) してるでしょ?

(私) してないよ、意味無いもん。

(トミオカ) イマイさんは、警察官が、イマイさんの通報を受けて来て、事情を聞いて、全然聞かなかつたわけじゃないんでしょう? 色々話聞いて犯罪性が無いとご判断されたんでしょ? それが犯罪なんですか? そうは思わないよ、私には。

(私) そのあと、重大な指摘をしてますでしょ? じゃ、一つ一つ訊いてみましょうか? トミオカさん。私の指摘を一つ一つしますから、答えて見て下さい、答えられるもんなら。

(トミオカ) 言ってみてください、じゃ。

(私) はい、では、まず、血痕が散乱していた件について、

(トミオカ) うん、はい、

(私) 元々、死体があったと思われる現場から 20m 離れてる場所に血痕が集中してたのはなぜですか? その間に血痕がほとんど見られず、なぜ私の通り道にだけ集中してるんでしょう?

I -甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 元々あった所から20m離れた所に?

(私) はい、そのように書いてあります。

(トミオカ) ううん、

(私) 元の場所から通り道に持ち出すまでの約20mの間に血痕が無かったことこそ、脅迫の意図を示唆しております、書いてあります。

(トミオカ) 人為的に誰か持つて行ったんですかねえ? そこはよくわからないですねえ。なぜ置いてあるって、まるで謎のようですけどね。

(私) 謎のよう、じやないでしょ? いや、

(トミオカ) なぜなんですかねえ?

(私) なぜでしょう? だから、わざわざ通り道で捌く必要が何も無いでしょ?

(トミオカ) や、それはどうなんだろかなあ?

(私) いや、どうなんじゃなくて、何の為に通り道で捌くんです? そしたら。

(トミオカ) わかりませんねえ、そこで捌いたつうことですか?

(私) や、わからないじゃなくて、じゃ、どうして血痕があるんですか?

(トミオカ) 私や、犯罪の、犯罪の聞き取り、事情聴取してるんじゃないんですけど? 私。申し訳ないんですけど、イマイさんから問い合わせられて。

(私) いや、そこは、不審に思わないと、犯罪だと思わないとおっしゃるから、こ、反論してるのでよ。じゃ、警察に代って不審点、答えてみてください。

(トミオカ) だから、警察、捜査機関が犯罪じゃないって言ってるわけでしょ?

(私) だからどうしたの? だからそれが犯罪だと言ってるん、捜査機関の犯罪だと言ってるん。

(トミオカ) それはうちで、何とも言いようが無いですね、そこは。

(私) だから、何とも言いようが無い、じゃなく、事実の調査をして下さい、と言ってるん。どこかおかしいですか?

(トミオカ) 事実の調査はできません。

(私) なぜ?

(トミオカ) 違法性が認められませんよ、警察官の捜査

(私) だから、違法でしょ? 不審な事になぜ答えないんですか?

(トミオカ) それ、イマイさんが、イマイさんが思ってるだけでしょ? 違法だってゆうふうに。そうじゃないですか?

(私) だ、どういう意味があるん? 私が被害の、救済の申出をしてるんだから、私が思ってるんです、他の人が思っててどうするんですか? どういう意味があるんです? その言葉に。

(トミオカ) イマイさんが思ってるってことはわかる、わかるんですよ、

(私) はい、

(トミオカ) ただ、私は違法性は認められない。

(私) だからその、根拠無く認めないじゃないんだよ、根拠を示せ、と言ってるんです。わかります?

(トミオカ) 警察、捜査機関が犯罪じゃないと言ってんですよ?

(私) だからどうしたの? 意味が無いです、貴方の言ってる反論は意味が無いですよ。

(トミオカ) じゃあもう、これ以上申しませんけどね。

# I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) だから、そういうこと、はん、返答でいいんだったら、前橋法務局しての責任ある回答にして下さい。

(トミオカ) いいです。

(私) 次、次に求めるのは、そういうお立場の回答なんですよ。

(トミオカ) どうぞ、どうぞ。私はもう、あの、違法性があると認められませんので、私はね。

(私) だから、そのお言葉に根拠が無いともうし、申し上げてますよね、再三。もう無駄だと思うから、この辺にしますが、再三、それは申し上げてますよ。警察の不法性はちゃんと、何度も繰り返し説明しましたからね。それを認めようとしないは、するもしないもご自由ですが。

(トミオカ) はい、どうぞ。

(私) ま、最初からそういう話になるだろう、とは、てん、あの、思ってました、思ってましたが、そんなに何度も何度も無駄なやりとりしてもしょうがないんで、次は、前橋法務局しての責任あるご回答をいただきたいです。

(トミオカ) 前橋法務局しての責任ある回答つつことですか? 私の今日の対応じゃなくてね?

(私) ええ、

(トミオカ) 全然、回答んなってないということですね? イマイさんから行くとね? そういうことですか?

(私) はい、まあ。そういうことです。

(トミオカ) そういうふうに、とらまえていいんですか?

(私) はい、回答んなってると思われますか? 自分で。

(トミオカ) 私はなってると思ってます、ええ。

(私) あの、言い切るのであれば、あの、ちゃんと、あの、規定に基く事をおっしゃってくださいね。私は、ただ、規定通りの事実の調査をお願いしてるだけですよ。調査しない正当性が有りますか? ということを、繰り返し繰り返し、お訊ねしてるんですが?

(トミオカ) だからここはもう、イマイさんとね、話しても、堂々巡りんなっちゃう感じがするんですね。というのはなぜかというと、ま、今の話でもそうですけども、沼田支局の関係もそうですけどもね、イマイさんに呼ばれて警察が来て事情を聞いて、警察のほうでは、イマイさんこれ、事件性無いねと、いうふうに判断されたわけですよね? ただ、イマイさんとすれば、不思議な事ばかりじゃないかというふうに当然、思ってるわけですよね? 当然その事件性が無いといったの、これまさに犯罪だよと、いうとらまえかたですよね?

(私) それも含めて犯罪だよ、ということですね、職権濫用です、ということです、はい。

(トミオカ) そうそう、そのことに対して、私は、その、警察官の判断は犯罪だとは思わない。

(私) 判断ではない、判断以前に行行為として、形式的に不備でしょう? 反事をしないということは。それ何度も言ってますよね? 捜査機関というのは、そういう職責なんですよ。被害を訴えられて、無視したら、当然、その被害が及ぶんです。

(トミオカ) それ、警察に言ってもらうしかないって、直接、イマイさんから、それが一番いい。そうですよ、直接の

(私) その警察が犯罪として動かないから、被害を訴えてるんですが?

(トミオカ) それを動かせない、人権擁護機関が。

I-甲 6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) だから、根拠の無いことを言わないでくれと言ってるでしょ?

(トミオカ) 根拠? 根拠、先ほどから言ってますよね、ね?

(私) だから、事実調査をしてください。しない根拠がどこにあるん?

(トミオカ) 調査をしない根拠は先ほど来、言ってるように、違法性が無いもん。

(私) だから、違法性が無いから、判断、あの、調査しなくていいって、その根拠がどこにあるん? 違法性の判断どうやってるん?

(トミオカ) 人権侵犯事案ならないでしょ? だって、人権侵犯事案じゃなきや、調査に入らないですよ。

(私) 疑いのある事案を調査しろって書いてありますよ、

(トミオカ) もちろん、違法性が無いと疑い無いですよね?

(私) 疑いが全く無いの?

(トミオカ) 疑い持てないです。

(私) 無いですか?

(トミオカ) ええ、

(私) ああ、そうですか? その判断が異常ですね、そうするとね。

(トミオカ) 異常? ああ、そうですか?

(私) ええ、明らかに異常です。

(トミオカ) まあ、異常と思ってもらってもいいですけどね。

(私) いや、思ってもらってもいいじゃなくて、

(トミオカ) あ、異常じゃないですよ。

(私) はい、トミオカさんの職責を、ちょっと詳しくお訊きしたいんですが。

(トミオカ) 職責?

(私) 職位ですか?

(トミオカ) 係員ですよ、係員。

(私) 係員だけですか?

(トミオカ) はい、よく見てください。

(私) はい、あの職権濫用罪の定義として、職責を詳しく書かないといけないんです。

(トミオカ) 係員です、係員ですね。告訴、

(私) はい、わかりました。人権擁護課のトミオカマサユキさんですね?

(トミオカ) はい、告訴、

(私) わかりました、はい。

(トミオカ) はい、けっこうです。はい、別に、じゃあ、いいですよ、告訴状に加えてもらってもけっこうですので、私を。まあ、私なりにね、一生懸命ご説明させていただいたつもりですけどね、まあ、それは、あとはイマイさんのご判断で、やっていただければ、いいと思います。

(私) 優先する法律の関係を間違えてると思いますよ、人権擁護機関ですよ、ここは。

(トミオカ) わかってますよ。

(私) 本当にわかってます? だからこそ、罪が重いんですよ。

(トミオカ) わかってますよ。

(私) 警察の不当性は何度もご説明しました。

I-甲6号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) はい、

(私) はい、ええ、この間、ご紹介いただいたのは、総務課、何さんでしたかね?

(トミオカ) 誰ですか? 電話した人?

(私) ええ、この案件については、ええ、人権擁護課長さんはご承知なんですね?

(トミオカ) あ、知っていますよ。

(私) そうですね、ええ、参考までに、お名前教えていただけますか?

(トミオカ) 人権擁護課長、オオクラと申します。ま、結論は同じだと思いますけど、ま、念の為。これはいいですよね? いただいちゃって。

(私) あ、構いませんよ、はい、一度出した物は別にお返しいただく必要はありません、はい。

(トミオカ) じゃあ、そういうことで、

(私) ただ、出した物が何かってな、こちらでも記録しますよ。

(トミオカ) うん、これもじゃあ、取つとりますよ。

(私) それを見た上で、そういう判断をなさった、ということになりますので。

(トミオカ) はい、永久に保存するということにはなりませんけども、こ、これは、この被害申告シートのほうは。

(私) ま、それは規定に則ったご処理をどうぞ。

(トミオカ) じゃ、そういうことで、これは取つとります。永久に保存ということにはなりませんけどね。あと、あの、何でしたっけ? USBメモリーは破棄しちゃっていいですか? お返ししましょうか? メモリー預かったじゃないですか? USBメモリー、お返ししますよ。

(私) な? な? どういう、どういう理由で返すんですか?

(トミオカ) いいですか? よければ。や、どうでも、いいんだら、いいです。

(私) もちろん、そう申し上げたはずですよ、あの、規定通りご処理なさってください。

(トミオカ) わかりました、じゃ、長い時間ね、ありがとうございました。

(私) あ、こちらこそ、堂々巡りの話にお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

以上

20181119 原告 今井豊

2018.10.31 11:28 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局((群馬県前橋市大手町2丁目3-1))・トミオカとの通話の録音

(トミオカ) はい、お電話代りました、トミオカです、

(私) もしもし、

(トミオカ) はい、トミオカですが、

(私) あの、前、ご相談した、今井豊です。

(トミオカ) ああ、どうも、

(私) ご無沙汰しております、

(トミオカ) ご無沙汰いたしております、はい、

(私) あの、一般的な質問をしたいんですけども、はい、

(トミオカ) ええ、ええ、

(私) あのう、犯罪というのはあの、全部、人権侵害に当るという前提でお話してたんですけども、そういうでない場合もあるんですか?

(トミオカ) まあ、犯罪となると、やっぱり刑法ですよね? どちらかというとね、

(私) ええ、ええ、そういうのはもう、対応表がそちらにきてるんじゃないですか?

(トミオカ) 刑法違反ということになると、基本的には、人権、その本人の生命、の危機を脅かすということで人権の侵害ということになりますよね、あの、刑法犯でもね、

(私) ええ、あの、まあ、内容によってはですね、生命に対する訴えであれば、そうなるでしょうし、

(トミオカ) ええ、ええ、

(私) あのう、ただ、刑法に触れるということは、基本的に賠償責任が発生すると思ってるんで、

(トミオカ) 賠償責任でゆうのは、いわゆる民事上の賠償責任でことですかね?

(私) そうですね、

(トミオカ) 賠償責任を、まあ、なんてゆうんですかね、求めるということになると、民事上の裁判でゆうことになりますよね、

(私) ええ、ただ、それが発生するということはですね、人権ではなくても、その、法律上保護される利益に当るんじゃないですかね?

(トミオカ) 法律上?

(私) ああ、法律上保護される利益、

(トミオカ) 要するにその、民事上の賠償責任を求めるってゆうことは、ま、それによって例えば、裁判で勝訴すれば、今、イマイさんがおっしゃったように法律上保護される利益ですよね、

(私) ええ、ええ、ということは、それは不法行為に当るってことですね?

(トミオカ) そういうことなんでしょうね、やっぱり、

(私) ということになると、ニアリーイコールで人権侵害であると考えていいんですかね?

(トミオカ) 刑事上の事件が、ですか?

# I-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) ええ、ま、具体的に、例えば、生命に対する権利であるとか、あるいは手続を受ける権利の侵害であるとか、そういう主張をしなくても、一般論として、犯罪は、まあ、ほぼ、人権侵害に当ると言えるんじゃないですか?

(トミオカ) そうですね、考えれば、その、例えば刑法、また話が戻ってしまいますけれども、刑法に照らして、刑法違反であるってゆうことになれば、その人の、ま、或る意味、生命を脅かしている、要するに、その人の、なんてゆうんですかね、侵害されてるってことになりますよね、その権利がね、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) ううん、そりや、人権でしょうね、まさにね、ええ、

(私) ううん、ま、その点から考えると、私や、ずっとその、警察による犯罪、犯罪ってあの、ええ、隠蔽だの、蔵匿だの、ええ、脅迫だの、職権濫用だの、その三罪は基本的に必ず訴えてたわけなんですけども、

(トミオカ) いわゆる警察の隠蔽、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) あるいはその脅迫、職権での脅迫ってことですか? はい、

(私) その内容から言うと、それが事実であれば、人権侵害ってのは、特に訴えなくても、そちらの職権でわかるんじゃないですかね?

(トミオカ) それはね、わからないですね、やっぱりね、あのう、私共、人権擁護機関は、例えば、今、イマイさんがおっしゃったように、いわゆる、犯罪で自分の権利が侵害されてるというような場合には、その事実を確認、要するに、イマイさんのほうから、申告が有りますよね、こういう被害を受けたとか、ああいう被害を受けたとか、

(私) はい、

(トミオカ) ね、で、そのことが、ああ、そのことについて必ず相手方が居るわけじゃないですか、今この話で言うと警察、

(私) ええ、

(トミオカ) そうすると、警察のほうに、そういう事実が有るかどうかってゆうのを聞いたうえで、双方の、その、聞いたお話をトータルで考えて人権侵犯性が有るかどうかっていうのを判断するのが、うちのほうの、人権擁護機関の仕事なんですよ。だから、こちらから、その、犯罪が起きてれば、一方的に進んで、立件して、その、事件を調査するってことはないんですね。

(私) ううん、なるほど、

(トミオカ) それはないんですよね、そういうあとの、去年でしたっけ、今年でしたっけ、イマイさんがこちらのほうに見えた時には私のほうでご説明はさせていただいておりますけれども、

(私) 今年の2月ですね、はい、

(トミオカ) 2月頃来たんでしたっけ、ね、

(私) ううん、ま、それに絡むんですけども、ええ、その、侵犯事実が疑われる場合は調査するっていうふうに、そちらの内規ではなってますよね?

(トミオカ) なってますね、

(私) ただ、その除外条件が、パンフレットとかには謳われてないんですよね?

(トミオカ) 除外条件まではパンフレットには無いですね、

# I - 甲 8 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 357 号 慰謝料請求事件

(私) うん、だから人権侵犯事実が疑われない場合も有って、それは調査しないんだよってゆうことが、パンフレットでは読み取れないんですけども?

(トミオカ) パンフレットには無いかもしないですね、

(私) そこはあの、根拠として、あの、そちらの職権判断で却下しちゃっていいもんなんですか?

(トミオカ) 人権侵、要するに、申告者、こういうことを私、されました、ああいったことをされましたってゆうご相談、有りますよね、申告が有りますよね、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) で、そのことについて人権侵害の疑い、うん、これは、人権侵害の疑いがあれば、ってゆうことであれば 疑いが有れば基本的には立件して事件調査ってゆうことになりますよね、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) 疑いが有れば、で、プラスして申告者の、是非、その、人権擁護機関に係わっていただきたいという意思、意思表示つんですかね、意思が有れば、これは調査しますよね、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) ただ、パンフレットにはその、疑いの無いものについては除外するつことまでは書いてないですよね、

(私) ううん、そこがちょっとその、

(トミオカ) 人権侵害の疑いが無いものについてまで、自らこっちから立件調査するかってことなるとそれはありえないってことになりますよね、

(私) トミオカさんとすたもんだしてたのは、根本的にそこの喰い違いが主なものなんですね、

(トミオカ) うん、なるほどね、

(私) 謳ってないってな、なんか、人権擁護局の過失のような気がするんですが?

(トミオカ) ああ、人権擁護局の過失、だから、つまりパンフレットで言うのは、その、人権侵害の疑いの無いものについては人権擁護機関は関与しませんよということを、ま、前提に、その疑いの有るものは、ね、あの、申告者の、是非、人権擁護機関に関与してもらいたいという意思が有れば、それは、あの、もちろん調査するにしても、この間もお話しましたけど、相手方の協力が前提となるわけですけどね、調査しますよということ、で、パンフレットのほうにはそこまでは書いてないということなんじやないでしょうかね?

(私) なるほどね、それで細かいことなんですが、私が提出した文書とメモリーの取扱とゆうか保存期限とかはどうなってるんですか? 通常の。

(トミオカ) ええとね、メモリーはお預りします、確かにね、ええ、

(私) いや、そうじゃなくて、元々のその、

(トミオカ) いわゆる人権相談所の保存期限、期限ですよね?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) あ、もしもし、5年間ですね、

(私) どちらも?

(トミオカ) ええ、

(私) はあはあ、わかりました、

(トミオカ) メモリーほうは相談票の、いわゆる、何てんですかね、付属っていうか、付属のメモリー

# I-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

ってゆうことで、保管として、ね、こちらで預かっておりますのでね、

(私) ええ、ええ、わかりました。それで話、戻るんですが、あの、端的にね、その、異常な判断、いわゆる、著しくふご、不合理な判断とゆうのは、これはあの、警察に限った話ではないんですけども、

(トミオカ) なくて? ええ、ええ、

(私) その、手続として無効だと思うんですよ、

(トミオカ) んん? 不合理な判断、うん、ま、そこは難しいんですよ、何をもって、不合理な判断というふうに、イマイさんのほうが、ご判断するかわかりませんけども、ま、例えば、うちの人権擁護機関がこういう判断をしました、

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) ああいう判断をしましたってゆうのは、うちからすればですね、合理的な判断をしているというふうに考えて

(私) あのね、合理的と言うには、には理由が必要なんですよ、

(トミオカ) ええ、理由が必要ですよね、

(私) 合理的な根拠が。それを全く一度も示していただいてませんが、それは警察も一緒ですけども。

(トミオカ) あ、警察もね、うん、

(私) はい、で、私はその判断の不合理性を当日から指摘しているにも拘らず、警察は全くそれを無視してるんですよ。

(トミオカ) 警察は要するにその、イマイさんの言わばその被害届というか訴えというかね、

(私) ええ、現場検証やその時点の抗議、

(トミオカ) 根拠? ああ、それは、

(私) ええ、つまり、なぜ、人、人為性を否定できるのか?、という、して、指摘に答えてないまま今日に至ってるんです。

(トミオカ) ううん、なるほどね、

(私) そうすると、最初の判断そのものが無効だと思うんですよ、やったことにならない、という状態なんですよ。それが、隠蔽だと言ってるんですけども、

(トミオカ) 警察のほうでは説明してないんですか?

(私) 説明してないですよ、

(トミオカ) あの、きちんと、

(私) ええ、

(トミオカ) イマイさん、こういうことで受けられない、受けられないってゆうか、いわゆる、被害届を受理できないんですよ、とかっていう説明は、イマイさんに対してしてないんですか?

(私) してないんですよ、被害届だの告訴状持ち込んで、受け取ったのはいいけど、そのあと一切、何も答えてない、何も連絡してない、

(トミオカ) ううん、

(私) しかもね、あの、事件性無しと判断するんだったら、少なくとも連絡くださいよ、とゆつ、言つてるんですよ、そういう録音も残ってるのに、無視して。で、最初に戻りますけども、最初の発砲ですね、至近距離30m、相対で発砲すること自体に、事件性を感じないですか?

(トミオカ) 発砲、鉄砲ですか?

I-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) ええ、

(トミオカ) いわゆるその、イノシシかなんかを、に対、イノシシかなんかに対して発砲したと?

(私) いや、あの、シカが居たから発砲したって言ってるんですけど、

(トミオカ) それがいわゆる、イマイさんのすぐ近くでやったということは、近くでその、発砲したということが違法性が有るかど、違法性が有るんじゃないかってことですか?

(私) いや、そこに特別な意図を感じなから異常でしょうね? どうなんですか?

(トミオカ) それは私のほうではそこ、わからないんですけどもねえ、

(私) いや、わからないじゃなくて、感じなければ、即、異常だと思いますよ、そんな発砲がありうると思います? 前例は無いようですよ、群馬県内でも。

(トミオカ) そのことは警察にお話したんだ?

(私) もちろん言いましたよ、当日。だけでも、脅迫の告知が有ったかということだけを盾にして、ひたすら否定して、全く事件性無しで葬ってます。だから、その恣意性に全く答えてないんです、巨大な恣意性に。

(トミオカ) うん、うん、

(私) 私としては、たぶん、偶然確率は一億分の一、すなわち、私限りの特別な行為だと思いますが、それを否定してるんです、否定したまま根拠も示してないと。それで、その後、二週間後に血まみれだの死骸の件が起つてると。

(トミオカ) イノシシの死骸でしたっけ?

(私) ええ、ええ、で、主担当はどちらも、人為性を全く否定してるんです。それじゃ、話なんないでしょ? という状況で、そちらにご相談したわけなんですけども。

(トミオカ) そのことについては、この間来た時にもお話しさしていただきましたけどね、ううん、要するに、うちのほうで係れない。

(私) だから、その根拠が、お言葉に根拠が無いという点と、そもそも、警察の不正、不正である限りは、かか、係れないなんていうはずはないでしょ? 貴方がたには、刑事訴訟法239条の2、公務員の犯罪告発義務が有るんですよ?

(トミオカ) うんうんうん、それは、それは、イマイさんご本人が告発すればいいんじゃないですか? そうじゃなくって? そういう被害を受けてるんで、ま、告発というか、いわゆる、裁判を起こすというか、その

(私) 貴方がたの、その、うう、犯罪告発義務に基いて、規定、細則でしたっけ? (5)の告発という手段が設けられてるんじゃないですか?

(トミオカ) だから、その、告発のことについても、その、犯罪であるとゆう事実が、その、確認できるまでは、公務員であっても告発はできませんよね? それが犯罪かどうかってゆう確証が得られない限りは。

(私) あの、おっしゃってること、わかつてます? それが犯罪であるって確定しちゃったら、もう告発する必要が無いでしょ? ご自分で、あの、論理矛盾な事をおっしゃってるのは認めますか?

(トミオカ) うん、

(私) 要するにね、あの、正当業務行為ではないわけなんですよ、私が主張している内容として、当たり前に。

I-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) 警察が、ということですか?

(私) ええ、ええ、

(トミオカ) だからそれは、そのことを法務局に訴えられても、うちのほうでは、どうしてあげることもできないじゃないですか?

(私) だからできないじゃなくて、

(トミオカ) 正当行為義務に違反してるんであれば、警察組織そのものに訴えればいいんじゃないですか?

(私) ですから、人権侵害が非常に疑われますでしょ? 否定できる、否定でき、否定するならその根拠が必要だってゆうことです。

(トミオカ) 今のお話だけでは、人権侵害の疑いってゆうことは持てませんね。

(私) だからさ、貴方様にたった一つだけ質問したように、じゃあ血痕の件は、なぜ、あの、元の死骸から20mも離れたとこにだけ、通り道の上にだけ散乱してたんですか?

(トミオカ) それは、うう

(私) だ、わからないでしょ? わからないうことは事件性が否定できないわけですよね? それなのに侵犯性が無いって、どうして言い切れるんですか? 極めて不合理な判断ですね?

(トミオカ) うんうんうんうん、事件性の否定肯定というのは、だ、うちではできないでしょ? 強制捜査機関じゃないですもん、うちは。

(私) じゃあ、公務員の犯罪告発義務の趣旨は何なんですか? 設けられている趣旨は?

(トミオカ) え?

(私) 刑訴法239の2ご覧ください、それが設けられている趣旨は何ですか?

(トミオカ) だからそれは、明らかに犯罪であるということが、或る意味、いい、確証できる時でしょ? うね?

(私) どうして、できないんですか? 私の言っていることは明らかに犯罪であると思いますよ。

(トミオカ) お話を聞いただけではそれが、

(私) じゃ、さっきの発砲はね、さっきの発砲の、で、事件性を何%と見るんですか?

(トミオカ) そこまでは、

(私) そこまでは、じゃなくて、それを言わなかったら、判断しようがないでしょ?

(トミオカ) そんなこと言えないですよ、何%なんて、

(私) だから、言わなかったら仕事なんないでしょ? 侵犯性が無いと判断したんでしょ? そちらは。

(トミオカ) 無いですね、

(私) じゃ、根拠を示してくださいよ、

(トミオカ) 無いですね、だから

(私) 根拠は数字で示すしかないでしょ?

(トミオカ) うん、犯罪として、うちのほうとしてね、人権擁護機関として、これは犯罪だということが、認めがたいからですよ。

(私) だから、どうして? 根拠をおっしゃってください、どうして認めがたいん?

(トミオカ) な、何を、私に言いたいんですか? イマイさんは。

(私) 何を?

I-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(トミオカ) どういったことを?

(私) 端的に言いますと、私は確か、あの、蓋然性一覧表ってのを付けて出していますが、そこで、あの、書かれてるのは、皆、事件性の焦点なんですよ、それに対して、それを否定する合理的な根拠が全て示されないんでしたら、それは事件性を否定したことにならないんです。

(トミオカ) だから、捜査機関である警察が、全く元に戻ってしまいますけどね、捜査機関である警察が、犯罪を認めてないわけでしょ? 犯罪性が無いいつつってのを認めてるわけでしょ?

(私) だからそれそのものが警察の犯罪だと言つてるわけでしょ?

(トミオカ) 言つてるわけですよ、

(私) だからそれそのものが犯罪だと私は訴えてるわけなんですよ、無視しないでくださいね。

(トミオカ) 無視はしてないですよ、

(私) 無視してるでしょう? だったら当然に正当業務行為じゃないんだから、うちが入れないなんてゆう言葉が吐けるわけがないでしょ?

(トミオカ) だから、警察の行つてる行為が正当業務行為でない、ある、ってゆうことはわからないですよ、うちではそれは、

(私) それを判断しなかつたら貴方がたの仕事にならないでしょ?

(トミオカ) それは判断できない、

(私) 作為義務の放棄でしょ?

(トミオカ) それは判断できないです、

(私) だからなんでできない?って言つてるん、根拠を示せと言つてるん。

(トミオカ) だから、犯罪を捜査する機関ではないです。

(私) だから根拠規定を示して下さい、犯罪を捜査する機関ではないと書いてあるんだったら、その規定を示して下さい、それが示せないから私は追及してるんです。

(トミオカ) うんうんうんうんうん、もう、これ以上、もう無理ですね、イマイさん、お話ししても、前に進まないです。

(私) だから、根拠が無いじゃない? そのお答えに根拠が無いということは、それは手続を受ける権利の侵害ですね? 私の。

(トミオカ) 犯罪の捜査機関ではないということは、うちの人権擁護機関がどういう機関かっていうのは、法務省の設置法からずっと見ていただいて、

(私) 誰が犯罪を捜査しろって言つたん? 詭弁を使わないでください、そちらの、そちらのやるべきことをやってくださいと言つてるだけですよ。

(トミオカ) やるべきことはやってますよ。

(私) やってないです、やってないから言つてるんです。

(トミオカ) やってますよ、やってないじゃなくって、

(私) 全くやってないです、じゃ、事件性を否定する根拠を示してください。

(トミオカ) それは警察に聞いてくださいよ、うちに聞くんじゃなくて。事件性の否定、警察がしてるわけでしょ?

(私) だから警察の犯罪だと訴えてますよ、警察の犯罪だと訴えてますよ。

(トミオカ) え、警察の犯罪だと訴えてる?

I -甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件

(私) 訴えてますよね? 何度も。

(トミオカ) だから、今回の事件について、犯罪性が有るか無いかは警察に聞いてくださいよ、うちに聞くんじやなくて。

(私) いや、それを判断しなくちゃ仕事んなんないでしょ? 人権侵犯だと訴えてるんですから。

(トミオカ) それが、警察がねえ、きちんとした回答、来ないことが、警察の犯罪だってゆうことを、うちに判断してくださいって、それできないですね。

(私) 警察の犯罪だってことが人権侵害だから、判断してくださいって言ってるんですよ?

(トミオカ) だ、それはできないです。

(私) どうしてですか?

(トミオカ) できないですよ。

(私) あ、そうですか、あの、根拠が無いですね、はい。

(トミオカ) ええ、はいはい。

以上